

研究紀要

第15号

平成10年3月

目次

論説

- 法とテクノロジー…………… 伊藤博文 1
 イギリスにおける財務報告制度 IASへの対応を中心として …… 井戸一元 19
 保育のための“遊び”研究考(X)
 再び「はないちもんめ」について(中) …………… 大森隆子 35
 文科系学生対象の情報リテラシについて…………… 佐野真一郎、山本孝一 45

研究ノート

- 金銭観の研究 お金の魔力に囚われた人びと …………… 浅野純一 59
 森林と文明 II .持続可能な開発 …………… 稲田充男 65

資料

- パソコン教室の初期化対策
 スムーズな授業運営に向けて …………… 伊藤晴康、佐野真一郎、小林憲之 71
 「美しいことば」に関する学生の認識 …………… 伊藤康代 77

翻訳

- ツィーメ著：高昌ウイグル王国の宗教と社会（訳その六）
 中央アジア出土、古代トルコ語仏教文献の識語と施主 …………… 小田壽典 85
 比較心理学 個性の研究 …………… 三木 博 99

解釈

- J. S. バッハ作曲「二声インヴェンション」の楽曲分析と演奏解釈
 第13番 イ短調 BWV 784 …………… 藤本逸子 129

編 集 規 定

1. 研究紀要編集委員会

- 1 1. 本誌は、豊橋創造大学短期大学部の機関誌として、年1回3月に発行する。
- 1 2. 本誌の編集のため、豊橋創造大学短期大学部内に研究紀要編集委員会を置く。
- 1 3. 研究紀要編集委員会は、委員長と各科から選出された編集委員から構成される。
- 1 4. 本誌の編集は、豊橋創造大学短期大学部内にある研究紀要編集委員会の責任のもとに行われ、編集委員会の議決を経るものとする。
- 1 5. 論文は、編集委員会の審査を経て掲載される。
- 1 6. 論文の原稿は、所定の執筆要領に準拠したものに限る。
- 1 7. 掲載の場合、編集技術上原稿の一部に添削を加えることができる。

2. 内容

論文は、学術論文としてふさわしいものとし、未公開のものに限る。

3. 執筆資格

執筆者は、豊橋創造大学短期大学部・豊橋創造大学の専任教員・非常勤教員および研究紀要編集委員会が執筆を認めた者に限る。

4. 執筆要領

- 4 1. 原稿は、ワープロ等で作成した原稿を原則とし、提出時にはフロッピーディスクと印字した原稿を提出する。
- 4 2. 一論文の長さは、原則として16000文字程度(10ページ程度)とする。図表等は掲載の大きさに従って所定のページ数に参入する。
- 4 3. 記述は、簡潔、明確にし、日本語の場合は現代かなづかい、常用漢字を使用する。
- 4 4. 原稿は、かい書で左横書きとし、第一枚目には題目(副題および欧文タイトルも含む)、氏名(ふりがなと欧文による表記を付する)を明記し、本文は第2枚目から書きはじめる。
- 4 5. 脚注は、本文内容の補足説明にあて、通し番号を付ける。
- 4 6. 引用(及び参考)文献の表示は、次のとおりとする。
 - 4 6 1. 雑誌の場合、著者名・「題目」・雑誌名・巻号数・論文所在ページ・発行年の順とする。特に雑誌名は省略した表記をしないように注意する。
 - 4 6 2. 単行本の場合、著者名・『書名』・発行所・発行年の順とし、翻訳の場合は、原語によるもののほか、末尾に(訳者名・書名・発行所・発行年)を付する。
- 4 7. 表図は表1、図1、のように記し、通し番号とする。
- 4 8. 論文の区分は、論説(Article)、研究ノート(Note)、資料(Materials)、翻訳(Translation)、その他とする。
- 4 9. 原稿は、豊橋創造大学短期大学部研究紀要編集委員会に提出する。

5. 論文の体裁

発行時の体裁は、本文2段組、脚注1段組を原則とする。これ以外の体裁をとる場合はその旨を原稿表紙に明記する。

6. 校正

校正は執筆者が行なう。必要な場合は研究紀要編集委員会が行う。

7. その他

- 7 1. 論文の印刷に関し、特に費用を要するものは執筆者の負担とする。
- 7 2. 執筆者に対しては、抜刷20部および本誌3部を贈呈する。それ以上は執筆者の負担とする。
- 7 3. 本誌に掲載された論文を無断で複製及び転載することを禁ずる。
- 7 4. この規定は、豊橋創造大学短期大学部研究紀要第14号より適用する。

法とテクノロジー

(Law and Network Technology)

伊 藤 博 文

目次

はじめに

1. インターネットはどのくらい近未来なのか
 - 1 1. インターネットの現状
 - 1 2. 近未来のインターネット
2. サイバースペースで起きている法律問題
 - 2 1. 個別事例
 - 2 1 1. 名誉毀損
 - 2 1 2. 著作権
 - 2 1 3. 賭博
 - 2 1 4. わいせつ物頒布
 - 2 1 5. コンテンツ規制
 - 2 1 6. クラッキング
 - 2 1 7. 暗号化
 - 2 2. インターネット法規制論議
 - 2 2 1. 規制論
 - 2 2 2. 規制反対論
 - 2 2 3. プロバイダの責任
 - 2 2 4. 規制議論のまとめ
 - 2 3. インターネットの匿名性
3. サイバースペースでの法の機能
 - 3 1. 法の無力さ
 - 3 2. 法による規制とテクノロジーによる規制
4. 法とテクノロジー
 - 4 1. テクノロジーが法を超える
 - 4 2. 近未来の法律学

おわりに

はじめに

本稿の目的は、法の近未来像を描くことにあ
る。今インターネット上で起きている問題を
“法”と“テクノロジー”という関連から考察し
ながら、近未来において法はどのように存在し、
またどのように変化して行くべきなのか、とい
う問に対する一つの解答を呈示する。

あらかじめ用語の定義を行っておきたい。本
稿で“テクノロジー”と言った場合、単に技術
という意味だけではなく、特に、インターネット
といったコンピュータ・ネットワーク上で開
発・利用されているネットワーク・テクノロジー
を指す。また、“サイバースペース”という用語
は、インターネットという世界規模のコンピ
ュータ・ネットワーク上で行われている情報の
やりとりから生ずる仮想現実社会を指すもので
あり、ネットワーク上に存在し、我々の棲む現
実社会とは一線を画する社会を想定してこの呼
び名を使う。

本稿は次のような仮定の下に考察を行っている。
法の近未来像を考えるにあたり、まず近未
来社会を想定し、そこで法がどのように機能し
ていくのかを検討した後、全体像を描くとい
う手法を取る。第一の前提として、われわれの近
未来社会としてコンピュータに管理されたネッ
トワーク社会を想定する。この代表例がイン
ターネット上で繰り広げられているサイバース
ペースである。第二の前提として、このサイ
バースペース上での法の機能を考察すること
により、近未来の法の姿の一面が明らかになっ
てくると考える。今サイバースペース上で起きて

いるいくつかの問題は、この近未来社会で起き
てであろう問題の類型を示唆していると考えて
いる。インターネットというネットワーク上で
繰り広げられるサイバースペースが未来社会の
一部を既に形成しており、この敷衍を近未来社
会と位置づけ、このサイバースペース上で今起
きている法律問題を考察することにより、近未
来の法学について想定してみようと思う¹⁾。

未来を予測することは容易ではない。それ
は、様々な推論から組み立てるものである以上、
不正確になるという危険を持ち、また現存在の
延長上に異質なものを想定するという矛盾があ
る。あえて、不正確で的外れとの批判を覚悟で
論を進めるのは、今、二十世紀末が人類にとっ
ても、法学にとっても大きな変革期に向かい
つつあるという認識からであり、その僅かな兆
候から後の大変革を読みとり、これに対応しよ
うとするがためである。

1. インターネットはどのくらい 近未来なのか

ここでは、インターネット上で繰り広げられ
ているサイバースペースは、近未来のプロトタ
イプ(原型)であるという前提から説明するこ
ととする。

未来学者アルビン・トフラーによれば²⁾、人類
は今大きな歴史的変革期におかれていることと
なる。つまり、人類が農耕を始めた時より農業
社会が形成され、産業革命において産業社会を
生み出してきた。そして今、情報革命が起き、

1) 以下のメールアドレスに意見や批判を送付していただければ幸いである。Internet: hirofumi@sozo.ac.jp; NIFTY-Serve: QFF02244@niftyserve.or.jp

2) アルビン・トフラー/徳山二郎監修・鈴木健次・桜井元雄・他訳『第三の波』日本放送出版協会(1980年)20頁。「人類はこれまで、大変革の波を二度経験している。それぞれの波は、変革以前の文化、あるいは文明を大幅に時代おくれにしてしまい、前の時代に生きていた人間には想像すらできなかった生活様式を一般化した。第一の波による農業革命は数千年にわたってゆるやかに展開された。産業文明の出現による第二の波の変革は、わずか300年しかかからなかった。今日では、歴史の進行はさらに加速されており、第三の波はせいぜい2、30年で歴史の流れを変え、その変革を完結するのではないだろうか。したがってわれわれは、たまたまこの衝撃的な時代に地球上で運命を共にするわけだが、自分たちが生きている間に第三の波の衝撃をまともに受けることになるであろう。」第三の波は、まったく新しい生活様式をもたらす。中略 来るべき文明は、われわれの新しい行動規範を打ち立て、第二の波の特徴である規格化(Standardization)、同時化(Synchronization)、中央集権化(Centralization)といった産業社会の制約を乗り越え、エネルギー、富、権力の集中化を越える道を拓いてくれる。よ、大前研一「ネットワーク時代の到来を語る」『電脳への提言』アスキー出版局42頁(1997年)参照。

あらたな情報化社会を形成するという未来予測である。この予測に従えば、農業社会から産業社会への移行期に生まれてきた近代法のありかたが大きく変わり、われわれ人類の生きる社会が情報化社会に移行すれば、これに応じた法が生まれると予測できよう。そこで高度情報化社会の具現化の旗手であるコンピュータがもたらすネットワーク社会、その典型例であるインターネット上で繰り広げられるサイバースペースが近未来社会のプロトタイプと考え得るのである。

1 1 . インターネットの現状

インターネットは爆発的な増殖を続け、その利用者は数を世界中に広げているといわれる。そこで、インターネットを理解するためにその現状を紹介する。

まず第一に、日本のインターネット人口についてである。『インターネット白書 97』によると、日本のインターネット人口は、1997年2月時点で571万8千人と推定されている³⁾。これは日本の総人口に占める割合としても約5%にすぎない。また、日経BP社が行った「第2回全国インターネット普及率調査」⁴⁾でも、自分で電子メールかWWWを利用したという「インターネット利用者」の比率は8.3%で、16歳以上の日本の人口（約1億400万人）で換算すると約860万人程度がいる計算となる。また、デジタルメディア関連の調査会社アクセスメディアインターナショナル株式会社による「日本国内のインターネット普及率調査と利用実態調査の結

果」⁵⁾によると、1997年末時点のインターネットの利用者は884万人とされている。同社の1996年末の調査結果、510万人に比べると1年で374万人のユーザーが増加したことになる。

第二に、どのようにインターネットを利用しているのかについてである。インターネットに接続するには専用線接続とダイヤルアップ接続に二分されるが、69.9%のインターネットユーザーがプロバイダ経由で接続し、11.3%がパソコン通信サービス経由で接続している。専用線による接続は15.8%と低いという現状である⁶⁾。つまり、ほとんどがダイヤルアップによる接続ということとなる。第三に、どのような目的で利用しているのかである。利用目的は、趣味・エンターテインメントとしての利用が77.8%で、仕事に利用しているのは53.5%、研究に利用しているのは14.2%にすぎないとされている⁷⁾。第四に、インターネットをどのように認識しているのかについてである。今後インターネットが社会のどのような分野で必要とされる情報メディアかという問に対して、最も多い回答は、「仕事や家庭にとって必要な情報メディアになる」30.9%、「仕事にとって必要な情報メディアになる」25.8%、「仕事や教育にとって必要な情報メディアになる」11.1%、となっている⁸⁾。第五に、インターネットを利用していない人のインターネットに対する意識は、あまり利用したくない、全く利用したくないと答えたのは、全体の13.6%にすぎない⁹⁾という現状である。

以上のデータをもとに今のインターネットを特徴づけると、インターネット利用者は、国民全体に占める割合も10%以下と少なく、ごく限

3) 日本インターネット協会編『インターネット白書 97』インプレス社（1997年）54頁。同書によれば、「その内訳として、パソコンを所有してインターネットにアクセスするユーザーは260万7千人、パソコンを所有せずインターネットに会社や学校などからアクセスするユーザーは311万1千人とされる。」

4) <http://www3.nikkeibp.co.jp/MA/guests/release/1013inet.htm>。これによると、前回の調査結果では、利用者の比率が6.6%で約700万人であり、WWWだけの利用者の比率は5.4%で約555万人となっており、前回調査時の3.3%約350万人と比較して約6割増加していることとなる。

5) アクセスメディアインターナショナル株式会社（TEL 03-5467-5772）。また、同社の将来予測によると1998年も前年比約166%程度の成長が見込まれ、将来的にも企業需要や教育関連等の需要に支えられ、1999年末には利用者が2,000万人に達すると予測されている。

6) 日本インターネット協会編『インターネット白書 97』インプレス社（1997年）63頁。

7) 日本インターネット協会編『インターネット白書 97』インプレス社（1997年）60頁。

8) 日本インターネット協会編『インターネット白書 97』インプレス社（1997年）69頁。

9) 日本インターネット協会編『インターネット白書 97』インプレス社（1997年）74頁。

られた人々により利用されているメディアといえよう。その利用目的も社会の根幹を担うような重要なものに利用されてはならず、趣味や娯楽といった利用方法が主であるが徐々に仕事にも利用されつつあるという現状である。また一方で、利用しない人にとっても今後は利用したいと考える人が多く、インターネットは将来的に多くの人の参加が予測できるメディアといえることができる。つまり、インターネットは情報伝達メディアとしても、電話やテレビの普及率に比べれば極めて低いものであるが、成長段階としても萌芽期にあるといえ、システムそのものも極めて未成熟なものといえよう。

1.2. 近未来のインターネット

近未来においてインターネットはもっと普及すると予想できる。その論拠としては、学校教育、特に義務教育におけるコンピュータ教育の普及¹⁰⁾、企業におけるインターネット導入が全体の成長を牽引することが挙げられる¹¹⁾。インターネット利用者が増え続ける一方で、インターネットの利用形態も変化していく。利用者が増えれば新しい利用形態を先取りしたサービスが増える。ここでは、より速い大容量の情報伝達が必要とされ、インターネットの接続方法においても現在の主流で低速接続であるダイヤルアップから、インターネット本来の機能を発揮でき高速通信が可能な専用線接続へとシフトしていくと考えられる。低料金であらゆる情報が世界中に伝達できるというインターネットはコンピュータで実現されるネットワークであり、このコンピュータが、メディアとしてテレ

ビ、ラジオ、電話、ファックスといった情報メディアを集約して統合化していくものと予想される。

このようなインターネットが普及した社会、つまり真の意味でのサイバースペースではどのようなことが起きるのであるか。ここでは、ネットワークへの依存度が高まり、高度な管理社会が形成されると予想される。まず、現在のインターネットの利用方法は、情報伝達としても幼稚なものにとどまるが、より高度な利用技術が開発され、種々のサービスが実現し、われわれの日常生活に欠くことのできないメディアとなることは間違いない¹²⁾。すると、インターネットがなければ生活できない社会へと進むこととなる。このコンピュータ・ネットワークへ依存する社会は、高度な管理が可能な社会であることを認識する必要がある。インターネットを経由して何らかの情報を得たり発信したりすることには、必ずコンピュータ操作が必要となり、日常生活に不可欠な情報のやりとりを、ネットワーク上で監視・操作することも技術的に可能な社会ということになる。極めて高度な情報のやりとりが可能になると同時に、情報の管理操作も容易な社会が予想されるのである。

2. サイバースペースで起きている法律問題

近未来社会のプロトタイプとしてのサイバースペースで起きている法律問題を考察することにより、近未来の法の姿の一面が明らかになってくる。このサイバースペース上で起きている

10) インプレス社刊 InternetWatch 1997年11月5日号によると、町村信孝文部大臣は1997年11月4日閣議後の記者会見で、「2003年までにすべての学校をインターネットに接続する方針を明らかにしている。その会見によると、全国のすべての国公私立の学校を対象に、2001年までに中・高等学校および特殊教育学校、2003年までに小学校をインターネットに接続するとした。また国公立の学校に関しては通信費やインターネット接続料として約81億円を地方交付税で措置するよう自治省に求めていく」としている。

11) 日本インターネット協会編『インターネット白書 97』インプレス社(1997年)84頁。

12) 1998年2月に Computer Industry Almanac 社から発売される「The Internet Industry Almanac」(<http://www.c-i-a.com/199801pr.htm>)によると、1997年の世界のインターネット利用者総数は9,996万人で、そのうち、米国が5,468万人で全体の54.7%を占め、次に日本で797万人、7.97%を占めている。以下、イギリス583万人(5.83%)、カナダ433万人(4.33%)、ドイツ406万人(4.07%)と続く。利用者数上位15カ国で全体の90%が占めていることは、世界における情報格差の問題が深刻化するのが懸念される。

いくつかの問題は、この近未来社会で起きるであろう問題の類型を示唆しているのである。

2.1. 個別事例

まずサイバースペース上で起きている問題、名誉毀損、著作権、賭博、わいせつ物頒布、コンテンツ規制、クラッキング、暗号化という問題について検討することとする。

2.1.1 名誉毀損

ネットワーク上の法律問題の一つとして名誉毀損の問題がある¹³⁾。これに関しては、ニフティ判決が有名である¹⁴⁾。

事件は、NIFTY-SERVE（以下ニフティ）という日本で最大の会員数を誇るパソコン通信ネットワークで起きたものである。ニフティには、フォーラムという或るテーマに興味を持った会員が意見を自由に交換できるコンピュータ上の場が300ほどある。原告は、翻訳をフリーランスで請け負って生計を立て“Cookie”とのハンドル名を用いていた女性である。ニフティ上の現代思想フォーラム（略称・FSHISO）において、“気が小さい*”及び“***THE SHOGUN”とのハンドル名を用いていたニフティの会員である被告Y1が、原告に誹謗中傷の発言を行った。原告は、Y1、このフォーラムのシステム・オペレーター（SYSOP、“シスオペ”と呼ばれる）であるY2、そしてNIFTY-SERVEの主宰者であるニフティ株式会社Y3を相手取って、民事上の名誉毀損として損害賠償を求めた事件である。

事件の論点は、(A)被告Y1の発言によって原告の名誉が毀損されたか（全被告関係）、(B)被告Y2の責任原因（被告Y2及びY3関係）、(C)被告Y3の責任原因（Y3関係、使用者責任および安全配慮義務違反）、(D)損害額及び謝罪

広告掲載の要否であった。

判決は、(A)の名誉毀損に関しては、問題となったY1の一定の発言は激烈、必要以上の揶揄、きわめて侮辱的とも言うべき発言が繰り返されているなど、個人攻撃が強く、原告の社会的信用を低下させていると判断して、不法行為の成立を認め、被告3名に各自10万円及び被告Y1に対しては40万円の損害賠償額 および遅延賠償金を認定した。そして、これ以外の原告の本訴請求をいずれも棄却した。この後被告全員が控訴、原告も賠償額の低さから控訴している。

本件は、ニフティというパソコン通信ネットワーク上で起きた事件であり、インターネット上のサイバースペースで直接起きた事件ではないが、その基本的性格はインターネット上のNEWSでも起き得る事件と同一性を持ち、裁判所がどのような判断を下すかが注目されていた事件である。本判決は、パソコン通信上での発言という新たなメディア上で起きた名誉毀損という問題には、既存の法体系で対応できるということを証明している。注目されるのは、被告Y2となったシスオペや、被告Y3となった事業者ニフティも使用者責任を負うという判断がされたことである。判決は、直接の発言者でないシスオペに作為義務違反を認め、事業者ニフティには当該シスオペとの間の管理委託契約に従い、指揮監督関係を判断して使用者責任を認めている。

ここでの当該判決の意義としては、サイバースペースといった新たなメディア上での名誉毀損といった問題に、裁判所は既存の法体系を当てはめることに何ら問題はないと判断し、賠償責任を負わせたことが挙げられる。留意すべき点は、本件の場合のように日本国内のパソコン通信の中で事件の全てが行われた場合には、日本民法の名誉毀損という法規範をネットワーク上に持ち込み法的判断を下すことには問題はな

13) 高橋和之「パソコン通信と名誉毀損」ジュリスト1120号80頁（1997年）

14) 本訴は、平成6年（ワ）第7784号損害賠償請求事件で、反訴は、平成6年（ワ）第24828号損害賠償請求事件（平成8年6月17日口頭弁論終結）である。判決文全文が、<http://www.asahi-net.or.jp/~vh3j-skmt/saiban/1shin.html#jijitsu>から入手できる。また、<http://www.asahi-net.or.jp/~VR5J-MKN/nifty.htm>から、牧野二郎弁護士のコメントが掲載されている。

かったということである。

これをインターネット上に置き換えてみれば、名誉毀損となる書き込みを海外のNEWSサーバーに書き込んだ場合などは、その適用法の問題が生じるであろう。また、シスオペと事業者に責任を負わせたことは、今後のサイバースペース上での個人発言に対しての管理主体を意味づけるという点からは評価できるが、また問題も多い。つまり、そのような管理主体の管理能力には限界があるということと、サイバースペース上では海外のプロバイダに対して同様の責任を負わせることが可能か、その名誉毀損となる書き込みを行った者が利用したプロバイダに作為義務を負わせることが可能かという問題が残るのである。

これは、国内法が国内で起きたサイバースペース上の事件には適用され上手く機能するという事例と考えることができる。

2 1 2 . 著作権

コンピュータ上にあるデータはすべてデジタル化されたものであり、容易に複製物を作ることができ、複製による劣化も無い。たとえば、インターネット上で公開されている画像は、簡単にコピーが可能で劣化がないことから無断で他のホームページに掲載したり、他人の画像を無断で売買するという問題が起きており、著作権者から保護を求める声も上がっている¹⁵⁾。そこで問題となるのは、サイバースペース上の画像、文書、音声データ、ソフトウェアといった情報にも、著作権の保護が及ぶのかという問題である。

我が国の著作権法第2条第1号は、“著作物”を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属す

るものをいう」と定義しており、サイバースペース上のデータも著作物になると考えられる。しかし、問題はここにとどまらない。実際にインターネットでホームページを作成しようと考えた場合、使いたくても使用許諾を得るべき相手が見つからない、膨大な量の著作権者に許諾を得る必要がある、著作権使用許諾を得るために多大の労力を要する等の問題とぶつかる。こうした著作権法制度から生ずる制約のため、インターネット上での自由な創作活動が妨げられているのも事実である。また、国境のないインターネット上で内国法による取り締まりの限界を露呈しているのは、著作権法の分野も例外ではない。国際条約により各国の協調により国際的に著作権保護を図ろうとするも、インターネット上ではその限界があるのも事実である。

つまり、この場合、既存の法制度をサイバースペースに持ち込むには無理が生ずるのである。そこで、インターネットという特殊性を考慮する必要がある。インターネットは、URLを表記しこれに“リンクを張る”という方法で、インターネット上のどこかに唯一存在する情報を複製物を作ることなく、あたかも手元にあるかのように画面表示できるのである。これは著作権法のいう“複製”を作ることではない。

これについて、慶応大学の岩元教授とTed Nelson教授が中心に行われているプロジェクト“Transpublishing”が大変興味深い。報道によると¹⁶⁾、プロジェクトの目的は、ネットワーク上での情報発信に関する諸問題、特に著作権問題の解決策の提案・実践であるとされる。インターネットの普及により、誰もが簡単に情報発信できるようになったが、著作物の無断複製が横行することにもなっている。この著作権違反の横行状態を解決するために、すべて

15) 板東久美子「コンピュータ・ネットワーク時代における著作権施策の展開」ジュリスト1117号126頁(1997年); 中山信弘「マルチメディアの著作権を考える」『電脳への提言』アスキー出版局92頁(1997年)参照。

16) 1997年11月25日付インプレス社刊Internet Watchの記事、「03: 慶応大学SFC研究所が各種研究プロジェクトの現状や計画を紹介する。『SFCオープンリサーチフォーラム 97』を開催」による。http://www.kris.sfc.keio.ac.jp/ORF97/。この記事はTed Nelson教授を「Xanadoプロジェクトの提唱者で、ハイパーテキストの父と言ってもよい人物である」と紹介している。

の原著作物はネットワーク上に唯一しかなく、著作物を再利用したい場合には、複製するのではなく引用したい部分にある種の参照点を設定しておき、情報を閲覧するときに動的にオリジナルを参照するようにすることで解決をみようとするものである。こういった動的な参照によって引用関係を明確にする概念をプロジェクトでは、“Transclusion”と呼んでいる。現在のHTMLでも画像データについてはこの方法が取れるが、これを拡張してテキストや表などすべてのデータで動的参照を実現させるのが目標である。また、実際にインターネット上で著作権を保護する術として、他の著作物を再利用する場合、再利用者と原作者がその都度合意を取っていたのでは大きな負担が両者にかかることになるので、“Transclusion”を使って情報を再利用する限りにおいては、原作者の許諾は自動的に得られるという基本的な合意条件“Transcopyright”が必要になってくるとしている。これに付随して、著作権料などの支払いのための電子決済システムの構築も今後の課題とされている。

テクノロジーにより著作権の問題を解決できるならば、わざわざ実効力の疑わしい法制度をサイバースペースに持ち込む必要もないという考えが成り立つ¹⁷⁾。著作権法は近未来に死滅する可能性もあり、また新しいサイバースペース著作権として生まれ変わる可能性もある。著作権法制度そのものは、新たなテクノロジーを根拠づける正当化事由として存在意義を見出すことで、生き残るのかも知れない。

2 1 3 . 賭博

1997年11月25日付けの時事通信ニュース速報によると、「世界中どこからでもインターネッ

トを通じてパソコン画面でビデオポーカーなどのかけ事が楽しめる、いわゆるインターネットカジノの利用者が急増している。今年1年間のかけ金総額が10億ドル(約1,250億円)に達するという推計もあり、米国では取り締まり強化を求める世論が高まっている。現在インターネット上で運営されているカジノは全部で60以上。今年に入って開設されたものがほとんどで、ギャンブル規制のない中米やカリブ海などの地域が発信地になっている。1日24時間オープンしており、画面上でクレジットカードを使って購入した『コイン』を、ルーレット、ブラックジャックなどのビデオゲームにかける仕組み。中でも英領バージン諸島のゲーミング・ロタリー社は3,000万ドル(約37億5,000万円)を投資して自社のコンピューターを改良中で、完了すれば『ラスベガスの大手カジノ並み』(同社)に50種類以上のゲームを提供、1日30万件のアクセスを取り扱えるようになる」と報道されている¹⁸⁾。

日本の刑法第185条は、「賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する」として“賭博罪”を規定し、同186条1項では「常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する」とし、同条2項では「賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する」として“賭博開帳罪”を規定している。

よって、インターネット上であれ、国内で行われたのであればこれらの処罰規定は適用可能である。しかし問題は、日本人が外国のサーバー上に賭博のできるサイトを開設した場合や日本人が外国人によって開設された外国のサーバーにアクセスして賭博をした場合はどうなるのかである。内国法が賭博を禁止しているとしても、賭博を合法化している国におかれたサイ

17) テクノロジーとしては、“電子透かし”の技術がある。これは、配布するデジタル・コンテンツに著作者自らが他人に分からないように署名といったを埋め込む技術であり、著作権保護のための新技術として注目されている(松井甲子雄「電子透かし」インターネットマガジン1998年2月号352頁参照)。しかし、電子透かしは、著作権保護という側面では違法コピーを摘発する手段の一助にしかならず、サイバースペース上での著作権のあり方とは発想が異なる。

18) NIFTY-SERVEでの1997年11月25日付けの時事通信ニュース速報による。読みやすくするため漢数字をアラビア数字に変えている。

ト上でインターネット経由の賭博が行われれば、内国法により規制をする手段は見つからない。現行法の解釈を不用意に拡大し類推解釈を続けていくのは罪刑法定主義に反する。法による可能な解決は立法による解決であり、新たな立法により問題を解決すべきであろうが、その実効性は疑わしいと言わざるを得ない。

2 1 4. わいせつ物頒布

インターネット上では、わいせつな画像データが氾濫しており、だれでもそれを見ることができる。刑法175条は、「わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする」として「わいせつ図画公然陳列罪」を規定している。

論点はいくつかあるが¹⁹⁾、ここで問題となるのは、(A)サイバースペース上のわいせつな画像データが写真や絵などの形のある「有体物」を想定した刑法175条のわいせつ物に当たるかという点と、上述の賭博と同じく、(B)海外のサイトにわいせつな画像データをおいた場合、日本の

刑法で処罰が可能かという問題を紹介する。

まず、(A)については、刑法175条の解釈として議論されている。論点は、デジタルデータという刑法175条が想定していなかったものに適用可能かという議論である。一連のサイバースペースわいせつ事件判決では、刑法175条の解釈を拡張することで問題を解決しようとしている。(B)についてである。刑法の取る属地主義(刑法1条)は、犯人の国籍を問わず日本の領土内で行われたすべての犯罪に対して刑法の適用があるとする以上、わいせつ図画公然陳列罪(刑法175条)は、外国人が海外で日本人にわいせつ図画を見せた場合はもちろんのこと、日本人が外国で日本人に対して見せた場合であっても、刑法は適用できない。こうした問題は、FLマスク事件などで争われているところである²⁰⁾。このわいせつ物頒布の問題においても、「インターネットを知らない法律家たちがインターネットを裁くのは問題」であり、「国民の常識に沿った刑法の解釈が重要で、必要なら刑法を改正すべきだ」とする牧野二郎弁護士の意見²¹⁾のように、既存の法律を無理矢理サイバースペースに持ち込もうとするには、明らかに無理がある事例と言えよう。

19) 刑法上の問題点を詳しく論述するのが本稿の目的ではないので、ここではどのような議論が行われているかを簡単に紹介するにとどめる。その他の論点として、パソコン通信・インターネット上のわいせつな画像の再生・閲覧は、わいせつ物の頒布が公然陳列かという問題もある。また、「FLマスクリンク裁判」において争われているように、画像処理ソフト「FLマスク」をダウンロードすることができるホームページと、FLマスクを使い局部を隠したわいせつ画像が掲載されているホームページが「リンク」することで、わいせつ図画公然陳列の「帮助罪」が成立するかどうかという問題もある。

20) 園田寿教授関西大学法学部教授(刑法)のホームページは、サイバースペースの刑法として大変有意義な情報が掲載されている(<http://w3.scan.or.jp/sonoda>)。毎日新聞社インターネット事件取材班の「1997年インターネット重大ニュース<ネットワーク犯罪・裁判分野>」(<http://www.mainichi.co.jp/hensyuu/jiken/index.html>)は、3つの事件を取り上げている。1.【岡山地裁がマスク画像はわいせつ図画と判決】「画像処理ソフト、FLマスクで男女の局部を隠したわいせつな画像をホームページに掲載したとして岡山県警は1997年6月、岡山県内の男2人をわいせつ図画公然陳列の疑いで逮捕。岡山地裁は12月、FLマスク画像自体をわいせつ図画と判断、2人に対し、2-2年6月の執行猶予付きの有罪判決を言い渡した。マスクを外すことが可能なこのソフトがユーザーの間で、広く普及していることが理由。控訴せず有罪確定。」2.【FLマスクの開発者が「ほう助」罪で逮捕】「大阪府警は4月、FLマスクを開発した横浜市の会社員をわいせつ図画公然陳列のほう助の疑いで逮捕。FLマスクをダウンロードできる会社員のホームページとFLマスクで処理した画像を掲載したホームページがリンクされていたことが問われた。現在、大阪地裁で係争中。FLマスクを移用したアダルトサイトの運営者間でリンクをはずすなどの波紋が広がった。」3.【京都・画像データ裁判で「HDがわいせつ図画」判断】「大阪府のパソコン通信運営者がわいせつ図画公然陳列の罪に問われた『京都・わいせつ画像データ裁判』で、京都地裁は9月、懲役1年6月(執行猶予3年)の有罪判決。具体的なモノを処罰対象にした刑法175条で、電子データのわいせつ画像を取り締まれるかが初めて本格的に争われ、京都地裁は『ハードディスク(HD)をわいせつ図画』と判断。一方岡山地裁は『画像データがわいせつ図画』と判断し、法曹界で論争続く。」

21) FLマスクリンク裁判弁護団長。<http://www.asahi-net.or.jp/~VR5J-MKN/nifty.htm>。牧野弁護士はインターネット規制反対論の立場から多方面で活動されている。

2 1 5 . コンテンツ規制

インターネット上で公開される情報が、公開すること自体強行法規に触れる場合は、刑法のみならず少年法とも関連する。代表的なのは、「酒鬼薔薇聖斗事件」である。

1997年の神戸市須磨区における小学生殺人事件では、インターネット上で、加害行為を行った少年（酒鬼薔薇聖斗）の実名と顔写真が公開されるという事件があった。少年法第61条は、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と規定しており、少年の実名と顔写真を公開することは違法行為となる²²⁾。また、一部の写真週刊誌が酒鬼薔薇聖斗の顔写真を公開したことにより、各方面から非難を受けたことは記憶に新しい。

少年補導直後からインターネット上のさまざまなサイトで、酒鬼薔薇聖斗の実名と顔写真が公開されたが、このような公開に対し抗議の声が高まるにつれ、そのようなサイトは消えていった。そのようなサイトが消えていった理由は、掲載者の自主的な削除もさることながら、インターネット・プロバイダ自身がそのような情報の公開を削除するように動いたことが大きい。顧客のコンテンツに検閲を行わないというポリシーを謳い文句にしているプロバイダ、ベッコウアメは一切コンテンツに制限をせず、最終的には公開者本人がサイトを海外（アメリカ）に移すことにより問題は沈静化したのである²³⁾。

つまり、法的に禁止されるような情報を公開するサイトは、何らかの圧力がかければ掲載を止める場合もあるが、多くはそのような公開に問題のない海外のサイトへと移って行くのである。取り締まりの及ばない外国に情報を置こうとも、その情報を閲覧することは容易であり、維持管理することも自宅のパソコンから可能である。これは、内国法適用の限界を示した事例といえよう。

2 1 6 . クラッキング

インターネットというネットワークには、テレビやラジオのように誰でもがスイッチを入れることにより容易にアクセスできるわけではない。当然のこととして、インターネットにアクセスできる権限（IDやパスワード）が必要である。このユーザー認証により情報の受送信者が特定され、情報管理が可能となる。しかしながら、現状のユーザー認証技術は未熟なものであるため、インターネット上で「他人になりすまし」で行われる刑事犯罪やいやがらせが後を絶たない。こうしたサイバースペース上で問題となっているコンピュータ利用手法をクラッキングと呼んでいる。このクラッキングのほとんどが愉快犯であるが、中には反社会的な意図をもって行われているものもある。例えば、電子メール爆弾というものは、攻撃目標とするネットワークのユーザー宛に、一度に何万通もの同一メールを送りつけ、相手方メールサーバーをダウンさせるという手口で行われているのである²⁴⁾。

そこで、クラッキングの幾つかを類型化して説明しよう²⁵⁾。ごく一般的な不正なアクセス方法の第一として、(A)「なりすまし」がある。イ

22) 昭和23年に施行された少年法は、第1条において少年法の目的を「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」としている。

23) 1997年11月28日の行われた「第22回法とコンピュータ学会研究会」における(株)ベッコウアメ・インターネット代表取締役社長 尾崎憲一氏の報告「プロバイダから見た法的問題点」による。

24) 例えば、電子メール爆弾は、10日間にわたって1日1000通の無意味なメールが送りつ、取り除くためには1日5-8時間必要で、復旧作業に毎日大きな手間がかかる。情報処理振興事業協会 (<http://www.ipa.go.jp/index-j.html>) 参照。

25) このようなクラッキングに対応する組織として、コンピュータ緊急対応センター (<http://www.jpccert.or.jp/>) がある。

インターネットにアクセスできる正規のユーザーの名をかたり、誹謗中傷内容を持つメールを特定の個人宛に送りつけ攻撃する犯罪である。このような嫌がらせ目的のメールをスパム・メール (Spam Mail) と呼ぶ。具体的な「なりすまし」方法には、会社・学校などで正規にアクセスしユーザー認証されたコンピュータを正規の利用者が席を空けている間に、そのコンピュータからスパム・メールを出すという方法である。これは、正規のコンピュータ・ユーザーが席を離れたときにアクセスできないような方法を講じれば解決できる問題である²⁶⁾。また、「なりすまし」のもう一つの方法は、正規ユーザーのIDとパスワードを不法に入手し、その正規ユーザーになりすましてアクセスするという方法である。これに対しては、より高度のユーザー認証方法を取らないと為すすべがない。

第二の不正アクセス方法として、(B)「特殊なサービスからのアクセス」がある。具体的には、インターネットカフェとか、ダイヤルQ2経由のアクセスである。そのような不特定多数の人間がコンピュータを代わる代わる利用する場所では、本来は見知らぬ人間にメールを出させることは禁止すべきであるのに、利用者の利便のためメールを出させてしまうという現実がある。これを利用して不正にアクセスされても、本人を突き止めることは困難である。これはインターネットの利用方法自体に問題があり、確実なユーザー認証が不可能な環境であれば、ユーザーのアクセス権限を情報の受信のみに限定すべきである。

不正アクセスの第三として、(C)「暫定的なア

カウントからのアクセス」がある。多くのパソコン通信会社はユーザー確保のために、一時的なアカウントとパスワードでパソコン通信経由のインターネットアクセスを認めている。この時発行される暫定的なアカウントを利用してスパム・メールを送るという手口がある。

インターネットは、アクセス時にユーザー認証を要求しておきながら、このような犯罪者を特定できないのはなぜであろうか。それはユーザー認証技術が未熟なためであり、インターネットユーザーのモラル向上や法的規制を唱えるよりも、高度な認証技術の出現により解決できる問題なのである。

2.1.7. 暗号化

インターネット上での暗号化技術の進歩は、国家公安の観点からは脅威である。これまでの電信電話や通信衛星といった通信手段のように容易に通信機密を検閲できる手法であれば、国際テロリスト、地球規模の犯罪組織、麻薬カルテルなどの交信を傍受してその動きを捉えることに問題はなかった。しかし、インターネット上での暗号化技術を用いれば、その通信内容が通信者以外の誰にも知られることのない情報伝達が可能になり、国家公安当局にとっては致命的となる打撃を与えることができる。つまり、暗号化というテクノロジーをどのように扱うかにより国家公安という観点から重要な問題が生ずるのである。

そこで、国家が立法という手段を用いて規制を行おうとしても²⁷⁾、それがテクノロジーによ

26) マイクロソフト社 Windows95 のようにネットワーククライアントとして安易なセキュリティしか提供できない OS では、この問題は解決できない。

27) サンフランシスコ連邦地裁は1997年8月27日、合州国政府による暗号化ソフトの輸出規制は、表現の自由を保障した合州国憲法 (the First Amendment) に反するとの判決を下している。この訴訟は、イリノイ州立大学の Daniel Bernstein 教授が、カリフォルニア大学バークレー校の大学院生時代に開発した暗号プログラム “Snuffle” を公開しようとしたとき、その公開を政府は the ITAR (International Traffic in Arms Regulations) に基づきライセンス規制をかけようとしたことについて争われたものである。Marilyn Hall Patel 連邦地裁判事は、規制は合州国メーカーの暗号化技術を締め付けていると指摘し、暗号化ソフト輸出について合州国政府がライセンス規制をかけるのは憲法違反であるとの判決を言い渡している。この判決の意義は、暗号化アルゴリズムについて、「国務省の認可を受けなければ理論を公表したり討議したりすることもできない」という合州国政府の見解に対して、連邦地裁が「言論の自由を定めた修正第1条に反する」と判示したことにある。合州国政府はこれまで、国防上の理由から武器輸出を制限する法律などを根拠に、一定水準以上の暗号化技術の輸出を制限してきたが、ソフト業界などの強い要望を受け暗号化ソフトの輸出規制を徐々に緩和していくという姿勢に変わりつつある。

り無力化された例を挙げてみよう²⁸⁾。

アメリカ合州国政府、特に国家安全保障局、NSA (National Security Agency) は、コンピュータ上での暗号化技術の開発に危機感をいだくこととなる。そこで最終的に、上院 266 法案 (Senate Bill 266(1991)) を提出し、暗号化技術開発を禁止させようとした。これに対し、一人の暗号ソフト開発者、Phil Zimmermann は、合州国政府が暗号化技術を独占しようとしていると危惧をいだき、法案が成立する前に彼が開発した暗号化プログラム PGP (Pretty Good Privacy) をインターネット上で配布した²⁹⁾。これにより、事実上その法案成立を無意味なものとし、暗号規制ができなくなったのである。

この事件の意味するところは次にある。サイバースペース上にも国家権力に対抗しようとする力が存在し、テクノロジーによりその者達が国家権力と対等の力を持ち、サイバースペース上での国家権力による権力独占を許さない状況を作り出している³⁰⁾。これは、一個人の考えが社会全体に大きな影響力をもたらすという意味で、これまでの民主主義とは異なるものであり、サイバースペース独自の現象と言えよう。

2 2 . インターネット法規制論議

アメリカ国防総省による 1969 年の ARPANET (Advanced Research Project Agency Network) に端を発するインターネットは、1991 年のアメリカにおける商用化により、それまでの世俗と隔絶された学術ネットワーク社会から脱皮し、多くの利用者と現実世界との接点を多く持つメディアとして発展することとなり、様々な法的問題と直面することになった。そこで登場するのが、インターネットの法規制問題

である。

2 2 1 . 規制論

インターネットに法規制を求める弁護士達の考えは、「インターネットは犯罪や不正行為の温床ともなっている。インターネットが直面している法律上の問題点は数え切れないほどあるといっても過言ではない。」そして、「私たちがネットワーク上の法的問題を掘り下げ、解決のために一定の方向性を提案しようと思ったのは、法律家としての職業意識からである。私たちは、将来性のあるインターネットやパソコン通信を無法地帯としてはならないと考える。」「ネットワークの持つマイナス面を克服し、誰もが安全にネットワークを使用できるようにするためには、法律で一定の約束事を定め、守らなかった者には刑事罰を課し、被害を受けた消費者の被害回復を容易にする仕組みが必要不可欠である」と主張する³¹⁾。

また、こうした規制論議を受け法による規制を実現している例もある。例えば、福岡県では、1997年7月1日、国内初のインターネット規制条例が施行されている。福岡県は県青少年健全育成条例を改正し、わいせつな画像や誹謗・中傷など青少年に有害な情報をホームページなどに掲載することを禁ずることとした。福岡県内約 120 社のインターネット接続プロバイダやパソコン通信の事業者に対して、自主規制の規約を締結させる努力義務を課しているが、これはあくまで行政指導で罰則規定は設けていない。これには、国内で一県が規制に乗り出しても、他県にサイトを移せばそれまでであり、条例そのものの効果は全くないといえる。

もう一つの例としては、ドイツにおける立法

28) この経緯は、『NHK スペシャル 新・電子立国(9) コンピュータ地球網』1996年6月30日放映に詳しい。

29) PGPの現在のバージョンでは、384bitから2048bitの間で任意に強さを選択できる。PGPは合州国で開発されたため輸出規制され、合州国用のPGPは合州国外では使えない。しかし、それと互換性のあるPGPiというPGPの国際版が開発されており、合州国内外でのPGPによる暗号のやりとりは可能である。<http://www.fukuoka-edu.ac.jp/gakunai/rika/tanakahii/zyugyou/1996kou/kagaku2/resume/5-syo.html> 参照。PGP (Pretty Good Privacy) については「PGP 国際版のホームページ (日本語版)」<http://ac3.aimcom.co.jp/~macpgp/index.html> を参照。各種コンピュータ対応のPGPプログラムも入手できる

30) 合州国におけるインターネットへの司法権力の介入については、<http://leo.misc.hit-u.ac.jp/hideaki/iaj964.htm> 参照。

31) 藤原宏高編、『サイバースペースと法規制』、日本経済新聞社(1997年)2頁。

である³²⁾。それは、1996年12月に閣議決定され1997年7月4日連邦議会で成立し8月1日に施行された「情報通信サービスの基本的条件の規制に関する法律」(Gesetz zur Regelung der Rahmenbedingungen für Informations- und Kommunikationsdienste (Informations- und Kommunikationsdienste-Gesetz-IuKDG)) (通称マルチメディア法)である。ドイツ政府が、インターネット等による電子取引やその他のマルチメディアサービスの利用に関して法的枠組みを作るため制定したマルチメディア法は、「テレサービスの利用に関する法律」、「テレサービスに際しての個人情報の保護に関する法律」、「デジタル署名に関する法律」の三つの新法と、刑法など既存の六つの法律の改正からなる。特に、「テレサービスの利用に関する法律」では「テレサービス」という概念を定めて、インターネット接続サービス業者の責任と義務を明確化し、初めてインターネットへの法規制を行っているのが特徴である。

2.2.2. 規制反対論

インターネット規制論者に対しては、圧倒的多数のインターネットユーザーが規制反対である。反対論の論拠としては、(A)インターネットは規制になじまないというインターネット文化論と(B)規制の実効性への疑問と二分して説明しよう。

まず、(A)インターネット文化論である。インターネット規制論に対して拒否反応を示すインターネット・ユーザーには特徴がある。インターネット・ユーザーが増えつつあるといっても、やはり主たるインターネット・ユーザーの

年齢構成は、30代から40代の男性社員が中心であり³³⁾、このユーザー層にわいせつ画像といった有害コンテンツへの規制に賛同は得にくい。そして、インターネットの発展過程で培われてきたインターネット文化は、GNUに代表されるように³⁴⁾、オープン、ボトムアップ、ボランティアという言葉に表されるような、国家権力などの外圧に規制されず、自由な文化を作り出すという体質を持って発展してきた。特にインターネットを支えるOSとしてのUNIXはネットワーク参加者のボランティア的活動が中心となっており、インターネット上に公開されたものは全て無料で利用できるという感覚があり、著作権侵害、法規制、検閲という観念とはなじみにくい体質を持っている。

規制論者の多くは、インターネット文化の本質を理解しないまま規制論を唱えており、インターネットは未だ発展過程にあるのでここで規制することは、その発展を止めてしまうこととなる。

続いて、(B)規制の実効性への疑問である。ドイツにおけるマルチメディア法のように、一国のインターネット規制はサイバースペースでの実効性は疑わしい。法による規制を行うことは、政府がサイバースペースへ確固とした態度で臨むことの意志表示を行った程度にしか実益を見いだせない。コンテンツ規制で上述したように、実効性の乏しい法規制は、規制の緩い国、地域にサイトが移動するという状況を生み出すだけであり、インターネットの裏と表を作り出し、法による規制は“地下化”をもたらしただけである。一国の法規制が無効であるならば、国際協調による規制、つまり国際条約による規制を行うべきだという考えは、多様な倫理・文化

32) 阪本泰男「サイバー社会の課題と展望」ジュリスト1117号143頁(1997年) および同148頁注5参照。

33) 日本インターネット協会編『インターネット白書 97』インプレス社(1997年)78頁。

34) GNUのホームページは、<http://www.gnu.org/>。ここでは、GNUについて以下のように説明されている。The GNU project has developed a complete free software system named “GNU”(GNU's Not Unix) that is upwardly compatible with Unix. (Richard Stallman's initial document on the GNU project is called the GNU Manifesto (31k characters).) The word “free” above pertains to freedom, not price. You may or may not pay a price to get GNU software. Either way, once you have the software you have three specific freedoms in using it. First, the freedom to copy the program and give it away to your friends and co-workers; second, the freedom to change the program as you wish, by having full access to source code; third, the freedom to distribute an improved version and thus help build the community. (If you redistribute GNU software, you may charge a fee for the physical act of transferring a copy, or you may give away copies.)

をもつ世界各国に画一的な情報規制を押しつけることであり、国際文化を消滅させるものでもとも考えられる。

また、この規制反対論に追い風となるのが、合州国連邦最高裁判所による CDA 判決である。同最高裁は 1997 年 6 月 27 日、インターネット上でわいせつな画像や文書の流布を禁じた「通信品位法 (CDA: Communications Decency Act)」が、言論・表現の自由を保障する合州国憲法に違反するとの判決を下した。インターネット規制に関して連邦最高裁が示した初の判断であり、各方面に大きな影響をもたらしている。ポルノ情報規制は合憲と主張してきたクリントン政権にとっては痛手となり、規制策は転換を迫られている³⁵⁾。この CDA 判決に対し、インターネット規制に反対していた団体などは歓迎の声明を出し、マイクロソフト社のビル・ゲイツ会長も自社サイトで判決を称賛するコメントを発表している。ゲイツ氏は「言論の自由あるいはインターネットの未来を気にかけるすべての人にとって重要な勝利だ。子供が問題のある情報にさらされる問題は (ブラウザの) 技術で解決できる」とコメントしている。このように、規制反対論者の中には、規制を実現する方法として、ソフトウェア自体にコンテンツ規制の機能を組み込むというテクノロジー (Rating)³⁶⁾ によって、情報を見る側で調整すべきと主張して

いるのである。そこでは、法よりもテクノロジーによる規制が好ましいと考え得るのである。

2 2 3 . プロバイダの責任

インターネット上のトラブル解決に一番近い立場にあるプロバイダが、規制論者からは規制主体として責任を負うべき者とされている。プロバイダは、インターネットに接続するサービスを提供する通信を行う者という意味で、第二種通信事業者とされている³⁷⁾。したがって、プロバイダは通信事業者として、電気通信事業法 3 条により検閲はできないことになり、同法 4 条により通信の秘密を侵すことはできないはずなのに³⁸⁾、プロバイダにコンテンツの自主規制を求めるのは問題があろう。インターネット上で情報公開は、明らかに一对一の“通信”ではなく、一对多の“放送”と考えるべき点もあり、プロバイダを電気通信事業法で規律するにはそもそも無理がある。

ここでも、安易な規制方法としてプロバイダに責任を課すことには問題がある。法による規制ではなく、規制をむしろプロバイダの自主に任せることとし、この自主規制がプロバイダの売り物となり、プロバイダの差別化へとつながり、よりよいサービスが得られるプロバイダが

-
- 35) the New York Times on the Web の CyberTimes 1997 年 12 月 3 日号は、JERI CLAUSING の記事として、“Gore Announces Efforts to Patrol Internet”を伝えている。“Vice President Al Gore on Tuesday announced a series of steps including patrols by Internet service providers, a special telephone tip line and a national public awareness campaign to help parents and law enforcement make the Internet safer for children.”とし、規制から Rating へと方向転換している。
- 36) インターネットプロバイダやパソコン通信ネット、ハード・ソフトウェアメーカーや学識経験者などで組織する電子ネットワーク協議会 (<http://www.nmda.or.jp/enc/>) は、わいせつ画像など有害な内容を含むホームページへのアクセスをストップさせるフィルタリングソフトを、同ホームページ上で無償提供している。基本的な考えは、インターネット上のホームページで公開される情報内容は法的規制ではなくユーザーの自主的な選択に任せるべき、というものであり、フィルタリング機能の普及を目的に無償配布を行っている。アクセスをストップするサイトは当初 2000 余りを選び毎日データを更新する。ユーザーにはインターネットを通じてデータが提供され自動的に更新される。ここで提供されるレイティング/フィルタリング情報ページは、<http://www.nmda.or.jp/enc/rating/index.html>。
- 37) 電気通信事業法により、通信会社は第一種電気通信事業者、第二種電気通信事業者に二分される。第一種電気通信事業者は、通信回線および回線設備を所有しその利用サービスを消費者に提供する事業者であり、一方、2000 社を越す日本のインターネットプロバイダは、ほとんど第二種事業者であり、第一種事業者から回線を借りてサービスを行う通信事業者である。
- 38) 電気通信事業法第 3 条は、「電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。」同法 4 条 1 項は「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。」と規定している。小向太郎「インターネット・プロバイダの責任 - - 会員の情報発信をめぐる - - 」ジュリスト 1117 号 19 頁 (1997 年) 参照。

市場で選択されるというのが好ましい方法ではないだろうか。

2 2 4 . 規制議論のまとめ

インターネットは規制すべきかという問題は、“そもそも規制が必要か”という問題と、その“規制を法が行うのか”、“発信者側を規制するのか受信者側で規制するのか”という問題が含まれている。インターネットのコンテンツを規制することは必要である。インターネット上で公開されているわいせつ画像や残虐な写真映像を、青少年に何の制限もなく見せることは好ましくない。問題は、どのように“規制”するかなのである。それが法によって行われるということは、インターネット文化に国家権力の専断を許すこととなり好ましくない。よって、規制を発信者側に求めるのではなく、受信者側のテクノロジーによって解決することが、発展過程にあるインターネットを健全な方向へと導く方法であるといえよう³⁹⁾。

2 3 . インターネットの匿名性

インターネットというネットワークは“閉じた世界”として一つの社会、サイバースペースを形成している。誰もがインターネットに接続すれば、サイバースペースの一員となれるが、

それには前提としてコンピュータによるアクセスが必要となる。このコンピュータを窓口とした情報発信・受信にはコンピュータのIPアドレス(識別番号)を必要とし、情報の動きを発生させた人間のすべてを特定することが可能となる。IPアドレスを持ったコンピュータのみからインターネットにアクセスできるという技術的制約を持つが故に、構成員一人一人が認証してもらうことが必要な管理された社会が形成されているのである。コンピュータ・テクノロジーに裏打ちされた信頼の下に仮想現実社会が形成されているのである。

しかし、一般に開放され商用化された現状のインターネットでは、現実問題として、物理的に情報の発信者を特定することができず、匿名による情報発信が可能となり、これがインターネット犯罪の温床となっている。2-1-6. クラッキングで紹介したようなインターネットの匿名性を悪用した犯罪に対処するには、法的規制は全く効果がない。もっとも効果的にこの種の犯罪を防止するには、高度なユーザー認証技術を開発し、匿名アクセスを無くし、犯罪となるような情報の流れを管理できる状態を作り出すことが必要である。相手が見えないサイバースペースでは、本当にアクセスしている者が本人かを判断するには、高度なユーザー認証を必要とするのである⁴⁰⁾。

39) 1997年10月4日21:00～22:49に放映されたNHKのBS討論「インターネット・規制は必要か」において行われた、インターネットへの規制についての電子メールによる視聴者アンケート(総数240)においても、「規制すべきである」は17%、「プロバイダによる規制が適切」が12%、「規制すべきではない」71%で、圧倒的に規制反対論が多い。<http://www.nhk.or.jp/bstoron/info97.html>

40) インターネットは理論的には情報の発信者・受信者を突き止めることができるはずなのに、物理的に今の技術では不可能である。まず、有害コンテンツを継続的に流している掲載者は、その情報の発信源としてのIPアドレスにより確実に特定でき、それを阻止することは物理的にも可能である。問題なのは、閲覧者側のセキュリティ管理である。有害コンテンツを閲覧した者を特定することは、技術的には可能であるが困難を伴うのである。たとえば、WebサイトのHTTPデーモンは、通常アクセスログを持つので、どのIPアドレスからアクセスがあったかは知ることができる。この場合二つの問題がある。一つは不正と思われる特定のIPアドレスを突き止めてもそのIPアドレスを持つコンピュータを誰が使っているのが突き止められない場合である。具体的には、プロバイダ経由のアクセスで、プロバイダとの契約に偽名を使い本人特定ができない場合である。プロバイダ契約時にクレジットカードを要求する場合でも適当な番号を入れれば契約可能な場合もある。そして、インターネット・カフェやダイヤルQ2からのインターネットアクセスの場合である。これは、閲覧者を特定することは技術的には可能ではあるが困難な問題がある。つまり、犯罪を犯す目的で一度だけアクセスしようとする場合は、仮の暫定的なアカウントを用いてアクセスしてクラックすることは可能である。もう一つの問題点は、数え切れないほどの情報量の中から不正アクセスを常に監視することは物理的に不可能なことである。しかし、近い将来、認証技術の向上と、サイバースペース犯罪の操作技術の向上によりこれらは解決されると思われる。

3. サイバースペースでの法の機能

サイバースペース上でのいろいろな問題を考察することにより、法がこれまでの我々の社会におけるようには機能しないことが明らかとなった。この点をもう少し検討してみることにする。

3.1. 法の無力さ

法の無力さが露呈するのは、サイバースペースだけのことではない。新しい技術革新が起きたとき、法がそれに対応し得ず無力さを見せるのも多く見られる。たとえば、先端技術の一つである人工授精技術の革新が、借り腹、代理母を出現させ家族形態のあり方に大きな変化をもたらし、現行民法の対応では限界があることも知られている。さらにはクローン技術によるクローン人間が出現してきたとき法は即応できないことは予想できる。そこで法の限界について考えてみることにする。

まず、国際性という場の限界である。サイバースペースには国境がない。情報のやりとりを行うのに出国手続を必要としない。そこではこれまでの国家概念とは異なる社会が形成されているのである。インターネットといった世界規模の情報網では各国単位の法律がその実効力を持った適用領域を失うことは自明である。これを国家間の国際条約締結によろうとも、その法を実現する主体が条約締結国家である以上、足並みが乱れその実効力には疑問がもたれる。そもそも国内法は、国境のない社会で適用される様に設計されたものではないので、国内法がサイバースペースで有効に機能することの方が稀と考えるべきである。

そして、即効性という時の限界がある。裁判所制度に裏打ちされた現行の法制度は即効性に欠ける。法的救済は、具体的な実効力をもたらすまでに時間がかかりすぎる。コンピュータ技術の発展に伴い生まれてきたインターネットを前提としたサイバースペースのように、技術的進歩の著しいところでは制度的に対応が遅いこ

とが致命的欠陥となり得る。制度的に効率性を欠くシステムであれば、利用者は、それを回避するか無視するか流れ、真正面から法のもたらす結果を受け入れようとはしないのである。

さらには、実効性という技の限界がある。法は強制力を持つがその強制力が具現化して問題を解決するのに時間がかかることは上述した。さらにその実効性という点においても、法の持つ強制力ではサイバースペース上の問題を解決手段として効率的に機能しないのである。

3.2. 法による規制とテクノロジーによる規制

サイバースペースで機能障害を起こしている法に対しては、テクノロジーに依る規制の方がより効果的に機能する場面が多い。

社会問題を引き起こしている特定の行為をやめさせようとするならば、行為主体に自主的に自粛を求めるか、強制的に当該行為をやめさせるかの二者の選択である。法は正に、行為主体に強制力をもって行為者そのものに自粛を求めるものである。しかしながら、不特定多数の者が頻繁に行う犯罪には、ほとんど無力である。

これに対し、テクノロジーによる規制は、その行為者にネットワークへのアクセス権をも剥奪する強制力を持つ。わいせつ物といったコンテンツをインターネット上で陳列した者には、その陳列行為を止めさせるだけでなく、一切インターネットにアクセスできなくすることも技術的に可能である。これは、インターネットにアクセスすることが日常生活に欠くことのできないものとなった社会では、基本的人権の侵害となるものである。この規制を行うのに時間も労力もほとんど必要ない。サイバースペースがより高度な管理社会へと変わるにつれ、テクノロジーによる規制は、より容易にかつより効果的になっていくのである。

4. 法とテクノロジー

4.1. テクノロジーが法を超える

インターネットのように高度に管理可能な社会、サイバースペースにおいては、法が国際性、即効性、実効性という点から上手く機能せず、テクノロジーが社会的により大きな役割を果たすことを述べてきた。サイバースペース上で起きている問題の幾つかでは、既存の法による紛争解決よりもテクノロジーによる解決の方が、効率的であり即効性があると考えることができた。こと規制という側面に注目するならば、法はテクノロジーの一種にすぎないと考えることもできる。サイバースペース上で或ることを実現するためには、テクノロジーを必要とする。その一手段が法と考え得る。

ならば、サイバースペースでテクノロジーが法以上の実効性をもつならば、法はどのように存在し変化していくのか。サイバースペースといった高度な管理社会は、情報送受信を管理することにより我々の思想・良心・自由といったものまで管理することが可能となる。これは技術的に可能となるのであり、この技術をどう制御するかが法律学の課題となる。

往々にしてテクノロジーは暴走する。技術者が開発するテクノロジーに開発段階でモラル的なハザードを立てることは困難でありかつ好ましくない。このような制約は健全な技術開発には支障となる。しかし、その実用化段階では、テクノロジーの導入可否についての判断基準がまさに法に求められる。法は、その背景として一定の思想、理念を持つ。例えば、近代市民社会に培われてきた法思想では、自由・平等が強調される。これは市場原理と効率性が優先されるネットワーク社会では、不可欠な判断要素となる。サイバースペースでのこれからの法は、特定の技術を導入するか否かの判断基準となる意味において存在意義を持つ。よって、ネットワーク上で導入を認められるような技術に対し

て、国際性、個々の人種、民族、国家間の多様性に対応できる法理論が求められるであろう。

4.2. 近未来の法律学

近未来の法を考えるとときには二通りの見方ができる。第一は、法そのものが消滅して新たなものにとって代わられるという“法律学消滅論”である。第二は、法律学はその形態を変化する社会に適合するように進化してその態様を変えていくという“法律学漸進論”である。第一の“法律学消滅論”における法の代替として第一候補となるテクノロジーは未だ未知数であり、これに法の支配を委ねることは危険である。また、テクノロジーを管理するという意味での法の存在意義も確認できる以上、法律学の消滅は無いと考え得る。そこで、第二の“法律学漸進論”である。ネットワークの進展が法に与えるインパクトについて、堀部政男教授は次のように述べている⁴¹⁾。情報化社会の進展への法(学)の対応という観点から、法的対応の方法として、(A)情報化法的点検論、(B)現法体制変革論、(C)現法体制内対応論という三分が可能とされる。第一の(A)情報化法的点検論は、「情報化社会の進展に対して法(学)の観点から点検し、その進展を促進すべきか又は抑制すべきかという議論をすることである。」促進という結論であれば、情報化法的プロモーション論ということとなり、抑制という結論であれば情報化法的コントロール論ということとなる。第二の(B)現法体制変革論は、「情報化の進展に対応して、現法体制を変革すべきかどうかという議論をすることである。……特にインターネットのように、ネットワークが世界的に張りめぐらされるようになると、工業化社会で明確になった旧来型の主権国家概念も21世紀には大きく変わるであろうと予測される。」第三の(C)現法体制内対応論は、「情報化社会の進展に対応するために、現行の法体制を前提として、(a)現行法の解釈で対応すべきか(解釈的対応論)、

41) 堀部政男「ネットワーク社会の進展と法的課題」法とコンピュータ15号5頁(1997年)。

(b) 現行法の解釈には限界があるのでその一部を改正するという方法で対応すべきか（一部改正的対応論）又は(c)現行法の解釈・改正では対処することができないので新たに立法化するという方法で対応すべきか（新立法的対応論）という議論をすることである」とされる。

現在の法体系の延長上に、将来の大きな変革という要素を加えて近未来予測をするならば、(B) 現法体制変革論がもっとも妥当な結論となるのではないだろうか。

おわりに

今後の社会変化が激しいものとなるにせよ、その社会は今の社会と連続したものであり、大きな社会的変革がこれまでの法律学をすべて否定して、何か新しいものが取って代わると予想は無理であろう。しかし、社会発展の線上における連続性の上にも変革は確実に存在するのであり、この世紀末における変革はこれまで以上に大きなものであることは間違いない。不確定なことは多いが、これだけは間違いないことがある。それは近未来社会では、テクノロジーがこれまで以上に強大なものとなり、時には法を凌駕してしまうという事実である。今、インターネット上でのテクノロジーは、何の制限もなく自在に発展を遂げている。しかし、やがてはこれが成熟したとき、必ず法がテクノロジーを制御しなくてはならない時がくる。法に求められるのは、絶対的な強制力を持つテクノロジーを正当化する手段としての役割であり、技術の暴走に対する歯止めとしての役割である。テクノロジーを専有することは、サイバースペースを支配すること同じことが可能となる。このテクノロジーをどのように扱っていくかが、今後の法律学の課題となる。

イギリスにおける財務報告制度

IAS への対応を中心として

井 戸 一 元

Financial Reporting in the U.K.

Kazumoto IDO
Toyohashi SOZO College

Keywords

Financial Reporting, International Accounting Standards, True and Fair View

Abstract

Standard Setting.

The Financial Council Limited provides support to its operational bodies: the Accounting Standards Board (ASB) and the Financial Reporting Review Panel. The ASB promulgates and issues accounting standards. These standards are to be followed unless there are good reasons for departing from them. Generally accepted accounting principles stem from the following:

- Valuation requirements, accounting for consolidations, disclosure requirements, and format of financial statements are covered by the Companies Act of 1985, as amended in 1989.
- *Financial Reporting Standards* (FRSs) issued by the ASB.
- *Statements of Standard Accounting Practice* (SSAPs). SSAPs were issued by the Accounting Standards Committee (ASC) before the ASB was formed. The Accounting Standards Committee was replaced by the ASB.
- *Statements of Recommended Practice* (SORPs) issued by the ASC. These are used when no specific guidelines exist for a specialized area.
- Approved SORPs issued by specialized industries and approved by the ASB.
- The U.K.'s International Stock Exchange's Continuing Obligations cover disclosure requirements for companies listed on the Stock Exchange.
- Technical releases such as those issued by ASB.

Unlike the U.S., where the SEC has the authority to set detailed rules for financial statements, no such legal power exists in the United Kingdom. There are certain laws and established practices that must be followed, but by and large corporate directors in the U.K. have considerable discretion.

Financial Statements.

Required financial statements include a income statement, a balance sheet, a cash flow statement (for large companies), a statement of total recognized gains and losses, a statement of accounting policies, and accompanying notes. Financial statements are generally based on historical cost except in specific situations where the Companies Act allows use of either current cost or market value.

Consolidation.

Consolidation is required for all subsidiaries, partnerships, and limited companies. Control is the key criterion rather than legal ownership. Exceptions to consolidated statements are:

- The investment in the subsidiary is not material. However, if two subsidiaries exist, the total investment should be considered in applying the materiality criterion.
- Restrictions are such that the parent company cannot exercise control.
- Subsidiary information cannot be obtained.
- The subsidiary is for resale.
- The operations of the subsidiary(ies) are so dissimilar that including them would not convey a true and fair view.

Segment Information.

Segment reporting is required. The directors determine the segments according to appropriate categories of lines of business and geographical areas. The required disclosures include sales and profit or loss of each segment. Disclosure requirements for public companies and large private companies are more extensive and also include disclosure of net assets, income before tax, extraordinary items, interest, etc. Public companies are defined by the Companies Act as those with a minimum initial authorized share capital of £ 50,000 and at least 25 percent of the shares must have been paid up. Large private companies are those that meet certain specifications for income, total assets, and average number of employees. The criteria for income and assets are adjusted periodically for inflation.

1. はじめに

1998年1月の公表時点で、ドイツ、フランスは欧州連合（European Union：EU）域内で企業の合併・買収（Merger and Acquisition：M&A）の動きを加速させている。97年のM&A取引総額は、ドイツで前年実績の約2.3倍、フランスで同1.4

倍となっており、過去最高を記録している¹⁾。これは、経済のグローバル化に対応して先行するアングロサクソン系のアメリカやイギリスの企業が機動的なM&Aで収益力・競争力を強めていることに触発されたものである。また、1999年には、欧州通貨、ユーロ（EURO）統合によりEU域内の企業競争が激化するとの観測から、欧

1) 日本経済新聞 1998年1月24日朝刊。

州企業も大型再編を展開しつつある。いずれも軌を一にする。他方、1980年代半ばから90年代初頭にかけての前のEUにおけるM&Aブームは、事業の多角化・収益性を無視した規模拡大路線であったが、今回のM&Aは極めてこれとは対照的である。

アングロサクソン系の会計基準よりといわれる国際会計基準（International Accounting Standards : IAS）の承認時期を1998年11月にひかえ、ドイツ、フランスといったフランコジャーマン系の多国籍企業（Multinational Enterprise : MNE）の欧州における事業再編戦略の一端を垣間見ると、IASとの調整の点で一歩先をゆくとされるアングロサクソン系のイギリスのIASへの対応について本稿は検討したい。IASが承認された後に、IASは1999年4月に施行される予定であるからである。ただし、1998年2月の段階では、EU15カ国のなかでユーロ統合への参画は、イギリスを除く11カ国にとどまるとの観測もあり、予断を許さない状況である。本稿では、IASのローカル・ルールに対する立場とイギリスの会計基準設定主体、昨今注目を浴びている連結財務諸表を含む財務会計制度の概要の検討を通じて、イギリス会計基準とIASとの調和化調整過程に検討を加える。

2. IASとローカル・ルール

IAS適用会社の増大をにらみ、国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee : IASC）は、実務指針委員会を新たに設置することにより、IASの解釈や同基準がカバーしていない新たな領域に緊急対応する実務指針を作成してきた。実務指針発行権限はこの委員会にある。さらに、IASCは各国によるローカル指針の発行を認めない方針をとってきた。これは、指針作成にはローカルの意見聴取は実施しても、せつかくのIASにローカル・ルールは認めたくないとの意思を反映させたものである。

では、プライベート・セクターであるIASCが作成した会計基準を利用する実務は、どのよう

に進展することになったのであろうか。殊にIASによるコア・スタンダード完成と各国のパブリック・セクターの集合体である証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions : IOSCO）によるその後の承認は、証券監督者が自国で資金調達をする外国企業に対して、IASによる財務諸表を選択肢として認めるようになることを意味するに過ぎない。証券監督者は各国会計基準による開示のばらつきとその拡がりを可能な限り回避したいし、企業も開示不足と解されるような不利な評価を避けたい。また、投資家にとって財務諸表の国際比較可能性が担保されないことは、投資家の市場への参入・撤退の意思決定をすることの阻害要因となる。そこで、国籍を問わない資金調達の場面では、IASへの調整財務諸表を含むIASによる財務諸表の開示が、実務慣行化される可能性が高い。1998年2月現在、アメリカ基準（米国証券取引委員会、Securities and Exchange Commission : SEC基準）が国際基準といえる状況下にあるため、アメリカ基準を受け入れない国はない一方で、アメリカ企業にはアメリカ基準しか当局は認めないことから、アメリカ基準が実質的国際基準といえよう。

アメリカ基準は、設定主体の1つである財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board : FASB）を觀ても、その各種の利害関係者からの独立性、公聴会開催による作成過程の透明性において作成手続き上、公正さに欠ける点はない。この手続を「適正の手続」、あるいは「デュー・プロセス（due process）」と呼ぶが、アメリカ企業のために作成したアメリカ基準が、即、国際基準と言い切れるかについては議論の余地を残している。アメリカ基準が国内基準の枠組みを超えた基準であるとは断定できないからである。IASCによって途上国版IAS設定の検討も行われつつある。ただ、アメリカ基準が真のIAS設定と関わるなかで、前者が後者を内容的にリードするものであるとは言える。現行では、ロンドン証券取引所（London Stock Exchange）での外国企業の財務諸表に関する要件、特に、採用しうる会計基準については、ロ

ンドン証券取引所上場規則の「第3章 上場要件」の3.3(C)項で次のように規定している。「申請者は、申請者の国内法及びすべての重要な点において英国の会計基準、アメリカ合衆国の会計基準またはIASに準拠して作成された監査済財務諸表を公表または提出していなければならない。」²⁾

MNEが、資金調達を多くの国々においてIASに基づき実施した場合、各国証券監督者は外国企業に認めた基準を自国企業の国内基準として認めるか否かという問題に直面することになる。IASをそのまま自国基準とする国では問題が発生する可能性は少ない。だが、現実の問題として日本を含む先進国は自国基準をIASとは別に有している。そこで早期に自国基準をIASに近いものに調整することによって自国企業の財務諸表を二重に作成することに伴い発生する費用など、さまざまな負担の軽減要請がよくなっている。そこで、各国がいかにこのような会計基準の国際的調和化にむけて対応しているか、検討することは興味深い課題である。別の角度において、すなわち、経済協力開発機構(Organization for Economic Cooperation and Development: OECD)が1987年の「会計基準の調和化 第3号 税および財務報告の関係」³⁾のなかで述べているように、マルチプル・コードによるファイル管理によって国内基準とIASいずれにも対応可能な形でデータを共有する、つまりデータの一元管理の有効性とその可能性について検討したところ、デュアル・システムを構築することは、実現可能であるとの結論づけを行っている。

3. 会計基準設定主体

イギリスの正式名称は、「グレート・ブリテン

および北アイルランド連合王国」である。イングランド、ウェールズ、スコットランドおよび北アイルランドからなる連合王国である。わが国の公認会計士に相当するのは、勅許会計士(Chartered Accountant)であるが、この会計士団体としてはイングランド・ウェールズ勅許会計士協会(Institute of Chartered Accountants in England and Wales: ICAEW)、スコットランド勅許会計士協会およびアイルランド勅許会計士協会の3つがある。1970年代末までは、これらの全地域にわたって統一された会計基準設定主体は存在せず、国内の統一会計基準も存在していなかった。

1976年に初めて全国的な会計基準設定主体としての会計基準委員会(Accounting Standard Committee: ASC)が設立された。IASCは1973年に設立されている。ASCは、1990年に解散するまで、25の会計実務基準書(Statement of Standard Accounting Practice: SSAP)を公表した。1975年(その後、1986年改訂)のSSAPの説明前文のなかで、SSAPとIASとの関係をめぐって次のような説明をしている。

「会計士団体は、会計基準の国際的調和化を推進することが重要だと考えている。会計士団体は、これまで、この調和を推進するために、一体となって、IASCの事業を支持してきた。そうした支持の一環として、会計基準は、それぞれ該当するIASとの関係を説明するためのセクションを設けている。ほとんどの場合、この会計基準に準拠すれば、IASにも準拠したことになる。そうでない場合、イギリスおよびアイルランドの会計基準の方で、両者の相違を説明している。万が一、両基準が大きく相違することがあるとすれば、イギリスおよびアイルランドの会計基準を採用することになる」⁴⁾と。このように、ASCが設立された時点から、ASCは会計

2) 牧 哲郎稿「国際会計基準と主たるマーケットの国際調達におけるその受け入れ状況」『JICPAジャーナル』(1996.11)53頁。

3) OECD, Accounting Standards Harmonization No. 3, *The Relationship Between Taxation and Financial Reporting—Income Tax Accounting*, 1987.

4) 田名部 雅文稿「イギリスにおける国際会計基準導入状況」『JICPAジャーナル』(1996.11)28頁。なお、翻訳については、田中 弘・原 光世共著『イギリス会計基準書』中央経済社(1990.6)ならびに田中 弘・原 光世共著『イギリス財務報告基準』中央経済社が主に用いられている。

基準の国際的調和化を意識してきた。

ASCは、会計士団体の合同委員会であったため、1990年に会計士団体から独立した新しい会計基準設定主体、会計基準審議会（Accounting Standard Board：ASB）を設立した。ASBが公表する会計基準が、イギリス会社法でいうところの会計基準であることが条文上で明示され、商法上認知されることになった。この点に、従来にはない大きな意義が認められる。逆説的であるが、ASBが真のイギリス会計基準の設定主体となったと言える⁵⁾。

ASBは、ASCが公表したSSAPのうち、22の基準を会社法で認められるべき新たな会計基準として採用した。ASBが新たに会計基準として公表するものは、財務報告基準（Financial Reporting Standard：FRS）と呼ばれることになり、96年5月までに8つのFRSが公表されている。FRSとなる前段階の草案は財務報告公開草案（Financial Reporting Exposure Draft：FRED）と呼ばれている。1993年のFRS前文にも、IASとの関係をめぐって次のような記述がある。

「FRSは、国際的な動向に十分な注意を払って決められる。ASBはIASが国際的な財務報告を調和しようとしていることを支持する。そのような支持の一部としていずれのFRSにも、同一のテーマを取り扱ったIASとの関係を説明した一節を設けている。ほとんどの場合、FRSに準拠すれば、自動的に該当するIASにも準拠したことになる。会計基準の要件とIASが相違する場合は、ASBの会計基準の適用を受ける報告実体は会計基準に従うべきである。」⁶⁾
これは、IASへの準拠性について、ASBがASCとまったく同じ立場をとることを改めて表明したものである。

4. 財務報告制度概要

現行会社法は、1989年に一部が改正された

1985年会社法（Companies Act of 1985）である。85年会社法は、計算書類について第226条（2）にて「貸借対照表は期末における会社の財政状態（the state of affairs）に関して真実かつ公正な概観（a true and fair view：TFV）を提供しなければならず、損益計算書は当該会計期間の会社の損益に関して真実かつ公正な概観を提供しなければならない」と規定している。TFVは、イギリス会社法上の最高規範概念である。EC会社法指令との調整の結果、貸借対照表および損益計算書の形式と内容、注記形式で開示されるべき追加情報について1985年会社法の付則4（schedule 4）は詳細な会計規定を設けている。そしてこの規定への準拠を第226条（3）にて指示している。また第226条（4）にて、付則4および会社法のその他の規定に準拠して作成された計算書類がTFVを提供するのに不十分な場合、必要な範囲で追加情報を開示しなければならない、と規定している。さらに、イギリス会社法の特徴として、離脱規定第226条（5）をあげることができる。「特別の状況において関連規定への準拠が真実かつ公正な概観の要請と一致しない場合には、取締役は真実かつ公正な概観を提供するために必要な範囲で当該規定から離脱しなければならない。離脱が行なわれた場合には、その理由および影響が計算書類に対する注記において示されなければならない。」⁷⁾これは、イギリスが慣習法の国であることから、厳格なる法規への準拠性を採ってはいないことを意味する。

1989年会社法においては、「計算書類が適用可能な会計基準に準拠して作成されたか否か、またそれからの重大な離脱があった場合にはその旨およびその理由が示されなければならない」（付則4 36A条）が85年会社法に新たに追加された。これは、会計基準に法律に準ずる地位を認めたものと言えよう。

イギリス企業の形態は、会社（公開会社・私会

5) Lee H. Radebaugh & Sidney J. Gray, *International Accounting and Multinational Enterprises (fourth ed.)*, (John Wiley & Sons, INC. 1997) p. 84.

6) 田名部 雅文稿 前掲論文 29頁。

7) 石川 昭・佐藤宗弥・田中隆雄編著『現代国際会計』税務経理協会（1996. 6）57頁。

社) 組合、個人企業に分けられる。公開会社・私会社においては、1985年会社法は次の書類の提出を義務づけている⁸⁾。

- (1) 年次申告書 (annual return)
..... 登記所届出用書類
- (2) 年次報告書および計算書
(annual reports and accounts)
..... 年次株主総会提出用書類
- (2.1) 損益計算書およびグループ損益計算書
- (2.2) 貸借対照表およびグループ貸借対照表
- (2.3) 監査報告書
- (2.4) 取締役報告書
- (2.5) 計算書類注記

5. 連結財務諸表

5.1 連結会計基準の沿革

1933年、ロンドン証券取引所は連結財務諸表の公表に関する規則を表した。第二次世界大戦によって当時の上場企業には適用されずに終わったが、企業サイドからの連結財務諸表の開示に対する反対運動は大戦の影響から大幅に後退した。同時に情報利用者サイドからの情報開示要求についてもトーンダウンした。1945年のコーエン委員会の勧告を受けてヨーロッパで初めてイギリスは、1947年会社法(1948年会社法に統合)において、持株会社に対して連結財務諸表の公表を要求した。1948年会社法は、1967年の会社法改正、1985年会社法の整理統合を経て、EC会社法指令第7号への準拠をめざした1989年会社法に至るまで、そのまま引き継がれた。

前述のようにイギリスでは、1948年会社法により連結財務諸表が法的に強制されるようになった。だが、具体的な会計処理方法までは規定

しなかったため、職業会計士団体が会計基準の設定に取り組むこととなった。ICAEWが1977年7月に公開草案第20号「グループ財務諸表」を公表した。1978年9月には、ICAEW内に設けられたASCがSSAP14「グループ財務諸表」を公表した⁹⁾。イギリスで初めての連結会計基準書である。この基準書は、1985年会社法により国内法化された。この基準書の公表前後から、会計基準と法律の間の関係の曖昧さが論争の種となり、1988年の「会計基準づくり」についてのディアリング委員会報告を待つことになった。その結果、会計実務規制に利害が絡む広範囲の機関により支援された財務報告評議会(FRC)の傘下で、会計基準設定のための新しい枠組みが導入されることになった。その間に、1983年6月にはEC会社法指令第7号が制定された。この指令は、イギリス1985年会社法(1989年会社法により改正された)によって国内法化されたが、新たな会社法の規定は若干、会計基準書とは相違することになった。1990年6月にはASCが公開草案「連結財務諸表」を公表した。その後、1990年12月に新たに会計基準設定主体となったASBがSSAP14を吸収する形で中間報告書(Interim Statement)「連結財務諸表」を公表し、会社法と会計基準書の目的が同一となるように調整した。この中間報告書を最終的なものとする方向で調整が図られた結果、1992年7月にFRS2「子企業の会計」が公表された。FRS2は、国際的調和を果たした基準である¹⁰⁾。現在のイギリス連結会計は、主に3つの制度の上で成立している。

- (1) EC会社法指令第7号によった1989年会社法
- (2) 1992年7月に採択され、1992年12月以降に採用されることになったFRS2
- (3) 関連会社に関するSSAP1(持分法)

8) 権 泰殷編著『国際会計』創成社(1995.6)48頁。

9) グループ財務諸表は、原則として連結財務諸表の形態をとるが、必ずしもそのみを指しているわけではない。従来まではそれに代わるさまざまな表示形式が認められていたが、1989年会社法において初めて、グループ財務諸表は原則として連結財務諸表でなければならないと規定された(第227条(2))。

10) 山地範明著『連結会計の生成と発展』中央経済社(1997.9)244頁。

(2)のFRS2は、会社法を適用するための施行令にあたるものであり、必要に応じて会社法の条文を補足するものである。(FRS2. p. 9, footnote) ただし、1985年会社法付則4Aが現在も有効であることから、連結会計の手続について詳細な規定を行っている。

5.2 連結会計基準のフレームワーク¹¹⁾

(1) 連結方法

1989年会社法は、「実質支配力基準」により子会社を定義しており、原則としてすべての親子会社は、「全部連結」を適用している。資本参加をしていることで経営に対して重要な影響力を有する関連会社（議決権株式の20%以上を保有している場合は、反証できない限りすべて関連会社とみなす。）と、何らかの理由で連結対象から除外された子会社に対しては、「持分法」の選択適用を認めている。FRS2は、「比例連結」について言及していないが、非法人のジョイント・ベンチャーに対しては比例連結法の適用を規定している。

(2) 連結除外と連結免除

連結除外……………(a)子会社の資産や経営に対する親会社の権利行使が実質的に長期間制限されている場合、(b)子会社に対する支配が一時的でしかない場合、(c)異業種であることによって、連結対象にすることが真実かつ公正な

概観規定に反する場合に連結除外する。(a)、(b)について、会社法は免除理由としているが、FRS2は、除外のための義務条件としている。したがって、会社法の定めるところの、連結除外した子会社があれば、その会社の名称、連結除外した理由を示さなければならない(par. 26)ということで連結除外基準は、会計基準書と会社法上の基準では異なっている。

連結免除……………連結ベースで一定規模に達していない子会社や重要性がないと認められる子会社を連結免除する。会社法は、連結に必要な情報が合理的なコストと時間のなかで得られない場合、連結除外としている。FRS2では、その除外が重要でない場合を除いて、免除は認められない、としている。FRS2は、次の4つのいずれかを根拠に連結財務諸表の作成は免除されるとしている。(a)親会社が帰属する企業集団が小規模または中規模¹²⁾であって、会社法第248条において定義されている免除規定不適用企業集団でもない場合(ただし、構成員のなかに公募会社、銀行、保険会社または1986年金融サービス法の下で資格が付与されているものが含まれている場合は、免除規定の適用は受けられない)、(b)親会社が完全所有子会社であって、その直接の親会社がEC加盟国の法律によって設立されている場合(ただし、この免除を受けるためには、会社法第228条(2)の条件¹³⁾

11) 齊藤昭雄稿「イギリス連結会計基準の国際的調和」『日本会計研究学会特別委員会中間報告 連結会計基準の国際的調和』(1997. 9. 10) 19頁～20頁。

12) 総売上高、資産総額、従業員数の以上3つの規模基準に基づき、そのうちの2つの規模基準値を満たす会社は、それぞれ小規模企業集団、中規模企業集団として、連結財務諸表の作成が免除される(第249条(3))。ただし、これらの条件を満たしても、企業集団内に公開会社、銀行、保険会社などが含まれる場合、連結財務諸表を作成しなければならない(第248条第2項)。ここで純額とは、連結上の相殺消去・修正がなされた後の金額を言う。また、総額とは連結上の相殺消去・修正がなされていない金額を言う(第249条(4))。【小規模企業集団】総売上高 純額 £ 2,000,000以下(または総額 £ 2,400,000以下) 資産総額 純額 £ 1,000,000以下(または総額 £ 1,200,000以下) 従業員数 50人以下。【中規模企業集団】総売上高 純額 £ 8,000,000以下(または総額 £ 9,600,000以下) 資産総額 純額 £ 3,900,000以下(または総額 £ 4,700,000以下) 従業員数 250人以下。

13) 会社法第228条(2)は、つぎの条件を規定している。(1)中間親会社がより大きな企業集団の連結財務諸表(上位連結財務諸表)に連結されていること。(2)上位連結財務諸表が作成され、監査を受けたものであること。さらに、親会社の年次報告書が、EC会社法指令第7号の規定に準拠して加盟国の法にしたがって作成されていること。(3)中間親会社は、その個別財務諸表に、上位連結財務諸表の作成を免除された旨を開示すること。(4)中間親会社はその個別財務諸表に、上位連結財務諸表を作成する親会社の名称および次の3つの事項を開示すること。親会社がグレート・ブリテン以外で設立された会社である場合、その国の名称。親会社がグレート・ブリテン内で設立された会社である場合、イングランドおよびウェールズ、もしくはスコットランドのうちいずれの登録会社であるか。会社形態をとらない場合、主要事業所の住所。(5)中間親会社は、個別財務諸表を提出する期間内に上位連結財務諸表および親企業の年次報告書の謄本を監査報告書とともに会社登記官に提出すること。(6)先の(5)の規定にしたがって会社登記官に提出される財務諸表および報告書に含まれる文書が英語でない場合、もとの言語文書に正確な英訳文書を添付すること。

に従わなければならない。なお、親会社がEC加盟国の証券取引所に何らかの証券を上場している場合は、免除規定の適用は受けられない)、(c)親会社が、過半数所有子会社であって、会社法第228条(2)でいう完全所有子会社としての免除条件をすべて満たしており、かつ、会社法第228条(1)(b)の追加条件¹⁴⁾をも満足している場合、(d)親会社の下にある子会社がすべて、会社法第229条によって連結除外が許容されているか、連結除外を強制されている場合(会社法第229条(5))。

(3) 外貨建財務諸表の換算

SSAP20の52項以下で、連結財務諸表作成時の換算処理を規定している。換算は原則として決算日レート・純投資額法を用い、期首における海外事業体への純投資額を決算日レートで再換算することによって発生する為替差額は、積立金にチャージされる。その活動とキャッシュ・フローが、親会社に密接に結びついている海外子会社の場合には、テンポラル法を用いる。

(4) 連結調整勘定の取扱

株式の90%以上を保有しているなどの一定の条件を満たしており、企業取得が合併とされる場合を除いて、SSAP22「のれんの会計」が適用される。パーチェス法(買収法)による。取得された企業の株式持分の公正価値と、識別可能純資産の公正価値との差額は、プラスの場合「積極のれん」、マイナスの場合「消極のれん」と呼ばれる。この差額は、原則として積立金にチャージされる。積極のれんは、組織的に償却することも認められている。合併される企業の場合には、FRS6「買収および合併」が適用される。持分プーリング法(合併法)による。すなわち、子会社の資産・負債は公正価値には直さず、子会社投資の帳簿価額と株式発行会社が受け取る株式の額面との差額は、積立金にチャージされる。この場合には、連結調整勘定に相当する差

額は発生しない。

(5) 未実現損益の消去

内部取引に関わる未実現損益については、会社法は親会社持分相当額だけの消去を認めているが、FRSは全額消去・持分按分負担方式を採用している。

6. 連結会計基準の国際的調和化

6.1 EC会社法指令第7号との調整

イギリスは、EC会社法指令第7号への準拠をめぐり会社法を改正し、FRS2を制定した。したがって、一応、EU域内での国際的調和を保っていると言える¹⁵⁾。たとえば加盟国との関係においてEC会社法指令第7号の連結範囲の決定基準は、基本的にはイギリス・アメリカの持株基準をとりながらも、ドイツ的な統一経営、フランス的な事実上の支配というコンセプトを反映した包括的な支配力基準を採用している。イギリスの場合、(1)連結財務諸表の作成義務については、EC会社法指令第7号の国内化以前は、連結財務諸表の作成義務がすべての企業集団に課せられていたので、逆に連結財務諸表適用会社が縮小されることになった。また、(2)連結の範囲については、同指令国内化以前は、会社形態をとっていない企業に対する連結規定は存在しなかった。(3)親会社の投資勘定とこれに対応する子会社の資本勘定との相殺消去については、7号はこれを連結日または取得日のみ行うことを求めている(第18条)。(4)連結のれんについては、7号は、親会社の投資勘定とこれに対応する子会社の資本勘定の帳簿価額との差額、または親会社の投資勘定とこれに対応する子会社の資本勘定の公正価値との差額、で算定される(第19条)としているが、フランコジャンの国々は前者を会計実務で用いていたが、イギリスおよびオランダ、スペインでは後者の

14) 会社法第228条(1)(b)で述べる追加条件は、全株式の過半数を所有されている場合には、次の要件を満たさなければならない。連結財務諸表の作成を要求する通知が、総計で(a)会社の総株式の50%超、または(b)会社の総株式の5%の株式所有者によって会社に送付されていないこと。このような通知は、関連する営業年度の前営業年度の終了する日の後6カ月以内に送付されなければならない。

15) C. Nobes, *Accounting Harmonisation in Europe (1995 Edition)*, Pearson Professional Ltd., 1995, pp. 124-125.

みが認められている。(5) 持分法の適用については、7号は、親会社が参加的持分を有し、かつ重要な影響を及ぼす企業が関連企業であると定義づけられている。これは議決権株式の20%以上の所有を指すものと推定されるが、この関連企業には持分法が適用される(第33条)。持分法は、イギリス、オランダ、デンマーク、フランスにおいては同指令国内化以前でも一般的であったが、ドイツでは法律上容認されていなかった¹⁶⁾。

このような調整問題を要約すると、次の3つの点で問題点を抱えていると言えよう¹⁷⁾。

(1) 複数の方法のなかから選択を認めている局面での対応問題

資本連結に際して発生する積極のれんは、会社法指令第7号では、資産計上したうえで5年以内に消却することを本則としている。もちろんイギリスのように積立金にチャージすることも認められてはいるが、EU域内でイギリス流の対応をしているところはないようである。たしかに、イギリスもその耐用年数にわたって償却することを認めており、指令への歩み寄りの兆候が認められる。償却年数が20年~40年といった長期を想定しているため、EU域内調整が必要になる。加盟国選択権の存在の具体例である。

(2) EC会社法指令第7号に規定がない領域での対応問題

EC会社法指令第7号は、セグメント情報開示、在外子会社の外貨表示財務諸表の換算、連結資金計算書などについて、規定を設けていない。たとえば、イギリス基準としては、セグメント情報開示について事業別・地域別セグメント情報開示を要求している。また、FRS1においては、連結ベースでもキャッシュ・フロー計算書を作成することを求めている。

(3) 可能性を軽視もしくは無視した形での対応問題

EC会社法指令第7号は、第12条において水平的結合の企業に対しても連結財務諸表の作成義務を課す道を開いてはいるが、イギリスもまた、その他の多くの国同様に、そのための国内法化をまだ用意できていない。これは国際的調和と大きく関わりをもつ問題である。EC会社法指令第7号を域外の企業にも適用する場合、域外の会計基準と十分な調整が必要である。異業種子会社の場合、7号は連結するとTFVの提供義務と矛盾する場合には、連結から除外しなければならない(第14条)と規定している。これは指令が制定された時期におけるアングロサクソン諸国における会計慣行を加味したものであったが、その後のFASB基準書第94号やIAS27においては、すべての子会社の連結が求められ、異業種子会社の連結除外規定は削除されているのが現状である。FRS2「子会社の会計」においても子会社の企業活動の内容が他の連結対象会社のものとあまりにも異なっているために、当該子会社を連結するとTFVを示せなくなると考えられる状況は例外的にしか発生しないととして、この規定の適用自体を制限している。イギリス以外の大半のEU加盟国は、異業種子会社を広義に解釈しており、通常の製造および商業活動を実施している企業集団における金融子会社がこれに該当する。このことにより、異業種子会社の連結除外規定は、加盟国により異なった適用事例を生じさせる可能性が高いものとなる。また、7号はEU域外企業の子会社が域内にある場合で、当該子会社が中間親会社としてさらに子会社を有している場合、当該域外企業である真の親会社がこの中間親会社を含む連結財務諸表を作成し、かつそれが7号指令に準拠して作成されるか、または同指令と同等の基準に準拠して作成されている場合には、域内にある

16) 拙稿「ドイツの財務報告と国際会計基準の国内化」『豊橋創造大学紀要 経営情報学部』第1号(1997.3)55頁~66頁参照。

17) 斉藤昭雄稿 前掲論文 20頁~21頁。

中間親会社は連結財務諸表作成の義務を免除することを認めている(第11条)。この同等の基準とは、IASを指すことは、容易に推定できる。7号とIASとの差異は限定的であり、次の2点である。(1)TFVの提供義務と矛盾する場合の異業種子会社の連結除外規定、第14条と(2)負の連結のれんの処理規定、第31条である¹⁸⁾。

6.2 IAS27との調整

FRS2が次のように57項および58項でIASとの関係について述べている¹⁹⁾。「FRSの遵守は、次の点を除いてIAS第27号『連結財務諸表ならびに子会社に対する投資の会計処理』の遵守を保証する。すなわち、IAS第27号は、その活動が、連結に含まれるその他の事業体(undertakings)のそれと異なるという論拠に基づいて、その子会社を連結から除外することはしないということである。異なった活動ゆえの除外は、法令によって要求される除外である。FRSの中で説明されているように、これは、子会社を含めることが、真実かつ公正な概観に抵触するというときのみ、例外的に適用することが期待されている。」また、「IASCはすでにE45『提案書：結合会計』を発行している。それには、調和化計画を遂行するためのいくつかの提案を含んでいる。E45は、ある実体の子会社となったが100%所有されていない場合、少数持分は、彼らに帰すべき識別可能な資産と負債の取得前の繰越額で測定すべきであると提案している。FRSは、少数持分は、識別できる資産と負債が連結に含まれる額の中の持分相当額で測定されるべきことを、要求している。取得に対しては、それは、その時の公正価値である。この処理は、IASCによって許容される方法として提案されている。」(IASとイギリス会計基準の調整については、表1~表4「国際会計基準導入状況」を参照。)

7. むすび

国際資本市場において資金調達を実施する場合、企業は原則、資金調達先の会計基準に準拠して財務諸表を作成せざるを得ない。企業は本国基準と異なる会計基準に準拠して財務諸表を作成することになり、また、投資家は異なる会計基準に準拠した財務諸表を比較分析した上で、意思決定をしなければならないことになる。このような問題に対する処方箋としては、3つの方法が考えられる。第一に相互承認、第二に調整表の作成、第三に国際的会計基準の活用である。最も理想的な方法は第三のものであるが、企業は唯一の基準によって財務諸表を作成すればよいことになる。ただし、国際的「的」たりうるだけの力量が、IASにあるのか、という問題を残すことになる。IASを国際的会計基準とする場合には、国内法との関係が重要となる。殊に、資本市場において資金調達する際に作成される連結財務諸表にIASを適用することが考えられる。

EC会社法指令第7号は、EU域内における連結会計基準として、一定の意義が認められる。だが、その成立には、アングロサクソンとフランコジャーマンとの調整の産物であったという点から、IAS承認のためには大変な今後の問題が存在する点を縮図として認識していなければならない。多くの加盟国に会計処理上、選択権が認められているのも、そのなかに含まれる。7号とIASとの差異は「6.1 EC会社法指令第7号との調整」で示したようにきわめて限定的であるとはいえ、いくつかの問題点を残していた。イギリス連結会計基準は、IASへの準拠において大きな相違はないものの、7号との間においてはIAS同様、相違点が認められる。

会計基準の国際的調和化に関連して、イギリスは真の国際基準の設定に積極的に貢献すべきであると考える一方で、可能な限り国際的潮流に合致させようとする傾向がある。この意味

18) C. Nobes, *op. cit.*, pp. 131-135.

19) 斉藤昭雄稿 前掲論文 21頁。

において、イギリス基準は、国際的調和という観点から察するに、現状ではトライアングル体制の影響からダブル・スタンダードで対応せざるを得ない日本基準より一歩リードしていると言える。ASBの季刊のニュース・レター "inside TRACK" (1996. 4) によれば、ASBは税金会計のディスカッション・ペーパーに対する150通以上のコメントに対して一部計上方式の支持が大半であったこと、また、IASは全部計上方式を前提として新基準を作成中であること、そして6月中にはIASCによって承認される観測のある点を公表、というようにASBはIASCの動向を見守りつつ基準設定を検討していることを明らかにしている。このような設定経過を見ても前述の

点を裏づけるものとなっている。

EU加盟諸国の会計基準のIAS国内化を議論するとき、理論、歴史、政策を含め、EC会社法指令、IAS、そして国内法の動向を注視しなければならない。同じアングロサクソン諸国であっても、また、フランコジャーマン諸国であっても、歴史的には異なった経過の下で今日の会計基準を形成してきている事例があるからである。会計の国際的調和を考えると、重要な観点である。

本研究は、平成9年度文部省科学研究費「基盤研究(C)(1)」の補助金を受けた研究成果の一部である。

表1 国際会計基準導入状況

番号	タイトル	内容 (IASへの準拠性)
SSAP1	関連会社の会計	ASBの「暫定声明書：連結財務諸表(1990.12)」により修正されている。いずれもIASへの準拠についてはふれていない。なお、現在のFRED11「関連企業およびジョイント・ベンチャー」は、FRSとなり、IASへの準拠に言及されている。
SSAP2	会計方針の開示 (1971.11公表)	IASへの準拠については、ふれていない。選択可能な複数の会計基準の採用が認められている状況下でどの会計基準を採用したかについて開示を求めている点においてIAS1(1975.1)と重大な相違はない。
SSAP3	1株あたり利益 (1972.2公表) (1974.8改訂)	IASとしては、まだない。ただし、E52「1株あたり利益」公表。
SSAP4	国庫補助金の会計	IAS20「国庫補助金の会計および政府援助の開示」の規定は、SSAP4(改訂)「国庫補助金の会計」の内容とほぼ一致。SSAP4(改訂)に準拠すれば、IAS20に準拠したことになる。
SSAP5	付加価値税の会計	イギリス特有の制度につき、IASはない。
SSAP6	異常損益項目および 過年度修正	FRS3「財務業績の報告」により1992.10に撤回。
SSAP8	インビューテーション・ システムでの税金処理	イギリス特有の制度につき、IASはない。
SSAP9	棚卸資産および 長期請負契約	IAS2「取得原価主義会計における棚卸資産の評価および表示」、IAS11「工事契約の会計」の要件は、SSAP9(改訂)「棚卸資産および長期請負契約」の要件とほぼ同じ。よって、SSAP9に準拠すれば、両IASに準拠したことになる。
SSAP10	資金計算書	FRS1「現金収支計算書」の公表により、1991.9に撤回された。実務界からの批判により、ASBは1995.12にFRED10を修正案として公表。
SSAP12	減価償却の会計	SSAP12の適用範囲内の資産の場合、この基準書の要件に準拠すれば、IAS4「減価償却の会計」に自動的に準拠したことになる。
SSAP13	研究開発の会計	IAS9「研究および開発活動の会計」の規定は、(改訂)SSAP13「研究開発の会計」の内容とほぼ合致しており、(改訂)SSAP13に準拠すれば、重要な点ではすべてIAS9に準拠したことになる。

表2 国際会計基準導入状況

番号	タイトル	内容（IASへの準拠性）
SSAP14	グループ財務諸表	FRS2「子会社の会計」により1992.7に撤回。
SSAP15	繰延税金の会計	（改訂）SSAP15の要件にしたがえば、繰延税金に関する限り、自動的にIAS12「法人税等の会計」に準拠したことになる。ただし、IASCから1994.10にIAS12の修正のための公開草案（E49）「所得に対する税金」が公表されている。イギリスにおいてもSSAP15見直しの動向があり、1995.3にDPが公表されている。
SSAP17	後発事象の会計	IAS10「偶発事象および後発事象」における後発事象に関する規定は、SSAP17の内容とほぼ合致しており、SSAP17に準拠すれば、後発事象に関する限り、すべての重要な点でIAS10に準拠したことになる。
SSAP18	偶発事象の会計	IAS10「偶発事象および後発事象」における偶発事象に関する規定は、SSAP18の内容とほぼ合致しており、SSAP18に準拠すれば、偶発事象に関するすべての重要な点でIAS10に準拠したことになる。
SSAP19	投資不動産の会計	イギリス特有の制度につき、IASはない。
SSAP20	外貨換算会計	SSAP20の要件にしたがえば、自動的に、IAS21「外国為替レート変動の影響の会計処理」に準拠したことになる。
SSAP21	リース契約および 買取選択権付 リース契約の会計	IAS17「リースの会計処理」の要件は、ほとんど、SSAP21の内容と一致しており、このSSAP21に準拠するならば、すべての重要な点で、IAS17に準拠したことになる。
SSAP22	営業権の会計	IAS22「企業結合の会計」の営業権の会計に関する規定は、SSAP22の内容とほぼ合致しており、SSAP22に準拠すれば、重要な点ではすべてIAS22の営業権の会計に関する規定に準拠したことになる。ただし、ここで言及しているIAS22は、1983.11公表のものであり、IASCは1993.11にIAS22を修正した。修正後IAS22では従来認められていた剰余金を相手勘定とした一時償却方法が禁止された。したがって、現在では、SSAP22とIAS22は大きく異なる。ASBは1996.6.27にFR ED12「営業権および無形固定資産」を公表。IAS22の修正に対応するものであり、準拠性を調整中。
SSAP23	企業取得と合併の会計	FRS6「買収および合併」により1994.9に撤回。
SSAP24	年金費用の会計	この基準書にしたがえば、自動的に、IAS19「事業主の財務諸表における退職給付の会計」に準拠したことになる。IASCは1996.11にIAS19を修正した。ASBは1995.8に「年金費用の会計」と題するDPを公表。

表3 国際会計基準導入状況

番号	タイトル	内容 (IASへの準拠性)
SSAP25	セグメント情報の会計	この基準書の要件に準拠するならば、次の諸点を除き、すべての重要な点でIAS14「セグメント情報の開示」に準拠したことになる。a) セグメント相互間における振替価格の決定基準を開示することは要求していない。IAS14に準拠するためには開示が必要。b) セグメントの「正味資産」開示をもとめるが、IAS14ではセグメントが「使用した資産」の開示を求めている。しかし、第34項で述べたように、正味資産は通常、利子を生まない営業資産から利子を負担しない営業負債を差し引いたものであり、こうした場合には正味資産は使用資産と実質的に同じものとなる。c) この基準書は、IAS14にはない、次のような免除規定を設けている。(1) セグメント情報開示をすると会社の利益を著しく害することになる場合には、かかる情報を開示しなくてもよい。(2) 法律上、売上高を開示することが要求されていない会社の場合には、セグメント別の売上高も開示しなくてもよい。(3) 子会社の場合、公募有限責任会社でもなく、銀行または保険を業とする会社でもなければ、その親自体が開示している限り、この基準書が要求するセグメント情報を開示する必要はない。
FRS 1	現金収支計算書	このFRSに準拠するならば、IAS 7「財政状態変動表」にも準拠したことになる。このFRSはまた、IASCが1991.7に発表したIASの公開草案「現金収支計算書」にはほぼ一致している。ASBでは、1995.12にFRED10「現金収支計算書」を公表した。
FRS 2	子会社の会計	このFRSに準拠するならば、IAS27「連結財務諸表ならびに子会社に対する投資の会計処理」に準拠したことになる。ただし、IAS27では、その企業活動の内容が他の連結対象企業のものとなることを根拠とした連結除外の規定をおいていない。企業活動の内容が異なることを根拠として連結除外することは、会社法の規定による除外である。このFRSで説明したように、会社法のこの規定が適用されるのは、こうした子会社を連結すれば、TFVを示す妨げになるという例外的な場合に限られるものと予想される。IASCのED45「企業結合」には、調和計画の実施案が盛り込まれている。これには、子会社にはなったが、完全所有していない場合に、その少数株主持分を帰属する識別可能な資産および負債の取得前簿価で測定する処理を標準的基準として提案している。このFRSでは、少数株主持分を識別可能な資産・負債を連結する額の比例として測定すること、つまり子会社を取得した場合は、取得日における公正価値によることを定めている。後者の処理もIASCが代替的基準として提案しているものである。
FRS 3	財務業績の報告	このFRSの要件は、IAS5「財務諸表に開示すべき情報」およびIAS8「異常損益項目、前期修正項目および会計方針の変更」に準拠している。また、このFRSは、1992.7にIASCが公表したED「異常損益項目、重大な誤謬および会計方針の変更」にも準拠している。

表4 国際会計基準導入状況

番号	タイトル	内容（IASへの準拠性）
FRS 4	キャピタル・インスツルメンツ	このFRSの要件は、現在のIASに準拠している。しかし、IASは公開草案(E40)として金融取引に関連した新しい基準を提案している。FRSとIASの公開草案との主な相違点は以下のとおりである。a)当該公開草案によると、特定の優先株式（例えば株主が会社に対し、買取請求権を有するような場合）については、負債として処理することを要求している。FRSの補章IIIの paragraphs 5-6 に記している理由により、FRSは、資本の部への記載を要求している。b)当該公開草案によると負債の性格と資本の性格の両方の性格をもつ果実については、それぞれの性格に応じて区分することを要求している。FRSの補章IIIの paragraphs 14-18 に記している理由により、ここではそのような取引についてはすべて負債として扱うものとしている。IASは1994年1月1日に(E40)を修正した新たな公開草案(E48)を公表すると発表した。修正公開草案は、上記の点に関してはE40と大きく異なることはないと考えられる。
FRS 5	取引の実体について	このテーマに関するIASは存在しない。IASCIは「財務諸表の準備と報告のためのフレームワーク」を公表している。ほぼ、合致するが、FRSの26-28項の特定の遡求権のないファイナンスについて関連づけて行う報告はIASにはない。
FRS 6	買収および合併	このFRSの要件は、以下の事項を除き、IAS22「企業合同」に準拠している。これは（改訂）IAS22「企業結合の会計処理」（1993年）にも準拠している。IASの13項にある逆さ合併の規定は、商法規定の下では該当しない。
FRS 7	買収会計時の公正価値について	IASCIはIAS22を公表した。IASとの主な相違点は、次の点である。（1）IASは買収にあたり取得した識別可能な資産および負債の公正価値については、買収側の使用意思に関連して決定すべき旨を要求している。一方、FRSはそのような識別可能な資産および負債は買収日の公正価値により記録されるべき旨を要求している。（2）IASでは、特定の修正項目は公正価値の修正として扱うことになる。例えば、買収に関連して、買収側の異なった目的を反映することによって生じた追加的負債の認識がある。一方、FRSは、これらの修正は、買収後に生じた取引（修正）として取り扱うことになる。したがって買収時の公正価値の修正とはしない。
FRS 8	関連当事者の開示	FRSに準拠するならば、IAS24「関連当事者の開示」の重要な部分について準拠したことになる。ただし、特定の子会社の除外の部分については異なる。FRSは、子会社で、その議決権の90%がグループ内で支配されており、取引がグループとの間もしくはグループの関連当事者との間で行われる場合で、かつ当該子会社が含まれている連結財務諸表が公開されている場合には、開示が要求されない。一方、IAS24では、100%の資本関係にある親子会社が同一の国内に所在し、かつ連結財務諸表が当該国で作成されている場合には、子会社の財務諸表のなかでの開示は要求されない。

保育のための“遊び”研究考(X)

再び「はないちもんめ」について(中)

大 森 隆 子

序

本稿では、前稿に続き1970年代以降現在に至る遊び「はないちもんめ」の研究考(わらべうた全体を体系化し、その中に位置づけて言及しているもの)を見ていきたい。初めに尾原昭夫氏の『日本のわらべうた 戸外遊戯歌編』(1975年)を、以下永田栄一氏の『遊びとわらべうた』(1982年)、本城屋勝氏の『わらべうた研究ノート』(1982年)、かこさとし氏の『日本の子どもの遊び鬼遊び』(1986年)、川崎洋氏の『日本の遊び歌』(1994年)という順に取り上げていきたい。それぞれの草稿の研究的立場や特徴的視座を明らかにし、各書が取り上げている具体的な「はないちもんめ」例を考察する()。その上で、遊びの性格について種別、語句、ルールのみから吟味を行い()比較的近年の発祥といわれているこの遊び探求の一助(まとめに代えて)としたい。

続先行研究例の検討

1 尾原昭夫『日本のわらべうた 戸外遊戯歌編』¹⁾(1975年)

わらべうたの研究書としては、他に類をみないスケールと精緻さを合わせもつ一書である。前稿で取り上げた『わらべうた』²⁾の著者である浅野建二氏は、尾原氏の研究姿勢について、ま

たこの書の特徴について、自著との関連性を含めて次のように述べている。

本書の著者、尾原昭夫氏のように、徹頭徹尾、「わらべうた」の研究に執念をもやされた人も珍しかろう。(中略)例えば、著者は、釈行智編「童謡集」(文政3年頃成)以来の江戸古謡である「かごめかごめ」について、これを「うしろの正面型」・「くぐり型」・「目かくし鬼型」・「だれのうしろ型」・「かごの鳥型」の5種に分類し、その各々について、遊戯法・類歌(分布地域)・曲型の相違を詳しく比較されている。むろん、この歌の系譜に関する史料や古歌謡書との関係についても詳述されている。音楽の専攻者には珍しいほど、先学の遺した研究文献を渉猟している態度は実にりっぱである。上掲の岩波文庫『わらべうた』を総論の書とすれば、本書は各論的な役割を十分果たしている好著といつてよからう。³⁾

このように師からも賛辞を送られている尾原氏は、その経歴(島根大学教育学部音楽科卒業音楽理論・作曲専攻)から当然のことながら音楽の領域で研究活動をスタートさせている。その第一歩は、わらべうたの収集活動で、次第に収集歌の研究に傾倒され、今日では、“わらべうた”に関する基礎研究者であると同時に、体系化・総合化のエキスパートとして多方面の研究者からも広く認められるに至っている。氏の研究的スタンスについては、以下の述懐にその原点を読み取ることができる。

私がこの研究に着手したねらいの一つは、わらべうたを含む民謡の基盤である庶民の生活や心を、できるだけ広く、自分自身で体験したいということであった。そして、現地採集を試みて知ったことは、

1) 尾原昭夫『日本のわらべうた 戸外遊戯歌編』社会思想社、1976年。

2) 町田嘉章・浅野建二『わらべうた』岩波書店、1962年。

3) 前掲『日本のわらべうた 戸外遊戯歌編』pp. 1~2。

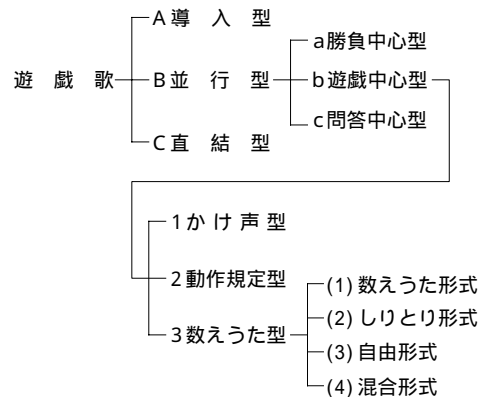
わらべうたにしても民謡にしても、実に豊富な未知の文化が、どこに行っても埋もれたままになっているという事実であった。それらは、一日も早く採集・記録しないと、またたく間に忘れ去られ、消滅してしまうおそれもある。そこで、まず焦点を「わらべうた」にしぼり、より広い地域の、より広い年齢層にわたって採集・記録し、さらに古今の文献資料をも探索して採集歌を照合することにより、個々のわらべうたの実態を明らかにすることができるであろうし、さらにそれらを総合的に集成する必要があると痛感したのである。⁴⁾

すなわち、当初より民衆の文化や生活に関心を抱いていたこと、また実証的で科学的な視座を有していたこと、さらに分析と同時に総合化の観点を併せもっていたことなどである。収集作業の行程で民俗学や文学の領域に踏み込み、全体を有機的に統合化させて氏独自の総合的なわらべうた像を構築したのは自然の成り行きであったろう。ところで氏は自身の研究の先達として第一に民俗学の柳田国男の名を挙げ、第二に文学の北原白秋を、総合的視点をもって探求を試みた者としては町田佳声・浅野健二・小泉文夫の各氏を挙げておられる。この順位からも、自身の専門・音楽に囚われていないことが示唆される。

氏の表現によれば、「総合的に集成」したわらべうた像の構築は、まず膨大な収集例の分類基準の作成から着手された。分類の基準というものは一元的なものでなく、観点別に種々考えられるとして、次の7項目を提示している。

- (1) 遊びの場所による分類
- (2) 子どもの年齢段階による分類
- (3) 男女性別による分類
- (4) 発生時代別による分類
- (5) 遊びの種類による分類
- (6) 旋律の構成音、旋法などによる分類
- (7) 歌の遊びとの結びつき・形式・内容などによる分類

このうち(7)項の観点から分類したものが右上図である。



こうした発想のもとに、氏は複数の分類項目を併用させながらわらべうた全体の分類化をはかったのである。例えば最初の区分には(1)項と(5)項を用いて3分割し、それぞれを室内遊戯歌、戸外遊戯歌そして季節遊戯歌とした。(前二つは成果を出版という形で表わしているが、三つめは現段階では未発表である)前二つについての次なる区分は、(5)項を用いて以下で紹介するような種別化を示している。

〔室内遊戯歌〕

遊ばせうた
 顔遊びうた
 手遊びうた
 おはじきうた
 風船つきうた
 竹がえしうた
 あやとりうた
 手合わせうた
 絵かきうた
 いしなごうた
 お手玉うた
 手まりうた <近世・近代>
 手まりうた <現代>

〔戸外遊戯歌〕

鬼遊びうた
 子もらい遊びうた

4) 同上、pp. 333～334。

輪遊びうた
 列遊びうた
 くぐり遊びうた
 押し合い遊びうた
 馬乗り遊びうた
 片足とびうた
 なわとびうた
 ゴムとびうた
 ぶらんこ遊びうた
 各種遊びうた

さらに室内遊戯歌の場合は、具体的な遊び例を(2)項である年齢段階(乳児期・幼児期・児童期へ)にそって配列し、戸外遊戯歌の場合は、遊戯法の簡単なものから複雑なものへと配列を試みている。

次に、具体的な「はないちもんめ」例に即して検討してみることにする。ここでは「はないちもんめ」は〔戸外遊戯歌〕編中「子もらい遊びうた」の項目に位置づけられていて、3例の「花いちもんめ」、3例の「たんす長持ち」、2例の「すずめすずめ」他5例、合わせて13の遊び例が収められている。これらはまた、詞句の面からさらに分析的な分類が加えられており、分布地や遊び方の考察も加味されて、最終的には次のような5型の「はないちもんめ」として提案されている。

- (1) 基本型……………ほぼ全国的に分布
- (2) ふるさと型……………ほぼ全国的に分布
- (3) となりのおばさん型
 ……………主として中部地方に分布
- (4) たんす長持型(物まね型)
 ……………主として中部地方以西に分布
- (5) 複合型……………主として中部地方に分布

以上の《はないちもんめ5型》に加えて、《子もらい遊びの古謡》と《子取り鬼から変化した子もらい遊び》、《子買い遊びの古謡から転化した遊び》それに《現代風子取り遊び》という分類型を適用して「子もらい遊びうた」項に挙げた13例すべてを仕訳している。以上、子もら

い遊び という分類項目を初めて設けたこと、また、古い文献にあたって遊びの原型とその発展型の明確化を折り込んだことなど、これまでにない視点を駆使して遊びの分析と総合を図ったものといえる。

それでは、「はないちもんめ」にあげられている3例を順にみていこう。一は、

花いちもんめ〔一〕
 勝ってうれしい 花いちもんめ
 負けてくやしい 花いちもんめ
 ちゃんをとりたい 花いちもんめ
 ちゃんをとりたい 花いちもんめ

で、分類型は基本型、最小限の歌詞からできている。勝負の方法は「じゃんけん」か「腕引き」によるという。その二は、

花いちもんめ〔二〕
 ふるさととめて 花いちもんめ
 ふるさととめて 花いちもんめ
 もんめもんめ 花いちもんめ
 もんめもんめ 花いちもんめ
 さんもとめて 花いちもんめ
 さんもとめて 花いちもんめ

勝ってうれしき 花いちもんめ
 負けてくやしき 花いちもんめ

で、ふるさと型である。勝負のルールは基本型と同じ。基本型だけでは歌詞が短すぎて単調なので、ふくらませたのであろうと指摘する。その三は、

花いちもんめ〔三〕
 勝ってうれしい 花いちもんめ
 負けてくやしい 花いちもんめ
 となりのおばさん ちょいと来ておくれ
 鬼がこわくて 行かない
 おかまかぶって ちょいと来ておくれ
 おかま底ぬけ 行かない
 ふとんかぶって ちょいと来ておくれ
 ふとんビリビリ 行かない
 それはよかよか どの子がほしい
 (以下略)

で、となりのおばさん型である。遊び方は基本型と同じ。遊びを盛り上げるために問答を増や

していったのであろうと推測する。

要するに現存する種々の「はないちもんめ」のルーツは、ここに掲げた基本型にあるとみている。様々な事例は、あくまで基本型を基にそれぞれの地域や事情に則して変化を遂げていったものと考えているのである。

2 永田栄一『遊びとわらべうた』⁵⁾

(1982年)

永田氏は東京芸術大学音楽学部出身である。「わらべうた」との出会いは、師小泉文夫の導きによるという。卒業後中学校の音楽教師時代に、「音楽教育の会」を通して現代の子どもの遊びとしてのわらべうたを知ったという。「初めは、その伝統的音感を音楽教育の基礎として生かし、音楽教育を問い直すという道筋を模索していたのですが、楽譜をとおしてのわらべうたに限界を感じ、生きた子どもたちに接することなしには、遊びも、また、その表現も知ることはできないと思い、野外に出ました⁶⁾と、足で調査した結果をもとにこの書を著すに至った経緯を証している。

膨大なわらべうたは、10の大分類、91の小分類、そして500種余の子目に整理をしている。その分類法は、小泉文夫を中心とした東京芸術大学民俗音楽ゼミナールのもの⁷⁾をベースに、そこでは扱っていないを伴わない遊びも含めて再構成したという。すなわち、数字を用いて数値化する方法を踏襲し、項目については再吟味したのである。それが次に示すものである。印()をつけた項目が永田氏による命名箇所である。

0 表現遊び	表現、模倣による
1 絵かきうた	
2 手遊び	指や手を用いる
3 じゃんけん遊び	

4 遊具遊び	遊具を用いる
5 なわとび	
6 自然遊び	自然や大地への接触
7 図形遊び	
8 からだ遊び	全身演技的
9 鬼遊び ⁷⁾	

上記の0から9までの大分類には、10の小分類が設定されている。例えば「9鬼遊び」の内訳は次のとおりである。

90 追いかけ鬼
91 追いかけ鬼(図形付き)
92 追いかけ鬼(遊具付き)
93 追いかけ鬼(ドラマ付き)
94 かくれんぼ
95 かくし鬼
96 人あて鬼
97 子とり鬼
98 くぐり鬼
99 集団鬼

このように二桁の数値が付与された各々には、収集された遊びが、同種のはまとめて固有の番号(少数点以下)がつけられ、遊びに変化形があれば、さらにいくつかの類型に細分化されて記号(A-Fなど)が付された形で配分される。このようにして遊びを構造的に分類するとともに、番号化して総覧化もはかっている。

それでは具体的に「はないちもんめ」をみてみよう。ここでは、9 鬼遊び の一つ、子とり鬼(97)に位置づけられている。「ひとりの子が親の役でうしろに子たちを従え、鬼が子をつかまえようとするのを守るこの遊びは、近頃ではその伝承性がすたれ、「子とり」の一変形といえる「竹の子一本」や鬼が一人の遊び方ではありませんが、二組に分かれての子とり鬼といえる「花いちもんめ」が相変わらず今日でも遊び伝え

5) 永田栄一『遊びとわらべうた』青木書店、1982年。

6) 同上、p. 228。

7) 同上、p. 62。

られています⁸⁾とあるように、子とり鬼の変化形と捉えていることによる。ここでは代表として3例の詞句が紹介されているが、それらを挙げてみる。

勝ってうれしい花いちもんめ
負けてくやしい花いちもんめ
隣のおばさんちょっとおいで
鬼がいるからよういかん
お釜かぶってちょっとおいで
それでもこわくてよういかん
あの子がほしい
あの子じゃ分かん
(以下略)
ふるさとまとめて花いちもんめ
ふるさとまとめて花いちもんめ
たんず長持ちどの子がほしい
あの子がほしい
あの子ってだーれ
相談しよう
ちゃんがほしい
何なっていくの
になっておいで

勝ってうれしい花いちもんめ
負けてくやしい花いちもんめ
白ざとこえて花いちもんめ
黒ざとこえて花いちもんめ
どなたがほしいか花いちもんめ
どなたがほしいか花いちもんめ
さあきめよ
さあきめよ
ちゃんがほしいよ花いちもんめ
ちゃんがほしいよ花いちもんめ
ねことねずみがいたちを追いかけたトコトン

これら3種の勝負の方法は、がじゃんけんによる勝負が指名により移動が片足ケンケンによる勝負と、3様に異なったルールが示されている。2番目の例は、ルールから考えて鬼遊びと捉えるのは無理と思うが、永田氏は全体的な詞句構成や遊びの様相にポイントをおいて、特に問題にしていない。

3 本城屋勝『わらべうた研究ノート』⁹⁾

(1982年)

本城屋氏は秋田県の生まれである。故郷に本拠を置き、『歴史民俗誌みちのく』を主宰しながら、民俗資料特にわらべうた関係の文献を精力的に収集されてきた。その膨大な資料を基にして、この書を著された。自らの立場を、学問的教養においては素人と認じたうえで、独自の発想に則って一途にわらべうた研究に取り組んできたと述べておられる。「わらべうたとは、どうしてこんなにわかりにくいものなのか。調べるにつれてわかることは、こうした疑問を、道を切り開いてくれた先学に対してのみ、投げつけるわけにはいかない、ということである。この分野にあっては、注釈を主としたものを除けば、未だ本格的な研究書もなく、従って専門の学者もほとんどいず、非常に遅れたままになっているのである(中略)以下、私なりに、わらべうたというものを調べ、考えてみた次第である」¹⁰⁾として、先行研究例を丹念に押さえた上で、以下のような氏独自の分類案を提案された。「わらべうた」の“うた”に拘って、それも従来踏襲されてきた歌の内容や対象による分別ではなく、「歌われる目的の第一義が何であるか」によって分類したところが特徴点である。この場合、「はないちもんめ」は第4類遊戯歌の子取り(印)に位置づけられている。

本城屋勝の分類案

- | | | |
|-----|---------|-----------|
| 第1類 | 子もり歌 | (1) 眠らせ歌 |
| | | (2) 遊ばせ歌 |
| 第2類 | 口遊び歌 | |
| 第3類 | 遊戯的口遊び歌 | (1) 天体気象歌 |
| | | (2) 動物歌 |
| | | (3) 植物歌 |
| | | (4) 雑歌 |

8) 同上、p. 149。

9) 本城屋勝『わらべうた研究ノート』無明舎出版、1982年。

10) 同上、p. 12。

第4類 遊戯歌

手まり、お手玉、縄とび、羽根つき、鬼遊び、かくれんぼ、関所遊び、子取り、手合わせ、物まね、草履かくし等

子取り はないちもんめ・わらび折り・雀とり

具体的事例にあたってみよう。この「はないちもんめ」は秋田県米内沢の例で、県北共通のものだという。

はないちもんめ
勝ってうれしい花いちもんめ
負けてくやしい花いちもんめ
ひとこまんじゅう
そのむしゃ、だだがさんのだだがさんの、その子
をもらう
そのかわいい、さんばもらう
その代わりにさんばもらう
お馬も危ない、おかごも危ない
今のはやりのしなばしら¹¹⁾

遊び方は、手を取りあった二組が横列に向かい合い、親が出てじゃんけんし、勝った方から「勝ってうれしい」と歌い出し、前進後退を繰り返しながら、お互いに欲しい相手を指名する。被指名者同士が前に出て、片手で引き合い、勝負するというもの。詞句の面では地方色豊かな変化をみせているが、遊び方の面では尾原氏のいう基本型にぴったり重なっている。

4 かこさとし『日本の子どもの遊び

鬼遊び』¹²⁾(1986年)

かこ氏は工学部出身(有機合成化学、石油化学専攻)で本業は化学工業会社社員である。その傍ら児童文化研究者、子どもの遊び・生活文化の蒐集家、絵本・玩具の作家¹³⁾として多彩な活躍をされるという異色の経歴の持ち主であ

る。特に日本の子どもたちのために、失われつつある遊びを掘り起こし、実際に伝え、記録に残し、加えてその文化的・教育的価値の探求や知見の発表を精力的に行なってきた。理科系の出身という強みを生かした自然現象の解明、工作物の発案など、これまでの遊び研究者にはないユニークな領域を含めて氏の遊びに関する視界の広さは、単に伝承遊び・わらべうたといった範疇に納まりきれぬものでなく、1979年に発表した『日本の子どもの遊び』¹⁴⁾では、遊びを幅広く集約し、それらを素材別に30種に分類し体系化を試みている。この中に「鬼ごっこ遊び」という項目があり、それを取出し詳しく述べたのが本著である。したがって本来わらべうたの体系・分類を志向したものではないが、ここに「はないちもんめ」を挙げて考察を加えていることから、特に触れておくことにする。

氏は鬼遊びを次の10種類に分けた。この分類法は、共同執筆者である永田氏の方法を採用したものと考えられる。というのは、かこ氏の著書を確認してみると、たとえば『子どもと遊び』¹⁵⁾(1975年)においては、3つのグループ(第一は、鬼が追ひ、追われるものがつかまらぬように逃げるといふもっとも基本的な型、第二は、様々な制限や条件を付し、単に走るといふだけでなく、巧緻性、機敏性、応用力をみがく型、第三は、双方が同じように追ひ、つかまえるといふ集団意識を育てる型)に分類し、『日本の子どもの遊び(上)』¹⁶⁾(1979年)では、追ひ追われる基本ルールに、一は人数の増減が、二は遊ぶ場の制限が、三は場所や環境の変化が加わって魅力を増すと分析しているからである。

鬼遊びの分類

- 1 追いかけて鬼
- 2 追いかけて鬼(図形利用)

11) 同上、p.304。

12) かこさとし『日本の子どもの遊び 鬼遊び』青木書店、1986年。

13) 加古里子『私の子ども文化論』あすなろ書房、1981年。

14) かこさとし『日本の子どもの遊び(上)』青木書店、1979年。

15) かこさとし『子どもと遊び』大月書店、1976年。

16) 前掲『日本の子どもの遊び』pp.29-32。

- 3 追いかけて鬼(遊具利用)
- 4 追いかけて鬼(問答付)
- 5 かくれ鬼
- 6 かくし鬼
- 7 人当て鬼
- 8 子とり鬼
- 9 くぐり鬼
- 10 集団鬼
子とる 竹の子一本 花いちもんめ

このうち「はないちもんめ」は、子とり鬼のひとつに位置づけられている。その根拠は「二組に分かれて、子を取り合う遊び。向き合った相手側は、怖い存在(集団の鬼)であり、本書では子とり鬼に分類しました¹⁷⁾と述べているように、怖い存在を鬼と認識することで論拠と成している。遊び方については、「じゃんけんて二組に分かれ、それぞれ一列になって手をつなぎ、向かいあう」「終わりにそれぞれ欲しい子を指名し、二人でじゃんけん、あるいはひっぱりっこをして負けた子は、相手側に取られる」とあるように、すべて先に紹介した永田例とほぼ同じである。

本書のあとがきにおいて、「著者二人が、子どもの文化としての遊びのなかで特に重要な位置を占める「鬼遊び」について、それぞれの立場から論究してみようということで生まれました¹⁸⁾とこの書誕生の趣旨を述べているが、上述したように遊びの分類法に関しては、永田氏の方法に収斂されたとみるべきであろう。一方鬼遊びの根拠を論じた部分は、かこ氏の見解が採用されたものとみてよいであろう。

5 川崎洋『日本の遊び歌』¹⁹⁾(1994年)

川崎氏は詩人であり、文筆家であり、絵本や児童文学の作家である。併せて方言の研究もなさっておられる。すなわち言葉にかかわる様々

な仕事を生業²⁰⁾にしてこられた。その氏が、遊び歌を収集した本書を著すにあたって「こんなに書くのが楽しかった原稿は、ほとんど生まれて初めてとっていいくらいです²¹⁾と発言している。それは、幼い頃言葉遊びを楽しんだこと、唱える調子の遊び歌でまりつき、なわとび、絵描き歌に夢中になったことなどが次々と思い出されたからだという。「この本はそうしたわたしの記憶を始め、これまでに方言採集時に出会ったもの、さらには知人、友人、詩人の方々をお願いして教えていただいた各地に伝承されたそれらの情報と、文献資料から抽出した分から成り立っています」と冒頭部分で断った上で、以下のような分類法によって全体を捉えている。

あやし歌

からだ遊び歌 せっせっせ
鬼遊び
からだ遊び
じゃんけん

遊戯歌

手まり
お手玉
羽根つき
おはじき
なわとび

おまじない

呪文いろいろ

囃し歌

からかい、悪口いろいろ
シャレ

言葉遊び歌

唱え文句いろいろ
昔話の話しおさめ
早口言葉
つぎつぎ歌

17) 前掲『日本の子どもの遊び 鬼遊び』p. 167。

18) 同上、p. 203。

19) 川崎洋『日本の遊び歌』新潮社、1994年。

20) 川崎洋『現代の詩人 8』中央公論社、1983年。

21) 前掲『日本の遊び歌』p. 1。

数え歌
回文
絵描き歌

替え歌

生き物呼びかけ歌
草花呼びかけ歌

あやしうた から 遊戯歌 まではこれまでの例に倣うものだが、おまじない から後は氏らしく“言葉”に拘って、“言葉の遊び”に比重をおいて項目化を試みている。殊に最後の 生き物呼びかけ歌 草花呼びかけ歌 という表現は、これまでの 動物歌 植物歌 に比べて、子どもと歌の関係を的確に捉えて名づけていると思われる。

氏が具体的に紹介している「はないちもんめ」は次に掲げる例である。

どーん じゃんけんぽい
まけたひと こっち(かったひと こっち)

かってうれしい はないちもんめ
まけてきゃしい はないちもんめ
となりのおばさん ちょときておくれ
おにがいるから いかれない

(以下略)

氏自身は男児であったため、他の遊びに誘われ、校庭の隅で遊ぶ女兒達を羨ましく見ていたという。

「はないちもんめ」の性格づけ について

1 遊びの分類から

前稿に遡っておさえてみると、まず浅野は遊戯唄(その二)の 子取り遊び、武田は春の巻きの 子とろ子とろ、小泉は 鬼遊び、上氏は 鬼遊び、尾原氏は 子もらい遊び、永田氏は 鬼遊び・子取り鬼 本城屋氏は 子取り、かこ氏は 鬼遊び・子取り鬼、川崎氏は から

だ遊び・鬼遊び である。鬼遊びと捉える者が5人で、子取り遊びとする者が3人、子もらい遊びとする者が1人である。鬼遊び派の方が幾分上回っているが、その根拠を探ってみよう。小泉、上両氏は触れていない。永田氏は、「はないちもんめ」は「子とろ子とろ」(鬼が一人の鬼遊び)の一変形であると認識し、二組に分かれての子取り鬼と考えている。かこ氏は「二組に分かれて、子を取り合う遊び。向き合った相手側は、怖い存在(集団の鬼)であり、本書では子取り鬼に分類しました」と述べ、「花いちもんめ」における鬼の実体に唯一言及している。川崎氏も理由については取り上げていない。

これに対して 子取り もしくは 子もらい遊び に分類した各氏は、鬼の存在が明確でないことを意識してのことと考えられる。

2 詞句の面から

遊びの詞句について筆者は、前稿において「初めは『子を取る』『子が欲しい』という直截・簡潔な表現であったのが、次第に問答のやり取りに工夫が凝らされて相互に競う興味深い表現に変容されていることもみてとれた」と結論づけた。本稿の各々について検討してみると、尾原氏は簡潔型から長い問答型まで複数の例を同時平行的に提示している。永田氏及び本城屋氏の事例は中間型である。かこ氏は永田例とほぼ同じで、中間型といえる。したがって、簡潔から複雑へという前稿の流れがそのまま適用され得るとは言い難い。

3 ルールの面から

前半部分の遊び方はどれもほぼ同じであるから、仕舞の勝負のつけ方に絞って見ていこう。浅野は「指名された者と求めた者とがお互いに片手で引き合う」としている。武田は“じゃんけん”、小泉及び上は“じゃんけん”もしくは“引っぱりっこ”によるという。尾原は“じゃんけん”か“腕引き”、永田は“じゃんけん”“指名により移動”“片足けんけんによる勝負”の三通りを挙げている。全体的な印象として、“手で引き合う”ルールの方が古い型とみてよいか。

今日では、“じゃんけん”が一般的である。

まとめに代えて

「はないちもんめ」の類似歌や仲間の歌まで範囲を拡大すれば、詞句や遊び方において、ユニークだったり、想像を超える展開例が数多収集可能なのだが、こと「はないちもんめ」に限ればほとんど同じ歌・遊びルールといった画一化が進んでいた。普及も全国に及び、津々浦々で昭和の初めから今に至るまで絶えることなく遊び継がれているのである。不思議といえば、摩訶不思議なことである。

こうしてみると、「はないちもんめ」の生成と伝承には人為的な何かが介在しているような気がしてならない。他の伝承遊びの盛衰模様とは異質なものを感じるからである。そこに、遊びの秘密が隠されているのかもしれない。

文科系学生対象の情報リテラシについて

佐野 真一郎
山本 孝一*

目次

1. はじめに
2. パソコンを用いた情報リテラシ
3. ネットワーク入門教育
 - 3 1. 電子メール
 - 3 2. メーリングリスト (ML)
 - 3 3. WWW
 - 3 4. 今後のネットワーク教材
4. 今後の課題
5. 付録 (資料 各省庁の動向)

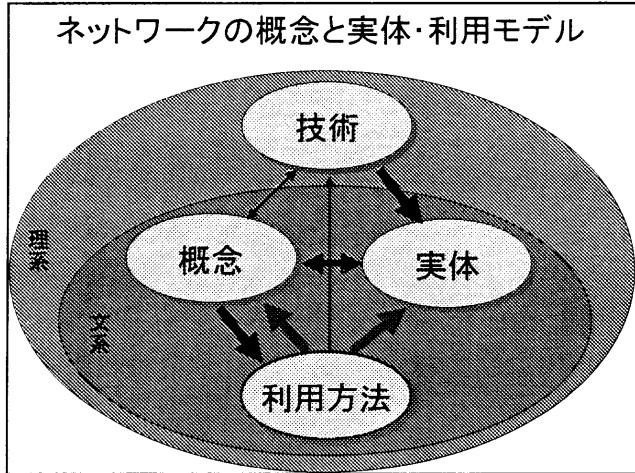
*) 浜松短期大学商科助教授。

1. はじめに

本稿では、私たちが携わっている「短期大学でのパソコンを用いた教育」を基軸にしながら文科系学生までその範囲を敷延し、今後の文科系学生に対する情報リテラシ教育についての方向性を提案したいと考える。¹⁾ その理由は以下である。

すなわち、昨今の社会の情報化・コンピュータ化の趨勢を考えるならば、文科系学生といえども情報リテラシを修得することがますます重要になってきている。日常的な視点で見れば、最近では安価で実用に耐えるパーソナルコンピュータの爆発的な普及によって、従来の概念的な教育だけではなく²⁾、道具としてコンピュータを活用できる能力を身につけさせる教育に力点が移りかわろうとしている。もはや情報リテラシは、これまでのように情報科学を専攻する学生の専有物ではなく、専攻に関わりなくすべての学生が身につけるべき

一般教養的なものとなってきているとみなさざるを得ない。さらに、これらに加えて、昨今のインターネットの驚異的な普及により、ネットワークの利用に関する教育の必要性も強く求められてきている。³⁾ 言い換えれば、「ネットワーク入門教育」こそが情報リテラシの根底に位置する必要がある。

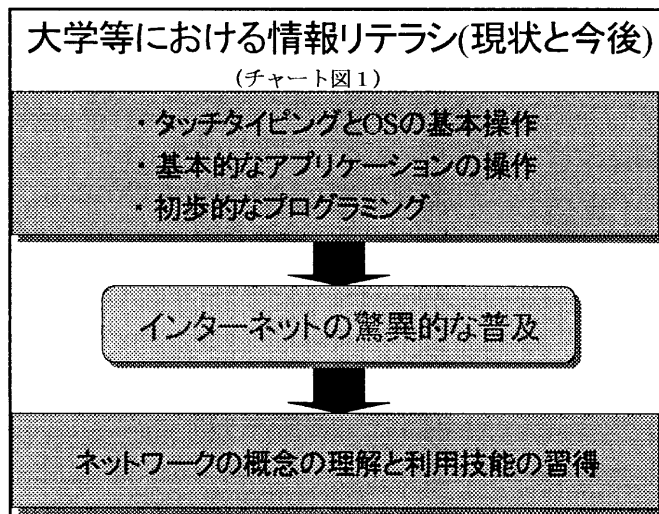
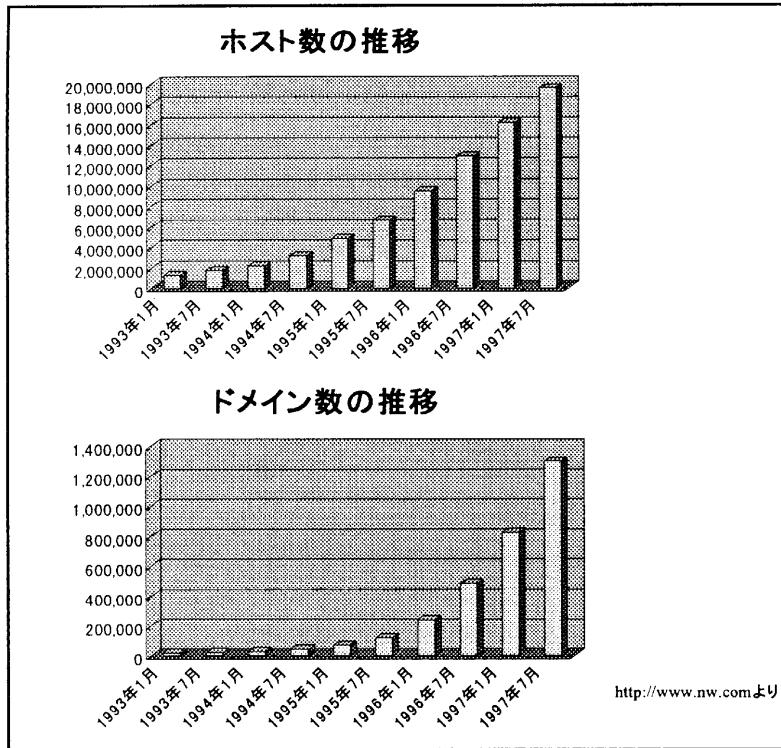


き一般教養的なものとなってきているとみなさざるを得ない。さらに、これらに加えて、昨今のインターネットの驚異的な普及により、ネットワークの利用に関する教育の必要性も強く求められてきている。³⁾ 言い換えれば、「ネットワーク入門教育」こそが情報リテラシの根底に位置する必要がある。

2. パソコンを用いた情報リテラシ

それでは短期大学における情報リテラシについて、私たちの実際の講義・演習等の経験から具体的に考えて行くことにする。一般に大学も含め、文系学生に対する情報関係の講座名は、情報処理やOA実習(演習)あるいは教育工学等が考えられる。情報リテラシの概念⁴⁾については、昨今様々な議論があるが、実践レベルでは「タッチタイピングとWindows 95などのOSの基本操作」や「ワードプロセッサや表計算などの基本的なアプリケーションの操作」、そして「初歩的プログラミング」が主に行われてい

- 1) 本稿で「文科系学生」という表現は、大学受験の理系・文系の区別とほぼ符合しているのだが、その後の学生の学習傾向や昨今各大学に見受けられる、文科系から発展した情報系学部や、工学部から発展した同系学部等も既に存するので、上記「ネットワークの概念と実態利用モデル」図で示す領域を文科系学生の情報リテラシの対象とした。
- 2) 1990年以前にはパーソナルコンピュータが学生一人に1台以下の状態が多かったために、概念的な教育を中心に行うしかなかったのも実状であったと考えられる。昨今の各省庁の動向は、5節付録資料を参照のこと。
- 3) 表1、表2は、ネットワークウィザード社の1997年度7月時点での世界中のインターネットに接続しているホスト数を表にしたものである。この表によってインターネットの爆発的拡大が客観的に把握できることはもちろんであるが、このような背景があるからこそ、本稿で述べる情報リテラシ教育が必要不可欠になるのである。
- 4) 情報リテラシの概念を考える場合、文部省が公表した『情報教育に関する手引き』(1994年、ぎょうせい)が一応の目安となる。その175ページには、情報活用能力の育成として以下のことが述べられている。(1)情報の判断、整理、処理能力及び新たな情報の創造、伝達能力の育成、(2)情報化の特質、情報化の社会や人間に対する影響の理解、(3)情報の重要性の認識、情報に対する責任感、(4)情報科学の基礎及び情報手段(特にコンピュータ)の特徴の理解、操作能力の習得。このことを踏まえ、私たちはパソコンによる情報リテラシの内容として、チャート図1を基軸として論述する。



るのが実状だと思われる。

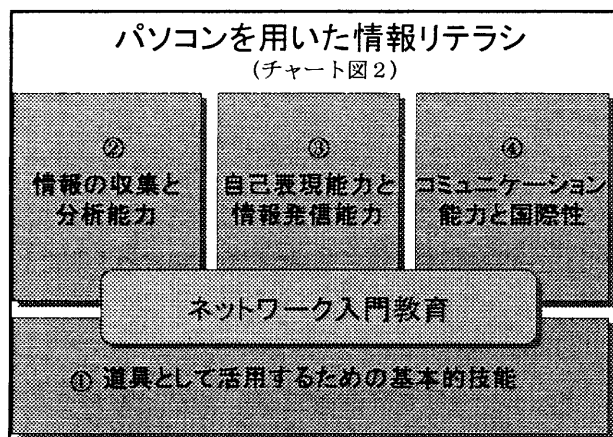
しかしながら第一節に述べたように、昨今のインターネットの普及を勘案すると、次の教育内容がもっと重要になってきていることがわかる。

それはネットワークの概念的理解と利用技能の修得ということである。平成6年度の郵政省電気通信審議会答申である「21世紀の知的社会への変革」のなかでも、「情報リテラシーの涵養」が知的社会への環境整備のひとつとして挙げられている。ここで重要なのが、ネットワークの概念を理解させることに

についても、たとえ概念といえども利用技能を修得していく中で併せて理解させるようにすることである。というのも技術の爆発的な進展に伴い、コンピュータ自体が変化していく現実があるからである。つまり、それと並行してネットワークの概念や実態も日々変化しているのである。したがって大学・短期大学で情報教育を行う場合、先のモデル図を考慮する必要が生じる。

つまり、ネットワークの概念とその実践的な利用方法は常にインタラクティブな関係であり、学生を教育するに際しては、現実には学生に概念を理解させ利用方法を習得させることは同時進行とならざるを得ず、私たち教員側は試行錯誤⁵⁾を繰り返すのが実状なのである。

3. ネットワーク入門教育



本節では、具体的なネットワーク入門教育の内容について考えて行く。チャート図2並びに前節のチャート図1を参照していただきたい。先に文系学生に対する情報関連科目の中で、実践レベルでは「タッチタイピングとWindows 95などのOSの基本操作」や「ワードプロセッサや表計算などの基本的なアプリケーションの操作」、そして「初歩的プログラミング」が主に行われているのが実状だと述べた。これをチャート図2に当てはめるならば、に該当する部分に主眼が置かれていたことになる。しかしながら、上述してきたインターネットの爆発的普及によって、私たち

が利用できる「インターネット・ツール」には、チャート図2の ~ の効果を生み出す可能性の高いものが含まれていることを、以下で明らかにして行きたい。

すなわち、インターネットに代表されるネットワークで利用できる「ツール」には様々なものがある。本稿ではとりわけ利用頻度が高いと思われる、電子メール、メーリングリスト、ニュースグループ、そしてWWWやWeb上のインタラクティブシステムに限定して、その教育的可能性を言及する。

3.1. 電子メール

まず電子メールとは、簡潔に述べるならばネットワーク上での電子的なコミュニケーションを指す。ネットワークの参加者はメールアドレスと呼ばれる、インターネット上での一意的な識別子を持っており、これを宛先として電子メールのやりとりが可能になるわけである。電子メールの特徴は瞬時にして1対1のコミュニケーションを成立させることは勿論であるが、同報送信機能を使えば一度に多数の相

5) 高等教育機関での情報処理教育については、以下の資料がある。

「大学等における一般情報処理教育のあり方に関する調査研究報告書」(1991/情報処理学会)

「一般情報処理教育の実態に関する調査研究報告書」(1992/情報処理学会)

「大学等における一般情報処理教育の在り方に関する調査研究」(1993/情報処理学会)

本稿での私たちの立場であるが大学等に於いては、情報教育の連続性について、当然考慮すべきだが、現在は技術的に過渡期であり、技術の進歩によってネットワーク概念についても今後も拡張し続けることが予測される。したがって、高等教育機関である大学は最新の技術や概念に触れさせる必要があり、大学教育は連続性に必要以上に固執する必要はない、と考える。

ネットワーク入門教育の具体的Contents

- ・電子メール

- ・メーリングリスト(ML)
- ・ニュースグループ

- ・WWW
- ・Web上のインタラクティブシステム

手に同一の内容のメールを送ることも可能である。またメールには文字情報以外にも、画像や音声なども添付することも可能である。⁶⁾

これを利用すると、次のことが可能になる。ただし、その前提として当然のことながらインターネットに接続した学内LANが構築されているものとして論じる。

一つ目は、学内メールによる教員間・学生相互間・学生・教員間の情報交換が可能になる。メールという方法は間接的なコミュニケーションであるために、いつも会っている学生同士にとっては直接話しにくいことで文章化することで逆に深

い話し合いに発展する可能性がある、と考えられる。また、教員・学生間の交流は、講義という1対多の関係が一般的であるが、電子メールによって個別的な交流が可能になる。また、レポートの回収や学生への連絡、個別的な質問への回答など、「きめの細かい」教育を提供することができ、実際の教育現場の道具として計り知れないほどの効果が期待できる。

二つ目は、インターネットメールによる学外との情報交換が挙げられる。学外と一口に言っても、その相手は多様であるが、具体的に考えるならば、以下のことが予測される。たとえば、インターネット環境を利用できる学外の知人との私的交流や、就職先との公的交流などである。⁷⁾

三つ目は、上述のようなメール利用を日常的に行う結果として、コミュニケーション能力が向上することが考えられる。つまり、学生たちはメールをやりとりすることで必然的に自分の考えを文章化する必要が生じ、その過程で自ずと自らの意見や考えを他者に的確に伝える能力が涵養される。この一連の流れの中で、自然とネチケットについても学習することが必要になる。すなわち、画面の向こうの他者の存在を意識せざるを得ない状況になるということである。⁸⁾

これら三つが電子メールの機能であり、期待できる効果である。すなわち、上述してきたように電子メールを活用することによって、先に挙げたチャート図2の三項目のうちの「コミュニケーション能力

電子メールの効果的利用

- ・学生間、学生教員間、教員間の情報交換

- ・学外との情報交換

- ・コミュニケーション能力の向上
(他者への意識)

6) 日常的な電子メールではtext送信が一般的だが、MIME (Multipurpose Internet Mail Exentions) の規格によって、画像データや音声等もメールで扱えるようになった。ただし、送受信を行うメーラが相互にMIME対応でなければならない。

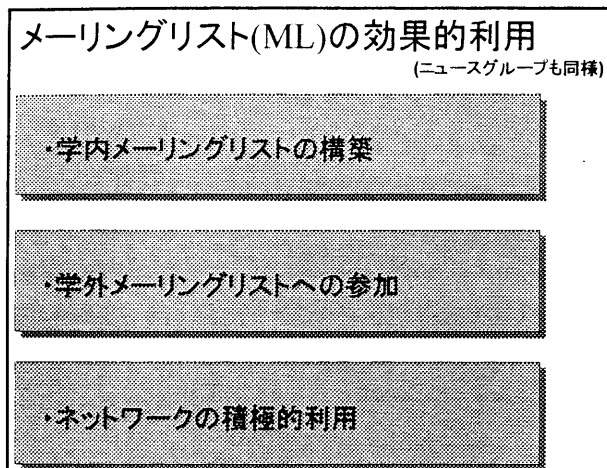
7) 1997年度に入ってから、ほとんどの大手企業は会社のホームページをインターネット上に公開し、そこに会社の採用条件や会社説明会の案内等を掲載しているところも多々見受けられるようになっている。

8) たとえば、メール等でコミュニケーションを行う場合、そのコミュニケーションを成立させる一番の基盤はtext、すなわち文字情報になる。ここで、他者の尊厳を無視するかのようなか中傷や揶揄等を記述した場合、相手に全く無視される可能性が出てくる。また、インターネット上で自分以外の他者が利用することを意識せず、膨大な量のバイナリ・データ等を頻繁に送るなどのことをすると、インターネット上のトラフィックを増大させ、最悪の場合にはメールサーバ等を「フリーズ」させることすらある。これらのことは、実際頻繁にインターネットを利用することで、自ずと理解できるようになる。それゆえ、上述したように「ネチケットが身に付く」と述べたのである。

と国際性」や「自己表現能力」の向上がはかれる、と私たちは考えている。

3.2. メーリングリスト (ML)

次にメーリングリスト(以下MLと略す)について言及する。MLとは、電子メールを利用したグループ内コミュニケーションのことを指す。手順としては、グループの主催者がサーバ上にメーリングリストの設定を行い、グループ宛のメールアドレスを定める。参加者はこのメーリングリストに登録後は、このメールアドレスにメールを送信すると自動的に同報送信機能によって、グループ全員に同じ内容のメールを送ることが出来るわけである。これを利用すると次のことが可能になる、と考えられる。



一つ目は、学内MLの構築である。学内にMLを構築することで、たとえば講義ごとの連絡や学生からの質問とそれについての回答などを簡易化することができる。具体的に言うと、例えばセミナー等で予め何らかの課題を出し、その課題に対して様々な回答がMLでMLのメンバーに届けられる。これによって、教師側は各学生の問題意識やその課題に対する取り組み具合等の把握が可能になる。また何よりも重要なのは予め、その課題に対する「問題」を共有化できることである。

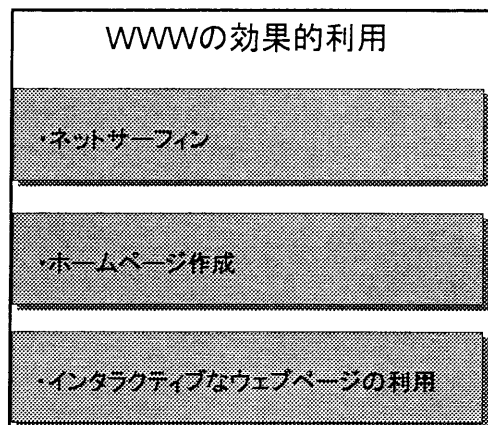
二つ目は、学外のMLに参加することで、学生個々の要求に応じた情報を得ることが可能になる。この場合のMLの参加は、そのグループが同好の士ということもあり、自然とMLに参加する態度が積極的となり、ひいてはネットワークの積極的利用が促されるようになる。

このようにMLを活用することによって、先に挙げたチャート図2の三項目のうちの「コミュニケーション能力と国際性」や「自己表現能力と情報発信能力」の向上がはかれると予測される。

3.3. WWW (World Wide Web)

最後にWWW¹⁰⁾の利用について述べることにする。

WWWとは、端的に言うならば、「ホームページ」と呼ばれるものを指す。情報発信者は、自分のサーバにホームページと呼ばれる画面単位に、様々な情報を作成して保存しておく。閲覧者は、ホームページごとに一意に定められたURL (Uniform Resource Locator) というアドレスを用いて、ホームページをブラウザソフトを通して見る。WWWは、情報自体は一つのサーバだけでなく世界中に散在するサーバに情



9) MLは多種多様なものが存在する。たとえば1998年1月時点でYahoo! Japanで「メーリングリスト」というキーワードで検索を行い、その中でさらに教育的MLだけに絞っても、31のMLが存在する。

10) WWWの成立の経緯については、以下の論文を参照のこと。

佐野真一郎著「マルチメディアと教育」、豊橋短期大学紀要第13号所収、1996年、pp.128-129

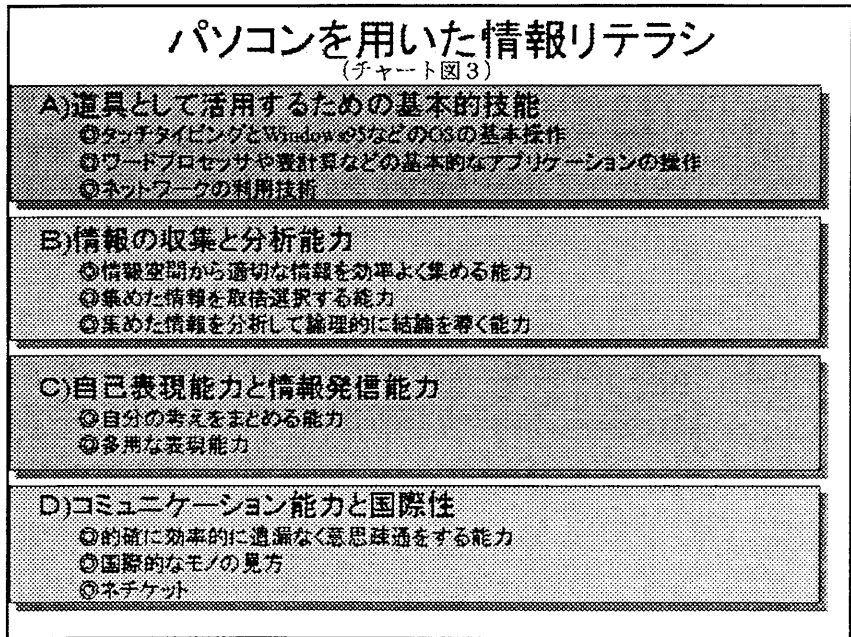
佐野真一郎、伊藤博文、山本孝一著「インターネットの大衆化」、豊橋創造大学短期大学部紀要第14号所収、pp.43-44

報を置いた分散システムであることと、それらの情報を容易に結びつける強力なリンク機能があることが特徴である。

それではこのWWW機能の二つの教育的利用方法について言及する。

一つ目は、「ネットサーフィン」と呼ばれるものである。これはWWWを閲覧者としての立場から利用する方法のことである。上述したように、インターネット上の情報空間には様々な情報が散在しており、これらをリンクを辿りながら情報を探索することがいわゆる「ネットサーフィン」である。これにより学生は、それぞれが自分に必要な情報を自由に集めることが可能になる。当然、物理的な境界は存在しないので、海外の情報も国内の情報と区別なく得ることが出来る。またWWWの情報発信元と電子メールでコミュニケーションもとれるため、世界中の教育的情報の発信者と交流することも可能である。これは、情報収集能力の向上につながるだけでなく、情報の海から必要な情報を選び出し、ノイズ的、不要な情報は捨てる、という情報の取捨選択の能力もあわせて身に付けられることが期待できる。

二つ目に、ホームページ作成が挙げられる。すなわち、WWW上の情報発信者となるべく、自分でWWWのホームページを作成することである。学生がこれを行うためには、まず発信すべき情報を用意する必要が生じる。自ずと身の回りに対する「問題」意識が芽生え、それに対する自分の考えを明確化する必要に迫られ、したがって



それらを的確に表現する能力も向上して行くことが期待される。またホームページは文字だけでなく画像や音声もひとつのページの上で表現できるため、マルチメディア的な利用も可能になる。

三つ目に、最近の技術を含めて言うならば、JAVAやVRML、Active-X等を利用したインタラクティブな教育的ページを作ることも可能になっている。¹¹⁾ さらに言うならば、自分のページをインターネット上に公開したならば、そのページの閲覧者との電子メールでのコミュニケーションも考えられ、外国人を閲覧者として意識した場合には英語などでページを作る動機付けが併せて生じる可能性さえ持つ。言い換えると、ホームページ作成は広義の意味で、国際性さえも身につけられることになる。

このようにWWWを活用することは、チャート図2の3項目のうちの「情報の収集と分析能力」や「コミュニケーション能力と国際性」に該当すると考えられる。

ここまでが、現段階での技術的に比較的安定してきたものを利用したネットワーク入門教育の内容で

11) JAVAを学生の教育用に利用しているページもいくつか見受けられるようになってきている。代表的なものとして、豊田高専の勝谷浩明氏のページを紹介する。URLは " <http://www.toyota.ac.jp/~math/> " である。

あると私たちは考えている。¹²⁾

3.4. 今後のネットワーク教材

では具体的なネットワーク入門の中身として、今後の技術的進展で見過ごすことの出来ないものを本節では挙げることにする。

一つは、マイクロソフト社の NetMeeting やコーネル大学で開発された CU-SeeMe などの電子会議系のアプリケーションである。

またもう一つは、NTT が一昨年開始した OCN サービスや日本テレコム の ODN サービスなどの安価な専用線サービスのことである。

前者は、ネットワークに接続している複数間で対面しながら共同作業を行うことが可能である。すなわちアプリケーションを複数で共有することによって教育的効果を上げることも可能になる。たとえばワープロを共有することによっての論文指導等も可能である。ただし、この電子会議系のアプリケーションは、アプリケーションも共有する必要があるため、従来のネットワークの利点であるタイムシフトは不可能になる短所も持つ。

後者¹³⁾は、コネクションレス型かつベストエフォート型により専用線のコストを下げる事が可能になったためである。このような安価な専用線サービスにより、先の表1・表2からも読みとれるように、小規模なネットワークが近年増えてきている。言い換えれば、個人のレベルでも、これまで考えられぬほどに安価で、ネットワーク上に Web サーバやメールサーバを開設することが可能になってきたわけである。ただし、当然サーバの管理や運営を個人で行うことにもなる訳で、それに関わる知識や技術も必要になり負担も増えることも意味する。

では、この二つが生み出す利点を考えると、そこには多様な可能性が存在すると考えられる。たとえば、個人のサーバ上にリフレクタを置くことにより小規模単位のコラボレーションを簡単に行うことができる。また、教育利用を目的とした Web ページを置くことで、学生に好きな時間に自主学習や事前学習を行わせることも可能である。またこれによって、先に挙げた学習研究におけるネットワーク環境の格差もある程度緩和されることも期待できる。

今後の技術的進展と 新たにネットワーク入門教育に加わるもの

・電子会議系のアプリケーション

・安価な専用線サービス

2つの新しい技術が生み出す利点の例

・小規模単位のコラボレーション

・自主学習や事前学習が容易な環境

・ネットワーク環境格差の緩和

12) チャート図3は、先のチャート図2で涵養されると予測される能力をまとめたものである。またここで補足すると、現在は情報インフラが整備される過渡期であり、大学によってその整備状況に大きな格差が存在する。これは上述してきたネットワークの有用性を考えると、学生の学習・研究環境としては非常に格差が存在することを意味し、国家的視点に立つならば、この格差をいかに早く解決するかが21世紀の国力を左右するものであると言っても過言ではない。

13) OCNの詳細は、以下の論文を参照のこと。

佐野真一郎、伊藤博文、山本孝一著「インターネットの大衆化」、豊橋創造大学短期大学部紀要第14号所収、1997年、pp.42-43

4. 今後の課題

最後に、今後の課題について述べる。一つは、技術的進展と教育内容の乖離という問題であり、もう一つはハードウェアの更新、さらにはコンピュータリテラート(Computer Literate)の育成という問題である。前者は、技術を教育に合わせるべきか否かという、哲学的議論がある。「合わせるべき」という立場も高等学校段階までは私たちも有意義であると考え。しかしながら、高等教育機関では常に最新の技術に触れさせ、そこから新たな知的・技術的進歩を切り拓く必要性があることから、高等教育機関では敢えて「合わせる」必要はないと、私たちは考えている。ただし、上述したように大学でのネットワーク入門教育に限って言えば、常に最新の教育内容を学生に提供する必要があると考える。しかしながら、現在は技術が急速な進歩を遂げたために、高等学校段階までに修得する情報リテラシの内容に個人差がある。それゆえ、個人差を解消する過渡的措置として、チャート図2の「パソコンを「道具」として活用するための基本的技能」を情報リテラシ教育の中心に置かざるを得ない現実がある。

次に後者の問題であるが、技術的進展は現在のところ留まるところを知らず、ネットワーク技術・並びにその概念、そしてその外延は日毎に拡張している。そのため、ネットワーク教育の内容も当然のことながら日増しに最新の技術的内容を加えつつ、変化せざるを得ない。コンピュータリテラートの育成問題は二方向あり、一つは私たちが述べた「文科系学生を対象としたリテラシ」を身に付ける方向であり、もう一つは高度の情報技術者並びに研究者の方向である。前者については、本稿で述べた「ネットワーク入門教育」がこの「問題」の解決への糸口となるが、後者の「問題」については、文部省白書でも指摘があるように人材不足の現状があり、早急に高等教育段階までのカリキュラムの見直しや、高等教育機関への社会人等のリフレッシュ教育等をも視野に入れた教育カリキュラムの再構築が必要であると考え。

5. 付 録

(資料) 各省庁の動向

	郵政省	その他省庁
1997年 1月	・地域マルチメディアハイウェイ実験 地域支援 ¹⁴⁾	
2月		・複製解除規制先送り ¹⁵⁾ (文化庁)
3月	・地上放送のデジタル化時期変更 ¹⁶⁾ ・高速通信実験プロジェクト推進協議 会」の設立 ¹⁷⁾ ・伝送容量の報告結果公表 ¹⁸⁾ ・21世紀の郵便について ¹⁹⁾	・ミニダボス会議開催 ²⁰⁾ (外務省関係) ・医療環境の電子化 ²¹⁾ (通産省) ・マルチメディア住宅実験 ²²⁾ (建設省) 大学でのマルチメディア活用 ²³⁾ (文部省)
4月	・飛行船で通信実験 ²⁴⁾ ・GMMSS推進委員会発足へ ²⁵⁾ ・情報通信21世紀ビジョンの中間報 告 ²⁶⁾ ・電子郵便局開設 ²⁷⁾ ・情報コンセント報告書公開 ²⁸⁾ ・情報通信研究開発基本計画の修正 ²⁹⁾ ・業界標準へ支援 ³⁰⁾ ・マルチメディア基本研究で合意 ³¹⁾	・知的所有権で小冊子刊行 ³²⁾ (文化庁) ・マルチメディアアイランド構想 ³³⁾ (政府) ・マルチメディア分野規格統一合意 ³⁴⁾ (通産省)
5月	・沖縄情報企業税制優遇措置 ³⁵⁾ ・情報技術で対中協力 ³⁶⁾ ・郵政サミット開催 ³⁷⁾	・著作権改正法案提出へ ³⁸⁾ (政府) ・帰国後の進学情報提供 ³⁹⁾ (文部省) ・OECDが政策提言 ⁴⁰⁾ (OECD)
6月	・移動通信システム報告書公表 ⁴¹⁾ ・郵相懇談会教育についての中間報告 発表 ⁴²⁾ ・電通信が答申 ⁴³⁾	・改正著作権法成立(国会) ・漢字コード拡充へ ⁴⁴⁾ (通産省) ・2001年未来基金設立へ ⁴⁵⁾ (文部省関係)
7月	・欧州と通信衛星の共同利用実験 ⁴⁶⁾ ・環境計測技術で費用を要求 ⁴⁷⁾	・コンピュータ・ウィルス被害発表 ⁴⁸⁾ (通産省関係) ・首相がTV会議参加 ⁴⁹⁾ (文部省) ・子どもサミット開催 ⁵⁰⁾ (国土庁) ・マルチメディア白書公表 ⁵¹⁾ (通産省) ・ASEAN外相会議開催 ⁵²⁾ (外務省) ・マルチメディア部会報告 ⁵³⁾ (文部省) ・メディア芸術祭開催へ ⁵⁴⁾ (文化庁)

8月	・ASEANへ職員派遣 ⁵⁵⁾	・教育改革プログラム改訂 ⁵⁶⁾ (文部省) ・ウィルス被害最悪を記録 ⁵⁷⁾ (通産省関係) ・著作権部新設へ ⁵⁸⁾ (文部省・文化庁)
9月	・実験覚書に調印 ⁵⁹⁾ ・アジアで国際シンポジウム ⁶⁰⁾	・大学審議会部会が報告 ⁶¹⁾ (文部省)
10月	・在宅勤務スタート ⁶²⁾ ・福祉活用へ合同研究 ⁶³⁾ (郵政省・厚生省)	・IPA被害報告 ⁶⁴⁾ (通産省関係)
11月	・世界無線通信会議開催 ⁶⁵⁾ (郵政省関係)	・情報通信基盤整備計画前倒し ⁶⁶⁾ (政府) ・不登校児の教育相談開始 ⁶⁷⁾ (文部省関係)
12月		・教育懇談会設置へ ⁶⁸⁾ (文部省・郵政省) ・ニューメディア利用調査公表 ⁶⁹⁾ (総務庁)

- 14) 地域の情報通信基盤整備に、CATV 網を利用しさまざまなサービスを地域住民が受けられるようにするため、地方自治体や通信事業者などが行うもの指す。この支援は、岡山県久世町を対象に行うもので、同町では町の統計情報のマルチメディア化や、イベント行事等の広報のマルチメディア化を計画している。
- 15) 文相の諮問機関である著作権審議会は、マルチメディア小委員会の審議経過報告を了承した。報告の内容は、インタラクティブ送信に於ける演奏者ならびに制作者の権利を明確化したもの。現行法では、CD やレコードからの送信の保護範囲を作詞家や作曲家などに限定。このため、保護の対象になっていない演奏者と制作者に、これらネットワークへの接続に対する許諾権を認め、その利益を確保することにしたものである。また、コンピュータ・ソフト等の複製解除装置についての規制については意見がまとまらず先送りとなった。
- 16) 西暦 2000 年～2005 年までにデジタル化する予定であった地上波であるが、欧米の地上波デジタル化が目前に迫っている影響を受け、我が国でも西暦 2000 年以前にデジタル化放送を行うことになった。デジタル化のメリットとして、現在の放送局の 1 チャンネル分の周波数で標準放送の場合だと 3 チャンネル分確保でき、高画質映像や様々なマルチメディア対応の放送が可能になる。尚、当面の移行期にはアナログ・デジタルとも同内容の番組を流すサイマル放送が採用される予定である。1998 年秋から実験が開始される。
- 17) 正式名称は、「中央コリドー高速通信実験プロジェクト推進協議会」。郵政省の他は、山梨・長野両県に加え、NTT 等約 60 の企業・団体が参加し、様々なマルチメディア実験が行われる。
- 18) 「マルチメディア時代におけるケーブルテレビシステムに関する調査研究会」が、CATV を用い、インターネットや在宅医療等を行うことが可能な伝送容量について、その結果を報告した。結果は、現在の施設の大幅な変更をしなくても回線の容量を増やすことは可能であることが判明した。つまり、周波数多重方式を導入することで容量を現在の 4 倍に拡大でき、さらに現在利用されていない 900 メガヘルツ以上の高周波数を上り回線(家庭からセンターへ)に利用することで 20 倍の容量にできるので、双方向機能が強化できるとしている。
- 19) 「マルチメディア時代の郵便サービス調査研究会」が、マルチメディア時代における郵便サービスの将来像を報告書にまとめた。その中身としては、記録媒体としての紙の重要性を述べる一方で、マルチメディア時代に融合した電子内容証明サービスやワンストップ行政サービス等をその報告書にまとめている。
- 20) 毎年スイスで開かれる民間ベースの国際会議「ダボス会議」をモデルにし、「21 世紀の新たなアジア・欧州協力の探求」をテーマに宮崎で開催された。その討議テーマの一つとして「マルチメディア社会の中での欧州とアジア」

の関係が議論された。参加者はアジア・欧州から25カ国の政治・経済・学術分野の若手指導者たちである。

- 21) 個人医療データの電子化やレントゲンフィルム、CTスキャン画像などの医療画像電送システムの開発や、パーソナルリアリティを用いた医療技術の開発に厚生省の協力を仰ぎながらすすめる。
- 22) インターネットに接続可能な通信機能付きゲーム機を家庭に貸し出し、高度情報化時代の住宅の在り方を探る実験である。モニターには、六自治体からパソコンにほとんど触れたことない約2000人(820世帯)を選ぶ。この結果を参考に、将来のマルチメディア住宅モデルを開発して行くことになる。
- 23) 政府の規制緩和再改訂の重点項目の一つとして、「大学などでのマルチメディア活用」が挙げられた。具体的には、高等教育におけるマルチメディアを活用した遠隔授業の単位認定と通信制大学院の設置を早急に進めることを旨としたものである。
- 24) 飛行船を衛星代わりに使いマルチメディア通信システムを開発する方針を同省が明らかにした。地上から20キロ離れた成層圏に滞空させた飛行船を使い、電波が届きにくいいため利用されていない周波数帯を有効活用するのが狙いであり、西暦2000年代の前半の実用化を目指すという。
- 25) 「マルチメディア携帯電話」の実現に向け同省は、産官学で構成する「グローバルマルチメディア移動体通信衛星システム(GMMSS)推進委員会」を来年にも設置して研究開発を進める方針を決めた。低高度軌道衛星(LEO)を利用し、どこからでも通話できる第一世代の携帯電話はすでに世界で5つのグループがすでに開発を進めており、来年秋には実用化される。日本からはDDIとKDDが参加しているが、技術的な主導権は欧米に奪われているのが実状で、委員会の設置には我が国が第一世代の衛星の寿命の切れる西暦2006年に技術的主導権を握れるようにとの背景がある。
- 26) 電気通信審議会の通信政策部会は、情報通信分野の将来像と政策課題を示す「情報通信二十一世紀ビジョン」の中間報告を公表した。内容は、規制緩和による競争の激化やマルチメディア技術の発展について言及している。具体的には、電話・通話料金については、現在は郵政省の認可制となっているが、これを条件つきで自由化したり、他の事業者のコストと比較して合理化を促したりする「インセンティブ規制」の導入を盛り込んでいる。また、通信網整備では2010年までに、デジタル通信網を全国に広げるが、NTTがすでに家庭にまで電話線を引いているところに、新規業者が参入することは大きなコストがかかる。そのため、それが市内通信での競争促進の障害になっているので、家庭までを無線を利用することで結び総合デジタル網の整備、利用の拡大を促進し地域通信分野での競争促進を企図している。また、同報告書には、関係省庁が連携して情報通信分野の環境整備を目指す「サイバー法」制定の提言も盛り込んでいる。
- 27) 4月21日から全国100ヶ所に電子郵便局が設置される。具体的には各郵便局にパソコンが設置され、郵便事業内容や1998年2月に開始される郵便番号7桁を調べることが出来る。
- 28) シームレス通信技術研究会の報告書がまとまり、その中でCATV、電話、パソコン等の情報機器は同一のコンセントを利用できることが望ましい旨が報告された。同報告書では情報機器が増えても家庭内で屋内配線工事をしなくて済むようなマルチメディアホームリンクの開発も提言している。
- 29) 1996年5月にまとめた情報通信研究開発基本計画の修正を電気通信技術審議会が郵政相に答申した。内容は、衛星を用いた携帯通信システムの開発や自動車等への高画像の転送等を含む6つの研究項目に及ぶ。
- 30) 郵政省は「標準創造型研究開発制度」と名付け、マルチメディア技術の世界的標準を日本で作り出すことに支援を始めた。具体的には、業界に対して標準化が期待できる技術を公募し、選定された場合には外郭団体である通信・放送機構がその企業に対して研究を委託する形をとる。
- 31) マレーシアでは、世界的マルチメディア拠点を構築するためにマルチメディア・スーパー・コリドー・プロジェクトが進行中であるが、この度我が国の郵政相との話し合いでマルチメディア技術の共同研究を行うことになった。内容は、電子商取引、パーソナルラボ、国際放送大学等の5項目に及ぶ。
- 32) 知的所有権の保護制度を中学生に理解してもらおうと、漫画刊行された。タイトルは「大事にしようあなたの創意」。一部100円で市販もするという。この刊行の背景には、パソコンの急速な普及で、知的所有権に対する意識を早期に育むことが重要であるとの観点からの刊行である。
- 33) 沖縄特別振興対策調整費のうち、通信インフラ整備推進に5億5千万円、マルチメディアアイランド構想に5億円を投じられることが官房長官より公表された。
- 34) 通算相と米国商務長官との協議の結果、マルチメディア機器の統一規格を日米で提案し、それを国際規格とするように各国に働きかけることで合意に達した。現在国際標準化機構(ISO)の国際規格を中心に進められているが、ISO規格は欧州の実情に沿ったものが多く、日米にとって適切ではないものもあるので、両国が協力し、ISO規格などを見直しや不適切なものの改訂などについて主導的立場を取って行くことになる。具体的には、今後通産省工業技術院標準部と米商務省標準技術局(NIST)合同作業部会を設置し研究を進めることになる。
- 35) 1996年9月、低料金で利用できる高速通信網を整備することを柱とした「沖縄マルチメディア特区」構想を策定しているので、その一連で沖縄に進出を計画している情報通信企業に税制面で優遇措置をとることを明らかにした。
- 36) 上海市で開催された電気通信開発戦略ハイレベル会合で、我が国の郵政政務次官と中国側郵電相との会談が行われ、情報通信技術の対中協力を我が国が行うことで合意に達した。
- 37) 郵政省が主催で世界11ヶ国から郵政担当首脳が我が国を訪れ、21世紀の郵便事業について話し合いが行われた。その中で、「ユニバーサルサービスの維持が郵政当局者の社会的な使命」などとする東京宣言を採択し討議を終えた。
- 38) 政府は1997年2月の著作権審議会の報告を受け、著作権改正法案を国会に提出することになった。
- 39) 海外の日本人学校向けにインターネット上に帰国後の進学情報や電子メールを利用した教育相談を1997年6月から開始することを発表した。Webサーバには国立教育会館のコンピュータを使い、そこでホームページを立ち上げることになる。
- 40) OECD事務局が、加盟国に対して放送・通信分野の規制見直しを提言した。提言では、情報社会を世界的な規模で

構築するため、通信・放送分野の許認可制度の見直しや、情報の知的所有権の保護などを検討する必要性をうたっている。

- 41) 次世代移動通信システムに関する調査研究会、新たな周波数帯域を使用した次世代移動通信の標準化について報告書をまとめた。報告書では、高い周波数を使う広帯域CDMA(符号分割多元接続)方式の技術開発を積極的に推進することが述べられている。
- 42) 郵政大臣の私的懇談会である「通信・放送の融合と展開を考える懇談会」は、全国の公立小中学校のインターネットによる接続を西暦2000年までに実現すべきだとの中間報告を発表した。具体的には、現在平均3本しかない小中学校の電話回線の増設・大容量化、インターネット接続料金の値下げ、教育ソフトの充実等を訴えている。この背景には、同懇談会で「情報通信を活用した学校教育の充実を図るとともにマルチメディア社会に必要な資質を養うことが喫緊の課題」との一致した認識があるからだと考えられる。
- 43) 郵政大臣の諮問機関である電気通信審議会が「情報通信二十一世紀ビジョン」を郵政相に答申した。その内容には、料金制度の見直し、通信網(ネットワーク)の基盤整備等が盛り込まれている。また、この中には西暦2010年までに、世界共通の端末で画像、超高速データ伝送などの大容量マルチメディアサービスを受けられる「総合デジタルネットワーク」の構築も盛り込まれている。
- 44) 通産省・工業技術院は、JISの漢字コードを大幅に拡充する。1999中に新JISコードの第三、第四水準として追加する予定。この中には、人名、地名、教育用に使われる文字を中心に未登録の約五千字を選定されるという。
- 45) マイクロソフト社のビル・ゲイツ氏の寄付を基に、NTT等の日本企業が資金援助を行い、「2001年未来基金」設立される。活動期間は西暦2000年1月1日までで、全国の小、中学校や高校約1000校に対して、マルチメディア利用環境を整備するための財政・技術支援を行っている。こねつと・プラン等への協力を行う。
- 46) 同省は、欧州宇宙機関(ESA)と、通信衛星の高度利用について共同実験することを明らかにした。同省に加え、宇宙開発事業団、慶応義塾大学も実験に参加する。実験では、電気通信衛星機構(インテルサット)の通信回線を使い、ビデオ・オン・デマンド等のマルチメディアサービスの可能性を探るといふ。
- 47) 情報通信網で国際連携を進め、それを地球の環境保全のために活用するために、同省は環境計測技術の研究開発に取り組む方針を発表した。この予算要求の背景には、パナソニックを構築しアジア太平洋地域の観測・研究部門を高速ネットワーク化で強化し、地球的規模の環境問題への取り組みを目指すことになるという。
- 48) 通産省の関連団体である情報処理振興事業協会は6月に届けのあったコンピュータ・ウイルスの被害件数は299件と公表した。これは集計を始めた1990年4月以来1ヶ月間で過去最悪の記録である。最も届け出が多かったのは、マイクロソフト社のエクセルに感染する「エクセルマクロラブル」、同じく同社のワードの感染する「ワードマクロキャップ」であり、前者が114件、後者が78件であった。
- 49) インターネットのテレビ会議システムを使った「総理大臣と話そう・マルチメディア教室」に、橋本龍太郎首相が参加し、全国7校の小中高生と対話した。この背景には小・中・高でのマルチメディア教育やインターネットの活用促進の意図がある。
- 50) こどもサミットは同庁の離島交流推進事業の一環として企画されたもので、全国30の離島の小・中学生180人が集い、NTTのマルチメディア会議システム「フェニックス」を利用し行われた。
- 51) 同省の外郭団体である財団法人マルチメディアコンテンツ振興協会が発表した白書によると、マルチメディア市場全体の規模は前年比25.7%増で、1997年には28.8%増の6兆3336億円に達する見通しであるとのことである。この市場規模拡大の背景には、企業等のLAN導入等が考えられる。
- 52) 東南アジア各国で進められている情報化であるが、将来の問題として相互連携を展望した法制度や技術面の調整が必要になる。そのため、各国のマルチメディアを使った高度情報化計画について今後、法制度や技術、経済的利用などの協調促進を協議する「円卓会議」の設置が必要であることが提言された。
- 53) 文相の諮問機関である大学審議会のマルチメディア教育部会が、通信制大学院(修士課程)を新設する提言をまとめた。部会案には、マルチメディアを活用した授業を認めること、導入は当面修士課程に限ること、面接授業による単位取得を義務付けない、ことなどが案として報告された。今後、さらに検討を進めて、今年度中にも答申をまとめる方針とのことである。
- 54) 文化庁長官の私的諮問機関である文化政策推進会議は、コンピュータグラフィックス(CG)やゲームソフトなどの新たな芸術振興のために、それらの作品コンテストなどを行う「メディア芸術祭」の開催などを求めた「21世紀に向けた新しいメディア芸術の振興について」と題した最終報告を行い、了承された。この背景には多用するメディアの中で、デジタル技術から生み出される芸術作品を新しい文化として認めようという意図がある。芸術祭は、1998年2月2、3の両日新国立劇場で開催される予定。
- 55) 同省は、東南アジア諸国連合(ASEAN)へ、通信や放送の分野での政策立案を補佐・助言するため、職員を派遣することを決めた。
- 56) 教育改革プログラムは、橋本内閣の6つの改革の1つである。具体的スケジュールをまとめるようにとの首相の指示したのを踏まえ、一月末に策定され、6月末に中央教育審議会が第二次答申を出したことを受け、新たな課題や実施時期などを追加、修正を加えられた。先のマルチメディア部会の報告での通信制大学院の件もこの一連の動きである。
- 57) 情報処理振興事業協会(IPA)がまとめた被害調査結果によると、7月のウイルス被害の届け出は353件で過去最悪の記録を更新した。IPAはウイルス対策として小冊子を刊行し、関係企業に製品と同梱するように協力を求めた。
- 58) 世界的知的所有権機関(WIPO)で採択された条約批准などに備えるために、文部省は文化庁に著作権部を新設するべく、来年度予算の概算要求に盛り込む予定である。具体的には、現在の著作権課の中にある国際著作権室を国際課に格上げする。また、WIPOではすでに1996年12月の外交会議でWIPO著作権条約とWIPO実演・レコード条約が採択されている。
- 59) 同省は、マレーシアとインドネシア両国との間で、衛星を使った通信ネットワーク構築実験を行う覚書に調印し

た。日本の通信衛星JCSATを用い実際に遠隔教育を行うことや、各国の大学で遠隔教育の有効性を確認して行くという。後者の実験には文部省も参画する。

- 60) 「アジアの情報通信革命」と題するシンポジウムが、毎日新聞社の主催でシンガポールで開催された。郵政省は協力という形で参加。東南アジアで次世代通信産業の開発計画が相次いで進む中で、人材育成や多国間協力の重要性やマルチメディアの思想性等の報告や意見交換が行われた。
- 61) 文相の諮問機関である大学審議会の総会が開かれ、審議状況が報告された。審議状況については注(53)の内容であるが、一点補足するならば、一般の大学は卒業に124単位が必要だが、遠隔授業の利用で最大30単位まで取得できるよう打ち出されている。
- 62) 同省は、マルチメディアを活用した在宅勤務を試験的に開始すると発表。東京・霞が関に通わず、自宅や東京都近郊のオフィス「テレワークセンター」に勤務して、業務効率などを調べることが、その目的となる。国家公務員が在宅勤務を行うのは今回が初めてである。在宅勤務を行う職員は、自宅にテレビ会議装置付きのパソコンを設置し、電話回線を利用して、郵政省のネットワークに接続でき、実際の勤務同様の情報検索や業務が可能になるという。
- 63) 郵政省、厚生省が共同で「ライフサポート情報通信システム推進研究会」を設置し、障害者や高齢者の情報活用研究を合同で進める。具体的には、携帯電話など情報通信のツールを使用した生活支援策の検討や、情報通信や情報通信機器が急速に発達しすぎたために、逆に情報へのアクセスが難しくなっている状況を改善する方法などを協議するのが目的である。
- 64) 情報処理振興協会（IPA）が発表した9月のコンピュータウイルス被害状況によると、届け出は273件であった。依然としてウイルス被害が相次いでいることが明らかになった。
- 65) 21世紀初頭までの放送衛星プランと衛星通信の周波数を各国に割り当てる国際電気通信連合（ITU）の世界無線通信会議が開催され、我が国の飛行船による通信システムに対し600MHzが分配されることになった。
- 66) 政府、自民党は、21世紀の情報通信基盤となる光ファイバー網の全国整備を、当初の目標の西暦2010年から2005年に前倒しする方針を固めた。これに伴い、郵政省は、光ファイバー網の整備を進める事業者のために、低利融資や優遇税制など、現在利用されている支援策を拡充するという。
- 67) 文部省の委託で三鷹市が不登校児に対する教育相談を、インターネットを利用して開始された。同市では、市内にいる小中学生の不登校児童・生徒の自宅に、パソコンを貸与し、不登校生徒の相談教室の指導員が必要な情報を送り、個別の相談も行うというもの。ちなみに、文部省によると、全国の登校拒否児童・生徒は昨年度で約9万4000人にのぼっているという。
- 68) 郵政、文部両省は、全国の小中学校・高校約4万校を西暦2003年度までにインターネットで結ぶ計画を具体化するため、学者や事業者、教育関係者らの懇談会を足踏させた。同懇談会は、学校でインターネットの活用を促すために課題を検討し、4月に提言をまとめる予定。なお、上記計画の予算措置については、地方交付税からインターネットの利用料を支出させる。すでに100校プロジェクトや新100校プロジェクトが実施され、NTTのこねっと・プランでは1996、7年度、全国の小・中・高校1000校に通信機器や接続用ソフトの提供、プロバイダー料金割引など平均30万円相当を寄付し、技術指導も行ってきたが、政府の計画に合わせ来年度から支援規模を拡充する。ちなみに、NTTのこねっと・プランでは、1998、9年度に合計10億円を寄付する予定という。
- 69) 総務庁が発表した「青少年の情報通信を活用したコミュニケーションに関する調査」で、小、中学生の77.4%がインターネットやパソコン通信を使ってみたいと考えていることが判明した。この調査は1997年9月、小学5年から中学2年までの全国の児童・生徒約2300人を、その保護者約2200人を対象にアンケートで実施した。また同調査で、子どもの保護者はインターネットやパソコン通信を子どもに積極的に利用させたいと考えているものが6割を超えるが、心配の種は子どもの「有害」情報へのアクセスで、保護者の約半数が公的規制を望んでいることが判明した。これには、子どものアクセスをソフト的に禁ずるブラウザ等も進んでいるので、インターネット成立の経緯を保護者に啓蒙し、法的規制以外の方法を模索する態度の涵養も必要ではないかと、私は考える。

金 銭 観 の 研 究

お金の魔力に囚われた人びと

浅 野 純 一

はじめに

「野村証券を強制捜査」、日本経済新聞は第1面で大きく伝えている(平成9年3月26日)。野村証券が、会社ぐるみで元総会屋に特別利益を供与したという容疑である。その後捜査の進展とともに事件の暗部が白日のもとにさらされてきたが、そこに見られるのは、人の目をくらませ、心を惑わすお金の魔力と人びとの悲劇である。

「経済小説」と呼ばれる小説のジャンルがある。小説の舞台は苛烈な競争を強いられる企業社会であり、そこにはつねに金銭がつきまわっている。小説が人間の生き方を問うものであるとするならば、企業社会における人とお金との関わりを問いかけているのが経済小説といえる。「真実は虚構を通してのみ語られる」とも言われるが、まず、小説という虚の世界の中に、お金をめぐる人間模様を探ってみることとしたい。

お金の魔力に囚われた人びと(1)

城山三郎「総会屋錦城」

「総会屋錦城」は、直木賞を受賞した城山三郎の出世作とされる。錦城は大洋銀行を寝城とする同銀行の与党的大物総会屋である。作者は、大洋銀行の株主総会をめぐる錦城の動きを通して、ルールもモラルもなく「万事は金さ」という総会屋とそれを取り巻く人びとの姿をえがき出している。

大洋銀行第59回定時株主総会は、大株主扇山富朗一派によって一混乱起きることが予想されていたが無事に終わった。大洋銀行大村頭取の依頼を受けて、錦城が総会屋の指揮に当たった

からである。その夜、総会無事終了の謝辞を述べに訪れた大村頭取に錦城は言うのである。

「石田弁護士に100万ぐらいやっておくことだ」

石田弁護士は大銀の顧問弁護士である。

「石田君なら50万円謝礼を渡してある」

頭取はせきこんで云った。

「毎月顧問料を8万円ずつ渡してある。その上、どうして、そんな金をやるのだ」

「捨て石だが、生きる石だ」

なおも重ねて錦城は云う。

「顧問弁護士というのは、会社のいろんな資料を握っている。その資料の出しよう如何では、裁判所の判定を変えることもできる。危険な味方だ。分かってるね」

しかし、大村頭取は、このかねを石田弁護士に渡していなかった。捨て石は打たれていなかった。そればかりか石田弁護士には、相手の総会屋扇山側からそれに倍するかねが渡されていた。それで大銀側の内部情報は相手側の知るところとなり、扇山一派は大銀経営内容に不正ありとして臨時株主総会召集を申し入れる。

臨時株主総会を前に、大銀は扇山側の南弁護士の買収にかかる。そして南から入手した内部資料をもとに臨時総会を受けて立つ。大銀側錦城は、鉾先を逆転させ扇山側の担保の差し押さえを動議、混乱のうちに総会は終了するのである。

「万事は金さ、……」錦城の言葉である。

山崎豊子「華麗なる一族」

華麗なる一族とは、都市銀行10位の阪神銀行頭取である万俵大介を中心とする万俵家の人びとのことである。実業家としての万俵大介は、

地方銀行にすぎなかった阪神銀行を都市銀行に発展させ、さらに金融再編成の流れをとらえて、他銀行との合併による業容の拡大をねらっている。しかも下位銀行との合併ではなく、「小が大を呑む」上位行との合併を画策しそれを実現するのである。そこでのかくれた主役は封筒におさめられた「お金」である。そして表に登場するのがお金の魔力に囚われた人びとである。

万俵頭取は、大同銀行の新頭取就任パーティに出席するため東京に出てきている。東京支店の頭取室での東京事務所長芥川常務とのやりとりである。

「頭取、今夜は、永田大蔵大臣とお目にかかれますか？」

「多分、大同銀行の新頭取就任パーティのあと、会えるだろう、美馬が、その段取りをつけてくれているから」

万俵大介は、大蔵省主計局次長である娘婿の美馬を通して大蔵大臣との気脈を通じている。

「では、永田大臣が近く開設される新しい事務所のお祝いには、どれくらい致しましょう？ もちろん、各行が幾らぐらいにするかは打診しておりますが、美馬さんにもご相談したいと思いつながら、なかなか連絡がつかなくて、それに差し上げるからには、例の架空名義の口座に振り込んでおきたいと思ひまして」

「まあ、永田大臣とうちは、なみのつき合いじゃないから、その辺のところは手落ちのないようにしておくことだ」

阪神銀行の頭取室で万俵頭取は、大亀専務にはじめて銀行合併の意向を伝える。驚く専務に万俵は裏金づくりを指示する。

「政官界工作のために、表から出せない裏勘定の献金、その他の金がある、それを大亀君、何とか工面して貰いたいのだ」

大亀専務によって捻出された裏金は、やがて別の面でもその役割を果たすことになる。阪神銀行系列の阪神特殊鋼の倒産をめぐって、大蔵委員会が銀行側の責任を追及することになったからである。

「阪神銀行東京事務所長の芥川は、机の引き出しから行名入りの紙封筒を取り出すと、その中味を改めた。新札の一万円紙幣五・六ミリの束で、はらりと扇を開くような慣れた手つきで新札をひろげると、かすかなインクの匂いと真新しい紙の匂いがする。芥川は二枚ずつ、指先で紙幣を数え、改め終ると、無地の封筒に入れ替えて、ホッチキスで封をし、無造作に上着のポケットに入れた。」

芥川所長が料亭に迎える相手は、大蔵委員の中根代議士である。

「私どもの方は中根先生が頼りなので、これから、これでもよろしくお取り計らい下さい」

芥川はそう言うなり、上衣の内ポケットから茶色の封筒を中根の前へ押しやった。

「そう、じゃ、まあ預かっておこう。」

中根は照れもせず、封筒を取り上げ、するりと自分のポケットに滑り込ませた。

高杉良「小説巨大証券」

この小説に登場する主人公は日野一、大手証券のひとつ日和証券の法人部第四事業法人部課長である。日野とゼミが同窓の山本繁は最大手の丸野証券から準大手の昭和証券に出向している。二人は恩師を偲ぶ会で顔を合わせた。山本は日野ヒノピンに話しかける。話題は「特別口座」についてである。

山本「なにも政治家に限らんよ。ヒノピンだって、つきあってる会社の社長さんや常務さんの個人アカウントを持たされてるだろう。絶対に損はさせられないから、未公開株の配分なんかでいろいろ配慮してるんじゃないのか。それをやってるから課長の分際で、トップにも会えるんだ」

日野「程度の問題はあるだろうが、通常の経済行為とも言えるよねえ」

3次会のあと立ち寄った山本のマンションで、ブランデー ルイ を飲みながら二人の話は続く。

山本「この程度のブランデーはおまえの家

にだってゴロゴロしてるだろう。丸野で金融法人を担当してたときに、個人ベースでこたま儲けさせてやった財務担当の常務さんから、五十万円の商品券を買ったことがあるが、よく考えてみるとキャッシュとそんなに変わらないんだよなあ。われながら平衡感覚がなくなってるなあってあとで後悔したよ」

日野「どこで線を引くかの問題だろう。なににつけグレーゾーンはあると思うが、ま“ルイ”までがいいところかな。ただし俺の家にはこんな凄いのは一本もないがね」

棚橋常務は日野が信頼する上司である。常務が日野に話しかける。

「未公開株という毒まんじゅうを食ったやつは、あの味が忘れないだろうぜ。CBという鼻ぐすりを嗅がされたやつも、あの匂いは強烈だったはずだ。……あれを出されて買わないやつは人間じゃねえよなあ。神様になりたいやつは断わったかもしれないが、日野だったらどうした。おまえは神様になりたい口か」日野は強く首を左右に振った。「とんでもない。百パーセント受けてますよ。」

これらの話に象徴される証券界の実態を、高杉は次のように記している。

「個人アカウントによる株の売買の利回り保証は違法行為だが、利回り保証に近いことが大手を振ってまかり通ったのは、株の売買で穴をあけても、埋め合せができる新発やCBがあったればこそと言える。」

「事業会社の財務担当常務を3年やれば家が建つ、と言われたのは、証券会社が持ち込むCBと未公開株の余得にあずかれたから

にほかならない。とくに上場直前の新規株や未登録店頭株による売却益のポロサ加減は、金銭感覚を麻痺させてしまうなど凄まじいものだった。」

「新発を事業法人や財務担当者にバラまくことは、ていのいい賄賂にほかならない。証券マンは仲間うちで“毒まんじゅう”という言いかたをしていたが、日野が接した限りでも、“毒まんじゅう”の誘惑をはねつけられる人間は一人として存在しなかった。」

お金の魔力に囚われた人びと(2)

1991年の金融・証券不祥事

バブル経済の崩壊とともに1991年には、金融・証券界の不祥事が相次いで表面化した。証券会社と暴力団との不透明な取引の発覚、証券会社による損失補填の問題、銀行・信金では架空預金の問題など、金融機関に対する信用を大きく傷つけることとなった。

暴力団との取引問題は、野村・日興という大手証券会社が、暴力団の株買占めに手を貸したということである。暴力団稲川会の石井会長が、野村証券と日興証券を通じて東急電鉄株2,800万株も買い占めたことが明らかにされたが、その買い占め資金を両社系列のノンバンクから360億円提供していた。しかもその際野村証券は、東急電鉄株を推奨・集中販売し価格を釣り上げていたことから、買い占めグループと連携していたのではないかと疑念も取りさたされた事件である。

証券会社による損失補填とは、株価の暴落によって生じた損失の一部について、証券会社が特定の大口顧客に対して穴埋めしたというものである。損失補填は、大企業などから証券会社へ運用を一任するかたちで預けられた営業特金¹⁾で損

1) 信託銀行が扱う金融商品のうち、投資家が運用方法を特定した金銭信託を特金(特定金銭信託)という。これに対し、投資家が資金の運用を証券会社に委託するものを営業特金という。委託された証券会社は、自分たちの一存で売買する「一任勘定」に近い形で運用する。ただし「一任勘定」は証券取引法違反である。

失が発生した場合、新規に発行された転換社債や未公開株を購入させ、上場後の値上がり益で穴埋めする、あるいはワラント債（新株引受権付社債）を安く売り高く買い戻すといった形で行われていた。

大手証券や準大手証券17社による損失補填額は1,720億円に及び、一般の個人投資家には損をさせても大口の顧客には損をさせないという、証券会社の体質が厳しい批判にさらされた。

金融機関の架空預金問題は、金融機関の職員が犯罪に加担して預金証書を偽造し、それを受け取った者がノンバンク等に担保として差し入れ、不正に資金を借り入れたというものがある。偽造預金は富士銀行赤坂支店で2,570億円発覚したのをはじめとして、同行神田駅東支店23億円、日比谷支店21億円。さらに協和埼玉銀行80億円、東海銀行630億円と続き、大阪の東洋信金では、同信金の総預金量に匹敵する3,420億円に及び偽造預金証書が作成されていた。東洋信金はこの事件の発覚によって経営難に陥り、他信金に店舗を譲渡、従業員を移管して解体・消滅した。富士銀行の会長、協和埼玉銀行の頭取ら多くの役員が責任を取って辞任した。全国銀行協会では、銀行をめぐる不祥事が相次ぎ、社会的な批判を受けていることから、各行が内部管理の見直しをはじめ業務運営全般について総点検するよう申し合わせた。

1997年の金融・証券不祥事

平成9年3月25日、野村証券は東京地検特捜部と証券取引等監視委員会による強制捜査を受けた。その容疑は、株主総会の円滑な運営に協力してもらった見返りに、総会屋グループの株取引による損失を穴埋めしたということである。また、第一勧業銀行は、この総会屋およびその関係企業に対し、自行とともに系列のノンバンクを迂回する巨額の融資を行い、それが総会屋の活動を資金面から支えることにもなったということである。

97年の証券不祥事は、91年の証券スキャンダ

ルに起因する。総会屋グループ代表小池隆一は、当時すでに第一勧銀からの融資をもとに、野村など四大証券会社の株式を取得し大株主となっていた。92年春、同人は前年の不祥事をめぐる経営責任を追及する質問状を四社に送付、この質問状を6月の株主総会直前に撤回した。その見返りとして両者の深い癒着が始まったとされる。

総会屋に対する証券四社の不正な資金提供は、株やゴルフ会員権取引、系列ノンバンクを利用した迂回融資などの手口によって繰り返された。こうして提供された資金は株取引に充当されたが、そこで生じた損失の補填を各社とも余儀なくされた。明らかにされた損失補填額は野村証券が3億7,000万円、山一証券1億700万円、大和証券3億5,480万円、日興証券2,950万円ということで、証券界を覆うスキャンダルは深刻な問題を提起した。

第一勧銀は、89年に総会屋小池隆一に対して四大証券の株式取得資金として32億円を融資、その後貸出金の返済資金、ゴルフ場への投資資金、さらに証券投資資金など、ノンバンク経由の迂回資金（117億円）と合わせ392億円に及び資金提供を行っていた。このような巨額な融資と不透明な取引がなされていたこと、しかもそれについて組織としてのチェック機能が全く機能していなかったこと、問題の根は深いものと言わざるを得ない。「信用を基盤とし、公共性・健全性を第一に考えなくてはならない銀行経営にとって、痛恨極まりない事態」（第一勧銀1997年年次報告）と言うべきであろう。

金融・証券界をゆるがした不祥事件は、経営中枢部が深く関与した会社ぐるみの犯罪とされた。このためトップを含む多数の経営幹部が逮捕・引責辞任に追い込まれ、経営面に深刻な問題を残すこととなった。

平成9年7月30日、大蔵省は野村証券および第一勧銀に対する行政処分を行った。野村証券については、証券取引法違反（損失補填及び取引一任勘定取引）及び商法違反（総会屋への利益

供与)によるものであり、第一勧銀については、商法違反(総会屋への利益供与)及び銀行法違反(検査の回避)ということである。²⁾

お金の魔力に囚われた人びと(3)

問題の所在

高杉良は、「経済小説、企業小説の生命はリアリティにある、あり得ない話は書くべきでない」と記している。³⁾「小説巨大証券」で書かれた「あり得る話」が、翌1991年には金融・証券不祥事件として現実のものとなり、虚構(フィクション)は真実(ノンフィクション)のかたちを取ったのである。

企業小説と、現実の企業社会とに相通ずるものは、お金をめぐる人間模様である。お金は便利なものであるとして使われ出してから、その長い間に人びとは、お金に不気味な力のあることを知らされたのである。お金は、現実の社会を変える力を持ち、時には人間の精神や、人間の生き方をすら変えてしまいかねない魔力を持っていたのである。

城山三郎「総会屋錦城」では、銀行の株主総会を舞台に、銀行に巣くっている総会屋はもとより、顧問弁護士までがお金に踊らされている姿がえがかれている。「万事が金さ」というのが総会屋錦城の言葉である。山崎豊子「華麗なる一族」では、他銀行の合併を図る万俣頭取が、その目的達成のために政官界への資金工作を繰り返す。政治家も官僚も、いずれも金包みの虜になってしまうのである。高杉良「小説巨大証券」

では、証券マンと企業との関わりを通して損失補填の問題がとりあげられる。仲間うちで“毒まんじゅう”と称している未公開株などを前にして、その誘惑をはねつけられる人間はまず一人としていない、という実態が語られる。

1991年の金融・証券不祥事のあと、10年を経ずして繰り返された97年の金融・証券不祥事についても、否応なくお金の魔力に囚われた人びとの姿を見るのである。損失補填の問題では、社会の暗部にうごめく総会屋と企業との癒着、収益第一主義で倫理というにはほど遠い企業の姿、問題の根は深いのである。とくに金融機関は、その公共性から信用を基礎とする健全経営が望まれるところであり、信用を傷つけた経営責任は極めて大きいと言わざるを得ない。「信を失えば則ち亡ぶ」と先人は説いている。⁴⁾

バブル経済の残影

日本を代表する大手の銀行・証券会社で、総会屋に絡んだ不祥事件が発生したこと、複数の銀行・信金で巨額の預金証書偽造事件が起きたこと、それは金融機関経営のあり方に問題があったということであり、バブル経済がもたらした後遺症ともいえる。

86年暮から91年春にかけて51ヵ月に及んだバブル景気では、地価や株価の上昇とともに、日本中であり余った資金が乱舞した。その膨張したお金が、人の心や社会を深くむしばんだのである。それまで人びとが持っていた健全な価値観に代わって、拝金主義的な風潮が社会に蔓延していった。世の中のムードは収益拡大、収

2) 大蔵省による野村証券および第一勧銀に対する行政処分の内容。野村証券は株式自己売買業務を年内(5ヵ月)いっぱい、全店での株式業務を一週間、それぞれ停止。第一勧銀は個人向けを除く新規融資開拓を年末まで停止するほか、国内外の営業拠点新設を一年間認めない。証券会社への業務停止命令としては過去最長、都市銀行の国内業務では初めてである。

3) 高杉良「小説巨大証券」あとがき

4) 一瀬桑吉(元第34銀行副頭取)は、銀行および銀行家のあり方について次のように記している。

・銀行は云うまでもなく信用を基礎として立つものにして信用は即ちその生命なり。故に万事如何なる方面に対しても苟も信用を毀損するが如き言動あるべからず。「信を失えば即ち亡ぶ」と云える言は古今東西を通じて不変不動の真理なり。

・銀行家は常に自ら慎み自ら顧みること肝要なり。固より卑屈に流るるの意味にあらず。また沈着の裡に生氣旺盛の気分なかるべからず。

・健全なる銀行は健全なる経営者に待つ。健全なる経営者は之を清浄潔白なる人に待たざるべからず。人は常に公明正大にして俯仰天地に恥じず、白昼坦々たる大道を闊歩すべし。(資料「銀行業務改善隻語」昭和2年)

益優先となり、しかも、不動産価格の高騰や株価の上昇で大きな金額を扱うこととなった金融機関職員の間では、正常な金銭感覚が麻痺してしまった。⁵⁾

また、バブル経済のもとでは、地上げや債権回収など、銀行・企業と総会屋との接触が増えてきた。こうしていったん総会屋や暴力団とのつながりができてしまうと、あとは食いつぶされて行くばかりである。野村証券が総会屋に対して総額3億7千万円に上る利益の提供を余儀なくされ、第一勧銀も系列のノンバンクとともに総会屋の言いなりに融資を繰り返し、その総額は392億円にも達している。

バブル経済が残した後遺症はまことに大きい。相次いで不祥事が起きた問題の所在は明らかである。いま、企業は収益優先主義を見直し、あるべき企業倫理を問い直し、人びともまた麻痺した金銭観を改め、清潔な金銭感覚を取り戻すことが求められよう。

おわりに

「金銭というものは、……人間の精神を買う手段に使用出来るのだから恐ろしいではありませんか。即ちそれを振り蒔いて、人間の道義心を買ひ占める、即ちその人の魂を墮落させる道具とするのです。」夏目漱石の言葉である。⁶⁾

時として人は、自らが生み出したお金の魔力にとりつかれ、身を滅ぼすことになりかねない。97年の春から秋にかけて世間を騒がせ、深い傷跡を残した金融・証券不祥事では多くの人びとが失脚した。恐るべきはお金の魔力である。

(補記)

山一証券は、「慢性的な業績不振、総会屋への利益供与事件による信用失墜を背景に株価急落で信用不安が高まった結果、金融市場からの資金調達が困難になった」として、自主廃業を決めた(平成9年11月24日)。

また、日興証券および大和証券に対しては、野村証券に続き大蔵省による一部業務の停止を含む行政処分措置がとられた(平成9年12月18日)。

参考文献

- 内山節 1997 貨幣の思想史 お金について考えた人びと 新潮社
 奥村宏 1997 総会屋スキャンダル 野村証券事件の構図 岩波書店
 佐高信 1983 実と虚のドラマ 経済小説にみる企業と人間 日本経済新聞社
 塩田潮 1993 大蔵省の不覚 迷走の行政指導 日本経済新聞社
 週間金融財政事情 関係記事 金融財政事情研究会
 城山三郎 1980 総会屋錦城 新潮社
 第一勧業銀行 1997 年次報告書 第一勧業銀行広報部
 高杉良 1990 小説巨大銀行 講談社
 高杉良 1997 金融腐蝕列島 角川書店
 日本経済新聞社編 1991 日経ファイナンシャル92 日本経済新聞社
 日本経済新聞 関係記事 日本経済新聞社
 山崎豊子 1980 華麗なる一族 新潮社

5) 金融制度調査会では、金融不祥事続出の事態に対応する金融界・行政のあり方についての提言を行い、その中で不祥事の原因を次のように記している。

「金融機関は、経営効率化の旗印の下に内部管理部門の人員を抑制し、機械化を急速に推進したが、その反面、審査の充実、リスク管理の徹底、職員の教育・指導面の対応等は遅れがちであった。このように、適切な内部管理を怠ったままに、金融機関が安易な業容拡大と収益の追求に走り、ノルマ主義等の下で職員を預金・融資拡大競争に駆り立て、投機的な土地、株式等の取引のための融資を拡大していったこと等が今回の金融不祥事の原因等となったと考えられる。」(資料「金融システムの安定性・信頼性の確保について」92.1)

6) 夏目漱石「私の個人主義」漱石全集第11巻 P.453

森林と文明

Ⅱ. 持続可能な開発

稲田 充男

はじめに

1972年、ローマクラブが発表した報告書「成長の限界」は、ローマクラブがマサチューセッツ工科大学のデニス・メドゥズ助教授らに委託した研究の成果をまとめたものである。これは地球環境問題の原点を論じた先駆的な報告で、その果たした役割は大きい。特に、人口増加や環境悪化などの現在の傾向が続けば100年以内に地球上の成長は限界に達すると警鐘を鳴らし、地球の破局を避けるために、成長から世界的な均衡へと移っていくことの必要性を訴えた。しかし、その後も事態は好転することなく、地球環境問題はより深刻なものへとすすんでいった。

20年後、リオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)が開催され、そこで「持続可能な開発」が地球環境問題解決のキーワードとして取り上げられた。この用語については、さまざまな解釈がされているが、この用語を一般的に定着させた「環境と開発に関する世界委員会」報告書では、「持続可能な開発とは、将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすような開発をいう」と定義している。また、1992年に国際自然保護連合、国連環境計画、世界自然保護基金が共同で作成した「新・世界環境保全戦略」では「持続可能な成長というのは矛盾した術語であって、自然界では無限に成長できるものではない」と指摘した上で「持続可能な開発」とは、「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限界内で生活しつつ達成すること」と定義

している。

以上取りまとめると、「持続可能な開発」とは「自然界での修復可能な許容範囲内での改変」と解することができる。このように考えると、「持続可能な開発」とはまったく新しい概念でもなんでもなく、林業経営の指導原則と呼ばれるもののひとつである「持続性の原則」として古くから説かれている。林業経営は健全な森林を作り上げることで生産力の増大をはかり、多量に価値の高い林木を永続的に生産しながら、公益的・福祉的な機能をも発揮するように運営することを目的として、自然と調和した伐採、更新を行うことを理想としている。しかし、本来「持続可能な開発」そのものであるはずの林業が、いまや森林を破壊し、環境保全の対極をなすかのようにいわれている。なぜこのようなことになったのか、本論では、自然と人間の共生と循環のあり方について考察する一助として、林業の特徴を整理し、林業経営の指導原則を再認識するとともに、環境保護と林業経営との関わりについて考える。

林業の特質

一般に経営の計画というものは、経営の目的が達成できるように、あらかじめ経営活動の方針をたてて、その実現のための方法や数量的な基礎を決めることである。したがって林業における経営計画を立てるためには、林業そのものの特質を的確に把握する必要がある。林業の特質については、高校の林業科の教科書をはじめ数多くの書物に同様のことが書かれているが、ここでは大隅眞一著「森林経理学講義」(1984)

を主に参考にした。

林業は森林を対象として木材を生産するところの経済行為である。しかし、森林における木材生産の特徴は土地を基盤とし、自然因子を媒介として営まれる植物体自らの成長過程を通じて行われる点にある。この基本的特徴からして、林業は次のような特質を有する。

(1) 自然力に対する依存度が高い。

林業は農業とともに自然力に支配されることが大きい。しかし農業のように自然力を人工的に調整することができない場合が多く、ほとんど全面的に自然力に依存して生産が行われる。

(2) 生産期間が長い。

林業は生産物たる林木の育成に長期間を必要とする。したがって年々一定の収穫を上げようとすれば、生産期間の長期性を面積でもってカバーすることが必要となる。また木材の供給の弾力性を欠き、景気変動に対する適応性にも乏しい。

(3) 成熟期が明らかでない。

林木は農作物と異なり、生理的成熟期が明らかでなく、伐採時期の決定が困難である。

(4) 成長量の把握および区分が困難である。

森林はその成立区域が一般に広大であり、地形も急峻で蓄積や成長量を正確に把握することが困難である。また蓄積の成長量とを明確に区分することができないから、適正な収穫量を定めることが困難である。

(5) 近代化が困難である。

林業は一般に広大な山岳地帯において、自然力に依存して営まれる産業である。したがって分業化や機械力の導入による作業の能率化が困難である。

(6) 公益性が強い。

森林は国土を保全し、水資源を涵養する機能をもつだけでなく、風景美の重要な要素として、国民の保健、休養に貢献する。したがって林業はこのような公益性と調和しながら経営されなければならない。

以上の特質のうち、(2)～(4)は特に重要であって、木材供給の弾力性を欠く反面、成熟期が明らかでなく、蓄積と成長量の分離が困難で

あるから、ややもすると過伐される危険が大きい。したがって林業経営においては、蓄積と成長量をできるだけ明確に把握し、適正な伐期と収穫量を定め、確固たる長期計画を立てることが重要になってくる。

林業経営の指導原則

林業が独立して一つの生産業として存立し得るためには、与えられた環境の下において最高の生産をあげるとともに、それを継続的に維持していかねばならない。この要請が上述した林業の特異的な性質と結合するとき、林業における生産の準拠すべき基本原則が生じてくる。この林業経営を方向づけ指導していく基本的な考え方を「林業経営の指導原則」と呼び、次のようなものがあげられる。

(1) 収益性の原則

経営ができるだけ大きな利潤を上げるよう努力することを収益性の原則という。収益性の高さは総資本に対する利潤の割合、すなわち収益率で以って測られる。林業もまた経済活動である以上、収益性を高めることを目標とすることはいうまでもない。

なお、できるだけ少ない費用により、できるだけ大きな収入を得よう努力することを経済性の原則といい、またできるだけ少ない財の消費によって、できるだけ高い生産をあげること、すなわち生産要素の能率を高めることを生産性の原則というが、これらは収益性の原則に包含されるものと考えられる。

(2) 保続性の原則

毎年ほぼ一定量の木材生産が、継続的に行われることを木材生産の保続という。林業は長期の生産周期を持つ生産業であるから、木材生産の保続は経営の根本原則である。この原則が守られることによって毎年の事業量が一定し、安定した木材の買手や、労働者を確保することができ、経営者は一定の収入を保証されることになる。

(3) 公益性の原則

林業経営にあっては、森林が本来有するところの国土保全、水源涵養、保健・休養等の諸機

能を、できるだけ発揮できるように配慮しなければならない。公益性の保護については、保安林、国立公園などにあつては、特に法律で規制されているが、一般の経営林にあつても、この原則は重要視されねばならない。

これらの原則は、林業に限らず、いかなる産業においても、程度の差はあるにしても要請されることである。林業においては、特に「保続性の原則」が重視される。それは、上述した林業の特異な性格、特に、林木の生育期間の長期性、蓄積と成長量の分離把握の困難性に基づくのである。すなわち林業における保続生産は、全森林の有する林木蓄積から生ずる年々の成長量すなわち連年成長量に等しいだけの林木を、蓄積の中から伐採収穫していくことによって始めて可能になる。もしそれ以上の量を伐採収穫することがあれば、その結果は蓄積に食い込むこととなり、生産はいわゆる縮小再生産の方向をたどらねばならない。しかも一度このような状態に陥るとき、その回復は林木の育成が長期間を要することよりして、長年月をまたねばならないことになる。そしてさらに、森林においては成長量とその元となった蓄積とを区分することがすこぶる困難であるから、過伐となりうることの危険性ははなはだ高いといわねばならない。

以上の理由により、林業においては収穫量の保続が特に重視されるのである。林木蓄積の一部を木材として収穫し、その収穫量が林木蓄積の自己増殖能力と均衡を保つとき、林木蓄積量は一定に保持され、収穫は永久に持続される。このような収穫の形態を「保続収穫」と呼ぶが、これこそが林業の本質であり、「持続可能な開発」そのものである。では、なぜこのような林業が、森林破壊の元凶のようにいわれるのか、次節以降で考えてみる。

森林観の相違

環境問題が論議されるようになり、森林は水源涵養・国土保全・保健休養などのいわゆる公益的機能をより重視して取り扱われなければな

らないということが、社会の各層から強調されるようになった。一方、いわゆる生態学的な見地から、より根本的に、自然の物質循環を人間があまりに攪乱することの危険が強く強調されるようにもなった。当然のことである。したがって、林業の経営において森林は木材生産の場であるという見解は、多くの反発を招くおそれがある。森林を生産の観点から見る場合（林業）と、生態の観点から見る場合（保全）とに、どれほどの違いがあるのであろうか。一般に、ある物事が何々であるという言葉は、その物事をかくかくのものと見るということにほかならない。したがって、すべての物事は、観点しだいでどのようなものともなるのであると考えられる。その際、どのような観点に立って見るかはそれこそ自由としなければならないであろうが、物事の本質をよりよく理解しようと欲するならば、一つの事がらも種々の異なった観点から見られることが必要とされるであろう。そのような意味で、この問題を考えるにも、生産観も生態観も、ともに森林という一つのものの、二つの異なった観点からする、異なった見方、捉え方であるに過ぎないという大前提に立たなければならないと考える。

森林を生産の場と見ることは、木材生産においては、土地ではなくて、森林が主たる物的生産手段なのである。いわゆる農業においては、土地が生産手段、作物は生産対象なのであるから、作物は恒常的な存在でないのといわば本質であるのに対して、林業においては、森林が生産手段なのであり、その年々の木材質生成量（成長量）が生産対象なのであるから、森林の恒常的な存在がいわば必須の前提である。つまり、森林の恒常的な存在を前提とする林業は、森林を生態系と見ること、したがって、生態学的に取り扱われるべきものであるとする見解によりよく対応しうるものである。生産の現場についてみれば、木材は、森林に年々伐採と育成行為とを加えることによって、年々生産される。その際、森林を構成している樹木は逐次更新されてゆき、したがって森林自体も、存在しながら、次第に更新されて行く。つまり、木材は、森

林という生産手段を、計画的、合目的かつ能率的に更新（回転）させることによって生産されるものであることになる。

一方、森林を生態学的な見地から見れば、それは一つの生態系としてあり、その中でいわゆる半閉鎖的な物質循環が行われつつ更新しているものである。したがって、木材生産ということを生態学的に見れば、森林生態系における物質循環の過程で生成され、蓄積され分解されつつある木材質という物質を人為的に生態系の外へ取り出すことをするものと見ることができるとすれば、人為による森林の更新（回転）のさせ方が適切でない場合には、たとえば土壌養分の目に見えない流亡が多くなったり、伐採量が過大に過ぎるというようなことで、物質の円滑な循環が破壊され、木材生産ということに限っても、それがよく行われ得なくなる可能性が多分に有るとしななければならないであろう。したがって、ここでも森林を生態系と見ることの木材生産技術的な意味が大いにあることになるわけである。

森林の経済的機能と公益的機能

森林は多様な機能を有している。西川は魚住侑司編「日本の大都市近郊林」(1995)のなかで、森林をみどり資源ととらえ、それを生産資源、環境資源、文化資源に大別て、次のように要約している。

- ・生産資源
 - 物質生産
 - 木材生産、特用林産物生産
 - 農産物生産、生化学物質生産
- ・環境資源
 - 水資源かん養
 - 水の貯留、水質浄化
 - 河川の流量の平準化
 - 国土保全
 - 侵食防止・軽減
 - 自然災害防止・軽減
 - 快適な環境の形成
 - 気象緩和

大気浄化
生活環境の形成

・文化資源

自然学習、野生生物の保護

芸術、宗教、レクリエーション

ここでは、森林の機能をより一般的にとらえ、経済的機能と公益的機能（有形的効用と無形的効用、生産的効用と保全的効用ともいう）とに大別する。これの機能を十二分に発揮するための指針が、上述した林業経営の指導原則である。指導原則は相互に関係があるが、森林の状態に応じて、いずれの原則を重視して林業経営を行うかを決めればよいとされている。ここで、昨今の環境保全の視点から、森林の経済的機能と公益的機能の両立が問題にされる。すなわち、「森林の経済的機能と公益的機能とは同一の森林が不可分の形で分かち持っており、前者は森林の伐採によってのみ得られ、後者は森林の存立によってのみ得られる」と見られ、「本来両機能はその確保をめぐる二律背反の関係をたもつ運命にある」と、保全的立場からは特に考えられやすい。まさにこれこそが、林業が森林破壊の元凶のように見られる所以である。

本来両機能はその確保をめぐる二律背反の関係を保つとみることには、「森林の伐採」と「森林の存立」とは矛盾関係にあるとみるという前提があると解さざるを得ない。しかし、伐採が永続するためには、森林の部分には生滅・増減の現象が生じるにしろ、森林の全体は不生不滅・不増不減でなければならないはずであり、事実としてもそうなっているとみられる。

静的な存在としての森林、すなわち自然の推移の過程に置かれているものと、動的な存在としての森林、木材生産の場としての森林なのであると厳に区別されなければならないと思う。たとえば、森林に経済的機能があるといっても、静的に存在しているいわばただの森林にあるものではなくて、動的に存在している森林に有るとされなければならない。伐採および育成という行為、すなわち森林施業を加え、森林を動的状態に保つことによって、その森林に経済的機能を持たせているのであるとみるべきで

ある。

そのような動的状態で恒続している個々の森林が公益的機能をも分有していることはいうまでもないことである。そして、経済、公益の両機能の様態は当の森林の全体としての構造、森林施業体系のあり方によって左右されるのであることも言をまたない。森林が持つ機能の両側面は二者択一的にしか利用できないものでないことは明らかである。しかも少なくとも一般的には経済的機能においてすぐれている森林は、公益的機能においてもすぐれているとしてもよく、木材資源（伐木業の対象）としてもすぐれていることはいうまでもないことである。

もちろん、このような論理が成り立つためには、林業経営の根本である「保続」が大前提である。ただ、その中でも森林の取り扱い、森林施業の在り方について、最も根幹的と思われることをあげると次のようになる。

まず第一に、ともかくも森林の更新(回転)速度をできるだけ遅くすること。回転周期をできるだけ長くすること、したがって、いわゆる伐期齢をできるだけ高くすることが望まれる。いうまでもなく、森林の人為的な回転速度を自然の更新速度よりもあまり速くすれば、それだけ物質循環の流れが大きく乱されることになるからである。

第二に、一つの森林として限る森林をできるだけ小さくすること。広大な森林を一つの生産手段とすることは生産・経営という見地からも考えられないはずだが、生態学的見地からはなおさらありえない。回転周期が等しければ、たとえ生態学的には好ましくないとされるいわゆる皆伐施業による場合でも、年々1箇所の皆伐面積がより小さくなるからである。

第三には、森林はできるだけ非皆伐施業やいわゆる天然更新施業によって経営されること。

このような森林の経営の仕方は、森林のいわ

ゆる公益的機能をよく維持させることにもそのまま通じるものである。ただし、自然保護ないし環境保全の一環として自然のままの森林を残しておく必要の問題は別のこととしなければならない。

おわりに

林業は業としての性格がはなはだ異質なものの総称である。その本命的なものは木材生産である。林業も業という以上は、世間なみの営業ないし経営の態をなしているべきで、木材の生産期間は1か年でなければならない。森林を生産手段とし、森林全体を常時回転することにおいて生産されるのであるとみなされなければならない。そのためには、伐採と育成とは、森林を回転することにおいて、不二のものである。林業においては、伐採が偏重されることも、造林が偏重されることもよろしくない。伐採・造林の繰り返しである。この繰り返し、全体としての森林を保続あるいは持続のための要因である。現在の森林に対する伐採行為は、この保続が守られず、本来の林業とはまったく異なるものである。ここに林業に対する誤解がうまれる原因がある。

森林といわず、生物全般についていえることであるが、個体の存在は1回きりで繰り返しはない。ただ、個体としては繰り返しでなくても、全体としては繰り返しである。この繰り返しを本川(1996)は「生物的時間」と呼んでいる。生物的時間は回って元に戻る「円環的時間」であり、一方、物理的時間は元に戻ることはない「直線的时间」である。「円」対「直線」、この二つは違う性質の時間だと考えている。今回は、生物学的時間の見方と物理学的時間の見方の違いをふまえ、自然と人間の共生と循環のあり方について考察したい。

参考文献

- 大隅眞一 1984 森林経理学講義 京都府立大学農学部森林経理学研究室
 本川達雄 1996 時間、生物の視点とヒトの生き方 NHK ライブラリー
 魚住侑司 1996 日本の大都市近郊林、歴史と展望 日本林業調査会

パソコン教室の初期化対策

スムーズな授業運営に向けて

伊 藤 晴 康
佐 野 真一郎
小 林 憲 之*

目次

1. はじめに
2. 文科系短期大学でのパソコン教育におけるパソコンの初期化の重要性
3. Windows3.1 環境での初期化対策
4. Windows95 環境での初期化対策
5. 実際の導入と問題点
6. 課題

*) ㈱CSEの社員であり、本学システム運営を担当している。

1. はじめに

本資料では、演習等でパソコン教室を使用する際のパソコンの初期化対策¹⁾について論じる。パソコン初心者を対象に一斉形式の演習あるいは授業をパソコン教室でおこなう場合、あるパソコンで何らかのアプリケーションが起動しなかったり、前の演習者の作ったファイル等がハードディスク上に散乱している状態、またはいたずら等で起動不能な状態では授業運営に支障をきたすおそれが多くなる。したがって、授業の効率的な運営のためには、パソコン全台が同じ状態で起動することが重要な条件となる。そこで、本発表では、我々のおこなっているMS-DOS環境下とWindows95環境下でのパソコンの初期化対策について報告し、問題点や今後の課題等を提起してゆく。

2. 文科系短期大学でのパソコン教育におけるパソコンの初期化の重要性

文系の短期大学では、理科系でのパソコンの使用と異なり、通常はアプリケーションの習熟に重点が置かれている。学生のほとんどは大学で初めてパソコンに触る者が大半を占め、入学当初はタイピング練習に重点的に練習し、その後アプリケーション（ワープロや表計算、電子メール、WWW等）を習熟させるということに終始するのが実状ではないだろうか。また、情報系の学科以外の文科系短期大学の場合、パソコンの様々な設定を自分なりに変更することを学生全員に習熟させることは在学年限とカリキュラム上の問題で、現状ではなかなか困難な事であろう。それゆえ、短期大学におけるパソコン教育においては、たとえば、授業開始時に、デスクトップのアイコンの配列が先生機と違って

いるだけでも、授業についてゆけない学生が多くなり、授業を運営して行く上で支障をきたす。したがって、授業開始時に学生個々のパソコンが同一条件であることが、必要不可欠ことになる。

3. Windows3.1環境での初期化対策

まず、Windows3.1環境での初期化対策について説明する。浜松短期大学²⁾では、1997年度前期まではパソコン教室については、表1の環境であった。浜松短期大学では1997年7月までWindows3.1を中心に演習を行っていたが、その初期化対策としては清水洋平氏の作成したBUというバッチユーティリティを用いていた。表2が、Windows3.1を起動させる際のBATである。

表1

<p style="text-align: center;">Windows3.1の場合 浜松短期大学 (97年7月時点)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">パソコン環境：NEC PC 9821AS/U2 メモリ：7.5MB HD:120MB</p> </div>

このバッチファイルの特長は、BUを用いることによって、学生が“win”をコマンドラインから入力しても、win.comより先にwin.batが起動し、Windows3.1のiniファイルや主要アプリケーションのiniファイルをあらかじめ用意したバックアップiniファイルと置き換えられる点である。こうすることによって、起動時に同一条件でWindows3.1が起動するように工夫してある。ただし、この欠点としては、学生が不要なファ

- 1) 本資料におけるパソコンの初期化とは、パソコン起動時に、予め設定した環境にパソコンの状態を自動的に復元することと定義する。
- 2) 筆者の一人が浜松短期大学で非常勤講師をしている関係で、浜松短期大学商科助教授山本孝一氏に協力をいただいた。

表 2

```

@ ECHO OFF
: START
CLS
ECHO ¥
ECHO
ECHO
ECHO
ECHO          作成したデータを保存するディスクを「Cドライブ」に入れてください
ECHO
ECHO
ECHO ¥
ECHO ¥
PAUSE
BU dskready c :
if ERRORLEVEL 10 goto : START
CLS
COPY B : ¥ WINDOVS ¥ EXCEL5 BAK B : ¥ WINDOVS ¥ EXCEL5 XLB > NUL
COPY B : ¥ WINDOVS ¥ WIN INI BAK B : ¥ WINDOVS ¥ WIN INI > NUL
SET OLDPATH = % PATH %
SET PATH = B : WINDOVS ; B : ¥ WINDOVS ¥ ATOK8 ; B : ¥ WINWORDJ ; B : ¥ EXCEL4 ; B : ¥ DBPRO ; % PATH %
: TITLE
IF % 1 == WIN / 3
IF NOT % 1 == WIN % 1
:
SET PATH = % OLDPATH %

```

イルをハードディスク上に残していると、そこまでは初期化が出来ないため、手作業によってそれらのファイルを削除する必要がある点である。また、BUを使っている、学生の利用者がカレントディレクトリを Windows にして、そこで“win”と入力すると、win.bat よりも先にwin.com が起動してしまい、BUの利点をなくしてしまう欠点がある。

4. Windows95 環境での初期化対策

次に Windows95 の初期化対策であるが、これ

は豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部(以下豊橋創造大学、と総称する)のシステムを例として論じる。豊橋創造大学のパソコンのシステム環境は、表3の通りである。

豊橋創造大学では、初期化対策としてセルフメンテナンスシステムというソフトを導入した。セルフメンテナンスシステムとは、関西大学と(株)富士通徳島システムエンジニアリングが共同開発した初期化対策用のソフトウェアである。このソフトウェアは、クライアント(パソコン)の電源を投入するだけで、クライアントが自動的に自己診断・自動修復する機能を実現し、クライアントを初期設定に戻すことが、その主機能となる。また、このソフトウェアはク

表 3

稼働環境

- ・ WindowsNT サーバ2台、クライアント217台(クライアントサーバ型 LAN)

サーバ環境

- ・ OS は WindowsNT3.51、CPU;Pentium100Mhz RAM;92MB HDD;8GB

クライアント環境

- ・ OS は WindowsNT3.51、CPU;Pentium100Mhz RAM;24MB HDD;1GB

クライアント主導で処理を行うことができるので、サーバやLANの伝走路に負荷をかけずメンテナンス処理を行うことができる利点がある。豊橋創造大学では、このセルフメンテナンスシステムを導入し、学生用パソコンの初期化を行っている。

5. 実際の導入と問題点

では、実際運用するにあたって、以下のことに留意しながら初期化対策を施した。

まず、セルフメンテナンスシステムを導入する際の留意点としては、以下の点がマニュアルに記載されている。

- 1) クライアントの環境すべてを作成後セルフメンテナンスの実行ファイルをインストールすること。
- 2) すべて(ワークグループ単位)に同じ環境を作成すること。
- 3) Windows95では、OSのバージョンレベルを統一すること。

すなわち、下記バージョンレベルの端末を上記で作成した同一グループに混在させることができない

Windows95+ServicePack1=4.00950 a
Windows95(OSR2) =4.00950 b

不正コピー防止機能付きアプリケーションソフトおよびネットワーク関連ソフトは事前にインストールすること。

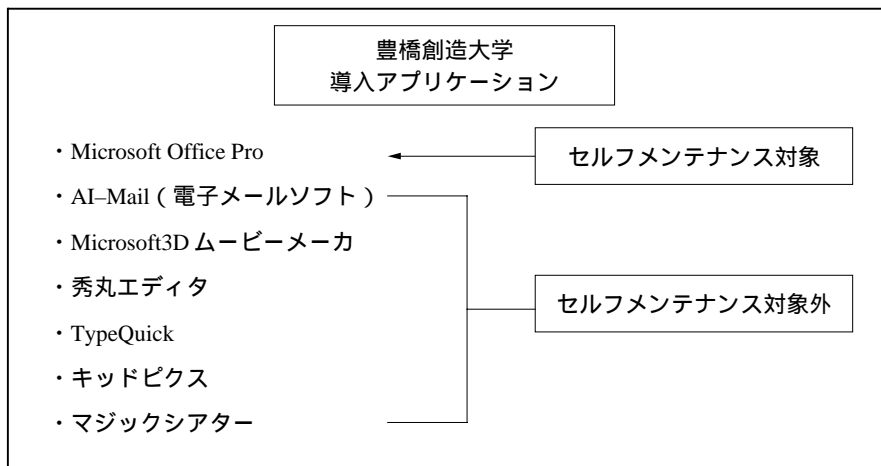
次に運用後の問題点と併せてインストール後の本学独自の工夫について以下説明する。

運用後の問題としては、私たちは次の経験をした。

- 1) 意図的なOS(Windows95)の実行ファイルの削除に対して、修復不可能であること。
- 2) 意図的なセルフメンテナンスの実行ファイルの削除についても修復不可能であること。
- 3) 意図的なWindows95の環境設定について変更があった場合も修復不可能であること。
- 4) セルフメンテナンスの実行時間、すなわち、パソコンに電源を投入してからデスクトップ画面にいたるまでの時間が長いこと。

上記の1)~3)以外の問題については、セルフメンテナンスシステムを豊橋創造大学がVer.1から使用している関係で、現在のVer3ではある程度運用面については改善されてきている。すなわち、豊橋創造大学のネットワーク管理者

表4



から富士通の豊橋創造大学担当のSEへ問題点を指摘しているためである。4)については、豊橋創造大学ではセルフメンテナンスをかけるアプリケーションを限定することで対応した。

ここで、セルフメンテナンスをかけないアプリケーションは、ユーザーによる設定の変更が少ないと考えられるものである。³⁾

ただし、上記の1)～3)の問題についてはOSの性質上、セルフメンテナンスでは対応が難しい問題である。豊橋創造大学では、この1)～3)に対処する為にマイクロソフト社がWindows95のリソースキットの中に同梱したシステムポリシーエディタを使用している。ポリシーエディタを使用することによって、コンピュータ設定のローカルレジストリ値を制限することが可能となる。具体的に言うならば、Windows95のコントロールパネルから学生がパソコンの環境の設定を変えることを不能にしている。

また、上記以外にもパソコン室を運営していく上で、次のような悪戯に対処して行くことも考える必要がある。

- 1) ネットワークを利用した悪戯、たとえば、トラフィックを必要以上に占有する事。たとえば白紙の画像ファイル等で数ギガバイトを共有ファイルへコピー、あるいはこのファイルをメールすることによってのメールサーバのダウン。
- 2) ファイルの圧縮を利用した悪戯。例えば、ルートドライブに圧縮をかけられた場合等は修復できない。
- 3) パソコンの悪意あるカスタマイズ化。例えば、デスクトップ上をすべてショートカットで埋め尽くす。

これらの悪戯については、パソコンの初期化の問題もさることながら、学生自身のパソコン利用のモラ

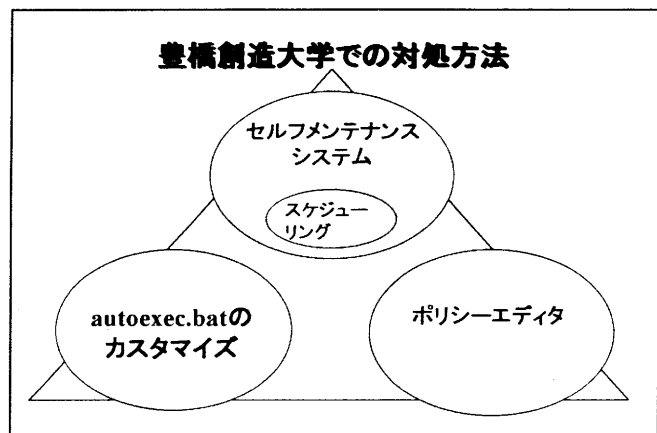
ルを向上させる以外に決定的方法はないのが現状であろう。したがって、授業の中で、パソコン利用のモラル向上についても訴えて行く必要があると考える。豊橋創造大学では、教職員⁴⁾で「パソコン教室利用の手引き」という冊子を作成し、このなかにパソコンおよびネットワーク利用のマナーの章を設けている。

5. 課題

短期大学等で初期化対策を行う場合、ソフトウェアを独自に開発する環境が不十分なために既存のソフトウェアに依存するのが実状であろう。ただし、既存のソフトウェアがそのまま使用できるかということ、それぞれの学校のパソコン環境によってこれまで述べたように若干不都合が生じることになる可能性があるため、いくつかの工夫を考える必要がある。

そこで我々の場合のように、最終的なクライアント設定についてシステムポリシーエディタを使用し、Windows95の環境設定変更を制限すること等を考える必要がある。⁵⁾これに併せて、既存のセルフメンテナンスシステムを用い、同一条件でのパソコン稼働を確保している。

図1



3) 表4参照。

4) 教職員で「ネットワーク管理委員会」という臨時委員会を組織し、学内でのパソコン運営についての話し合いの場を設けている。

5) 図1を参照。

「美しいことば」に関する学生の認識

伊藤 康代

〔1〕はじめに

幼児教育科の必修科目に「言葉と表現」がある。「言葉と表現」の「言葉」が、「国語」すなわち「日本語」を指すことは自明である。では、「……と表現」はどんなことをいうのであろうか。

幾多の「国語表現」関係のテキストの内容は集約すれば次の三大項目(~)になる。

ことばの機能に関する内容

1. 情報伝達(コミュニケーション)の機能
2. 自己表現および思索の機能

ことばの表現方法に関する内容

1. 音声言語の場合
2. 文字言語の場合

ことばの表現の場に関する内容

1. スピーチ
2. 会議
3. (研究などの)発表
4. 作文・小論文
5. レポート
6. 通信文・書簡文 など

しかしながら、この大項目の中には多数の細目があり、これを網羅して授業することは不可能である。そこで、限られた時数内で何を指導すべきかが、筆者にとって毎年度の課題となっている。毎年、テーマを定めてある年度では「分かりやすい表現」であり、またある年度には「正しい表現」であり、「的確な表現」であり、それに沿った教案を立てることにして

いるが、学生たちに何を残してやればよいのか。「ことば」をどのような財産として学生に与えればよいだろうかなどを思い、毎年、試行錯誤の連続である。

平成8年度のテーマは「美しいことば」とした。が、「美しいことば」の定義は難しい。「これが美しい単語である」と、単語そのものの美醜を決めることは不可能である。たとえば、「ばか野郎」という語のように、人をのしることばについてさえ、次のような例がある。

ある男の学生が病気になって入院した時のことですが、仲のよい友人が集まって、見舞いの寄せ書きをして贈りました。その中の一つに、「このバカやろう。お前みたいのが入院することはないだろう。すぐに出て来い!」とありました。……中略……ふだんのままの飾り気のない「バカやろう」という書き方が、この際は心がよく伝わり、親しみが増します。こういう時の「バカやろう」はさげすみではなく、励ましの意味で用いられている訳で、感激します。このように語詞そのものの要素では美しいと言えないことばでも、ポジションを得て、美しいことばに変身することになります。¹⁾

専門家や有識者の諸氏の言われる「美しいことば」の定義は、各氏によって項目立てはさまざまであるが、集約すれば

- ・ どのような人によって、どのような心情、どのような口調で使われるか
- ・ どのような状況、どのような文脈のなかで使われるか
- ・ 的確に機能を果たしているか

などによってことばの美しさは決まるとされる。各氏とも、特定の単語を挙げることは困難

1) 日本放送協会学園編 美しい日本語講座『ことばと生活

第2章』(執筆:伊吹 一)による。

であるとしておられる。すなわち、「美しいことば」があるのではなく「美しく話されることば」があることになる。

さて、授業を開始するにあたって、学生(1年生)が「美しいことば」をどのように認識しているかを調査した。

何らの先入観も抱かせないうちに学生の意識を問うために、第1回授業で、「美しいことば」と題する作文を課した。選択肢を与えてアンケートするという方法を避けて、作文の形で問うことにしたのは、選択肢の内容が学生の意識を左右するおそれがあるからである。

どんなことばを美しいことばと思うかを自由に書くように指示した。与えた用紙は800字分である。

作文の提出者は98名であった。うち15名の文章の主題は、今回の目的には適さない内容であったため、次項〔2〕のまとめに使用した作文は83名分である。ただし、1名の作文の中に複数の回答が挙げられているので、回答延べ数は83を超えている。

以下の稿は、その作文から抽出した、「美しいことば」についての学生の認識を整理したものである。

〔2〕作文「美しいことば」にみる 学生の認識

学生の作文による「美しいことば」の定義を大別すると、表1ようになる。

表1 美しいことばの定義

グループ	定義の基準	回答数
A	語詞の形態による定義	27
B	ことばの機能による定義	14
C	話し手の人格による定義	10
D	話し手の心の在り方による定義	12
E	話し手から聞き手への配慮による定義	31
F	発語の場による定義	19
G	耳への響き、音声による定義	7
回答数 合計		120

これをさらに分類すると次の表2～表8のとおりである。

表2 Aグループ

語詞の形態による定義の内訳		
ア	正しい日本語	7
イ	敬語	6
ウ	丁寧なことば	6
エ	標準語	2
オ	方言	1
カ	使い慣れたことば	1
キ	「ありがとう」「おはよう」	3
ク	短歌や俳句につかわれていることば	1
回答数 小計		27

Aグループのうち、「ア.正しい日本語」や「ウ.丁寧なことば」を挙げた回答者の文章では、みな、これとは逆の「正しくない日本語」や「丁寧でない日本語」について触れている。それによれば、回答者が考えている「正しくない日本語」や「丁寧でない日本語」は、「チョベリグ(超ベリーグッド)」、「チョベリバ(超ベリーバッド)」、や「チョムカ(超ムカツク)」などのことであり、この「チョ(超).....」は中学生や高校生の間で使われる流行語であるとし、それを聞くと非常に汚い感じがするとしている。したがって、正しい日本語や丁寧なことばこそが美しいことばであると述べている。

ところが、この「チョ(超).....」を容認するグループがある。後述のFグループである。

また、ここに興味のある現象があった。Aグループの、なかでもとくにア～エ回答者のほとんどが「美しいことば」の定義を一つしか挙げていないのに比して、Fグループの回答者はF以外の定義をも併せ挙げているという点である。

この現象から推量して、Fグループ回答者はことばのとらえ方が経験的で、かつ、ことばの使い方が弾力的であるのに対して、Aグループの者はことばのとらえ方が観念的であり、さらに、ことばとはこうあるべきものだという枠から出られないでいるようだという仮定を試みたが、その仮定は早計であることを、第2回の作文のあとで知ることとなった。後述のとおりである。

「エ・標準語」 共通語と言わず標準語と言っている を美しいとした者は当然のことであるが「方言」を汚いとしている。なかでも、三河地方の「じゃん・だら・りん」を取り上げて美しくないとしている。

ところで、ここで“標準語が美しい”とした標準語肯定回答者はわずか2名であるのに、次項〔3〕の『温かい勘違い』への感想文のなかでは標準語肯定回答者は13名に増えている。それについては次項〔3〕で述べることとする。

「オ・方言」や、「カ・使い慣れたことば」を美しいとした回答者の作文内容からみると、この回答はFグループに属すると判断してもよいものであった。これについては、Fの項で述べよう。

「キ」の内訳は、「ありがとう」が2答で、「おはよう」が1答である。これらは、回答者の作文内容からみると、Eグループにも該当するとしてもよいものであった。今回の調査で具体的な「美しいことば」の単語例を挙げた回答は、全グループを通じてこの3答のみであったが、「ありがとう」「おはよう」は、多くの日本人が美しいことばと感じる代表的な単語である²⁾という点で、象徴的な回答と言える。

「ク・短歌や俳句に使われていることば」という回答が学生の年齢の者から出されたことは意外であったが、NHK放送文化調査研究所による調査（昭和40年）で、「美しいことば」として挙げられた単語852語のうち、和語が761語（全体

の89.2%）であったという。³⁾

今回、この種の回答は学生の中では1名のみであった。

表3 Bグループ

ことばの機能による定義の内訳		
キ	自分の意志や気持ちを正確確実に伝達できることば	2
ク	自分の意志や気持ちを分かりやすく伝達できることば	9
ケ	聞き手が理解しやすいことば	3
回答数 小計		14

ことばの機能を取り上げた回答が、回答総数の11.7%である。先にも引用したNHK放送文化調査研究所による調査ではおよそ20%であるのに比較して少ない印象もあるが、NHKの調査対象者が語学専門分野の人、学校教育者、ことばに関心をもつ人々であることから考えると、この数字の差はもっともなことであろう。実社会生活未経験の学生にとっては、ことばの機能とことばの美しさを一致させる経験が少ないのは肯える。

ところで、この回答数の中で気のつくことは、「ク・分かりやすい」「ケ・理解しやすい」を指摘した数が、「キ・正確・確実」を指摘した数よりはるかに多いことである。

中村明氏は『文章をみがく』（NHKブックス〔616〕1994刊）の中で、いい文章の条件の一つとして次のように言っておられる。

それでは、文章の正確さとは何か。「日が西に傾く」と「地軸が何度回転した」とはどちらが正確な表現なのだろう。科学的・論理的思考を機軸

2) 昭和40年にNHK放送文化調査研究所が全国の有識者500人を対象に試みた調査のデータによれば、「美しいことば」として挙げられた特定の単語数は852語、延べ語数にすると1,200語で、その中でもっとも多くの人があげたことばから順に並べると、

ありがとう さようなら はい おはようございます さわやか わたくし あなた
 さよなら おやすみなさい すみません どうぞ ありがとうございます いいえ
 いらっしやいませ おかあさん ほのほの ごめんなさい しぐれ たそがれ はは
 いただきます いってらっしやい うららか おはよう こんにちは ふるさと ...でございます
 である。

また、昭和50年に朝日新聞社主催、小学館協賛のシンポジウム「美しい日本語」を実施するにあたって朝日新聞社が実施した調査結果も、NHK調査とほとんど共通している。

（日本放送協会学術編 美しい日本語講座 『ことばと生活 第6章』（執筆：稲垣良彦）より）

3) この調査で挙げられた「美しいことば」852語のうち、和語は761語、漢語は82語、外来語はわずかに9語であった。この数字について稲垣良彦氏は、“やまとことばの良さを、わたたちは感じているわけです”と判断している。

とする文章ではむしろ前者のほうが正しい。言語表現は人間の認識を基盤とし、地球の自転は感覚的事実ではないからだ。

どういレベルの正確さを追うどのような種類の正確な文章でも、いい文章というものは、正確さを保ちつつも、そのためにわかりにくくなることを極力避ける。どれほど正確に記述してあっても、それが伝わらなければ「正確な文章」であることがほとんど意味をもたないからだ。

つまり、いい文章における正確さとは、分かりやすさに裏打ちされたものでなければ意味がないと述べておられるのであるが、このことは「文章」のみでなく「ことば」についても当然あてはまる見解である。

そのあたりの事情を、学生はおそらく経験上から感覚的に察知しているのではなかろうか。

表4 Cグループ

話し手の人格による定義の内訳		
コ	人柄や態度の美しい人が発することば	7
サ	気持ちの美しい人が発することば	3
回答数 小計		10

表5 Dグループ

話し手の心の在り方による定義の内訳		
シ	自分の気持ちを正直に述べたことば	1
ス	自分の気持ちを素直に述べたことば	4
セ	感動を込めて話すことば	4
ソ	心からしみじみと話すことばなど	3
回答数 小計		12

C・Dのグループはともに、発語する人物の在り方によってことばの美しさが決まることを述べている。これを、あえてC・D二つのグループに分けたのは、作文内容によれば、Cグループの回答は

“人柄や態度の美しい人、あるいは気持ちの美しい人のことばは、おのずと美しい”としており、Dグループの回答は

“語詞そのものには多少の欠点があっても、話し手の心情によって美しくなることばがある”

としており、両者の間に認識の差が感じられた

からである。

また、Cグループの回答者が、“だから自分もそうになりたい”と願っているのに対して、Dグループの者は自分の発語のしかた、ないしは自分の会話相手の発語のありかたの現状を肯定している(なかには、こころの在り方が美しければよいということによって、自分のことばの力不足を棚にあげてしまおうという考えが見え隠れするものもあるが)のも興味深い。

表6 Eグループ

話し手から聞き手への配慮による定義の内訳		
タ	相手を思いやることば	10
チ	人の心を楽しく幸せにすることば	3
ツ	人の心を優しくしたり強くしたりすることば	1
テ	人の心を和やかにする温かいことば	1
ト	人に勇気を与えることば	1
ナ	相手の心を動かすことば	2
ニ	相手が快く感じることば	1
ヌ	相手を不快にしないことば	8
ノ	相手を傷つけないことば	4
回答数 小計		31

このグループの回答数が最も多い。さらに、Aグループの項で述べたように、「ありがとう」や「おはよう」を加えると34答になる。

「ありがとう」や「おはよう」を美しいことばとして挙げた作文には、これらのあいさつ語には人をなごませたり、元気づけたりするはたらきがあると書かれている。たしかにあいさつ語は人間関係の潤滑油であるから、これらの回答はEグループに加えて考えてもよいだろう。

また、Bグループの「ク 分かりやすい」と「ケ 理解しやすい」というのも、聞き手への配慮という点で、このEグループに加えることもできる。

それらを合わせると、“話し手の配慮から生じる美しいことば”を取り上げた回答数は、総回答数の40パーセントに当たる。この数の多さを裏打ちしているものを探ろうとして、第2回の授業で二つ目の作文を課したのであるが、それについては次項〔3〕で述べよう。

ところで、Eグループのうち「タ.相手を思いやる」～「ニ.相手が快く感じる」の項目は、

“話し手から聞き手への関係づけが積極的・前向きである”

のに対して、「ヌ.相手を不快にしない」と「ノ.相手を傷つけない」の項目は、

“話し手から聞き手への関係づけが消極的・後ろ向きである”

ことに気づく。

前者の回答の作文には自分が過去においてことばによる励ましを受けた体験談が述べられており、後者の回答の作文にはことばによって傷つけられた経験が書かれていた。

この差異が、次項〔3〕の感想文において、興味ある現象をもたらしている。後述のとおりである。

表7 Fグループ

発語の場に関する定義の内訳		
ハ	その場の状況に合ったことば	9
ヒ	時・場所に合ったことば	5
フ	時・場所・相手に合ったことば	6
回答数 小計		20

ハ・ヒ・フの定義は、互いに表現の仕方は異なっているが回答者の作文内容からみればほとんど区分のない共通の回答とみてよい。

このグループの回答には、次の2種の意識が含まれている。

その一つは、

“面接試験のようなときには敬語が使えないと困るが、敬語が美しいことばのすべてではない。むしろ、敬語を使ったがために美しさを損なうこともある”

というものである。敬語を意識外に追放しているのではない（むしろ敬語に自信がないという思いにとらわれている）が、それ以外のところにことばの美しさを認めようとしているものである。（ここで、ほとんどの学生が、敬語使用の場イコール面接試験、としていたのは興味深い）もう一つは、

“チョベリグ・チョベリバなどに代表される

流行語も、それが生き生きと使われるときは美しいことばで有り得る”

というものである。親しい友人との会話では、改まったことばよりも身近な流行語の方が適しているという意見である。

Aグループの項でも述べたことであるが、この「チョ(超).....」ことばを美しいことばとして取り上げた回答者は、これ以外の回答をも合わせ挙げている。つまり、美しいことばの一つとして流行語を取り上げたい、他のことばではどうにも表現しきれない特別なニュアンスをもつ流行語が、自分たちの会話を楽しく円滑にしているという認識である。

方言や流行語を使い慣れたことばとし、自分の気持ちを最も表現しやすいことばとしている点では、Dグループの定義に共通するものである。

もっとも、学生たちの意識下の「時・所・状況」というのは、上に述べた2種類しかないので、授業の展開の中でさらに拡大した場を意識させる必要があろう。

これに関しては、次項〔3〕の中で、再考してみたい。

表8 Gグループ

耳への響き・音声による定義の内訳		
ヘ	耳に入ったとき心地よいことば	2
ホ	聞いたとききれいな感じがすることば	1
マ	歯切れよく発音されることば	1
ミ	リズムカルな口調で話されることば	1
ム	ゆっくり丁寧に発音されたことば	1
メ	声の大きさ・速度が適切なことば	1
回答数 小計		7

「ヘ.耳に入ったとき心地よいことば」の回答は作文の内容から、ことばの内容を指すのではなく、音声を指すものと判断してこのグループに加えた。

Gグループの回答内容は、将来、保育や介護の現場に立つ学生たちにとっては殊に重要なものとしてとらえていきたい。

〔3〕このことばを美しいと思うか 会話の具体例への感想

「美しいことば」と題する作文は、前述のように、第1回の授業で何の先入観も抱かせない状況で課したものであった。そして、この作文から抽出したデータを学生には伏せたままで、第2回の授業で新たな作文を課した。

第2回の作文を課すにあたっては、次に掲げる文章『温かい勘違い』を学生に与えて、“この文章を読んで、美しいことばという観点から感想文を書きなさい”とした。ただし、学生に与える際には題名は伏せた。

前回のデータを伏せたのと、『温かい勘違い』という題名を伏せたのは、やはり学生の意識を左右しないためである。

この文章は、中日新聞「くらしの作文」欄の掲載作品である。これを課題にした意図は、登場人物の老女の名古屋弁を学生がどのように判断するか、また、若者のノンバーバル・コミュニケーション⁴⁾をとらえることができるか、そして、この会話の美しさに気づくことができるか、を知りたいことである。

温かい勘違い

吉田 十四子(70歳)

屋下がりの駅のホームで見た若者の姿は「えっ」と人目を引くほどのいで立ちだった。

赤茶色の長髪が顔を覆い、小さな鈴が耳と鼻で揺れている。キラキラと金具のいっばい着いた、いかついジャンパー。よれよれのジーパンは、引き裂いたような破れからひざ小僧が顔を出している。これは全く国籍不明人だと思った。

電車が着き、同じ車内の通路を隔てた四人掛けの席に若者がドカッと腰を下ろし、その前に小柄なおばあさんがちょこんと座った。

しばらくして、おばあさんが若者に声をかけ

た。「おみやあさん、ひざの継ぎ当てしてくれるおっ母さん、いりやせんのかや」。すると、髪の間からニッと笑った若者がおばあさんに顔を寄せて「これは流行のファッション」。おばあさんは驚いた顔をして、「へえ、東京へ、か。祭りにいくのかや」

何とも奇妙なやり取りに、若者もキョトンとしていたが、急にヒラヒラと踊りのしぐさをした。

電車が駅に着き、若者はおばあさんにちょっと手を挙げ、カチャカチャと靴音をさせて降りていった。

私もホームを歩き出して、あっと気がついた。「おばあさんは流行を東京、ファッションをワッショイ、と聞き違えたのではあるまいか」。若者は、この勘違いをとっさに理解して、踊るしぐさでおばあさんを納得させたのではあるまいか。

ちょっとユーモラスな、テレビの一シーンを見ようような若者とおばあさんの出会いは、寒い日に温かく心に残った。

感想文の提出者は96名である。

このうち、25名(26%)がこの会話は美しくないと答え、71名(74%)がこの会話は美しいと答えた。

美しくないと答えた者の理由と人数は次のとおりである。

敬語を使っていない 12名

方言である 13名

の二つである。

この二つを合わせた25名という数字は、前項のAグループで「イ.敬語が美しい」「エ.標準語が美しい」と答えた者の3倍に当たる。この数差をどのように理解すればよいか。

第1回の作文でデータ対象となったのは83名分、第2回の作文は96名分、すなわち13名分の差がある。また、第1回での欠席者およびデータ対象外となった者と、第2回の欠席者とは必ずしも一致しないなどの点を考慮に入れれば、単純に数量だけで比較することは妥当ではないが、それにしても「3倍」は見過ごせない数字で

4) ノンバーバル・コミュニケーション(Nonverbal Communicatoin 非言語的コミュニケーション)は、言語表現に伴伴するもの(言語行動があってはじめて実現する種類のもの)と、独立して現れ得るもの(言語行動を前提としなくても実現し得るもの。実際には言語行動に伴うことが多い)とに大別される。

前者は、表情、しぐさ、口調、笑い、間投音、話し手と聞き手との距離の取り方などである(書きことば場合なら、筆記用具、用紙、字体など)。

後者は、服装、身だしなみ、態度、物腰、作法などである。

(『日本語講座 第五巻 話しことば書きことば 松野 善弘《美しい話し方》大修館書店 1990)

(福永 弘之『エクセレント 国語表現法』樹村房 1993)

ある。

そこで、第1回作文と第2回の感想文を、可能な範囲で比較してみた結論は次のようである。

第1回の作文でEグループ(話し手の配慮)やFグループ(発語の場)の回答をしたにもかかわらず、第2回では「敬語を使っていないから、美しくない」「方言であるから美しくない」と回答した者が十数名いる。筆者の認識から見ると、『温かい勘違い』の会話が美しいことばで語られていることは疑いない。にもかかわらず、Eグループ(話し手の配慮)やFグループ(発語の場)の回答をした者がこの美しさに気づかないのはなぜか。

その理由は、第1回の作文の中に探ることができる。

すなわち、学生の脳裏にあったのはあくまでも過去における自分自身の体験 若い女性にありがちな一種の友情論に基づいた体験 であり、その体験のみから判断した「美しいことば」の定義であつたらしい。それを、普遍的な場合にまで高めて認識することができていない。

なかでもEグループの「又、相手を不快にしない」、「ノ、相手を傷つけない」の項目を挙げた者が、とくに、『温かい勘違い』の美しさに気づいていない。ここで仮定できることは、ふだんの生活の中でことばを消極的な面からとらえている者ほど、『温かい勘違い』のことばを否定しているらしいということである。

この仮定へのフォローは授業の重要なテーマとしなければならないであろう。

さて、若者とおばあさんの会話は美しいと答えた71名(74%)の感想文のうち、7例を次に掲げよう。

(1)

この若者とおばあさんの会話は決して丁寧なことばを使っているわけではないが、周りで聞いている人に不快感を与えるような会話ではなく、逆に温かみや親しみを感じさせるものである。

美しいことばは、なにも、敬語をいくつも並べ

て話すことがすべてではないと、わたしは思う。ふだん、わたしたちが何げなく使っていることばでも、内容や話し方によっては、美しいことばになる場合も少なくないと思う。

そういう点から、この文章は美しいことばで書かれていると思う。

(2)

なんだかほのぼのとした、とてもいいお話だと思った。この場の情景が目には浮かぶ。

「美しいことば」とは、相手をいやな気持ちにさせないことばだと思う。だからこの文章のことばは「美しいことば」だ。その証拠にこの文章に出てくる人は、だれ一人としていやな気持ちになった人はいない。これを読んだ私も幸せな気分になった。こんな出会い、すてきななあ。

(3)

実際にその場を見聞きしたわけではないが、この文章を読んだかぎりでは何かほほえましい会話である。聞いていて悪い気がしない。むしろ、興味のひかれる会話だ。この文章の筆者が温かい気持ちになったのもよく分かる。

人の心に何か良いイメージを与えることばは「美しいことば」であると、私は思う。

(4)

おばあさんと若者のやりとりがとても愉快で、温かなイメージができた。

筆者の吉田さんは、おもしろい表現をしていると思った。たとえば、若者の姿を見て「国籍不明人」と書いているのは、思わず笑ってしまった。

この文章は、それぞれの場面に適したことばを使っているので「美しいことば」だと思う。敬語を使えば必ずしもよいのではなく、読み手にわかりやすくイメージできるのも、「美しいことば」のひとつだと思う。

(5)

この文章では、別に敬語を使っているというわけではないけれども、読んだ後に温かさを感じたので、「美しいことば」だと思う。

たとえ敬語を使っても、その内容が人の心をなじるようなものであったら、それは美しいことばとはいえない。その敬語は単に外見だけを形どったお飾りにすぎない。

(6)

「おみやあさん、ひぎの継ぎ当てしてくれるおっ母さん、いりやせんのかや」というおばあさんのことばは、方言のまじった、かならずしも聞きやすいことばではないが、温かみがある。また、若者のことばはぶっきらぼうだが、その行動が非常に温かい。これは、実際のことばではないけれ

ど「美しいことば」といえるように思う。

(7)

おばさんと若者のやりとりは、美しいことばだ。たしかにことばだけを取り出してみれば、美しくないかもしれない。

けれども、読んでいて、たいへん温かい気持ちになれる。ことば、会話に温かみがある。

聞き違えたおばあさんをののしったりしないで、納得できるように返してあげる若者の態度は、なかなかできないことだと思う。

「美しいことば」。ことば自体も大切だとは思いう。が、そのことばに込められている思いは、もっと大切だと、わたしは思う。

ここに掲げた感想文は、第3回目の授業で学生に配付して、どんなことばを美しいことばといえよいかを語り合う材料としたものである。これらの作文には、ことばが、美しいことばであるためのいくつかの条件が、よくとらえられている。とくに(6)・(7)のなかで、若者の「行動」や「態度」のよさに目をとめていることは、言語表現の一つの要点であるノンバーバル・コミュニケーションを、すでに指摘する学生がいたことになる。

〔4〕おわりに

さて、このように「美しいことば」に対する学生の認識を一通り見てみると、その定義の分類に関しては、おおむねにおいて専門家や有識者の認識と大差はないことが分かる。このことは、「ことば」は学問の領域であるより先に、より大きくわれわれの実生活の問題であることの証明であろう。

ただし、専門家や有識者の認識が普遍的なものであるのに対して、学生の場合は自己の体験のみに基づいた、感情に左右されやすい、根拠の弱い定義であること、壊れやすいものであることが分かった。結局は、自己の基礎的な国語力にある程度の自信がなければ、「美しいことば」の認識にも弱さがある。

8年度のテーマは、「美しいことば」ではなく「ことばを美しく話すとはどういうことか」の指導であると知ったのであった。

参考文献(編著者名50音順)

- | | |
|---|---------------|
| 井口虎一郎 『日本語講座 第五巻 話しことば書きことば』より
松野 善弘《美しい話し方》 | 大修館書店 1990 |
| 影山 尚之 『日本語と表現の工夫』 | 双文社出版 1996 |
| 川崎 洋・小島ゆかり対談『ことばの表現力』婦人之友1997年10月号 | 婦人之友社 1997 |
| 金田一春彦 『日本語講座 第一巻 日本語の姿』より
南 不二男《日本語の敬語》 | 大修館書店 1990 |
| 金田一春彦 『日本語 新版(下)』岩波新書(新赤版3) | 岩波書店 1994 |
| 久保田 修 『日本語の表現』 | 双文社出版 1993 |
| 言語技術の会 『実践・言語技術入門』朝日選書396 | 朝日新聞社 1994 |
| 外山滋比古 『「ことば」は「こころ」』 | 講談社 1997 |
| 中村 明 『文章をみがく』(NHKブックス616) | 日本放送出版協会 1995 |
| 日本放送協会学園 『美しい日本語講座 ことばと生活』 | 日本放送協会学園 1985 |
| 日本放送協会学園 『美しい日本語講座 ことばと生活』 | 日本放送協会学園 1985 |
| 福永 弘之 『エクセレント 国語表現法』 | 樹村房 1993 |
| 藤原 与一 『私たちと日本語』岩波ジュニア新書30 | 岩波書店 1987 |

高昌ウイグル王国の宗教と社会

中央アジア出土，古代トルコ語仏教文献の識語と施主

ペーター＝ツィーメ 著
小 田 壽 典 訳

内容

序文

ウイグル人の仏教文献

中央アジア仏教の流れ [ここまで 10 号]

中国語からの翻訳 [11 号]

疑偽経典

チベット語からの翻訳

オリジナル・テキスト [ここまで 12 号]

識語

A. 導入の形

B. 日付

C. 依頼人

D. 動機 [ここまで 13 号]

E. 功德回向 [14 号]

F. 願望と目的 [以下本号]

G. 完結形式

敦煌出土「授記(Vyākaraṇa)」写本の識語

摘要

後書き

F. 願望と目的

功德(*puṇya*)の贈与されている人びとには願望が実現するという観念が、功德回向に結びついている。この願望は、少なくともごく一般的に保持されているもので、しかも伝わる断片を手がかりに証明される限りでは、書写するテキストの内容には何ら直接のかわりなく、2つの領域、すなわち現世の時のための願望と死後の時のための願望にわたりうるのである。

F. 1 現世の時のための願望

いくつかの識語は韻文で示される。そこには厄災から免れ、有益なこの世での生涯について、まったく普遍的な考えが表象されている。「普賢行願讚」(*Samantabhadra-caryāprañidhāna*)の識語はこのようになっている。

あらゆるすべてのくに民も、
飢餓や窮乏や病気によっておこる、
彼らの困苦がとり除かれよ。
すべての時に風雨が(適)時にあれよ。
穀物は成熟し、(人は)平穩であれよ。⁴⁷⁰⁾

菩薩のテキストによく似た語調のものがある。

すべてのくにぐににある飢餓や窮乏や病
気と(あらゆる)悪事は、封じ込められ
消え失せよ。
あらゆる種類の穀物は完全に成熟せよ。
あらゆる時に、風雨はふさわしい時にほ

どよくあれよ。
すべてのくに民は平穩にむつまじく
あれよ。⁴⁷¹⁾

このような文節は経典からの引用にさかのぼると解せられる。金光明經の「王法正論品」(*Rājaśāstra*)章の第 68 偈はたいへんそれに近い例である。

柔らかな風が正しい順に時宜にかない
ふきわたる。
激しい雨がふさわしい時期にほとばし
る。
耕作された穀物や果実がすべて熟成し、
国土に人びとが飢餓なく、窮乏なくそ
して苦惱なくらす。⁴⁷²⁾

モンゴル皇室に対する回向部分のなかでつねに韻文として表現されているのは、長寿と不安のない生活への願望である。しかし他の回向文言にもまったく類似の様式が相応の韻文になっている(そのほか 13 号 111 頁を比較せよ)。主人の無事な帰還という、まったく具体的な願望が識語の主題となっている、まれな例は、すでにその事情とともに述べたとおりである(13 号 111 頁参照)。

F. 2 死後の時のための願望

仏教徒の最高目標は、覚者(仏陀)へまたはニルヴァーナ(涅槃)への到達にある。識語の韻文には、そのために現世の生活のための願望にすぐ続けて、さらに“覚者”、“全智”または複合的に“全智の覚者”のようないろいろな言いまわしが⁴⁷³⁾ “遅滞なく”⁴⁷³⁾ “す

470) BT XIII(註 1 みよ) No. 44. 14-17.

471) BT XIII(註 1 みよ) No. 46. 27-30.

472) Suv(註 76 みよ) 566 ll. 1-8.

473) BT XIII, No. 40.43: *kiçmātin*.

ばやく⁴⁷⁴) または“ すぐに⁴⁷⁵) のような副詞句をつけて使用されるけれども意味はいつも同じである。いつこの目的が達せられるべきかの言明はたいへん漠然と、“ 最後には⁴⁷⁶) または“ 終わりに⁴⁷⁷) となっている。しかしそれでも、生存の輪廻の節目を意味し、また覚者への到達の可能性を示すところの死に対して、おそらくは関連づけられうるのである。だが、現在のための目的、すなわち依頼者が生きている時のためにそれを手に入れようと努めているともみられる。たとえば、ボデイドワジャの識語には、文言に表現して‘*yugürütä*’ “現在において” とある⁴⁷⁸) 仏教が前提とする5つ(ないし6つ)の生存形態⁴⁷⁹) のうちから人間存在が最高のものに値する。なぜなら人間存在にこそ“ 仏陀の教えを理解し、そして救済への道を徹底して歩む⁴⁸⁰) 前提が成り立つからである。ボデイドワジャの文言は確かに、神としての存在も、ニルヴァーナへの跳躍台として役立ちうることを示す。

三悪道のすべての門は閉じられよ。
神(と)人のすべて正しい涅槃の道は
開かれ広まれよ。
崇高なるものの真の教えは、世界と天
界に広まれよ。⁴⁸¹)

類似の様式でテュメンベギ・ブヤンの識語

に対立的2節がある。それはまず、現存する世界が引き合いに出されるが、一方つづけて涅槃への願望を鮮明にする(この韻文の、留意すべきは、厳格な対立的並列主義という特徴をもつことである)：

清浄なる聖教と規律、
以前のようにこそ広まれよ。
すべての広い世界に、
永遠の歡喜が増加されよ。
憎悪・非道の生死の
開いた門は閉じられよ。
安らぎに溢れた平穩の涅槃の
閉じられた錠前は開かれよ。⁴⁸²)

この識語の詩行は、明示的にか暗示的にか、まさに“ 信仰上の仏教⁴⁸³) と称せられる大乘むけの証明である。涅槃という最終目的の前に、信者にとって仏土へ再生する可能性が開ける。仏土の理念は信者に涅槃へ到達すべくつとめ、しかも簡素化される道中のために生まれた。我々の識語の文言では、スカーヴァティー、すなわち無量光または無量壽の仏国土がしばしば“ 西方浄土” といわれるか、または未来仏の弥勒の国、兜率天のどちらかに言及されている。

阿弥陀仏教とも称されるような浄土派の文献では、スカーヴァティーを楽園として描写し、智恵・涅槃の入手に最良の条件が提

474) BT XIII, No. 41.14: *artuqraq trk ökün*.

475) BT XIII, No. 42.20: *trk ödün*.

476) BT XIII, No. 42.20: *adaq songïnta*; No. 40.43: *'äng kinintä*.

477) BT XIII, No. 47.22: *üslünçü-tä*. 表現は肉体的死にも関連づけられる, cf. アラトの訳: *göçerken* (ETS [註 97 みよ] No. 25.10).

478) BT XII(註 1 みよ), No. 46.31.

479) 地獄, 餓鬼, 畜生, 人間, <半禪 修羅>, 天上.

480) Schumann, Buddhismus(註 69 みよ): 73.

481) BT XIII,(註 1 みよ) No. 46.24-26.

482) BT XIII,(註 1 みよ) No. 49.58-65.

483) Schumann, Buddhismus(註 69 みよ): 167ff.

示される。⁴⁸⁴「普賢行願讃」(*Samantabhadracaryāpraṇidhāna*)には、スカーヴァティーにおける再生への願望は乏しく、明確に様式化されている。その一節のウイグル訳には3つの互いに異なった稿本がある。前二者は作者が安蔵自身である。

我衰えて我が命絶えるときに、
すべて我が業障はすっかり断たれよ。
無量壽仏が我が前にほんとうに現れよ。
我は“極楽世界”にいたりて(そこに)
生まれたい。⁴⁸⁵

そしていま第二稿を比較してみると、

我々のこの命が尽きるときになれば、
すべて我々の障碍は確実に尽きよ。
無量光仏の尊顔に我等は本当にまみえよう。
そして清らかなスカーヴァティー国
に早急に生まれよう。⁴⁸⁶

最後の第三訳は：

我が願は、我死せんときに、
あらゆる我が障はすべて消滅せんと
神なる阿弥陀仏に我は本当に会いたい。
そのときスカーヴァティーと称される

極楽世界に生まれるのだ。⁴⁸⁷

第三稿から判明するように“極楽世界”は、第二稿に保持されるサンスクリット用語のスカーヴァティー(*Sukhāvātī*)のウイグル用語である。その上、仏名のアミターバ(*Amitābha*: 無量光)とアミターユス(*Amitāyus*: 無量壽)という対置によってそれが同じ意味に使用されたことを我々に教える。第三稿では中国語に由来する語形アビタ(*Abita*)が現われ、そこでは細かな差異が完全に解消されているようにみえる。

識語においてスカーヴァティーへの到達が一切衆生のために約束されているのは：

我がいまやこの法から生ずる功德を
我はとりわけ五趣の衆生に回向する。
長時にわたり生死に沈むものたちよ、
易々とスカーヴァティー国に生まれよ。⁴⁸⁸

最後の詩行によれば、“易々と”実現するだろう、スカーヴァティーに生まれることをもって、“精神的進歩”⁴⁸⁹によって証となる、ある種の身体的目印や超自然的能力が手にはいる。そのあとにも、すでに述べたように覚者へ、それから涅槃への到達というより高度な目的がある。

484) ダルマカラ 僧法蔵, のちの無量光仏または無量壽仏は, 世自在王仏に対して, 彼の仏国土すなわち安樂土は, 極致への到達のために安全な出発点たることを証得すべく, 誓願を果たす。Cf. そのほか第 11 誓願には「もし, 我成仏するに, 我が国土の人間たちや神々が安定の集合体 [繰り返すと]「生存の苦しみある状態に決して再び落ちることのない成仏の確信たるすべてのもの」]のなかで住まわず, しかも涅槃へ必ずしも到達しないならば, 私は正覚を欲しない。(J. Eracle, *La doctrine bouddhique de la terre pure. Introduction à trois Sūtra bouddhiques*, Paris 1973: 92)。

485) ET§(註 97 みよ) No. 16 ll. 49-52.

486) ET§(註 97 みよ) No. 13 ll. 49-52.

487) A. Temir - K. Kudara - K. Röhrborn, *Die alttürkischen Abitaki-Fragmente des Etnografya Müzesi, Ankara, Turcica XVI* [1984]: 20, ll. 40-44.

488) BT XIII, (註 1 みよ) No. 49.82-85.

489) P. Schwiieger, *Ein tibetisches Wunschgebet um Wiedergeburt in der Sukhāvātī*, St. Augustin 1978: 126.

ボディドワジャの識語ではこれにかかわる韻文がとりわけ注目に値する。

崇拜するところの聖なる三宝の威神力
によって、
我が母、我が父、我が目上のものたち、
無比の教法を学びたる我が師匠たち、
無量の壽命 [= アミターユス] の世界に（あるいは）上方の兜率天に各々希求した願に従って再生あれ。⁴⁹⁰⁾

“無量の壽命” [= 無量壽] の世界は、いうまでもなくアミターユス仏国土であるスカヴァティーの書き換えである。これによれば、仏教徒にとってスカヴァティーまたは兜率天での再生が等価値のものであった⁴⁹¹⁾ 一方では浄土仏教に、他方では弥勒崇拜に対して予想される異なった所属に気配りしたことは、わずかにありうるかもしれない。いずれにしても、チベット人に

よって首尾よくモンゴル帝国にタントラ崇拜⁴⁹²⁾ が入れられ、それがウイグル人たちにも広められたが、“浄土派”または弥勒崇拜のような大乘仏教の別派を完全には排除しなかったことが、ウイグル識語の詩行から最終的に結論されるのである。

G. 完結形式

終わりに識語をもつもののうち、3つのテキスト⁴⁹³⁾ には何も完結形式がない。他の3つにはそれがあって、*sadu sadu* [Skt. *sādhu*] “善哉善哉” となっている。⁴⁹⁴⁾

先に懸案として残した識語の分析は、うたがいなく中国のウイグル人と関連して考慮しなければならない。版刷りで伝わるすべての識語詩は例外はあっても⁴⁹⁵⁾、モンゴル皇帝や元朝の首都において印刷された蓋

490) BT XIII, (註1 みよ) No. 46.37-41.

491) K. Fujita, *Pure Land Buddhism and the Lotus Sūtra, Indianisme et bouddhisme, Mélanges offerts à Mgr É. Lamotte*, Louvain-la-Neuve 1980: 129; 別に, H. Hackmann, *Laien-Buddhismus in China*, Gotha-Stuttgart 1924 (大正蔵経 No. 1970 の翻訳): 231f. 「いま兜率天を菩薩となって希求するが、しかしながら、まだ享楽癖がかれを支配するゆえに、仏陀にまみえることができないものがある。かれにはまだ再度化身 (= 輪廻) の根が存在している徴候がある状況にある。このことから、求めても得難い兜率天にはまだ墜落の可能性が残るが、西方領域の希求して得易いが、もはや墜落も起こらないところとは比較にならないことが認識される」。これに対して識語はもう一つの姿を我々に伝えてくれる。しかもクリムカイトがたいへんはっきりと要点を述べる, Stifter (註315 みよ) 308では以下のようなものである。「ただし救済目的に関して、涅槃の獲得とか、成仏、無量壽国への到達または兜率天国への再生と呼ばれるが、これらの観念はまさに雑然と使われている。俗人は当然ながら、宗教思想家に重要なはずの神学上の相違に注意を払うことはないのである。」

492) Cf. H. Franke, *Tibetans in Yüan China, China under Mongol Rule*, Princeton 1981: 296-328. ラマ教の否定的評価を、同時代の中国著者によって、また同じく現代の研究者によってもそんなに絶対視することは許されないという確証は、彼の研究の本質的成果である。タントラ作品のウイグル訳について、第12号288f 頁を参照せよ。クリーヴスは康里人の哈麻によって1353年に行われたタントラの恍惚法の名称をトルコ語として説明する, F. W. Cleaves, *The Mongolian Locution sereng ügei in the Yüan shih*, *Journal of Turkish Studies* 5 [1981](1983): 1-40, とくに21頁(註19)参照。

493) BT XIII, (註1 みよ) No. 43, No. 47 と No. 49.

494) BT XIII, (註1 みよ) No. 20, No. 44 と No. 50.

495) T III M 131 (U 1919)は TT VII (註77 みよ) No. 40A1 で刊行されている。

然性がよりたかいは、ほとんど偶然とはみられない。承知のようにモンゴル時代の大都(北京)は、版刻作業のもっとも重要な中心であった。⁴⁹⁶⁾ 中国語やモンゴル語文献と並んで、そのほかタングート語も、またトルファンの証拠が教えるように、ウイグル作品も生産されていた。北京で印刷されたウイグル文献の在証は孟速思の家族画像があり(13号108頁)、木版画とそれに属するブヤンチョグ・バフシの識語(13号108頁)、シャラキの版刷り(13号109頁)、印刷地に言及がある *Mañjuśrīnāmasaṃgīti* 識語、それから、識語に北京の寺院名がつきとめられる観音成就法が挙げられる。その他の版刷りに版刻地として北京だけが推定されうるものがある。所蔵の版刷りはトルファン盆地の諸地域で発見されている。このことから中国で作られた印刷物に、津々たる興味を寄せることができる。おそらく中国へ移住したウイグル人は、彼らがモンゴル行政

の名誉ある地位にのぼせられたときにも、トルファン盆地の先祖伝来の土地に残った一族との間に接触が行われた。(大都の普慶寺の僧侶の例(cf.13号107頁)は、それでも一般の場合でなかったことを証明する)。G.カラ(Kara)はこの事情をこう述べている。

「高昌と大都の間には交通があり、商人たちや戦士たちだけでなく、学者や僧侶もウイグル語やモンゴル語の写本や版刷りを運んだ」(例えば、首都のチャガン・スブルガン寺からも)。⁴⁹⁷⁾

寄進者やその一族は、これまでの調査から明らかになる限り、元時代の中国史料には一般的に実証されない。にもかかわらず、あるいはそれだからこそ、これらの識語詩に含まれている諸要素は、モンゴルによって支配された多民族国家のさらなる問題研究、なかんずくここではウイグル人の果たした役割の研究に注目すべき重要な目印となる。⁴⁹⁸⁾

496) K. Ch'en, Notes on the Sung and Yüan Tripitaka, *Harvard Journal of Asiatic Studies* 14 [1951]: 213f.; I. de Rachewiltz, The Preclassical Mongolian Version of the Hsiao-ching, *Zentralasiatische Studien* 16 [1982]: 17.

497) D. [=G.] Kara, Ujguro-mongol'skie literaturnye svjazi, *Literaturnye svjazi Mongolii*, Moskau 1981: 60.

498) Cf. A. Š. Kadyrbajev, O kul'turnoj roli ujgurov v imperii Juan' XIII-XIV vv. (po kitajskim istočnikam), *Aktual'nye problemy sovetskogo ujgurovedenija. Materialy I respublikanskoj ujgurovedčeskoj konferencii* 29-31 maja 1979 g., Alma-Ata 1983: 254-259.

敦煌出土「授記 (Vyākaraṇa)」

写本の識語

最後に、一つの敦煌写本の最終部を検討しよう。それは、未来の成仏に関する予言物語である、ヴィヤーカラナ (Vyākaraṇa, 授記) 類の3テキストがひとまとめになっている⁴⁹⁹⁾ 観音経 (Avalokiteśvara-Sūtra, 妙法蓮華経の25 [24] 章) に関連する、そして説教の実践のなかで役立ち、さきだって読誦された経典が、「教訓めいた説教話によって解説されたのであろう」⁵⁰⁰⁾ 第2テキストの終わりにある識語によれば、テュケル・テムル・トゥ・キヤ (Tükäl Tämür Tu Q(i)ya)⁵⁰¹⁾ によって、写本は、シャチュ町 (甘肅の沙州) で羊年の10月25日に書かれた⁵⁰²⁾ これ以上の陳述は欠けるので絶対年代は決定されない。森安孝夫は、敦煌洞窟181と182出土のすべての後期敦煌テキストは、当面の写本もこれに属し、14世紀前半に割り当てられるべきだと主張する⁵⁰³⁾ 3つの授記テキストの各々は、前世の典型的物語のなかへ、また聴衆への勧誘のなかへ、功德業 (punya) と智慧 (般若) を求める努力によって成仏への予言が手に入るように仕組んでいる。ここではさし当たり第3テキストの聴衆へ向けられた章句の訳を載せる。(これをより明確・明快にするために私はA, Bなどの記号をつけて区切りを入れた)。

[A] 王侯 (bäg)・王妃 (iši) をはじめ、

コーチョ国に居合わせる、あらゆる民と一しょになって、

[B] (その) はじめに
コーチョ国の幸福、都市や地域のきわめて様々な柱、国や民の飾りや装い、

滞在する国使 (ilči yalavač) や総督 (taruqa basqaq) があって、

[Ba] *破滅に陥る国や地域を以前のよう
に立て直す、意志をもつ。
減少しつつある民を永久に守る、
願望をもつ。

[Bb] 仏陀をはじめとし三宝に、
不滅の信仰をもつ。
功德業をなすべき時に、
*美しい? 贈り物を(供える)
惜しめない手を持つ。

[Bc] 没落の時にあれども、
国土を以前のように守る。
(こちらは) “内なる”, (そちらは)
“外なる” 人ということなくして、
かれらの*適応や調和をととえる。

[Bd] かれらが自身の身体を苦しめず、
国や民のために多くのことを成し
遂げる。

かれら自身の家屋の*適応に*気配
りして見せず、
民が経験し味わってきた苦惱を減
らす。

[C] 不運になり滅びる国土を幸福にさ
せるべく、人民にいま一度功德を
積ませる。

499) British Museum Or. 8212(75A) は、庄垣内正弘、研究 I (註43 みよ): 5-89 に刊行された。新版は、M. Shōgaito, Drei zum Avalokiteśvara-sūtra passende Avadānas, *Der türkische Buddhismus in der japanischen Forschung*, hrsg. von J. P. Laut- K. Röhrborn, Wiesbaden 1988: 56-99.

500) J. P. Laut, Bemerkungen zur spätuigurischen Handschrift Mainz 713 (T II Y 58), *ZDMG* 133[1983]: 267.

501) 庄垣内正弘、研究 I (註43 みよ): 9-10.

502) 庄垣内正弘、研究 I (註43 みよ): 68 l. 240.

503) Moriyasu, Letter (註 134 みよ): 15.

- [D] 諸種の集団 (sīma) や僧院にある
仏陀を先頭とする会衆にお願い、
(彼らを) あがめ来たらしめる。
- [E] このボディマンダラ場において7
日(間)よき立派な供養と奉仕を
もって(彼らに)身を捧げ仕える。
- [F] (さらに)いまやついに出(家)と
済度への願をおこし、我々と同じ
(にある)俗人・僧侶が、仏陀の在
世にあるがごとく(かれらに)思
わせ、(かれら、即ち僧侶が)仏法
を敬重しお願いして、(僧侶が)清
浄の大乗経宝を(彼らに)説教す
ることをさせたまえよ。
- [G] まさに前述の、^{シュロウワスディー、フラセナジット}
舎衛城市の波斯匿王
をはじめとし、諸王にあるがごと
く、一切智者 (sarvajña) に(導く)
予言 (vyākṛti) の受領に順番があっ
た。
- [H] (彼ら自ら)第一に時代の没落・濁
世のために、第二に仏陀なき時代
に陥るために、または第三に惑業
の重さのために、
この時期に成仏の予言を(まだ)
手に入れることができないならば、
- [I] (そのためには)いつに、いかなる
(ときに)か、兜率天界の4000年
(間の)寿命が尽きたのち、優曇華
が(すなわち)尊い弥勒仏が、
^{パリージャータカ}
彼岸生林、(即ち)この世界に顕現
したもうときである。
- [J] このときにいまや弥勒仏をはじめ
多数の菩薩(と多数の)阿羅漢に
タイチョ奉仕を実証し、
- [K] そのような時に汝等は成就したる
功德業の広く深い意義を明確に聞
き知り、
- [L] 弥勒仏に、パラマールタ尊師に、
汝等はこの経宝を説せたまいと請
い願い、底知れぬ最高の成仏への
予言を汝等は手に入れる。
- [M] 汝等はこの予言(の詳細)に従い
精進し、無数劫(即ち、終わりな
き長い時間帯)がすぎて波羅蜜が
成就し(そうして)功德と般若の
装備を満たすことになる。
- [N] “等覚”[段階の認識]と“妙覚”
[絶妙の認識]と呼ばれる2つの時
間段階を経過して“完璧”と称さ
れる時間に、すべて真なる仏陀の
認識を手に入れる。未来の時間の
終焉にまで完結し、汝等はいつも
先に進み、間断なく永遠であり、
- [O] すべて衆生に利益をなし、大自在
天宮[天の宮殿、大自在の住所]
という大なる力を行使するアイ
シュヴァラスターナと名付ける所
に永久に住まうことになる。
- [P] よきかな、よきかな！
サードゥ！
- [Q] いかにも、大乘経典について教説
するところは、いつもまったくす
ばらしく見事である！⁵⁰⁴⁾

この、沙州で書かれたテキストがコー
チョ(高昌)国の状況を記述することに、ま
ず驚かされる。おそらく著者は、我々が認知
しないが、そこからやって来た。13世紀の
最後の4半世紀にトルファン・ウイグルの
大移住が甘肅(沙州)にあり、そのことは、
モンゴル国の中央部(大都)で証言されてい
る。クピライとカイドゥの間における紛争
の壊滅的影響により引き起こされたもので、
クピライの後継者、テムュル=ハガンのもと

でもそれは続いた。⁵⁰⁵⁾ 森安の時代設定に当てはめると、テキストはコーチョがすでにチャガタイ君主の統治下の時代にはいる。1316年頃イドゥクトのニューリン(紐林) はもう一度全コーチョを彼の支配権のもとにもたらした。《彼自身の息子、ニギユ…ン = テギンは、キュリュグ = カガンの恩恵をうけて、猿の… 幸ある年 [つまり 1308 年] イドゥクトに任命され、オン = ウイグル国の先頭にたつて古式に則り治めた》。⁵⁰⁶⁾

文節 [A] と [B] は、支配階層の構成についてまだ一般的にそれが維持されていることの、なにがしかの陳述を、関心をそそるように含む。なんといても次の視点が注目される。官称号のダルガ・パスカクが同意複合語であるという状況から、語源的、比較的考察にもとづいて、すでに明らかなダルガ(モンゴル語) とパスカク(トルコ語)⁵⁰⁷⁾ の同義性は望ましいほどにはっきりと判断がつく。全国に地方官職として組み入れられ、第一にモンゴル人、北中国人そしてウイ

グル人から構成されていた、⁵⁰⁸⁾ このダルガの義務は、とりわけ課税の向上と法律の管理であった。⁵⁰⁹⁾ ダルガの任命は経験と資格が問われた。⁵¹⁰⁾ 同等かまたはたまにはより高い地位のものが“ 国使 ” になることが許された。ここでもおそらく同意複合語と受け取ることは可能であり、だから 2 つの称号イルチとヤラワチ⁵¹¹⁾ が異なるとみるのは余計である。いくつかのウイグル文書によれば、イルチ = ベグが万戸長がおかれた地域単位の“ 領域 ” を統括した。⁵¹²⁾ だがウイグル文献にはイルチの機能を定める史料がかけないので、少なくともこのテキストをもとにして、かれらがベグのもとにおける高位についているとみておく。ベグ(*bäg*) はイシ(*iši*) とともにあって、一つの町のより狭い利害に責任があるとすれば、疑念も少なくないとはいえ、イシはなおおそらく、ベグの夫人⁵¹³⁾ と解されるべきである。⁵¹⁴⁾ 文節 [Ba] [Bd] に呈示される最高官職の特徴は現実の反映とはほとんどかかわりえないが、当

505) Kutlukov(註 21 みよ) 94.

506) Geng - Hamilton(註 257 みよ) 29.

507) I. Vásáry, The Origin of the Institution of *Basqaqs*, *AOH* 32 [1978]: 201-206, 205: 「モンゴル期いご、*Basqaq, šiḥna* と *daruḡa* の間に機能的相違は見つけられない」。Cf. P. D. Buell, Sino-Khitan Administration in Mongol Bukhara, *Journal of Asian History* 13 [1979]: 121-151.

508) Allsen(註 17 みよ) 267.

509) P. Olbricht - E. Pinks, *Meng-ta Pei-lü*(蒙鞞備録) und *Hei-ta Shih-lüel*(黑鞞事略), *Chinesische Gesandtenberichte über die frühen Mongolen 1221 und 1237*, Wiesbaden 1980: 124 Anm. 3. Cf. D. O. Morgan, Who Ran the Mongol Empire?, *Journal of the Royal Asiatic Society* 2 [1982]: 129.

510) Dardess, *Conquerors*(註 30 みよ) 86.

511) V. Gabain, *Leber*(註 1 みよ) 56f.

512) R. R. Arat, *Eski Türk hukuk vesikalari, Türk Kültürü Araştırmaları I* [1964]: 42.

513) それでクローソンの語源的辞典(註 445 みよ): 256a では「ベグに対する女性対応語」、これに対してガバインは、*Leber*(註 1 みよ) 56 で、この意味を問題視して、モンゴル語の *nökör* 「同伴者、仲間、連れ合い」に対応するとみる。私は、*Wien Zeitschrift für die Kunde des Morgenlandes* 67 [1975]: 326 で、ウイグル語の金光明経に、中国語の「国主」の対応語としてみえる *bäg iši* を当面の示唆とすれば、ウイグル訳者がウイグル人の習慣にならって、その言葉を、ベグとその夫人によって再現したというほどに理解しうるのである。

514) V. Gabain, *Leber*(註 1 みよ) 6f. Cf. Umemura, *Official Powers*(註 231 みよ) 011ff.

然君主や官職の理想像は仏教的觀念に結びつけられている。[Ba] が暗示する秩序ある国家の復元に関連して、史実的關係の可能性が容認されることはなかるうが、第二突厥国(682-744)の復興を意味するキョル・テギン碑文の一節を思い起こす。すなわち「彼らが700人の男を数えた後、(我が父、カガンは)彼らの国、彼らのカガンを失った人々を、奴隷や奴僕になった人々を、突厥の制度を失った人々を、我が祖先たちの掟にしたがって組織し整えた。」⁵¹⁵⁾このように断言するのは、東トルコ人が中国に対して国力を回復することに成功したとすれば、7世紀末の歴史的状況に相關するのである。⁵¹⁶⁾韻文の作者が[Ba]について歴史的実事を眼前に置いたかどうかは大いに疑問がある。そんな仮定がなりたてば、すでに“意志をもつ”とか“願望をもつ”という様式化した表現は許されまい。

[Bb] の最後の詩句の解釈はたいへんに難しい。庄垣内正弘によって示された、イリグ(*ilig*)を“王”とする翻訳は説明がつかない。⁵¹⁷⁾間違いなく真先きにある功德業(*puṇya*)は、惜しめないこと、ここでは具体的に“惜しめない手を持つ”ことである。テキストではいつも繰り返す、布施業の高い利益がいわ

れている。多くの一例としてこのことに寄せられた一詩句を引用しよう。

布施を行うものは、富めりと、
諸仏のみことばなり。⁵¹⁸⁾

[Bd] では、金光明經の「王法正論」からも裏付けられる、表現に気がつく。

そのゆえにいまや、汝、ベグよ、
人々の王となっている、
汝の身体を委ねて重い法を起こせよ。⁵¹⁹⁾

他の授記テキストの一つでは、すっかり仏教徒の隠喩が染み込んだ、大げさな詩句でコーチョのベグを賛美する。9つの詩句(=2偈?)がブラーフミー文字で書かれたサンスクリット語とウイグル文字のウイグル語で並ぶが、ウイグル流儀で詩節にわけられて頭韻されたサンスクリット行について、後者は、二次的に存在するようにみえる。⁵²⁰⁾コーチョ・ウルシュ(*Qočo uluś*)の語法はここではコーチョ地方と考えるのではなく、ラウトが書いたように⁵²¹⁾けだしコチョ城市であって、とりわけ“ビルゲ・ベグ

515) T. Tekin, *A Grammar of Orkhon Turkic*, Bloomington - Den Haag 1968: 265.

516) B. Spuler, *Mittelasien seit dem Auftreten der Türken*, *Handbuch der Orientalistik*, 1. Abt. 5. Bd. 5. Abschn., Leiden - Köln 1966: 137.

517) 庄垣内正弘, 研究 I(註 43 みよ): 78 l. 312. 新版では、私も提案した意味、“手をもって”の方をとっている。

518) BT XIII(註 1 みよ), No. 15.13-14.

519) Su(註 76 みよ): 566 ll. 11-14.

520) Lau(註 500 みよ): 267ff. 新版: J. P. Laut - P. Zieme, *Ein zweisprachiger Lobpreis auf den Bäg von Kočo und seine Gemahlin, Buddhistische Erzählliteratur und Hagiographie in türkischer Überlieferung*, hrsg. von J. P. Laut - K. Röhrborn, Wiesbaden 1990: 15-36.

521) Lau(註 500 みよ): 269.

(Bilgä Bäg) 閣下⁵²²⁾に関連するゆえに、因みに棒杭文書⁵²³⁾に似て城市の君長にかかわるとしてよかろう。サンスクリット対応語は残念だが不明である。⁵²⁴⁾

テキストの宗教的傾向に即すれば、信者は、供物を奉獻することが、仏教寺院の共同体のために地域の利益や功德所得の利益を転じることになり、そうして成仏受記の獲得が成る前提条件が求められるのである(文節C-F)。輝かしい例として、文節Gには歴史的仏陀のときにインドのコーシャラ王^{ドゥルヴァパッタ}だった^{ブラーセナソット}波斯匿がもう一度配置され、そのわきに第三の授記テキストの最初の部分に報告された説話がとりあげられている。

さまざまな原因(cf. H)からまだ予言を獲得しない人々に、導師として未来の仏陀マイトレヤが予見されている。歴史的仏陀

シャーキャムニの時代との間には5000年の期間が存在する、⁵²⁵⁾ここでは4000年(cf. I)で、仏法の墮落の“濁り”が次第に強まってくる。仏陀によってのみ予言は行われうるのであるから、いうまでもなく、“仏陀なき時”は成仏の起こることを妨げる。もっぱら“惑業の重さ”は人間自身によって影響が出る。

供養7日間(E)の類例として、玄奘伝から^{ドゥルヴァパッタ}杜魯婆跋吒王について語る節を引用しよう。「毎年彼は7日間の大会を設け、諸外国の僧侶を招待し、最上の食事、寝具、衣服そして薬を含むあらゆる必需品を施した」⁵²⁶⁾タイチョ奉仕(J)はパンチャ(ヴァルシカー)パリシャドであり、喜捨、懺悔などの目的のために本来5年ごとに開催された“大集会”である。⁵²⁷⁾

522) 平行文言では、T II 1698(Ch/U 6243). 5: *qopar qutluy*(1語抹消) *qočo uluš*(残余), 「上昇にある幸運をもつコーチョ城市(これにはウイグル語「新年の祝福」: l. 54: *qopa turur [qu]t-li*, 「上昇にある[幸]運」Zieme, Brāhmī-Schrift[註177みよ]343を参照せよ), 地名の前の *qutluy* = (Skt.) *śrī* の使用について、A. Bombaci, *Qutluy Bolsun* (II), *UJb* 37 [1966]: 17, 24 参照。ボンパチによれば、宗教的意味が「除外されるべきでない」とするに対して、テキン(Ş. Tekin, *Maitrisimit*, Bd 1, BT IX: 9f, 註10)は形容語 *qutluy* の使用のなかで、ただ高昌ではトカラ仏教会派に関して「宗教的」連帯を示す言葉づかいとみる。この形容語の使用または非使用からそんなに敷衍して推理できるものかどうか私には問題にみえる。

523) Müller, *Pfahlschriften*(註7みよ): 22 l. 4; Bazin, *Les calendriers*(註7みよ) 321: 「コーチョの幸ある城市の先頭にあつて」。

524) 註520参照。

525) G. Grönbold, *Die Mythologie des indischen Buddhismus, Wörterbuch der Mythologie*, hrsg. von W. Haussig, I. Abt., 13. und 14. Lfg., Stuttgart o. J.: 414.

526) 大正蔵經 No. 2053, Vol. 50: 243b15, Li Yung-hsi の訳, *The Life of Hsuan-Tsang*, Peking 1959: 145. ウイグル訳では, Saropabadi といわれる王(Skt. *dhruva*, 意味上 = Skt. *sāra* “かたい”)で、この箇所にはただ二三の単語が保持されるのみである。Cf. Toalster, *Die uigurische Xuan-Zang-Biographie*(註142みよ) 96 ll. 900-905.

527) D. Maue - K. Röhrborn, *Neue Einsichten zum „Zweisprachigen Fragment aus Turfan“*, *Central Asiatic Journal* 22 [1978]: 134f. に示されている。このテキストのウイグル語の *tayčo* は、疑いなく2カ所(l. 224, l. 235)とブラーフミー *thai cuñ* に同定され、D. Maue と K. Röhrborn が中国語の「大衆」(*mahāsaṃgha*)に復元したのはよい。これとは別に、典拠は、*tayču* でなく、*tavčo* とよむべきものがある。中国語の「道場」(*Bodhimaṇḍala*)に由来する(Su[註76みよ]341,21; 361, 19; 353, 3)。

摘 要

ウイグル人は仏教的著作の翻訳にあたって、後書きで まれには序文で 文献伝承に関する情報に重きをおいたことを、ここで扱った文献が我々に認識させる。そのおかげで著者、訳者、改作者、書写人、印刷依頼者、版刻工その他についていくつかの数少ない陳述を我々は任意に使える。

また別に依頼者は、もっともなことながら、恵まれた地位にあって上流の社会階層に所属したが、あるいは短めに、あるいは長い識語で、いつ、どこで、どうして、あれこれの文献(経典)を印刷させたかを書き留めさせている。それと並んで功德回向の枠内に挿入されている祝福文言は特に意味がある。第1にはモンゴル帝室の所属者たちへの祝福が意識的に現実的政治的権力事情を考慮していることを明らかにする。ウイグル文書の契約条項の中に同様にモンゴル時代に由来するものは、同じ序列で国家的権威が部分的にはなおさまざまな用語のもとに行われている。だがその条項内には帝室の女性所属者は言及されていないが、一方ウイグル仏教徒の識語ではいつも彼女らは祝福文言に含められている。

仏教作品を編集することが、それに属する識語も同様に、中国や敦煌ではすでに9世紀に行われた版刷り様式のなかで主要部分に実現していた。伝えられた印刷物からその発行高について次のような陳述が一緒にえられる。100部(BT XIII Nr. 51.25), 108

部(BT XIII Nr. 47.10, Nr. 49.37), 110部(BT XIII Nr. 40.14), 500部(BT XIII Nr. 42.3)と1000部(BT XIII Nr. 20.66, Nr. 43.4)である。⁵²⁸⁾ このような複写形式によって、トルファン・オアシスから将来された発見物がおそらく中国で作られた印刷物であることが証明されるように、テキストは広く流布されることができた。

『観無量壽宗要經』が詩行に翻案された刊本の序文では、作詩者の 嶮嶮(Kki-kki)が元朝の間では1313年から1322年においてのみ国家的認可を受けた“白蓮”派の大乗経典に拠り所を求めた⁵²⁹⁾ それによれば、このウイグル作品はこの期間に作られたことになろうし、その依頼者ジナシュリー(Jinaśrī)が“白蓮”派の信奉者だったとしよう。そのほかに発願人は仏教の正統派の信奉者だったことを仮定しうる。なぜならそのテキストは確かに不法ではなく、中国の国家的認可をうけている寺院で印刷された、そして我々が見るようにトルファンまで広められた。にもかかわらず、奇妙なことに、識語がモンゴル帝室の所属者にほぼ関連づけられる場合にも、茅子元(1086-1166)の白蓮派の門弟たちは、物質的財産、高位の地位、名声や長寿、よい収穫や名誉ある子孫の獲得という彼らの願望があって、その世事に努めることで非難されたのである。⁵³⁰⁾ 疑いなく白蓮派の出現や影響と関連づけてこの告発を民衆宗教の潮流として注目しなければならない。しかしかかる見解のためにウイグル識語は何らの根拠を提供しない。「現世のための願望」の項目に示したように、多

528) チベット識語の一つによれば、ウイグル人のアリン・テムルは「大熊座經」のウイグル訳をつくったが、それは千部印刷された。Cf. Laufer, *Zur buddhistischen Literatur*(註208 みよ) 391-409; Kara, *Ujguro-mongol'skie svjazji*(註497 みよ) 57。Cf. なお, Warnke, *Kolophon*(註328 みよ) 217 f.13.

529) D. L. Overmyer, *Folk Buddhist Religion. Dissenting Sects in Late Traditional China*, Cambridge/Mass.-London 1976: 97.

530) Overmyer(註529 みよ) 35f.

くの願望は經典からの引用に由来する。すでに似た考え方はインド、トカラや中国などの前トルコ期の中央アジアの識語に、ずっと以前から行われていたことを付言できよう。

識語の多数にもっとも自然な宗教目的としてスカーヴァティー、すなわち無量光仏または無量壽仏の西方世界での再生が挙げられる。そこで、印刷が狭い無量光または無量壽文献の作品に限定されたかどうかは別にして、識語のなかで言葉に表されている、

宗教的見解が主文に対して確かな独自性を示唆しうることと、とかく受け取りやすいことになる。しかしながら、ショーペンが詳説しているように、6世紀までにその形式化が完成されているのではないかとの見解は、大乘經典の大部分にスカーヴァティーでの再生が“一般化された宗教目標”⁵³¹⁾として証明され、けだし、この樂園渴望が識語の著者や依頼人の思想界にも当然あてはまるべきことである。

531) G. Schopen, *Sukhāvātī as a Generalized Religious Goal in Sanskrit Mahāyāna Sūtra Literature*, *IJ* 19. [1977]: 177-210.

後書き

ここに上梓した研究は、クリムカイトの論文「シルクロード地域の寄進者・仏教徒の信仰心に関する覚書」(*Zeitschrift für Religions- und Geistesgeschichte* 35[1983]: 289-308)に刺激され、大体のところはすでに、1985年には完成していた。それゆえにそれから発表された業績を配慮し組み入れることはできなかった。

クリムカイト教授と、ライニシェ・ヴェストリッヘン科学アカデミー総裁のシャーデヴァルト教授に対して、アカデミー学術叢書に私の論文を掲載させていただく機会をいま与えられたことに私は謝意を表す。

1991年2月 ベルリンにて
著者

比較心理学

個性の研究

ヴィルヘルム・ディルタイ
三 木 博 (訳)

【訳者解説】

ここに訳出したのは、ディルタイ (Dilthey, Wilhelm 1833-1911) の『全集』第5巻所収の論文『比較心理学 個性の研究』(Über vergleichende Psychologie. Beiträge zum Studium der Individualität. 1895/96) の第 〃 章部分 (V. 241-273) ならびに第 章 (V. 303-316) である。この論文は『記述的分析的心理学についての構想』(Ideen über eine beschreibende und zergliedernde Psychologie. 1894) の続編をなす中期ディルタイを代表する心理学論文である。『全集』所収の論文の章立ては、以下のとおりである。

- ・ 自然科学と精神科学
- ・ [方法] 人間本性の同種性と個性化
- ・ 人間の個性化に関する普遍的視点
- ・ 人間の歴史的世界における個性化の最初の描写としての芸術¹⁾
- ・ 個性化問題の方法的取り扱いにいたる比較精神科学の歩み

『全集』第5巻の編者の注釈 (V. 422-426) によると、この論文はもともとディルタイが1895年4月のプロイセン科学学士院における講演をもとに、『比較心理学』の表題のもとに完成しておいた論文「1895年論文」を復元したものである。ディルタイはこの論文をさらに補完し、一冊の書物(『比較心理学 歴史・文学・精神

科学研究のための諸論』)としてまとめる意向であった(95年10月13日付け、ヨルク伯宛書簡)。しかしその校定中、諸般の事情により公表を撤回し、翌96年には短縮されたかたちでその中間部分のみが『個性の研究』の表題のもと、『プロイセン科学学士院会報』(1896年3月)に公表された。

『比較心理学について』は、もともと新カント派のヴィンデルバント (Windelband, Wilhelm 1848-1915) によるディルタイ批判を含む1894年の講演『歴史と自然科学』(Geschichte und Naturwissenschaft) に対するディルタイからの反批判ともなっている。ヴィンデルバントはその講演のなかで、ディルタイが精神科学と自然科学とを区別する仕方に対する疑念を表明し、その心理学が「歴史科学に対してなら本質的な連関をもっておらず、それどころか自然科学と見なされるべきである²⁾」と述べた。すなわち精神科学の基礎づけとしてのディルタイの心理学は否定され、人間の歴史的世界を理解するには心的経験では不十分である、とされたのである。ここに訳出した第 章と第 章の前半部 (V. 242-266) が、ヴィンデルバントとの対決をはらむ箇所である。

さてこの論文の校定中に、あらたにエビングハウス (Ebbinghaus, Hermann 1850-1909) による自然主義的心理学の立場からのディルタイの記述的分析的心理学に対する批判が現れる。すなわちディルタイは心理学の最近の進展について

1) 芸術作品がもたらす人間の個性化理解への貢献をあつかった第 章 (抄訳) は、以下に別に訳出しておいた。

[1996 東北大学教育学部研究年報第44集: 43頁 64頁]

2) ルードルフ・A・マックリール1993「ディルタイ 精神科学の哲学者」大野篤一郎他訳(叢書・ウニベルシタス414) 法政大学出版局: 238頁以下参照

無知であり、自然科学としての心理学は彼の記述的分析的心理学の理想をすでに実現してしまっている、と³⁾。

こうして実験主義者たちとの対立がさらに激化するなかで、ディルタイはヴィンデルバント批判のこの箇所を、新カント派との論争をひとまず回避するかたちで『個性の研究』では削除している(V. 423)。また比較方法の諸科学、特に古生物学での適応の歴史を通覧し、比較精神科学の可能性を模索した第 4 章(中断)も『個性の研究』では削除されたが、その本質的部分は後年の『精神科学における歴史的世界の構成』に受け継がれている。

今回ここに訳出した部分からは、新カント派(あるいは実験主義者たち)との複雑な経緯をたどる論争のさなか、ディルタイがみずからの構想を擁護しようと試みた執拗な努力が読みとれる。とりわけ 精神科学と自然科学 の区別の立てかたに関連して、内的経験にも外的経験にも還元されず、その両者の経験を結びつける経験の第三の形式として、反省的(超越論的)経験(V. 247)が着目されている。それはまた初期の心理学と後期の歴史理論を媒介する概念としても、興味深い⁴⁾。

なお訳出にさいして依拠した全集は、Wilhelm Dilthey : Gesammelte Schriften, V. Band, Göttingen (Vandenhoeck) 1957 である。

.....

記述的分析的心理学は、ちょうど樹の幹が枝へと伸び広がっていくように、比較心理学へと伸び広がっている。記述し分析する方法は、比較する方法に連なっている。ところで最近の論文では、私は一般心理学にかぎって論じてみたのだが、この一般心理学は心的生の同型性をその主題にしており、これにたいして比較心理学は、まさに個人間の差異・そのニュアンス・類似を学問的に取り扱おうとする。一般心理学は

そのような個人間の差異を背景に押しやってしまう。一般心理学がもっぱら記述し、分析しようとしているのは、あらゆる個人において同種的な心的構成要素、またあらゆる個人に同型的な心的生のプロセスである。一般心理学は、普通の人間ならだれにも認められるような連関を把握しようとする。人間の全体ということが一般心理学の対象であり、この心理学は人間のなかの同種的なものや同型的なものを、個人間の差異、そのニュアンスならびにそうして規定された類似性を捨象することによって把握しようとするのである。しかしこれら〔差異・ニュアンス・類似性〕こそが、比較心理学の主題なのである。さてこのことによって比較心理学は、きわめて重要な問題を獲得する。この心理学も人間を対象としている。しかしこの人間というあらゆる個人を貫いている構成要素の同種性やプロセスの同型性に基づいて、この人間のなかに今や個性・個性間の差異のニュアンス・類似性・類型が現れてくる。つまりこれらのことが比較心理学の対象なのである。まさに限りなく充実しつつ独自に形態化しながら、人間は息づいている。それでは、個人的に差異化された特徴がまさに心的生の基本形態と規則的に結びつくことによって、はたしてどんな問題が生じてくることだろう！そうした基本形態とは男性と女性・種族・国民性・風土の特殊性・生まれつきの気性の相違・その相違のなかで目につく四気質の類型、さらにはたとえば詩人を宗教者から、学者を実践的な生から、ペリクレス時代のギリシア人をルネサンスのイタリア人から分かつような、しなやかに充実し洗練された差異なのである。さて比較心理学はそうした典型的な基本形態において、特定の特徴どうしが規則的に結びついているさまを記述しようとする。さらにその根拠を探究しようとし、こうした普遍的な心的生の特殊化のなかで働いているプロセスを認識しようとする。そして心理学はこの課題を扱うことによって、比較精神科学の系列に

3) 同書、240 頁参照

4) 同書、252 頁参照

属するのである。

第 章 自然科学と精神科学

私は 自然科学と精神科学 の区別から出発してみたい。ヴィンデルバントはこの区別にたいして最近疑念を表明し、これとは別のきわめて優れた学問区分によって置きかえようとした。私は彼の才気に満ちた論述にたいして、その抗論を展開することで、比較心理学に基づいている普遍的な関係をもっとも良く説明することができよう。ヴィンデルバントが述べているように、もし自然科学が外的知覚に基づき、精神科学が内的知覚に基づくのであれば、その場合特別な認識様式としての内的知覚にたいする疑念をまずはじめに解消しておかなくてはならないであろう。このこともまた成功するのであれば、精神科学の事実がまったくもってまっぴら内的知覚に基づいているのではない、という事実が判明しよう。「しかしとりわけ、実質上の区分原則と形式上の区分原則との不一致は、自然科学と精神科学 のあいだに心理学のような重要な経験分野は帰属しえない、ということに示されている。すなわちその主題によれば、心理学はただ精神科学として、そしてある意味ではその他のすべての学問の基礎として性格づけられる。しかしその方法全体、方法上の態度は終始、自然科学と同一である。」

1

私は次のような概念規定からはじめよう。私は外的知覚あるいは感覚的知覚を次のような出来事として、つまりそこで感官に現れてくる印象が、自己とは区別される全体と結びつけられるような出来事として理解する。どのように外部にたいしてこうした関係が成りたつかにについては、外的世界にたいするわれわれの確信の根拠についての以前の論文で論じておいた。すでにそれ自体で響きはじめるひとつの音も、単なるひとつの印象または印象の連続から、外的な知覚へ注意をとおして移りゆく。そして注意は音を静寂から際だたせ、印象の連続を持続意

識に統合し、〔意識〕強度の増減に気づき、音を局在化する等々し、こうして一種の全体を形づくるのである。これらすべては関心と注意を前提としており、強度を増した意識の興奮が生じるが、この意識の興奮は今やそれとは切り離せなくなった連想・判別・結合などの働きのなかに現れる。それから外的な経験ということをして私は、出来事の総体として理解する。そしてここでは論証的な思考によって、ひとつあるいはいくつもの外的な知覚が次の連関、つまりこれらの知覚がそれによってより良く理解され、外的世界の認識が拡大されるような連関にもたらされるのである。

これら外的な知覚のすべて、そしてこれらの知覚に結びつく外的な経験から、出来事もしくは状態の気づきが区別される。しかもとりわけ、こうした出来事や状態を外部へ置きかえることができないという否定的な特徴によって区別されるのである。こうして外的なものから区別される内的な出来事もしくは内的な状態という概念が成りたつ。そのような内的事実とは、感情のさまざまな状態ならびに思考や意欲の行為である。この際そうした事実がまったく瞬時的な知覚に現れようが、部分的に想起されようが、もしくはたとえば思考行為や意志行為のように、まったくただ想起された残像を把握することによって理解されようが同じことである。それはわれわれが徐々に強度を強めながら、感覚的知覚において統合するような、ひとつの音の連続する要素の場合とまったく同じである。その知覚の性格にとって、そのとき想起された強度が知覚された強度に結びつけられるといったことは、まったくどうでもよい。さてわれわれがこれらの内的な出来事や状態を注意しているかぎり、内的な知覚は生じる。内的知覚ではまさに注意することによって、関係はより明瞭に意識される。そしてそれらの関係のなかで内的な出来事や状態の構成要素は、互いに関係しあう。このとき一方では、そうした内的事実と自我あるいは自己の意識との結びつきは、徐々に注意力を増しながらより強く強調され、より

明瞭に気づかれる。また他方では、この内的な知覚はすでに同在化をより鮮明にすることによって、外的知覚とより明瞭に関係する。なぜならこの外的な知覚はたしかに内的な知覚にたいしても、つねに現在の基盤を形成しており、たとえ注意が内的な状態や出来事へむけられていても、対象のイメージとの関係が意識に残り続けるからである。たとえばアルペン地方での太陽の輝き、牧草地の香り、小川のせせらぎ、柔らかな緑、そして調和した雪と氷河とのコントラストが誘う晴れやかな感情は、とりあえず気持ちを活気づけるものであり、広がっていくように私に意識され、さらに内的知覚にもたすことができるのである。今や自己がよりはっきりと高揚し、感覚的な知覚との結びつきがより明瞭に意識される。つねに自己は状況に取りまかれて存在するのである。

さて知覚の概念に、知覚が生じてくるプロセスの明白な意識が含まれておらず、それゆえ知覚が非反省的なものであるということが属するならば、このことから感覚的にあたえられた対象についての内的知覚は存在しない、ということになる。なぜならそうした感覚知覚を外的対象に関係づける強制はただ論証的な思考によってのみ、そして論証的な思考にとってのみ課せられるからである。しかもこのことは感覚の全体をその構成要素に分解すること、またこの構成要素をそこで構成要素が形成される有機体と関係づけること、そして感覚の構成要素の主観的性状についての反省、ならびに対象知覚の形成との内的出来事の関わりによって生じるのである。したがって内的状態もしくは内的出来事として意識に立ち現れてくるものを理解することは、この意識の連関によって感覚対象にもおよび、内的知覚はここで上述の論証的な思考過程によって置きかえられねばならない。そしてここで外的経験との奇妙な類似が、意識連関が把握する領域に立ち現れてくるのである。

普通は外的経験には内的経験が対立している。そしてわれわれは内的経験をふつうただ、

出来事の総体として理解している。この出来事の総体のなかで、論証的な思考によってひとつあるいはいくつかの内的な知覚が次の連関、つまり精神的事実がそれによってより良く理解せられ、内的世界についてのわれわれの認識が拡大されるような連関にもたらされるのである。内的経験という概念が、まさに外的経験もしくは感覚的经验という概念に対応しているさまが見てとられよう。はたして外にむけては置きかえられないような状態や出来事、たとえば感情・情念・情熱・思考プロセス・意志の行為だけが内的知覚に生じる。こうして内的経験の概念からして、内的経験がまずそうした種類の出来事と状態に、まったく限定されるということになるのである。つまりこうした部類の精神的実実は、われわれの実践的生と親密な関係にあって、とりあえずは実践的生との関係が内的経験の概念にあるのである。宗教者がその内面的な経験について語るとき、その経験を神との交わりについての熟慮として、また方便・我意・利己的な情念を克服しようとする彼の敬虔な意志に抗する情熱の戦いとして理解している。これと似た意味で、前世紀の感傷的で道徳的な流派が内的経験について好んで語っていた。心情の経験はそのとき、しばしば内的経験と同じことを語るのである。

しかしこの内的経験という概念は、自己みずからをより詳しく知るのに使われるとき、むしろ観念的な表現形式をそなえている。そうして内的経験は叙情詩に表現されるのである。叙情詩はたとえばゲーテのようなきわめて完成された形式では、つねにある状況での詩人みずからの生を、つまり対象の表象に表出している事態に包まれた詩人の生を表現しているのである。内的経験はあらゆる文芸全般の基礎となっている。内的経験は神学と道徳の基礎なのである。それによって一般心理学は可能となる。そしてここでわれわれにきわめて密接に関わってくるのは、内的経験によって個人に固有な心的連関も把握できるということである。そうした内的経験はストア派的な自己省察において、とりわ

けマルクス・アウレリウスの不滅の作品のなかで固有の形式を生みだす。この形式はさらにアウグスティヌスを貫いて、中世文学の全体のなかで、きわめて意義深く持続している。ペトルカではこの形式は世俗化され、そしてシュライアマッハーの『独白録』ではきわめて適切に適用された。だが明らかにここでは、フィヒテにおけるように自己の省察が上述の限界を踏みこえている。この形式はゲーテの『ファウスト』のもっとも壮大な箇所では圧倒的である。いたるところでこの形式は外的経験と共働しており、この外的経験がまた内的世界を他者の身体に置きかえることを可能にしているのである。状況のもとでの個性、他の個性から際だった個性は、こうして把握されるのである。

しかしこれらの内的経験はすべて、決して意識現象の全連関を包括しているものではない。内的経験は対象の表象の手前に立ちどまったままであり、対象の表象をいまだ自己みずからの意識連関に組みこんではいない。こうした精神的事実の地平の拡大は、反省によって引きおこされるのであって、この反省が内的経験の類似物を形成するのである。

内的経験による方法が、その本来の対象を越えてこうして広がっていくことが、まさにこの内的経験の活力と評価の高まりに由来していることは、歴史的にきわめて奇妙なことである。このことはまず最初に古代の懐疑派におこり、さらに徹底したかたちでアウグスティヌスに生じた。それから17世紀と18世紀のあいだの内的経験へのさらなる沈潜と関連しながら、さらに普遍的・根底的なものになっていく。これはまさに、対象の表象をその構成要素に分解すること、構成要素の一部すなわち感覚要素と、そこに感覚要素が現れる器官との関係、このことに基づいた、これら感覚要素の主観性についての反省、ならびに他の部類の構成要素の研究、つまり対象の表象が形成されるときに協働している精神的出来事の研究によって生じるのである。カントがはじめてこの論証的な思考過程

に、つまり外的知覚にあたえられた対象イメージをわれわれの意識事実の連関に組み入れる過程にある特別な名称をあたえた。カントはこの種の研究を超越論的と呼んだのである。私はこの表現をとりあえずここでは認めておきたい。その表現がたしかにこうした連関ではより広範な意義をもつとしても。というのは今日当然ながら、この超越論的反省が対象の表象についての心理学と精神物理学に係しているからである。

この超越論的反省がある特定の対象の表象に分析的に取り組み、対象の表象を心的連関との関係によって理解できるものとし、精神的世界についてのわれわれの知を豊かにするものであるかぎり、ここでも経験が成立せねばならない。それは外的知覚あるいは感覚的知覚の領域でまず外的経験が成立し、また内的知覚の領域で内的経験が形成されたのとちょうど同じである。こうして生じる経験は第三の部類の経験を形成する。この経験は内的経験の類似物であり、心的生の連関についてのわれわれの知を内的経験の地平をこえて拡大するのに役だつ。こうした部類の経験に近づくには、分析と理論的考察がより高度に必要とされるということは、たしかに多くの自然科学の経験とも共通している。さてここでひとつの疑問が生じてくる。すなわちこの超越論的反省と連関していつかは、感覚の構成要素を外的世界に係づける強制が感覚印象にとって消えうせるのではないかと、という疑問である。そのような意識現象としての感覚印象を、心的生全体との連関の側面で把握しようとする修練は、感覚印象と外的世界との関係を度外視する能力を疑いなく著しく高めることになる。感覚印象におけるこうした抽象化も、生の感情が感覚印象と結びつき、空間上の関係が退くにつれて緩和されてくる。聴覚印象での時間上の関係、たとえば〔聴覚〕強度の変化に連続して集中するという持続的な修練は、これらの印象が外在化するのを高度に度外視できるようにする。しかし私は何らかの感覚領域でのいかなる経験においても、外的世界との関係が完

全に消失するのを認めない。それで私は次のように想定する。つまりいかなる感覚的知覚も内的経験という性格を引きつけることはできない。それゆえ内的経験の概念をその通常の限界をこえて、それがこの第三の領域をも包括するか、あるいはこの領域にたいして何か他の表現が選ばれるまでに拡大することが適切かどうかは、疑わしく思われるのである。

それでもし、この方法をたとえば超越論的と呼ぶのであれば、たしかに他方でこの方法を同じように経験として、したがって超越論的经验と言いつたのはなんら問題ではない。なるほどここでは経験の解釈と普遍的・法則的關係の探索とが、外的経験もしくは内的経験の場合よりも、互いに分かちがたい。自然科学の領域では経験に近づくのに、理論的考察と実験設備が必要とされるが、そこでもこの表現〔経験〕がしっかり保持せられているように、この超越論的方法の領域でもこの経験という表現は保持されるのである。とにかく今や第二の領域と同様に、この第三の領域にも精神的実事が見れる。そして精神的実事と内的経験の事実との關係が探究され、意識現象としての対象イメージの構成要素が心的連関に組みこまれてはじめて、心的連関の全体が把握されるのである。

2

さてこれらの規定を、どうすれば精神科学の概念がもっとも適切に定義され、どれくらいの範囲がこの概念にその目的にもっともかなってあたえられるかという問いへむけてみよう。さしあたって物理的事実と精神的実事という區別をこの際、根底におくことは何らさしつかえないものと思われる。精神科学は自然科学の基盤に基づいて、感覚対象に現れる精神的実事とその連関を相互に研究し、ならびに物理的事実との連関を研究する。自然科学と精神科学の違いが、対象の二種類の區別に基づいているのではないことは明らかである。自然の対象と精神の対象といった違いは存在しない。対象の概念は、感覚印象と、自己からは區別される

ものとの關係、およびこれらの印象と全体、したがって自己には依存せずに相たいしている全体との結びつきによって規定されている。なぜなら感覚印象からのみ、空間の連続性において閉じられ、持続する全体が生じたからである。感覚によってのみ、自己には依存しないものがわれわれにとって存在する。このように感覚印象だけが対象と結びつくことができる。そして対象の不可欠の相関者とは、みずからの自己なのである。

もしこれらの対象のなかに、みずからの自己あるいはそれに類似したものを対象に移しかえるいかなる契機も存在しないとすれば、自己には依存しない、自己にとっての諸々の対象、すなわち自然だけが存在することになる。圧倒的な量の自然の諸対象にも、そうした自己をさし示す特徴を見いだすことはできない。むしろ圧倒的な数の自然の対象が、そのような置きかえなしに連関にもたらされる。そしてこうした連関に、物体もまた組みこまれるのである。われわれはこれらの物体にそうした置きかえをとおして、精神的出来事を移しいれざるえない。このような連関をわれわれは自然と呼ぶのである。そして連関が生みだされ、われわれがそこに精神的な出来事を移しいれる特色ある種類の物体も連関に組みこまれるに応じて、自然科学の概念は自律的で、それ自体で完結した科学のシステムとして形成されるのである。自然科学は自然の因果連関を法則にしたがって、ひとつの独立したシステムへと完結させることができる。ただしそれは有機体の形成とその段階的發展に影響をおよぼす心理的要因にたいして、自然科学が脳と神経組織での生理上の代理機関を提示できるかぎりにおいてである。法則にしたがう生理的出来事全体の遺漏のない連関に自然科学が到達できるのは、明らかにただ次のようなまったく仮説的な想定、つまり心的出来事はすべてたんに随伴現象であって、その生理上の等価物は自然の経過に組みこまれる、という想定によってだけなのである。

自然全体はただわれわれの自己意識の相関者として成立し、したがって自己意識にとっては諸々の現象の連関にすぎないこと、このことは自然科学のシステムの自律性にとってはまったくどうでもよいことである。このような批判意識はデカルトとホブス以来はじめて、つけ加わったものである。今日ではこの批判意識は避けられないものであり、たしかに自然研究者はこの意識を度外視するか、あるいは彼の研究対象である自然もまた、諸々の現象のシステムとして解釈するか、という選択の前に立たされている。感覚印象はどちらの場合であっても、そのままである。感覚印象を外的対象に結びつける強制は、解消しえない。たとえこれらの対象を分析し、その構成要素を意識現象として自己の連関に組み入れる超越論的方法が感覚印象にさしむけられているとしても。

自然科学とは区別されて、精神科学は成立する。というのはわれわれは動物や人間の有機体に心的出来事を移しかえざるえないからである。われわれは内的知覚にあたえられているものから、動物や人間の有機体に、その生の表出に基づいて類似物を移しかえる。有機体に、心的出来事をそこから移しかえねばならない、といったような境界〔の存在〕は疑わしい。ただ恣意的な運動の見かけからだけ、心的生を推論できるのである。またこの心的生は動物の身体などに現れるように、不安定で、連関がなく、解釈するのがむづかしい。しかし人間の身体にだけ現れる内的出来事は、内的経験にあたえられたものとまったく同様である。たとえこの内的経験にあたえられた精神的事実が、同じく人間の身体の感覚イメージと結びついているとしても。したがってこれらの精神的事実は、真に最後の内奥まで理解できるのである。精神的事実はすべて互いに類似している。思考プロセスの普遍妥当性・感情の転移性・目的行為の論理的整合性は、社会的・歴史的世界でこれらの内的出来事が連関するのを可能にしている。これらの特徴が結びついているような内的出来事を、われわれは精神的出来事として記述する。この

精神的出来事ということから精神科学はその名称を担うのであり、これは精神的事実がもっと詳細な意味で、この科学のもっとも重要な内容を構成している、という点に基づいているのである。

ゆえに精神的事実の最初の特徴は、内的経験の事実が人間の身体に置きかえられることにより精神的事実がわれわれにとって存在する、ということである。このことによって、精神的出来事が外的事実として立ち現れてくる。またこの特徴は、あらゆる精神的事実はまず内的経験によって存在する、ということとしても理解される。さて内的経験にあたえられたものは外的対象に、一種の転位によって置きかえられる。その概念は後ほど説明するとして、この転位は二つめの特徴を前提としており、この特徴は精神的事実を境界づけるのに同じく必要なものである。なぜなら真の転位が生じ、したがって親和性、思考の普遍妥当性等、要するに思弁学派で理性の同一性と呼ばれたものが、ここで社会・歴史的世界を形成し、このことによってはじめて精神的出来事が動物の心的生の内的経過から区別されるからである。こうして精神的事実の最初の特徴に、二つめの特徴がつけ加わる。すなわちみずからの内的経験の事実と、われわれが他の人間の身体に移しかえざるえない事実との同種性、この同種性に基づいて、みずからの内的経験をその最深部まで他の人格にふたたび見いだす可能性、そして最後にこうして成立する精神的世界の連関。これらの契機はひとつの特徴と相互に密接に結びついている。それゆえこれら二つの特徴こそが、精神的事実を十分に境界づけ、その経験可能性を基礎づけ、したがって精神科学にとっての経験基盤の種類を明確にする。そして同時にこれらの経験を真の精神科学の連関にもたらす可能性を動機づけることになるのである。

こうして人間の有機組織の生理的連関に、精神的事実の連関が現れる。はたして精神科学において、この精神的事実の連関が認識されるよ

うになる。したがって内容こそがこれらの科学を境界づけ、分節するのである。この内容に応じて、精神科学の連関が事実上どのようなようになるか、ということが決まるのである。自然科学の外部に心理学・文献学・歴史・言語学・経済学・法学・倫理学・神学・美学・国家学等々が成立し、これらの諸学が精神的事実の関係のシステムがますます徹底的に、ますます精緻に形づくられるような連関を形成するのである。こうした諸学の存在とそれらの発展的な結びつきは、精神的事実の連関にとってある証明を含んでいる。そしてこれら精神科学のいたるところで、外的経験・内的経験・超越論的方法そして精神的生の同種性に基づく内的経験の対象への転位による共働が実証されている。いたるところで思考にとっての基盤として、精神的生全体の同種的な連関が示されており、この基盤に基づいて精神科学は成立するのである。

ところで生理的連関に基づいて、精神科学における精神的事実の個々のシステムが研究されるときには、精神的世界の偉大な内容はその特別な性質に応じて、いつも繰り返しかえし現れてきた。精神的事実の特性は、その力強い内容に即して読みとられるものであり、それはこれまで述べてきた二つの抽象的な特徴よりもずっと以前に自然なかたちで思考に浮かんでいた。それらの特性は今日もなお、ずっと鮮やかに残っている。それらはとりわけ精神的世界と、この世界を認識するのに役だつ科学を、生理的世界と自然科学から分離し高めてきた。精神的な状態と出来事の全体は、まさに感情のうちに発生する価値によって、またそれぞれが論理的に首尾一貫して形成されている偉大な諸連関へと分岐されることによって、そして意志の卓越意識によって自然の全領域から区別され、そこから際だたされている。具体的で実証的な思考にとって、精神的事実のこれらの特性は、きわめてわかりやすい。それらの特性を完全かつ自然に秩序だてて説明しようとするれば、その導きの糸は人間の心的生の構造のなかにあるのである。こうして成立する連関から実際また、

精神科学はただ認識であるばかりでなく、個人の歴史的な生を導くこともその目的とする、ということが派生してくる。しかし精神的事実を記述するには、これらの特性の連関はきわめて有用なものであり、精神的事実を定義するには、たしかに二つの抽象的な特徴はとりあえず利用できる。というのはそれらは精神的事実を客観的事実から境界づけるのに十分なものだからである。

しかし精神科学の構成は次の場合にのみ、正しく把握される。つまりどのようにして精神科学では精神的事実が感覚対象に付与されるのか、したがってどのようにして物理的な状態と出来事に、精神的な状態と出来事がつけ加わるのか、その様式が明らかにされるときである。この二番目のシステムを構成している事実は、同一の感覚対象に含まれており、そこに外的自然の事実も属している。しかも精神的事実のシステムは、物理的事実のシステムをその制約ならびに基礎としている。というのは精神的事実の関係は身体に現れるのであり、その身体はとりあえず物理的特性のシステムによって規定されているからである。

しかし二番目のシステムの事実を把握するために、外的な知覚と経験に内的な知覚と経験がつけ加わり、それから超越論的な方法によっても補完される。こうして精神的事実はその知の由来によれば、物理的事実とはまったく異なったものとして、それゆえ物理的事実とは比較できず、ただ規則的に物理的事実と共存し、またはそれに従属するものとして確定されるのである。気候・食物・地理学上の環境全体が人間・民族・人間社会の物理的・精神的発達を規定している。自然の経過はわれわれの知覚と感情の領域を規定しており、それにわれわれの概念すべてが依拠しているのである。われわれの行為が自然の経過と関係することによって、われわれは行為するときも、このために自然の諸関係のなかにある可能性に制約されている。このように自然の経過全体の連鎖にしたがい、自然の経

過に即して現れる精神的生は、つねにいたるところで何らかの仕方では物理的なものに依存しているのである。次のことはピュフォン、カント、A・フォン・フンボルト、リッター、リービヒその他の人々の功績であった。すなわち彼らは宇宙的・地理学的・物質循環関係等での、精神的生のさまざまな形式にとつての条件を示してみせたのである。

したがって歴史的・組織的に、自然科学が精神科学の前提であり基盤である。そしてさらにそれ以上でもある。個々の精神科学はすべてそれ自体、この心理・物理的連関をたんに土台としているだけではなく、この連関は精神科学自体のなかに入りこんでいるのである。音韻変化の学説は言語学の重要な構成要素であるが、それは発声器官の生理学的条件を研究することに還元されねばならない。しかし宗教の至上の法悦でさえ、自然があたえる印象、気候状況、栄養・食事・睡眠などを断念することと関係している。このように物理的事実は、あらゆる精神科学において精神的事実と結びついている。精神的なことは物理的事実につけ加わるのである。精神的なことは感覚対象に即して現れる。そして共存と連続の規則性によって、精神的システムを物理的事実に依存させる連関のなかで、それぞれの精神科学の構成が成立する(詳細は『精神科学序説』^{14ff})。すでにこのことによって、必然性と法則によって精神科学に占める場所が確保されたのである。

さて精神的な内容と結びついている価値付与に、自然の事実が精神科学のいたるところに、環境・条件・手段として入りこんでいる。精神的な内容はそれらのなかにある。なぜなら精神的な内容はその由来によれば同質のものであり、いわば同一平面上にあって、いたるところで比較と結合が可能だからである。精神的な内容は内的経験と、超越論的方法に補完されて理解されるものであり、したがってそれはいたるところで連関している。精神的な内容はわれわれの心的生の構造をいたるところで含んでおり、ゆ

えにそれは価値ある連関なのである。そして心的生の構造のなかで規定された目的設定によれば、こうした精神的な内容の連関はたんなる認識の対象であるばかりでなく、価値付与のような実践的な目的設定でもあるのである。こうして全体から、個々の精神科学がその対象としている精神的な事実の連関のそれぞれのシステムが、理論的目標ならびに実践的目標のなかで分離されるのである。個々の精神科学は精神的な内容の連関のシステムとして、互いに境界づけられる。究極にはこのシステムは精神的世界に属しており、そこで最高の関係にしたがって分岐されるのである。

したがって 自然科学と精神科学 の区別は、内容の違いによって規定されるのであり、認識方法の違いによって規定されるのではない。そしてこの最上位の区分と一致しながら、両領域での区分をさらに規定していくのは、そうした内容の違いなのである。同一の対象がどのようにして、さまざまな内容のシステムを自己のなかを含むのか正しく理解されるものと仮定してみよう。そうすればたしかに同一の自然の物体が、物理的に見るならば、感覚的事実の連関のさまざまなシステム これらつまり数学・物理学・化学によって表現される を含むであろう。たしかにラテン語もしくはドイツ語の文法のシステムのなかで結びついている同一の事実はまた、ただ関係を変化させて、ふたたび一般言語学のなかで現れてくる。一般心理学・精神物理学・社会心理学・比較心理学は相互に広大な事実の領域を共有しており、この領域はこれらさまざまな学問において、ただ関係を変化させて、他の事実と結びつくのである。たしかに科学の進歩はつねに、分離された諸科学において連関のシステムが自立することと結びついている。こうして天体物理学は最近、天文学の他の分野から分離した。こうした意味で、個々の精神科学が分離することによって分岐される精神科学の全体は、精神的な内容の連関のシステムに応じた区分なのである。ゆえに区分原理の不完全な変化は、なるほど並列に配列され

た分岐にたいしてでなく、従属関係として生じるのである。人は自然の事実と精神の事実の内容の違いを、認識様式あるいは方法の違いによって置きかえようとした。たしかにそうした置きかえは論理的な欠陥ではないが、それは区分の見通しを悪くしてしまうのである。

3

さて諸科学を区分するこの最上位の内容の違いは、認識論的な違い、つまりこれら二つの大きなシステムの内容のあたえられかたの違いと関連していることがさらに示された。しかしこの違いは上述の説明のように、いかなる認識論的な疑念にも屈しない。外的知覚は物的対象を提示するが、内的知覚は、しかもこれだけが超越論的方法で補完されて、直接経験のなかで精神的事実を提供する。そのとき内的知覚は間接的に、つまり外的知覚の媒介によって精神的生のイメージを可能にするが、それは内的知覚にあたえられるリアリティーを補完することによって可能にするのである。すなわち精神的なものについての知は、直接であれ間接であれ、いたるところで内的経験に基礎づけられている。こうして経験に示される、この物的事実と精神的事実の違いを評価するには、以下のことは当然まったくどちらでもよいことである。すなわちこれら二つのシステムの内容が、同一の対象つまり人間に見いだされること、ならびに数学と化学を区別するには、これら二つの学問のなかで展開されたシステムの内容が、同一の自然の物体に含まれているといったことは、まったくどうでもよいことである。人間は、自然の物体が数学的・物理学的・化学的学問の分離によって引き裂かれているほど、これら二つのシステムの内容の分離した展開によっては引き裂かれてはいない。また以下のような批判的な疑念は、まったく経験科学の領域外にあって認識論に属するか、もしくは認識論の愛好者のための形而上学に属するのである。つまり物的なものと精神的なものとの内容の差異は、たとえばたんに認識様式の違いに基づいているのではないが、したがってまったく主観的と見なすべきで

はないか、といった疑念である。感覚の構成要素すべてが意識化され、感覚機能に依存しながら、感覚とともに消滅していくような単純でもうそれ以上分解できない経験から、物理学・感覚生理学・感覚心理学・宇宙研究等を構成しているような特殊で合成された経験にいたるまで、そして究極にはあらゆる経験をとおして、はじめは内的経験のうちにあった精神的事実の範囲が、意識連関の全体へと拡張されることになる。こうしてはじめて、精神的な状態と出来事の連関について、より完全に知ることができるのである。そして分析と理論的考察によってはじめてこのような経験に導かれるのであれば、このことはまた多くの自然科学の経験の場合と何ら変わりが無い。こうして意識の連関に組みこまれる同一の感覚の構成要素は、同時にまた外的対象あるいは感覚的对象に、したがって自然のなかに含まれる、ということも正しい。しかしこのことは矛盾しているわけではなく、ただある問題を含んでいるのである。現象としての自然という概念によるその問題の解決は、認識論に属している。歴史家はそのとき、彼の〔記述する〕歴史上の人物たちの身体と環境がその人物たちの完全な意識連関と同様に、存在しているものと取り決めている。生物学者と人類学者は、安んじてこうした自分たち前提に立って研究している。あらゆる経験科学は、感覚対象についての経験に基づいたシェーマを、また感覚対象に現れる精神的出来事を、そしてそれぞれの人間の身体の意識連関を確信しながら活動しているのである。

4

自然認識とは区別される、精神科学全体の連関にたいする最後の疑念を、まだ検討しなくてはならない。すなわちそれは心理学の方法は、まったくもって自然科学の方法である！ということである。もしこのことがまた正しければ、自然科学と精神科学の区分にたいする論拠は見あたらないことになる。誰しも、天文学と生物学をその分岐として含んでいる自然科学の区分を拒否したりはしない。天文学は理論のほか

に、たとえば月面図のように特殊なものを記述し、そして生物学は動物の諸機能についての一般学説に、動物の種の記述と区分を結びつけているのであるが、異なる方法を持つ学問を統一することは、さしつかえないのであるが、それに反して次のことはきわめて紛らわしい。すなわち最上位の区分において、二つの大きなシステムの内容の一方、つまり外的で空間的な対象のシステムあるいは心的な出来事のシステムの一方に属するものを引き裂くこと。そして基礎科学である心理学を、いたるところでそれとの生き生きとした関係を要するものから分離してしまうことである。しかしこの論証の前提は正しくないのである。心理学の方法は、断じて「初めから終わりまで」自然科学の方法ではないのである。またそんなはずがあるのか。いたるところで、内容によってこそ認識様式は規定されるからである。ヴァンデルバント自身、自然科学の思考の目標を法則のなかに認め、自然科学の思考から分離されるべき歴史研究の目標を形態のうちに認めた。なぜなら個人的に形成された心的生の歴史意識は、自立的な価値をえるからである。ところでまさに個人の評価、特殊なものの記述、類似したものの比較、最後に特殊性・ニュアンス・類似性を対象とする因果考察は、なるほど真の歴史から切りはなせないが、見かけ上は歴史を比較心理学と共有している。さらに心理学の方法と他の精神科学の手続きとの類似性の他の特徴、ならびに自然科学の手続きとの違いの要因については、後ほど取りあげよう。

5

さてヴァンデルバントは、内容の違いによる精神科学と自然科学の区分を「認識目標の形式上の性格」に基づけられた別の区分によって置きかえようとした。「自然科学は普遍的な法則を追求し、精神科学は特殊で歴史的な事実を追求する。」自然科学の思考は一般法則的であるが、精神科学の思考は特殊個別的である。自然科学と心理学は学問のひとつの最上位の部門をなし、その他の精神科学は他の部門をなすこと

になる。こうして変化した意味で、人は今や自然科学の原理と歴史学の原理との区別を、さらに利用することができるのである。

自然科学の思考と歴史の思考の違いということから、ヴァンデルバントは論を起しているのであるが、私はこの違いを『精神科学序説』のなかで強調し、詳細に記述しておいた。私はヴァンデルバントの文章のすばらしい論述にまったく賛同している。にもかかわらず、彼がここで引きだした結論を私は引きだしえなかったし、今もまたそうできないでいる。それは以下のように考えるからである。ヴァンデルバントはかつて次のように表明した。すなわち自然研究（もちろん心理学を含む）では「思考は特殊なものを検証することによって、普遍的な関係を把握しようとするが、歴史では思考は特殊なものが愛情に満ちて刻印されるときに確定される。」これはきわめて正しい。しかしこれもやはり真理の一面にすぎないのである。なぜなら、こうして定義され他の箇所でも同じように表現される歴史的な学問と自然科学の特徴にしたがえば、経済生活の法則を捜しだす経済学も心理学とまったく同様に、自然科学のうちに数えられるからである。すでにこのことによって自然科学と心理学をひとつの部門として、他のすべての精神科学を別の部門として立てるような区分は解消されてしまうのである。それでは言語学がたとえば音韻変化上の類似の法則の働きを究明し、あるいは美学が想像力の法則的な働きを、あたえられた自然形式の基盤の上で探究しようとするとき、事態はどうであろうか。同型性・法則的な関係こそが、これら組織的な精神科学を発展させるのであるが、このことは今日までまだ、人が望んでいるほどの規模では成功していない。そして法則的な関係こそ、最終的に他の組織的な精神科学の一般的部分すべてが見いだそうとしているものである。特殊なものを一般的なものに従属させることが、ここで支配的である。それゆえ認識の自然科学的な分枝に、組織的な精神科学の一般的な命題すべては割りあてられねばならない。これにたいして、

その前提によると次のような命題、つまり個々のものを記述し、または制約された歴史学の領域、たとえばインド・ゲルマン語あるいは自然経済の領域で共通なものを把握しようとする命題は、歴史学の分枝のなかに組みこまれる。かくして組織的な精神科学は引き裂かれる。

もしこのことが何らかの理由で退けられるのであれば、まず歴史記述がそれだけのために、まったく独自に別の部門を形成しなくてはならないであろう。つまり学問の一部門が、またそれで別の部門をなす歴史学の学科をのぞいたすべての学問から形成されることになる。これら二つのとも不可能な学問の最上位の区分のあいだにだけ選択は残されている。その場合、歴史学たとえばポリビウス、マキャベリ、モンテスキュー、トクヴィル、テーヌもしくはわれわれにあってはニッチュが代表しているような歴史学は、外的状況と歴史上の諸力が歴史的な個々の現象に働きかけるときの同型性を捜す。それは歴史科学自体の内部では、同型的なものを認識することと個々のものを記述することを抽象的に分離することに抵抗する機関なのである。

つまりこうである。まさに一般的なものと個性化との結びつきのうちに、組織的な精神科学のもっとも固有な性質がある。すなわち精神科学は、個性化・段階・人間の歴史的生の類似性と類型を規定する因果関係を追究するのである。たとえば道徳上の理想や詩作技法の違いの根底にあるような因果関係は、道徳的な生や文学について確定されるような一般的真理と関係づけられねばならない。この連関を引き裂くのなら、精神科学のそれぞれの分枝、それが道徳的生であれ、詩文であれ、また他の何であれ、真ん中でその分枝の認識のシステムを寸断することになる。それに反してあらゆる精神科学を通じて、基盤としての同型性とそれに基づいて成長する個性化との結びつきを、したがって一般理論と比較考察との結びつきを追究するのであれば、ただちに正しい見解が生じてこよう。心理学の内部でもこうした結びつきを引きだす

ことが、まさしく目下の論文の目標なのである。

こうして内容の原則にしたがった分離が主張されよう。それによれば最初に精神科学と自然科学が分離し、それからこれら二つの知の領域に、より狭い内容のシステムが段階的に従属するのである。真なるものを認識しようとするなら、内容の性質をとおして結びついているものの関連を捜してみなくてはならない。それゆえ内容の同種性が成立しているグループを引き裂いてはならない。区分は、同種性ゆえにできうるかぎり多くの、できうるかぎり包括的な言明がその内部で可能となるような領域を作りださねばならない。学問の内容上の区分は、このことに関心を寄せている。というのはこの区分は、真理が増大するのを促すからである。方法の点では自然認識と類似している精神科学のこの部分を、自然科学に包含することがどうしてこの目標に寄与できるのか、私にはわからない。それにたいしては次のような欠陥、すなわち歴史を組織的な精神科学から引きはなしてしまうこと、もしくは精神科学の一般的な部分を、個々のものとその比較にさしむけられている部分から引きはなしてしまう結果生じる欠陥が明るみになる。もっぱらその限りではそのような配列は、自然な内的関係を乱してしまうのである。

第 章（方法）人間本性の同種性と個性化

精神科学と自然科学 ではその内容が違うとともに、その方法もまた違っている。このことはミルの論理学の有名な最後の論文以来、しばしば反駁されてきた。人は主張してきた。自然科学の方法は普遍的である、と。ただしその主張は、こうした普遍性という意味での自然科学の精神の暫定的な優位の表現にすぎないのである。

まずはじめに、自然科学の方法について真実

をはっきりさせてみよう。方法がさまざまな時代に被った変化は、きわめて大きなものであった。静止して、いわば存在として実体化する世界の構想は、形成的な心的諸力　これは万有の形態と運動において顕在化する　が配置されるという想定と結びついて、もっとも偉大なギリシアの精神にも力をおよぼしている。たしかにこうした力はギリシアの精神をわれわれの近代の思考から、今日の自然研究者の方法と現在の心理学者あるいは言語学者の方法のあいだの間隙よりも、はるかに大きく引きはなしている。スコラ的な頭脳と近代の頭脳とのコントラストはさらにずっと大きい。こうしてわれわれは自身をとりわけ近代的と感じている。われわれはこの点で、全員が互いに結びついているのに気がつく。だれもが、現実についての認識は、ただ経験からのみ引きだせることを知っている。だれしもある種の問題に際して、それらの問題に実験的な処理ができないかどうか、という疑問を抱きやすい。だれもがなんらかの因果関係に量的表現をあたえようと、きわめてかすかな可能性さえ追求するのである。そしてだれもが、事実や同型性のなんらかの範囲を、偉大な数学的・機械的基礎概念に幸いにも関係づけることができる。このことをわれわれはガリレイからロベルト・マイヤーとヘルムホルツにいたる自然研究者と自然探究的な哲学者に負っているのである。さてこの科学的な人物という新しい類型、この近代的な種類の認識方法は、まず自然科学のなかで形成されたので、近代的方法の性格は自然科学的と特徴づけられるのである。自然科学の領域での方法の操作による優位さにしたがって、心理学者・言語学者あるいは美学者は、彼の問題と自然科学の問題とが類似していることから、つねに活発な刺激を受けるであろう。彼はしばしば、こう問うてみるだろう。自然研究者の手段や方法は、彼自身の領域に有効に移しかえることができようか、と。そして彼自身の研究にとって、偉大な自然科学者たちの古典を読むことは、決して無益なことではなからう。

ところで、これらの特徴がわれわれの時代の

科学研究者に共通である一方、同時に彼らの経験様式が、彼らが研究している二大領域へ分離しているのが見いだされる。

すでに両領域での研究者の習慣がまったく異なっている。両領域で真の研究者は、観察能力の持続的な訓練、見て・収集し・ふるい分ける技能を必要とする。しかし外的対象を観察する技能は自然研究者に、歴史的な追体験から、または人間や歴史の状況への心情的に深い親しみから生じてくるような精神態度とはまったく異なった精神態度をあたえる。それゆえヤコブ・グリム、ニーブール、ランケの学者としての性格が、リービッヒ、キルヒホフ、ヘルムホルツらの性格となんと違っていたことが！こうしてすでに個人の気質の違いとして認められていたことが、方法の違いとしてもっと徹底したかたちで現れてくるのである。

自然科学の方法と精神科学の方法の違いということは、これまで活発な議論の対象であったし、今もそうである。ただしその際に問題となるのは、どのぐらいの範囲まで精神科学は自然認識の方法に適合しうるのか、そしてどの程度まで精神科学は、その経験様式と対象の基本特性から、自立的にその方法を形成し、さらに形成してゆけるのか、ということである。一方では自然科学の方法による精神科学の克服、他方では精神科学の固有の成果の理解と承認。なるほど精神科学の背後にはすでに、偉大で光輝に満ちた歴史がひかえているが、その前途には世界を形成するための、ますます増大してゆく実践的な意義を担っているのである。まずできるだけ誤解をはっきり排除するために、いくつか自明なことを述べておくのも余計なことではなからう。自明なこととは論理的操作であって、この操作によってあらゆる領域で等しく、事実互いに関係づけられるのである。こうした事実は物的なものであれ精神的なものであれ、外的経験あるいは内的経験に現れるのであれ、同じ思考行為と論理過程によって相互に結びつけられる。比較すること・したがって区別するこ

と・同じものを見いだすこと・違いの程度を確定すること・結びつけること・分離すること・判断すること・推論すること、これらは自然科学でも精神科学でも事実関係を認識するために一様に働いている。そしてこのように推論する思考のあちこちで、三段論法・類推・帰納法が適用される。また事実を認識しようとする目的から、科学の両部門で、特殊なものを一般的なものに組みこむこと・個々の事実を連関に組みこむこと・多様なものを区分に組みこむこと、これらのことが結果として生じてくる。要するに事実がどのような性質のものであろうと、またどのような種類の知覚から生じてこうようと、事実はこの論理的な操作によって、つねにいたるところで認識目的に役だつ関係にもたらされるのである。

これらの論理的操作によって科学的方法が成立する。そしてそれは論理的操作が、科学の課題を解決するという目的によって構成された全体と結びつけられることによってである。立てられた課題に似かよった問題があれば、その場合方法は類似した問いのグループ全体にたいして、実りあるものであることが判明しよう。しばしば方法はその発案者の精神では、いまだその論理的性格とその影響範囲の意識とは結びついていない。すなわちこうした意識は、後になってはじめてつけ加わるものである。方法という概念がとりわけ自然研究者の用語法のなかで発展していくように、詳細な問いを扱い、それに応じてほとんど構成されていない手続きもまた方法として特徴づけられる。問題を解決するためにいくつかの道がとられる場合、それらの道は互いに異なった方法として見なされる。また発案者の精神の経験様式に共通な特徴が現れる場合としては、科学の歴史は古生物学でのキュヴィエの方法について語り、あるいは歴史学批判ではニープールの方法について語っている。こうしたことから、ふたたびまったく自明なことが生じてくる。つまり自然科学で形成された方法は、精神科学でも適用されるのである。なぜならきわめてよく似た問題が、科学の両部門

に同時に現れるからである。自然認識によって物的なものとして研究される感件事実の関係は、精神科学によっては意識過程の連関として考察される。そしてより高次の精神的生の基盤を理解するためには、それらの研究は非常に重要なものとなった。こうして天文学と生理学が形成した実験的方法は、実験心理学の優れた有効さとともに適用され、形成されつづけたのである。そして植物学者と動物学者が発展させた比較方法は、比較手続きを言語学に適用するのにきわめて役だった。このことからさらに自明なこととして、実験的方法是精神科学においてもその持ち場を見いだす、ということが生じてくる。すなわち実験的方法是特別な意義を、これまで心理学と美学において勝ちえてきたのである。

たしかにここに純粹に外的・量的に見れば、科学の両部門の重要な違いがすでに示されている。自然科学において実験的方法是、支配的な意義を有している。そして実験的方法がより広範囲に適用されるにおよんではじめて、自然科学は堅固な基盤をえて、壮大に発展することができた。ところで心理学・美学・一般言語学でも、実験的方法を利用する際の限界はますます彼方へ押しやられた。そしてその成果はつねに人間の感覚知覚の分析に、また意識の狭隘さ・心的過程の速度・記憶と時間感覚の要因などの特定の心的出来事を正確に記述することに制限されてきたのである。しかしこれまでいかなる実験的研究も、内部心理的な領域では法則を認識するにいたらなかった。また美学と言語学の領域で実験は、芸術と言語の感覚的生と関連した側面にとってのみ、利用可能であった。歴史的・社会的出来事はすべて、実験では近づきえないものであるが、それはここでは純粹に科学的な目的のために操作しうる可能性が欠けているからである。同様に精神科学の領域での数学の利用は、副次的なものである。これにたいして精神科学では、自然科学の帰納法・実験・数学的理論の蔭に隠れてしまう記述(物語)・分析・比較方法が優位を占めている。そして精神科学のこれらの方法に、固有の方法がつけ加わる。そ

れは固有の自己を外的なものへ移し入れること、そして理解する過程で、これに自己の変容が結びつくことに基づいている。これは解釈学的方法であり、またそれと結びついた批判的方法である。それは文献学者と歴史家だけに行使されるだけでなく、それなくしてはいかなる精神科学も成り立たないのである。

以上のことによって精神科学と自然科学の違いが、より深く理解できる。個々の論理的操作・経験様式・方法、これらを適用し結びつけるときの量的な違いは、こうした違いを生みだしはしない。むしろ内的経験の性質から、また外的なものへの固有の自己の移し入れとそれに応じた理解の過程でのこの自己の変形から、さらに精神的事実と精神的連関の特性から、精神科学というこの領域の根本的で共通な特性が生じてくるのである。これらの特性は、精神科学の手續きに決定的な影響をおよぼし、自然科学との根本的な違いを導きだす。

自然認識には、感覚を介して現象として、外的・空間的なものの漠然とした全体のなかで、個々の感覚印象の同時性と連続があたえられる。しかも感覚が分節化されることによって、多様な感覚からなるそれぞれのシステムは、他のシステムとは比較できないのである。ここに感覚のあらゆる作用が含まれている。そしてこうした作用から、ある特定の明瞭な因果連関を確立することが、自然科学の認識の課題なのである。物的なものはすべて、ある大きさを持ち、ある空間を占め、ある時間のなかで伸張しており、測定され、数えられる。こうした物的なものに即して、測定可能な運動が現れてくる。こうして数学的・機械的構成は、法的に規定された運動の一般的連関を自然現象に組み入れる手段となるのである。すでにはじめからこの自然科学の認識では、なるほど感覚の諸々の質は現れているが、理解できるものとはなっていない。たとえ自然科学の認識が循環するものであり、感覚事実がそれを受けいれて自然科学の認識は始まる 感覚の比較生理学において、

自然法則によって理解されるとしても、[感覚事実は] まさに、それがはじめからそうであったもの、つまりあたえられたままの、導出しえない事実でありつづける。いかなる発展史的研究も、どのようにしてある感覚作用が他の感覚作用に移行してゆくのかをおしえてはくれない。なるほど人は皮膚感覚が聴覚や色覚に変容するのを仮定することはできるが、それを表象したりすることはまったくできないのである。

これにたいして精神的事実は実際、体験にあたえられる。つまりみずからの充溢した体験から転位されて、体験がわれわれの外に模写され理解される。すなわち精神科学のきわめて抽象的な命題にいたるまで、思考のなかで表出される事実的なものとは、体験と理解なのである。こうして諸々の現実、精神科学の素材を形成する。そして現実の内面から、すなわちいくつかの器官をとおさずに、また相互に比較されずに、むしろ内面化された過程にあたえられるようにして体験され、他のものに模写されるのである。このような体験と理解のうちに、われわれの心的諸力の総体は働くのであり、ゆえに精神科学のきわめて抽象的な命題にあっても、内的生は充溢して共鳴するのである。そして次のことが今や決定的なこととなる。すなわち内的経験に心的出来事の連関が現れること、そして内的経験の結合によって、この連関は結びつくことである。というのはそれぞれの部分は、他の部分にとって同質なものであるからである。それゆえ他者を理解することも、他者のうちの連関を模写することに基づいており、この連関から個々の表出が説明されるのである。つまり抽象概念が結合される外的自然の連関は、現象の基礎である。これにたいして精神的世界での連関は、体験され、経験され、追理解される。自然の連関は抽象的なものであるが、心的・歴史的連関は生き生きとしており、生命に満ちているのである。

これらのこと全てから、二つの科学の方法の最初の違いが生じる。

外的対象の堅固さ、外的対象の操作とその測定可能性によって、自然研究者は実験と数学を適用することができる。ゆえに観察と実験で見いだされる経験の同型的な構成要素はここで、数学的・機械的な構成手段に組みこまれるのである。こうして宇宙の巨大な質量の運動、それから光と熱、音響、電気等々が、また他方では化学的過程が理解できるようになった。なるほど細胞が登場し、そのなかで有機的生の特性が現れて、これまでこうした[数学的・機械的]構成手段によって把握することに抵抗してきた。またダーウィンによって導入された進化説が画期的に進展して、環境と有機体の内的特性とのあいだの法則的で内的な関係 この内的関係によって、有機体が種を貫いて変異するのが理解できる を指摘してきた。しかしどうしてこの原形と、原形からは区切られて、種にいたるまでさまざまな相違がさらに持続して結びついてきたかについて、進化説は最終的にはいかなる満足な説明原理ももっていないのである。つまり自然科学はそれに内在する構成原理にしたがって、ここではただ因果的な連結部分がまだ欠けているだけであって、それは見いだされねばならない、ということをやむぎなく堅持しているのである。

われわれはこうしたことにたいして、どれほど貧しくまた同時にどれほど豊かなのであろう。同一の方法を適用する競争が、なんと空しいことだろう。精神科学の方法論の力は、まさに構成に対立する手続きに、どれほど基づいていることだろう。科学の両部門は根底では、事実の総体を認識する際の一般規則から生じるものにおいてだけ互いに一致する。そしてここで同型性に基づいて、現実的なものが個性化するのである。それぞれが個性化することは、特殊なものを普遍的なものに組み入れ、個々の事実的なものを連関に組み入れるのを促す。この連関は自然科学では、基礎となる論理的に明晰な構成手段のシステムである。精神科学では連関は、生の状況のもとにある、内的経験にあてえられた心的連関である。自然科学の構成の理想

とは、原因と作用とが等しくあるような原理による理解の仕方である。こうした理解の仕方は量の絶対的な比較可能性に制約されていなくてはならず、その完全な表現は比較することによって理解するということである。それにたいして精神科学の理想とは、人間の歴史的な個性化全体をあらゆる心的生の連関と共通性から理解することである。心的生の内的連関は、思考のなかで経験が結びつくことによって把握され、記述され、分析される。また同型性は構成要素の結びつきと、各人の心的生に現れる個々の連関のなかで確定される。そのとき精神的な歴史世界の特殊なもの・全体の構成・個性化をこの共通性と連関のなかに組み入れるという課題が成立する。なんとここでふたたび自然認識とは異なる精神科学の独自性が現れていることだろう。自然科学は、組み入れるべき現象と構成手段との同種性を抽象化して引きだしながら、その構成手段に従っている。それにたいして精神科学はまず第一に、途方もなく拡大していく歴史的・社会的現実を、つまり外的な現象や作用として、あるいは生のたんなる産物、生の客観的な沈殿物として現われた歴史的・社会的現実を、それを生みだした精神的な生動性に置きもどすことによって組みこむのである。それゆえ自然科学では抽象化されるが、反対に精神科学では一種の転位によって完全な生動性全体へ置きもどされるのである。自然科学では個性化の代わりに仮説的な説明根拠が捜し求められ、精神科学では生動性のうちに原因が経験される。したがって社会的・歴史的現実を具体的に理解することは、やはり個々の組織的な精神科学にとっても、さらに方法によって操作する際の基盤なのである。

さてこのように理解された社会的・歴史的現実もまた分析される。この分析は前に説明しておいたように、まずはじめに経済生活・法・宗教のような、この現実のなかで共働しているさまざまな文化のシステムを抽出すること、ならびにたとえば家族・国家・教会として現れているような組織の形態からそれらを区別すること

によってなされる。そこではじめて心的生の分析は、これらの社会的・歴史的システムの分析の成果と関係を持つことができるのである。ここ〔社会的・歴史的システム〕で生じてきた同型性は、そこ〔心的生〕で見いだされたものに組みこまれるのである。ここで示されている個性化は、さまざまな状況のもと、つまり生動性がそこから生じてくる事態としての物的・精神的環境における心的生動性の構造と認識しあう関係におかれる。個性化しようとする人間に共通な生動性と、歴史化しようとするこの個性化の関係のなかに、精神的世界を認識できる偉大な連関があるのである。ここで橋を架けるには、比較心理学の訓練が必要となる。他方それは支配と依存・共同体・競争・業績の区分などのような、人間の社会的な共同生活から成立する過程の研究を要するのである。

ところで精神科学の(方法の)他の特徴は、さらにその経験範囲の特質によるものである。それぞれ個々の心的生で構造連関は、心を十分に把握しようとする。自立した内的価値の意識は、各個人の自己感情からは切りはなせない。このことから精神科学の重心は、諸々の差異が捨象されて、個々の人間全員が一致する一般的なものの認識から、個性化という重大な問題に移行することになる。ここで精神科学は個人の生の豊かさを捉えようとするのである。人格への愛情に満ちた理解から、また固有の生の力強さに基づいた汲めども尽きない総体の追体験から、偉大な歴史上の創造が生じてくる。伝記においてはもっとも明瞭に、精神科学に固有な、こうした人格の自立的評価が現れてくる。そしてすでに因果認識を含んでいる個別的なものの描写に、相違・ニュアンス・類似性、要するに人間の歴史的現実の個性化を、連関にしたがって把握しようとする課題が結びつく。そうした連関の本質とは動機づけなのである。前に比較心理学が精神科学との連関で占める位置を指摘しておいたが、今ここでそのきわめて重要な意義が見えてくる。それは比較心理学の特別な性格によって、この認識システムの不可欠の連結

部分としてふさわしいものである。

精神科学の経験範囲の特質から、さらにあらたな特徴が生じてくる。心的生の連関を把握することは、その構造からして心的生の自立的な評価と切りはなせないことをわれわれは見てきた。それゆえ事実的なものを見ることは、完全性の表象と結びついている。存在するものは、それが妥当し、そうあるべきものから引きはなしえないことがはっきりする。こうして生の事実、生の規範が結びつくのである。生という現象における本質的なものは、そこでの生き生きとした価値連関の表現である。この本質的なものは、それ自体が理想の表象や規範となって表現されるが、それらはこの生の表出を内側から規定するものなのである。ここで重大な方法論上の問題が発生してくるが、精神科学の連関はその問題の解明次第である。理論的な命題は、実践的な命題から切りはなされてはならない。真理は理想の表象や規範から分離されてはならない。なぜなら二部門の命題、その一方の命題は存在するものを含み、他方の命題はそれが何であるべきかを告げるのであるが、それらを互いに切りはなしてしまうと、認識からは実り豊かさを奪い、理想や規範からはその連関と根拠づけを奪ってしまうからである。したがって重要なことは、偉大な人間の生の活動の本質から、活動の規範が生じてくるような連関を見いだすことである。ところで事実と規範とは分かちがたく結びついているので、両者の結びつきはあらゆる精神諸科学を貫いている。そうした特徴は心理学では、きわめて身近な対象である普通のを、変則的なものから区別することである。しかしいったん、このことに注意深くなるとただちに、いかにこの区別が心理学の概念形成に意義深く共働しているかに気づくであろう。組織的な精神科学ですべて、しかるべき事実組織の認識には、その事実組織の規範という前提が含まれるように構造化されている。しかもそれはまさに、評価と目的連関がすでに事実組織に含まれているからである。というのはこの事実組織は究極には、いたるところ

で心的生の構造に基礎づけられており、この構造は生の価値を創出しようとする志向をみずから有しているからである。たしかに歴史学でさえつねに、記述と因果認識と判断を結びつけようとする。それもたんにもっぱら道徳的な判断ばかりでなく、あらゆる人間の生の活動の価値規定と規範から生じる判断をである。シュロツサーやゲルヴィーヌスのもっぱら道徳的な判断は、倫理的には尊いのであるが、議論の余地がある。しかし生じたことについての判断は、それ自体としてはその叙述からは切りはなせない。

こうして究明してみて、一般心理学と比較心理学の関係が明らかになる。さまざまな状況にある精神的な生を統一することは、まず理解において生じる。そしてその生動性や価値の発生によって、その特異性ならびに、この特異性に応じた自立的な関心が生じてくる。こうして統一されて形成されたすべての生の形態が、同じく特異な性格を示すことは避けがたいことである。したがってこうした性格は結局、精神的世界全体にふさわしいものである。しかしこの精神的世界には、生の統一以上の別の側面もある。それは同種性と同型性を示すものである。このことはすでに、精神的なものにたいする自然基盤の関係から結果として生じてくるのである。偉大な法則関係が、自然全体を根底から支配している。そして法則関係が精神的世界を規定する環境を形成することによって、この関係は精神世界では作用の同型性として表出されるのである。しかしこれは同時に、精神的なものと同種性と内的な類似性によって規定されている。精神的世界自体では、同種性と内的類似性が成立しており、これらは思考の普遍妥当性・感情の転位性・目的の論理的整合性そして共感として表出されるのである。すでにストア派、ストア派により規定されたローマ法学、そしてこの法学に基礎づけられた17世紀の自然体系は、この人間本性の同種性をあらゆる歴史条件のもとで際立たせたのである。

このように精神的な生の統一から有機組織の形態としての文化の体系まで、いたるところで同型性は個性化と結びついている。それぞれ個々の精神科学において、この結合は表現されている。またこの結合は精神科学にもっとも固有な問題のひとつでもある。それはそれぞれの精神諸科学が形成されるのに、決定的な意義を担うのである。ゆえに精神科学のいたるところで、どの範囲まで同種性・同型性・法則が個々のものを規定するのか、どの地点から実証的なもの・歴史的なもの・特異なものが現れるのか、をめぐって争われている。とりわけ経済学・法学・政治学は、このことを巡って激しい論争に満ちている。またいたるところで内的連関に、そこでは同型的なものが個性化の基礎をなしているのであるが、接近しようとする傾向が存在する。今や比較方法によってこそ、実証的なもの・歴史的なもの・特異なもの、要するに個性化それ自体が学問の対象となるのである。そして個々の歴史上の現象を学問的に規定することは、ただ普遍史的方法によってのみ成しとげられるのである。ひとつの現象は他の現象を照らしだす。すべての現象の全体は、個々の現象を照らしだす。ヴィンケルマン、シラー、そしてロマン主義者たちの意義深い仕事以来、この方法はつねに実り豊かさを獲得してきた。この方法に、とくにアリストテレス学派、ポリビウス、マキャベリ、ヴィーコ以来、偉大な歴史家と政治思想家がしてきたように、普遍化するために自由に類推することによって、厳密に規定された普遍的命題を獲得しようとする比較方法が結びつくのである。比較方法は言語学で形成され、それから神話学に移しかえられた。以上説明してきたことの結果として、それぞれの組織的精神科学は、その発展の途上で比較方法に到達せねばならない、ということになる。心理学は領域全体の基礎科学として比較科学になることによって、われわれの世紀の精神科学のこの傾向を促し、この方向での発展を押し進めることに寄与できるであろう。

第 章 人間の個性化に関する 普遍的視点

さて人間の歴史的な個性化を把握するための、普遍的な視点がすえられた。これを以下でまとめてみよう。私はこの視点をきわめて普遍的な連関において示したのであり、そこで視点は哲学の歴史の内部で通用するものとなった。その際おのずとはっきりするのは、われわれにとって普遍的視点の価値は、ただその経験的・心理学的基礎づけに依存している、ということである。

宇宙についてのわれわれの知識がおよぶかぎりでは、宇宙は同一の物質で構成されていると仮定してもよい。そしてこれは十分に観測できることであるが、引力の法則とあらゆる天体の運動とは一致するのであるから、この同じ法則がまた万有のさらに異なった部分すべてを貫徹していると仮定してもよい。こうして世界全体に、質量とエネルギーの恒常性・物質の同種性・物質の法則的な関係における同型性が成りたつのである。さて物質に即して現れる心理過程もまた、ある一定の範囲でその構成要素の同種性と経過のなかの同型性を示している。その際、そうした抽象概念に人間の所与性　ここから抽象概念が引きだされる　が表現されているかぎり、もちろん表現もつねに含めて考えねばならない。

現実的なものにおいて、はたして知性に第二の根本特性が対立する。これらすべての同型性に基づいて、特異なものが際だってくる。特異なものはそれぞれ、他のものとは異なっている。ライプニッツはシャルロッテンブルク宮で、哲学好きであった王妃の女官たちに二枚の同じ葉を捜すよう促した。そうして王妃に彼の「不可識別者同一の原理」(*principium identitatis indiscernibilium*) を直観的にわからせたのである。つまり同等性とは、段階的に異なる現実の事物についてこの表現が用いられる場合には、

それぞれの差異が完全に消失するのに近づくことを言い表わしているにすぎないのである。この原理の最高の適用例とは、人間の生の単一性への適用である。とにかく現実的なものの個性化にとって本質的なことは、ある特定の基本形態が、これをとりあえずここで類型と言っておくが、変容の戯れのなかでつねに反復する、ということである。そうした類型では、いくつかの特徴・部分・機能が規則的に相互に結びついている。これらの特徴は、それらが結びつくことによって類型が形成されるのであるが、ある特徴の存在が他の特徴の存在と結びつき、ある特徴の変化が他の特徴の変化と結びつくような、そうした相互的な関係のなかで相対しあっている。しかも万有における諸特徴のこうした類型的な結合は、一連の上昇してゆく生の形態のなかで増大してゆき、有機的生で、それから心理的生でその頂点に達する。この類型の原理は、個性化を支配する第二の原理と見なしうる。この法則は偉大なキュヴィエをして、動物の身体の化石化した遺骸から、その身体を再構成することを可能にした。そして精神的・歴史的世界では、この同じ法則がFr・A・ヴォルフとニーブールをして彼らの結論を可能にした。人間の歴史的世界にとってのこの法則の基礎づけと評価もまた、当然心理学上の経験のなかだけにだけあるのである。有機的・歴史的世界ではさらに形成物の生の価値のニュアンスが現れるが、これは部分や機能の分節化のニュアンスと関係している。生の価値が一定の方向へむけて増してゆくような系列が成立する。こうして節足動物の頂点を蟻と蜂が形成し、脊椎動物の頂点を人間の有機組織が形成する。しかし最終的には、この生の価値という概念とこれに関連するものは、人間の歴史的世界にだけ本源的にあたえられている。個性化の内部で効力を発揮する原理は、発展の原理と特徴づけられよう。しかし諸々の差異や発達段階は、それらが現れる物理的・精神的環境と内的に関係する有機的な精神的・歴史的世界の全体に見いだされる。環境における特定の相違は、個性化での特定の相違に相応する。前者の相違の程度は、後者の相違の

程度に相応する。そのもっとも明快で主要な事例とは、環境に取りまかれた、また別な表現をすればさまざまな物的・精神的な状況のもとにある個々の人物である。こうした関係を叙述したものが、各人の生活史である。また同様に、憲法や国民文学と、自然条件や歴史・社会的要因との関係も分析される。アリストテレスから偉大な分析家トクヴィルとその後継者にいたるまで、憲法と国家の命運の重大な危機は、そのように分析されたのである。テーヌはそのイギリス文学史で、文学的状況とその環境との関係を研究するという古典的な先例を示した。そして彼がその分析、たとえばシェイクスピアと彼を取りまく状況との関係の分析で残した重大な不備は、彼の方法の形成をさらに促すのである。個性化の問題にたいするこの原理の射程、それと同時にこの射程の限界が吟味されるべきならば、個性化と状況のあいだに成立する重大な同型性の関係が理論的に展開されねばならない。

どのようにしてこれらの関係を手短かに言い表わすことができようか。しかし万有を思考する可能性が、普遍的・数学的法則性のなかに、あるいは量的に秩序づけられた法則にしたがう同種な部分の関係のなかにあるとするなら、たしかにずっと以前から芸術的な眼ざしと哲学的な観想には、世界の意味がきわめて深くこの個性化において、つまり個人・種・類・生活形態・類型的形態・類型的関係に沿った特殊化において開かれていたのである。かつてゲーテが述べたように、自然はすべてののねらいを個性に定めているように思われる。どれほどさまざまな国の自然哲学者たちがこの謎を、個性化・実体的形式・形成力・発展・特殊化と統合などの概念でもって解こうとしようと、その際彼らは明らかに、ただ普遍的な概念とそれに属する言葉で、この謎を繰り返しているにすぎないのである。

あらゆる現実的なものの個性化で、これらの特徴が現れる最高の段階は、人間の歴史的生である。この段階でも同種性と同型性が個性化の

基盤をなしており、個性化はここでその頂点に達するのである。個性化にはここでも、自立的な関心がそなわっている。われわれが自然のなかにただ法則的なものを捜し求める一方で、ここでは特殊なものが科学の対象になるのである。熱されて液状になった鉛が冷たい水のなかに滴り落ちて、さまざまな奇妙な形態をとるのを観察するとき、私はこうした形態に、ただ束の間の関心をもつだけである。こうした形態を規定する法則には、もっぱら自然研究者が注意をむけるのである。あるいはアラブ人にとって、生き生きとした関係をもって、彼の馬はすでにひとつの個性として自立的な価値を獲得しており、また狩人にとっては彼の犬がそうなのである。しかし自然科学の観点では、それぞれの動物の個体はただその種との関係で関心を引くだけである。これにたいして近代の伝記はつねに、フリードリッヒ大帝やゲーテのような偉大で特殊な事例を研究しようとする。ここで現れてくるニュアンス・類似性・類型の探究はそれゆえ、最高の関心を引くのである。

さて以上叙述された精神的・歴史的現実の二つの側面に、二種類の科学すなわち一般理論と比較科学が相応しているものと仮定できよう。しかしまさに、ひとつの領域で成立するこれら二種類の認識のあいだの関連こそを、把握しなくてはならない。心的生の生き生きとした作用連関にむけられ、一般理論の中心点をなす思考は、近代の知の理想にしたがえば個性化もまた解明すべきなのである。この課題は、ある領域において共通なものを確定すること、そしてその領域で実現される個性化、この両者をひとつの体系に統合しようとするそれぞれの科学によってこそ解決されるのである。

しかもわれわれの認識はその現在のあり方からすれば、一般的真理について三つの体系を含んでいる。これらの体系は現実的なものの内容の三つの重大な秩序と関係している。それらの秩序は、現実を包摂する因果連関には還元されない。あらゆる現象を一般的真理の総体でもつ

て解明しようとする理想は、到達不可能である。現象の機械論的理論は、細胞が登場してくるときはじめて、その限界に突きあたる。既知の化学的・物理的プロセスから、外的現実の一部を形成するものとして有機的自然という出来事を引きだそうとする試みは、なるほど方法論的に要求されている。しかしこうした試みが十分な成果を挙げていないかぎり、新しい一般の真理は、物質の物理的・化学的特性についての認識につけ加わるものとして、細胞が登場してくる際に導入されねばならない。さて有機的生に内的状態が結びついているのが見いだされ、その内的状態が人間において特別な形態を受けとり、内的経験に基づいてここで人間の歴史的現実として記述される。その場合、この領域を支配している一般の真理を、外的自然での法則的關係に還元しようとする方法論上の要求は成り立たないことになる。自然認識が、あたえられた現象を分割された質量空間での運動に還元すればするほど、自己意識にあたえられた内的で統一的な生動性は、自然認識の現象からますます決定的に分離する。この生動性の活動の共通の特徴が、脳細胞と神経繊維の動きによって、いつ理解されるようになるかは見極められない。だからそうした時がやってくるのを確信している人々も、その時がくるまでのあいだ、人間の歴史的領域にとっての心理学的な真理を見いだそうとする研究様式の価値を承認せねばならないのである。そうした心理学的真理は、共通性ならびに個性化を、人間の歴史的領域で理解するのにふさわしいのである。

個々の精神科学は分析と抽象化の過程によって、個々の目的連関を人間の歴史的現実から際だたせる。精神科学が到達する一般の真理は、まさにこの現実全体に妥当するか、または現実にあつたような真理として、具体的な諸条件を追加されて呈示されねばならないのである。しかも心理学は個々の精神諸科学にたいして、それらの基礎科学として関係する。記述し・分析し・比較することによって心理学は、人間の歴史的世界の認識をうち開き、基礎づける。心

理学はこの世界で成立している個性化にたいする説明原理を展開するときのみ、その機能を果たすことができるのである。

第 章 個性化問題の方法的取り 扱いにいたる比較精神科学の歩み

比較科学という概念は、一種の言葉の解釈から、そこでは比較の手續きが優勢であるといったことから導きだせない。なぜなら比較すること・区別すること・似たものを見いだすこと・同型性を認識すること、これらは数学者や物理学者の手續きとおなじく、比較解剖学者や言語学者の手續きでも支配的な思考手段だからである。そもそもそれぞれの一般化が、比較による結果なのである。他方で実験の本質をなす状況の変化、たとえば物理学や化学での同型性の確認に役だつような変化は、たしかに比較自然科学ではこれまでほとんど利用されてこなかった。しかし畜産家の意図的な働きかけを、ダーウィンはそれに依拠していたのであるが、自然への意図的な介入という決定的な特徴をもった実験と類似したものであると認識しようとしなければ、たしかにそれは表面的でそれゆえ不毛な考察様式となろう。

そしてこの自然科学の領域における因果的解釈にとって、どれほどの意義を本来の実験がとりわけ明らかに数世代をとおして継続されねばならない遺伝の性質に関する実験がまだもつものなのか、今日誰も判断できないのである。ヴァイスマンの理論的考察以来、とみに激しくなった遺伝についての論争は、ただそうした種類の実験によってのみ決着がつくのである。それゆえ名称が提示していないものを、無理やり手にいれたりしないでおこう。そしてこれまでわれわれが首尾一貫しておこなってきたように、ここでもまた、非常に変わりやすい方法的態度から、もしくは当面の科学において、ある経験様式が他の経験様式とくらべて優勢であるといった不確かな概念から、この(比較科学という)概念を導きだしたりしないで、そも

そも方法を規定しているシステムの内容の性質から、ここでもまた出発することにして。

科学上の手続きがその領域で成立する同型性を捜すとき、これらの同型性は個々の事実で顕在化してくるが、そのとき個々の事実のあいだの違いといったものは度外視されるということをおぼえてきた。このように個々の事実はこの手続きにとって、法則的態度のたんなる事例にすぎなくなるのである。あるいは科学上の手続きは、まさに個人を個人から分離することの差異について考察し、そのニュアンスを確定できる。こうして成立する類似の関係 それによって個人が集団に組みこまれる、そうした変化を理解できるものとする動因的關係、そしてニュアンス・類似・類型・種類の基礎となっている諸關係をその対象とすることができるのである。相違・ニュアンス・類似・類型・配列・説明を対象とするこの二つめの種類の手続きは、科学に比較という性格をあたえる。こうしてあらゆる科学は、包括的な部門と結びつく。そして科学は同型性に基いて、現実に即しながら記述し、地球・植物の包皮・動物界・人間・言語・神話・権利などを比較しながら、個性化のこうした側面をその対象とするのである。比較科学は拡張してゆき、それゆえ個人を差異・ニュアンス・類似に応じて秩序づけ、これらの關係をあるいは説明根拠に還元するまでにいたる。そしてこのことは当該領域でのまったく一般的な關係を、個性化の基盤と「見なす」比較を前提としているのである。

この比較による考察様式は、ギリシア人によってはじめて完成されたものである。彼らはその氣質にしたがって、一般的で法則的な關係を確定するといった領域でよりも、比較考察ということにおいて、より多くのことをなしたのである。なるほど人間に親密な一様性が生じるのは、植物や動物といった一定不変に区切られた種においてであり、また両性の違いにおいてであり、あるいは民族や人種による区別においてである。しかしながらギリシア人にとって

は、類型的な把握、実体形式による説明、記述的・比較的な 自然科学と精神科学 を可能にした諸々の特性が統合され、これらの特性はギリシア人に同時に、幾何学・宇宙誌・記述的天文学を可能にしたのである。彼らは芸術的に見ることおよび形態の考察では、他のあらゆる国民に優っている。そのもっとも偉大な思想家たちは世界全体に、形成力が配列され段階的に推移するのを認めるのであり、これは特殊化の生き生きとした論理過程のなかで、特殊な差異をとおして現実に即した分類をもたらすのである。

こうしたギリシア人の氣質には、説明する手続きを生物学のまだ混乱していた仮説にとりあえずまかせていた科学の状況が対応していた。なるほど当時すでに、現代では相ならんで比較研究の基礎におかれている二つの仮説が展開されていたが、進化の仮説は当時まだ厳密な学問的操作によって手のとどくものではなかった。アナクシマンドロス、エムペドクレス、デモクリトスはすでに植物や動物の最初の登場について、またそれらの組織が目的に適うように徐々に発展したことについて、そしてそれらの解剖学上の構造と諸機能について論じている。彼らはその際に、古代からルクレティウスにいたるまでの進化説がとった形式の進化説に基づいているのである。この進化説は動物界の個性化を、諸条件のきわめて大きな違いから導きだす。その際に一般的な潮説の信奉者たちは、とりわけ動物が陸地へ移動したことを強調した。したがってこの進化説は、ダーウィンとは対照的に最新の理論もあらためて主張しているように、起源にただちにきわめて大きな多様性をわり当てるのである。進化説は組織の合目的性の増大ということ、より能力のあるものの生存と自己増殖ということから導きだす。この進化説はルクレティウスを通じて17・18世紀まで伝えられてきた。それは近代の進化論の形成にとって、これまで認められてきたよりも、はるかに重大な意義をもっていたのである。とりわけラ・メトリーとディドロはこの古代の進化論

によって制約されており、彼らはこの説を17・18世紀の見解と結びつけようと企てた。しかし古代自体においては、この仮説にたいして実際に、科学的操作を適用することはまだできなかった。それゆえ古代世界での比較の手続きは、逆の想定によって導かれていたのである。すなわち永遠なる世界、そこでの恒常的な生の条件、生物の一定不変の属と種。こうした諸前提のもとでアリストテレスとその学派は、比較動物学や比較植物学を生み出した。また彼らの時代に地理学上の地平が拡大したことが、彼らに経験上の素材を提供したのである。理性・現実を形づくり、質料と結びついて、心的な形成力を媒介として実現される一定不変の普遍的な形式という仮説は、質料世界自体の認識がまだ、有機的生へのいかなる説明根拠も呈示していなかった当時において、有機的生をとりあえず理解できるものとした。また有機的生の個性化の原理を比較手続きを適用するための根拠としえたのである。

そしてこの手続きを精神科学へ転用することも、すでにアリストテレスとその学派によって企てられていた。造形力としての心は有機的世界全体に拡がっており、そして知覚・想像力・記憶・快と不快・欲望と恣意的運動は動物界と人間界の全体を包括している。こうした視点からアリストテレスには、比較心理学という概念が生じてくるのである。驚くべき視野の広さでもって、そのような比較心理学が魂についての著作〔『デ・アニマ』〕のなかで構想されている。特に感官による知覚の比較説は、第二巻(C. 6ff)で述べられており、これはのちに感官知覚の比較説の偉大な創始者であり、その学派からヘルムホルツとブリュッケを輩出したヨハネス・ミュラーに強力な影響をあたえた。同様に第三巻冒頭での共通感覚・想像力・想起についての見事な学説は、動物と人間の個々の形態に関してはそこで詳細には反省されなかったが、きわめて普遍的な性格を有している。こうしてアリストテレスはこの比較心理学で、また自然学の著作では、さらに詳細ないくつかの論述をこれにつ

け加えているが、動物界と人間界の内部の心理の活動を、上昇的な系列に組み入れた。そしてその原理とは時間的な順序ではなく価値の関係であって、この関係は追加されていく能力の内的な構造によって実現されるのである。したがって彼の立てた類型は、時間上の発展系列に配列されるものではなく、下部から上部へむかう構成およびこうして規定される価値の増大によって発展の連関を形成するのである。このことは次の理由により留意されねばならない。すなわち17・18世紀には著作者たちはしばしば、有機体の形態が時間的に発展することを受けいていたような感じをおこさせるが、それは実際にはただこうしたアリストテレス流の概念が彼らにあったからである。このアリストテレスの詳論には、もっとも普遍的な感覚能力とは触覚であって、この触覚とともに感情と、食物を求める曖昧な性向がただちにあたえられる、という見事な洞察が存在している。さらにこの比較という同じ原理を、アリストテレスは同時に国家学に適用した。状況の相違、生物とその生物が必要とする諸条件との関係を有機的世界で追究したように、彼はまたそれぞれの政治全体の内部のさまざまな階級の生の条件・機能・権限の連関のなかに、国家の比較解剖学と比較生理学の原理を見いだした。この原理に基づいた比較政治学は、『論理学』以降の彼の作品中もっとも円熟し、今日なおもっとも影響力のある作品である。これにそれからディカイアルコスの歴史・政治学研究が結びつくのである。

近代の学問の性格とは因果認識であり、法則的關係を表現する公式による思考であった。この思考は力学・物理学・化学を生み出した。それは宗教・法律・国家・経済においても、同型的にいたるところで現れる構成要素すなわち法則と規範を明示した。こうしてこの思考は、精神科学の自然のシステム、自然神学、自然法、政治経済学の抽象的システム、そしてパワーと彼の同時代人たちの詩学を立案した。しかし人がこうして歩んでゆくにつれて、これらの学問の地平にふたたび、ギリシア人がその比較科学

で取り扱ってきた同一の問題が浮かびあがってきたのである。

普遍的な啓示、普遍的な自然法、人間のあらゆる有機組織の自然の原則、普遍的な自然道徳、文芸作品の規範が、精神科学の自然のシステムを形成する。16・17世紀の学識ではこのことに、古典の学識のなかで蓄積された素材を後代の認識と比較することをとおして、この自然のシステムを究明する努力が結びつかねばならなかった。とりわけストイックな意向がこのなかでさらに追求された。こうした連関のなかでジャン・バッティスタ・ヴィーコが現れた。彼は1668年にナポリに生まれ、その地でまた生涯を送り、1744年に死んだ。この同じ時代にまた、動物を相互に、そして人間と比較することによって器官の一般解剖学と生理学的解釈に達しようとしていたことは、注目に値しよう。ナポリで教授として1656年まで生きていたマルコ・アウレリオ・セヴェリーノはこうした方向を開いた。その次の世代では、この比較解剖学という概念はトーマス・ウィーリスに見いだされる。彼はとりわけ多くの四足動物・鳥・魚の脳の記述と比較に没頭したが、それを次のように規定している。「さてこうして、さまざまな動物の個々の部分の一致点や相違点、あるいは互いに比較され、また人間と比較される動物の一致点や相違点を詳述しようとするなら、その場合たしかに私はそうした比較解剖学によって、ただそれぞれの器官の諸機能を発見できるだけでなく、動物の心自体の痕跡と表出を、またその影響と秘められた作用の仕方を発見できるのである。」クロード・ペロー、サミュエル・コリンズ、フランシスコ・レーディ、マルセロ・マルビーギ、ジャン・スヴァンメルダム、アントン・フォン・レーウェンフクラは、同様の仕方でも研究した。さてこうして普遍的な比較によって一般的な原則にたどりつこうとする傾向がヴィーコを取りまいており、またこの方法を特別に応用するうちに、とりわけまたベーコンの論文『古代の叢智について』、神話に関するオランダの文献学者の研究、そして当時の法学上の著作、とくにフーゴ・デ・グロティウスが彼に影響をおよぼしたこと

によって、1725年頃に彼の画期的な著作『諸国民の共通の本性についての新しい学の諸原理』が成立したのである。

この著作は精神的世界の形而上学という課題、もしくは人類の形而上学という課題を立てている。すなわちそれは歴史を引きおこした根源の力を把握しようとする。しかしそれは、文献学者と文献学によってになわれた当時の法学者と歴史家の手段と方法によっておこなわれるのである。こうしてこの著作はその題材の拡がりとして、クレメンスとアウグスティヌスによって形成された普遍的で世界史的な視点[のもとでの]題材の学問的な取り扱いによって、古代の比較手続きを踏みこえている。これらすべてによるよりも、原始的な心の状態にある英雄的なもの、その表現様式の詩的・隠喩的なものを理解する能力によるほうがさらに大きい。それは偉大で孤独な心の活力のなかにあるのである。これらの力すべてをもって、ヴィーコは比較の手続きによって、あらゆる国民に共通なものを、また彼らの原初の発展の段階がそれに即して、いたるところで交互に平行して生じてくるような普遍的法則を見いだすことに関心をむけている。神々の時代、英雄の時代、そして人間の時代があらゆる国民において交互に生じてくる。「あらゆる古代の異教民族は、ヘラクレスとともに始まる。」「太古の人々と異教の国家の創設者たちは、圧倒的な感覚の強さと途方もない想像力をそなえていた。」

さて以上のことに、雄々しい習俗と原始の思考の隠喩的な性格についてのヴィーコの深遠な叙述が基づいている。こうして彼ははじめて、ホメロスの時代やローマ時代初期の人間と後世の時代の人間との心理学上の違いを認識した。そしてこのことから比類ない予感力をもってホメロス、ローマの最古の歴史、また宗教・法律・文学の原初の段階についての結論を引きだした。しかしこの比較の手続き全体は、あらゆる国家に共通したものにむかう17世紀の大きな趨勢に呼応しており、国民の発展に共通したもの

だけに差しむけられていた、という点にその限界を有するのである。

差異・程度・類型・類似を研究するのに比較を適用したのは、はじめ18世紀の仕事であった。それはアリストテレスの時代と同様に、当時もまた自然科学から始まった。しかし今度は、より高次の段階でおこったのである。血液循環の機構から、生体の諸機能を機械的・生理学的・化学的に説明できるようになった。こうしていかに有機的生命の多様な形態が配列され、分類され、説明されうるか、という昔から存在しつづけてきた大きな問いへの学問上の解答が可能となったのである。個性化の問題は、すでにインドの僧侶思想家たちを煩わせていたわけであるが、その完全に根源的な深遠さという点では、18世紀以降やっと把握され、学問的に扱えるようになった。自然科学が個性化問題の解決のために発見した概念と方法は、それから人間の歴史的世界での個性化にも適用された。属・種・類型・発展・環境・内的形式・構造 これら諸々の概念は自然科学の思考によって生みだされ、精神科学で利用された。それゆえこれらの概念は、その成立した場所で探索されねばならない。記述・分析・比較・説明といった方法を個性化の問題に適用することは、生物学ではじめてなされたのであり、ゆえにそれらもまずここで探索されねばならない。18世紀に比較自然科学がとてつもない成果に達したことに規定されて、精神科学の比較手続きは成立した。心的差異が感覚器官・脳・神経と筋肉の全組織の差異に依存し、状況・気候・食物に依存していることは、まず最初に自然科学で研究され、その後それらの見解が精神科学に適用されることになった。個性化を規定する要因を厳密に実験し比較する研究は、このときからはじめてこの進路に定められたのである。人間の個性化は、地球と地球上の有機体の発展との連関、そして地球の気候の違いとの連関のなかにおかれた。リンネ、ビュフォン、ドバントン、キュヴィエ、ラマルク、ゲーテ、ヘルダー、フンボルト兄弟、ポップ、グリム、比較神話学者と言語学者は、精神運動の動因的關係によって相

互に結びついている。そして比較心理学の課題はただ、そこで比較心理学が成立しているこうした連関を明瞭に意識することでのみ解決されるのである。

有機的世界とそこでの個性化の探究は、自然科学がその法則に即した歩みのなかでなした最後の一步であった。すなわち動物の生と人間の生の形態と法則の同種性を証明することによって、自然科学は同時に精神科学の境界にまで導かれたのである。自然科学の法則に即したこうした歩みは、たびたび逸脱するよう影響されたにもかかわらず、全体としては諸科学相互の依存性によって規定されてきた。なるほど個々の科学は、それらの基礎となる現実への問いがつねに存在するゆえに、共存しながら発展する。とりわけ精神科学は、それ自身に内在する法則にしたがって、つねに自然科学とならんで発展してきた。しかし個々の科学の草創期は依存関係にあって、この依存関係が科学の年代上の順序に影響をおよぼすのである。しかもそれぞれの段階で、いくつかの科学はそれぞれの程度に、相互に規定されている。これらの科学はそうして合いならんで、そして同時に内的に相互作用を受けながら発展してゆく。こうして近代の数学・力学・天文学は相互の内的関係にしたがいながら、ニュートン、ライプニッツ、ホイヘンスらが万有力学を樹立するまでの17世紀の建設的な精神の時代に発展するのである。物理学では自然に即しながら、まず音響学によって成立した波動の観念に基づいて、ニュートンとホイヘンスによって光学の基礎がおかれた。ニュートン、ランバート、ブラックは熱理論を基礎づけた。デュフォイ、フランクリン、ワトソン、ノレその他の学者は、構成された世界全体を動かす実験で電気の一連の基本特性を発生させた。そしてついには数多くの予備的研究ののちに、ラヴォアジエによって1774年以来、学問としての化学が基礎づけられたのである。

これらは記述的・比較自然科学がそこに基づいて、これから発展してゆけるような基礎であ

った。この基礎において地質学・鉱物学・植物学・動物の身体についての科学が、それらの進歩が同時に、きわめて生き生きと関係しつつ相ついで可能となるような仕方でも相互に規定されるのである。

さてこうして有機的な人間の歴史世界の内部での個性化という大きな謎が、比較方法によって解こうとされる包括的な出来事が成立した。そしてその最後の構成部分が、比較心理学の構想なのである。

生物学は三つの時期に、植物界と動物界での個性化を組織的に秩序づけ、説明しようと試みた。

最初の時期はリンネでもって終わる。地理学上の地平が拡大するとともに、既知の生の形態の数は中世をとおして、それから諸発見の時代からは飛躍的に増大した。二名法の技法によるたしかな命名、植物の生殖器官の区分原理にしたがって経験的にあたえられた種を規定し、体系へ統合する分類、これらが植物界での個性化を概観するのを可能にした。リンネによる人為的な体系が全ヨーロッパに拡大されて活用されるなかで、ジュシュー（Jussieu、兄）が1759年にトリアノンの王立植物園を自然体系にしたがって分類した。その分類法をのちに彼の甥が一七七四年に公表し、ついに『自然の秩序にしたがって分類された植物の属』を出版したのである（1789）。

二番目の時期はビュフォンとハラーとともに始まり、ライエルとダーウィンの登場でもって終わる。この時期には生物が圧倒的に多様であることへの、自然がわれわれから隠した例証となる内的な連関を見いだすという大問題が、比較解剖学およびそれと結びついた生理学の基盤に基づいて、まず動物の生の領域で解決されはじめた。この時代には形態学的な考察が支配的であり、それは動物の身体の各部分と諸機能を、身体を取りまく環境に対応する働き全体に

結びつける構想から出発している。こうした概念から形態学的考察は、比較しながら類似関係を規定し、まず最初に脊椎動物の類型に達する。その最高の現象と基準となるのが人間である。さてこれらの脊椎動物から無脊椎動物が分離せられ、さらに無脊椎動物はそれらに実現された構想の観点から分析され比較された。このようにしてキュヴィエの脊椎動物・軟体動物・体節動物・放射相称動物という四類型の分類が成立した。しかし次のことによってはじめて、この時期は建設的なものとなるのである。つまり構想内部での類似関係と相違についてのこうした比較探究が、系譜学的な解釈に迫らねばならなかったこと、そしてこの解釈がついには思考の統一傾向にしたがって、生物の原型という概念と、原型の分化による発展ということのなかではじめて完結した、ということである。

ビュフォンは生物の活動のための舞台を創りだした。きわめて大胆な仮説を結びつけながら、彼は惑星の誕生、地球の歴史、地球上での生物の登場、有機分子からの生物の合成を、あたかも彼がこれらすべての観客でもあったかのように叙述している。灼熱した金属球を冷却することによって、彼は地球のゆっくりとした冷却が地表の形成にあたえる影響を説明した。またマルビーギ、レーウエンフック、スヴァンメルダムの顕微鏡による諸発見によって、細胞がそのなかで兆している有機分子という着想に彼は達した。さらに同僚であるドバントンの化石についての研究によって、彼はより古代の動物界のイメージをえた。そして晩年にはその精神に、種が変容する可能性ということがかすかながら浮かびはじめたのである。さてこのような基盤のうえに、彼の動物たちは存立している。共同研究者であるドバントンの解剖学上の調査を介して彼は動物を比較するようになり、はたしてすべての動物がひとつの構想にしたがって創られているのを見いだした。そしてこれら動物をのちにキュヴィエが、脊椎動物としてひとつの部門に統合したのである。動物の構造とその生活条件との関係から、動物の生動性を把握

する彼の美的な天分によって、個々の種類の哺乳動物についての彼の叙述は傑作となっている。芸術的な自然観察や人間観察に多大な影響をおよぼした彼の美的な態度は、キュヴィエとカール・エルンスト・フォン・ベアによって科学的な方法へと高められた。キュヴィエの至上の原則にしたがえば、有機体の各部分は、内にむけても外にむけても一体となるように調和されねばならない。さてこのことから各部分の相関性の法則が生じるのであり、それによれば個々の部分は、他のすべての部分が相応した変化をしなければ決して変化できないのである。ついには彼は性格の従属関係の法則をたてる。それによると動物個体とその種族を維持するという課題にとって、諸器官は異なった重要性をもち、このことと諸器官の持続性の違いは連関しているのである。これらの原則に導かれて比較をおこなう諸研究によって、はたして彼はその四つの主要形態にいたった。そして相関性の法則を利用して、彼は化石化した動物の遺骸からその全体構造のイメージを引きだせるようになった。彼は今日の動物界以前に、それとは異なった種類の他の動物界が存在していたことを証明できた。キュヴィエがこのために、脊椎動物の遺骸についてあてた証明を、ラマルクがその甲殻類の殻の調査によって補完したのである。これらの直観は天才的な胎生学者であるカール・エルンスト・フォン・ベアによって、胎児の発生史についての彼の研究に基づいて、きわめて深くまで押し進められた。彼は個々の類型の内部での発展段階を区分するために、分化の原則を導入する。すなわちもっとも下等な動物の本体から出てくる諸機能は、この分化によってさまざまな器官へ配分され、これらの器官の内部でも、それからさらに分化した部分へ配分されるのである。

さて因果解釈にむかう知性の一貫性にゆだねるようにして、ラマルクの進化説が成立した。身体の形態はこの説によれば、動物の生活様式を規定するものではなく、生活様式こそが時とともに身体の形態を変化させてきたのである。

環境のさまざまな相違は動物の身体に、変化しつづけ子孫を残してゆく能力をとおして、動物界のあらゆる相違をもたらす。このように彼の説が形態学自体に内在する誘因によって導かれるならば、ここで同時に、デモクリトスからの伝統のなかで考えつづけてきたフランスの唯物論者たちの着想が介入してくるのである。

この唯物論者たちはルクレティウスでは、有機体の自然史が段階的に連続しながら上昇してゆき、人間がこうした連続した段階に組み入れられているのを見いだした。若々しい活力にあふれた大地からは多種多様な植物が芽吹き、それから動物たちが引きつづいて現れ、その四肢が異なった構造とさまざまに結合した形態が登場してくる。これらの動物形態のうち、自己自身を維持できる、つまりみずからを養い、危険から身を守り、繁殖してゆける動物形態だけが存続できるのである。太古の人間は動物に、いまだきわめて似かよっていた。また人間は動物と闘いながら森のなかに住んでいた。そして徐々に人間の文明が成立してゆく。生物が自然に誕生してゆくこうしたイメージは、ルクレティウスをとおして18世紀にあまねくゆきわたった。唯物論者たちはこのイメージを、あたらしい自然科学の手段で形成したのである。このあたらしい唯物論の創始者はラ・メトリーである。彼はエピクロスの体系を記述した。つまり自然を認識するための真の出発点をラ・メトリーはエピクロスのなかに見いだしたのである。それと同時に彼の先生であり、スピノザの信奉者でもあったブルハーフェが彼に影響をおよぼす。またデカルトによる動物の身体の機械論的な理解によっても、彼は規定されている。さてその著作『植えるひと』(1748)のなかで彼は、自然の同型性の原則から、あらゆる生物を結びつけている類似、たとえば葉による呼吸と肺による呼吸との類似、植物の授精と動物の授精との類似を追求している。欠けるところのない階段を自然は、植物から動物をとおって人間へと昇りつめてゆく。さらにデイドローは先へ進む。すでに1749年の盲人についての書簡のなかで、

彼はエピクロスとルクレティウスという基盤にうえに立っている。諸々の世界は無限の空間のなかで誕生し、ふたたび滅び去ってゆく。芽生えてくる有機体のうごめく大群から、生存競争の淘汰によってある特定の動物の種が保存される。それから自然を解釈した著作(1754)のなかで、彼はこの観念をピュフォンから受けた感銘とともに、あらゆる動物の原型説に結びつけたのである。最終的には彼にとって感覚とは、物質一般の特性である。不活発な感受性が活発な感受性につねに移行し、植物の領域から動物の領域へも、すでにピュフォンが強調していたように、いたるところで移行が生じているのである。こうしてある最初の生物を、その他すべての生物の原型とする仮説は、ほとんど避けがたいものとなる。個々の生物が誕生し、成長し、絶滅してゆくように、種全体に関しても事情はなんら変わるところがない。それからロビネはライブニッツによって規定されながら、その1761年の自然についての著作で、そしてより明確には『存在形式の自然の位階に関する哲学的概観』(1768)のなかで、生命をもたない自然の物体も含めることによって、これらの理念にさらに幻想的な形式をあたえた。自然のなかでは、気づきにくい等差や微小なニュアンスのものであらゆるものが相互に結びついており、ひとつの原型は自然のなかで無限に変容する。それぞれの変容は自然の習作のようなものであって、長く連続するそうした試みを必要としたのである。「下等な動物から人間にいたるまで驚くほど変容しつづけるなかで自然はその作業を進めており、その仕事に栄冠を授けるこのすばらしい存在(人間)を手探りしているのに私は気づいた。」

このような文章を読むと、人はゲーテとヘルダーのことを想いおこすであろう。すなわち個性化全体の主体としての自然。そこで働く技巧は自然を、無意識に創造する芸術家に比せられるものとする。生物の個性化全体は原型から、その内部にある可変性にしたがって導きだせる。人間とはただこの類型が現実化した最高の

段階にすぎないのである。有機的な人間世界での個性化をこのように美的に把握することはシャフツベリー、ピュフォン、ディドロ、ロビネに含まれており、それはゲーテとヘルダーによって受容された。これらの契機を考慮すると、文学史を煩わしてきた問い、つまりゲーテとヘルダーが彼らの共通の財産として扱ってきた自然科学にたいするその関心とは何であったのかという問いは、ちがった光のもとで見えてこよう。両者ともはじめは、前述の自然哲学の学問的運動の影響のもとにあった。この運動から彼らは、自然科学を共通の財産として受けとった。地球はさまざまな時期に発展した。ある特定の時点で生物の段階がはじまるが、生物は地球の内的な形成力から誕生するのである。植物の包皮が形成されたのちには、動物界が現れる。動物界での類似点は、動物の統一された構想に還元されるが、その構想が変異するのは生活条件しだいである。こうした変異は段階的に秩序づけられ、そこで人間は最高の脊椎動物として頂点をなす。ゆえに人間は動物たちの兄弟なのである。さてこうした原型・変異・ニュアンスについての説が、ルクレティウスやディドロが考えたような時間上の連続を意味するのか、あるいはそれはたんに類型と変異のあいだの理念上の関係を表すにすぎないのか、という問いが生じるとすれば、この問いを解決するための諸前提もまた、私が別にこれから示すように、歴史上の連関のなかにあるのである。

個性化という謎を解決するための、生物の比較研究の第三の時期は、われわれの世紀の三分の二が過ぎた時点でようやくはじまる。それはライルの地質学との出会いによって規定されるのであり、この地質学はキュヴィエの破滅説を打ちたおし、広範囲におよぶ方法を提示した。すなわち今日われわれの眼前で生じている地表のもろもろの変化は、地表のかつての歴史を説明するための根拠を十分に含んでいること。そしてゆっくりとした気づきにくい変動ということで地球の現在の状態を解明するには、途方もなく長い時間がかかる、ということである。つ

まりこのことによって、植物と動物の種が繰り返しあらたに創造されるという仮説からは、それは化石化した遺骸から結論づけられたのであるが、その地盤が完全に奪われたのである。まさにこうした地殻の連続した変遷に、地殻を覆う生物の連続した発展が対応する、という思想はいまや避けがたいものとなった。そこへダーウィンが登場してきた。四つの契機が彼にとりわけ作用した。ライルのライフワークのあとでは、植物種と動物種のあらたな創造ということは、時代錯誤となってしまった。旅の途上でダーウィンは、場所を移動してゆくにつれて、種がある種から他の種へと徐々に移行していくのに気がついた。現在地表または地中で活動している力は、その種類と規模の点では、きわめて遠く隔たった時代に地質学上の変動を引きおこした力と同一のものである、というライルの法則にしたがって彼は、家畜の飼育と園芸植物の栽培で今日もなお作用している改良力を研究しはじめた。そして彼は、園芸家と飼育家がつねにもくろんでいる人為的な種の淘汰のなかに、有用な種属を産みだすのを成功させる鍵があるのを見いだしたのである。こうして自然淘汰の有効範囲を探究することが重要となった。さてマルサスの『人口論』によって、彼はついに生存競争という概念を手にした。すなわち食物と生存のための有利さ、とりわけ雌をもとめる競争において、よりよく装備されたものが勝利し、反復される淘汰〔選抜〕のなかで、もろもろの長所が徐々に累積されていくのである。このことでもってのはじめて、生物の個性化にたいする自然の説明根拠が見いだされたのである。われわれはその説明根拠の有効範囲をめぐる論争の真ただなかにいる。シュライデンとシュバンの細胞説で、ペーアの発達史的な研究で、ネーゲーリ、ヒス、ヘッケル、ヴァイスマンその他の調査において、こうした個性化の自然の原因を規定する要因がさらに生じてきた。すべてはいまだ進行中である。

近代の比較自然科学のこれら三つの時期に、人間と社会に比較方法が適用された段階が対応

している。

したがって次のことを認識することが重要である。すなわち自然科学の領域から精神科学の領域への移行が　そこでもろもろの命題に堅固な基盤があたえられた　どのようにしておこなわれたのか、どの概念がこの移行にさいして、実り豊かなものであると判明したのか　最後にはどのくらい、この移行が不都合な結果も伴ってきたのか、そしてどのくらい心的なものの特質から生じてくる他の考察様式によって補完されねばならないか、ということである。〔……………ここで論文は中断している。〕

J.S. バッハ作曲「二声インヴェンション」の楽曲分析と演奏解釈

第13番 イ短調 BWV 784

藤 本 逸 子

はじめに

この小論に先立ち、「J.S. バッハ作曲『二声インヴェンション』¹⁾」の楽曲分析と演奏解釈²⁾と題し、「第1番 八長調 BWV³⁾ 772」から、「第11番 ト短調 BWV 782」までの11曲を、「豊橋短期大学研究紀要 第2号」から、「同第12号」の各号にそれぞれ、楽曲分析し、演奏解釈した。また、「第12番 イ長調 BWV 783」を、「豊橋創造大学短期大学部研究紀要 第14号」に、同じく楽曲分析し、演奏解釈した。この小論も、それらと同じ観点にたつて、「第13番 イ短調 BWV 784」を、取り上げたものである。

楽曲分析と演奏解釈

「W.F. バッハのための小曲集⁴⁾」(以下「Kb. für W.F.B.」)において、この「Inventio 13」にあたるのは、37番めの曲で、「Praeambulum 6」(BWV 784)と題されている。両者には、表のような違いがみられる。大きな違いは、「Praeambulum 6」は、21小節で曲が成り立っているが、「Inventio 13」は、25小節できている。「Praeambulum 6」の16小節から18小節に当たるところが、「Inventio 13」では16小節から22小節と延長して変化している。

表 「Inventio 13」と「Praeambulum 6」の相違箇所

Inventio 13		Praeambulum 6	
<u>12</u> ⁵⁾ 下声2拍め	G音 ⁶⁾ H音 D音 Fis音	<u>12</u> 下声2拍め	G音 H音 Dis音 Fis音
<u>16</u> 両声1拍めから	大きな違い(譜2) ⁷⁾	<u>16</u> 両声1拍めから	大きな違い(譜1) ⁸⁾
<u>22</u> 両声1拍めまで	大きな違い(譜2)	<u>18</u> 両声1拍めまで	大きな違い(譜1)
<u>22</u> 両声2拍めから	違いなし	<u>18</u> 両声2拍めから	違いなし

1) 「二声インヴェンション」という呼び名については、豊橋短期大学研究紀要第2号「J.S. バッハ作曲『二声インヴェンション』の楽曲分析と演奏解釈」藤本逸子1985年(以下「第2号における小論」)の「『インヴェンション』について」の項を参照のこと。

2) 作品名・書名・強調語句は、原則として「 」に入れて表わす。

3) BWV = Bach-Werke-Vergleichnis, W. シュミダーによるJ.S. バッハ作品総目録番号。

4) 「W.F. バッハのための小曲集」については、「第2号における小論」の「『インヴェンション』について」の項を参照のこと。

5) 小節数は、数字を で囲むことによって表わす。例、第4小節め 4、第3小節めから第10小節め 3~10。

6) 音名は、原則としてドイツ音名で表わす。例、変口音 B音、嬰へ音 Fis音。

7) この小論における「Inventio 13」に関する楽譜は、Johann Sebastian Bach「Inventionen und Sinfonien」Urtext (Barenreiter-Verlag, Kassel 1972)を用いている。国内においては、ベーレンライター社の許可を得て、全音楽譜出版社が、印刷出版している。

8) この小論における「Praeambulum 6」に関する楽譜は、Johann Sebastian Bach「Klavierbüchlein für Wilhelm Friedemann Bach」Urtext (Barenreiter-Verlag, Kassel 1979)を用いている。国内においては、ベーレンライター社の許

譜1 「Praeambulum 6」 BWV 784 15~18

楽 曲 分 析 (譜2参照)

この曲は、二つの部分からなり、それぞれの部分は、次のような構成になっている。

第1部	1~13 (13)	第2部	14~25 (12)
主題の提示	1~6 (5.5)	間 奏	14~17 (4)
主 題	6~13 (5.5)	間 奏	18~21 (4)
		終 止	22~25 (4)

各部分における楽曲分析

第 1 部

主題の提示

- 1~6・1~2 上声部に主題(T)が現われる。(T)は、アルペジオをその要素としており、十六分音符による(a)と、八分音符による(b)で成り立っている。
- 1~2 下声部は、2拍遅れて、上声部の(T)を追いかけている。この2拍遅れることによって、上声部の(a)に対して下声部は(b)、上声部の(b)に対して下声部は(a)という組み合わせになっている。なお、2 下声部の(b)は、上下に動かず、単純に下降するアルペジオに変化している(b)。
 - 3~4 は、a moll⁹⁾からC durへ転調し、(a)と(b)を使って、自由な展開をしている。
 - 3 上声部は、(a)を細かく上下するアルペジオに変化させた(a)と、(b)を反行させた(q)できている。4 上声部は、3 上声部を2度下に移し、ゼクエンツしている。各小節の最後の八分音符と次小節の最初の十六分音符がタイで結ばれ、シンコペーションとなっている。
 - 3~4 下声部は、1~2 下声部同様、2拍遅れて、上声部を追いかけている。ただし、2度めのゼクエンツは、前半だけである。
 - 5~6 上声部は、(a)と(b)を、それぞれ、1拍に切った(a)と(b)を使い、3~4 同様のゼクエンツを行っている。(a)と(b)を(a)と(b)にすることによって、リズム的

9) 調名は、原則として、ドイツ音名を用い、ドイツ音名の大きい文字は長調、小さい文字は短調を表わす。例、八長調 C dur あるいはC、イ短調 a mollあるいはa:。

凝縮がなされている。また、(b)の最後の音と、(a)の最初の音をタイで結び、細かいシンコペーションにすることによって、緊張感を増している。

- ・ [5]~[6] 下声部は、1拍遅れで、上声部を追いかけることによって、[1]~[4]同様の効果を出している。ただし、下声部においては、タイによるシンコペーションはない。
- ・ [6] 2拍めから3拍めにかけて、両声部とも短いカデンツを置き、主題の提示をC durに終止させている。

主題

- ・ [6]~[13] [6]~[11] は、下声部が先行する形で上声部と下声部を入れ替え、また、C durからe mollに転調する中で、[1]~[4]とほぼ、同様のことをしている。[1]~[4]と異なるところは、4拍分長くなっており、ゼクエンツを3回行っていることである。ただし、上声部の3回めのゼクエンツは、前半のみである。
- ・ [11]~[12] 上声部は、多少、跳躍する音程は違うものの、ほぼ[5]~[6]上声部と同じことをしている。
- ・ [11]~[12] 下声部は、[5]~[6]下声部と異なり、(a)と、(q)を十六分音符の動きにしてリズム的凝縮をした(q)の組み合わせでできている。そのことによって、[5]~[6]以上の、緊迫感を出している。なお、(q)は、十六分音符でできているので、(a)の要素とも考えられないこともないが、(q)が配されているのは、上声部に(a)があるところである。この曲の構成は、常に、上声部と下声部で、(a)と(b)が相対する形になっている。したがって、(q)は、やはり、(b)の要素によるものと判断する。
- ・ [13] 両声部とも、1拍目から3拍めにかけて、カデンツを置き、e mollで、第1部を終了させている。
- ・ [13] 下声部は、終止後、第2部への橋渡しのように、e mollの¹⁰⁾のアルペジオを鳴らしている。

第 2 部

第2部は、(a)と(b)に、順次下降する要素(c)を加え、3つの要素で、自由に展開している。(T)が完全な形で出てくるところはない。

間奏

- ・ [14]~[17] [14]~[17] 上声部は、(a)と(a)から成るアルペジオと休符で、1小節を1単位とした音形をなしている。これを2度ずつ下降する形で、ゼクエンツしている。
- ・ [14]~[17] 下声部は、(q)と新しく加わった(c)で1単位とし、これも、2度ずつ下降してゼクエンツしている。
- ・ この間、減七の和音を多用し、e mollから、原調のa mollに戻っている。

間奏

- ・ [18]~[21] [18] 上声部は、(a)と(b)から成る(T)の前半を置いている。
- ・ [18] 下声部は、上声部の(a)と(b)を前後入れ替え、相対している。
- ・ [19]~[21] 上声部は、(a)(a)(c)から成る1小節で、1単位とし、ゼクエンツしている。ただし、そのゼクエンツは、[14]~[17]のような整然としたものではない。音程的には、不規則である。

10) 和音記号の和音の音度は、大きい字体のローマ数字(音度記号)で表わし、和音の形体は、アラビア数字(形体指数)で表わす。例、一度の和音、⁷、属七の和音

- ・ [19] 下声部は、上声部に追従するように、(a) を2度鳴らしている。常に、(a) と(b) を上声部と下声部で相対させているこの曲の、唯一例外の小節である。
- ・ [20] ~ [21] 下声部は、(a)(b)(a)(b) と(b) の要素を並べ、上声部に相対している。

終止

- [22] ~ [25] ・ [22] 下声部は、(a) の反行形 (e) と(b) による変形された (T) の前半を置いている。
- ・ [22] 上声部は、(b) と(a) を置き、下声部に相対している。
- ・ [23] ~ [25] は、全体で長いカデンツの様を呈している。上声部は、(a) と(c) でそれを成し、下声部は、(b) でそれを形作っている。

演奏解釈 (譜3参照)

テンポ

テンポに関して、諸校訂版¹¹⁾は、表 のような指示をしている。

表 諸校訂版における「Inventio 13」のテンポに関する指示

校訂者	テンポに関する指示
Hans Bicschhoff	Allegro $\text{♩} = 116$
Ferruccio Busoni	Allegro giusto
Alfredo Casella	Allegro tranquillo
S. A. Durand	Allegro
Edwin Fischer	Con moto
Vilém Kurz	Allegro
Gin Enrico Moroni	Allegro tranquillo $\text{♩} = 104$
Bruno Mugellini	Allegro $\text{♩} = 108$
Julius Rötgen	Allegro $\text{♩} = 92$
John Thompson	Allegro

また、内外10人の演奏時間¹¹⁾は、表 のとおりである。

表 諸演奏家における「Inventio 13」の演奏時間

演奏者	録音年	楽器	演奏時間
Aldo Ciccolini	不明	ピアノ	0 55
Christoph Eschenbach	1974年	ピアノ	1 40
Glenn Gould	1963 ~ 64年	ピアノ	0 45
Tatyana Nikolayeva	1977年	ピアノ	1 16
András Schiff	1982 ~ 83年	ピアノ	1 18
高橋 悠治	1977 ~ 78年	ピアノ	1 12
田村 宏	不明	ピアノ	0 57
Kenneth Gilbert	1984年	チェンバロ	1 12
Gustav Leonhardt	1974年	チェンバロ	1 17
Helmut Walcha	1961年	チェンバロ	1 28

11) 各校訂版及び、各CDの出版については、本小論の「参考文献・参考楽譜・参考CD」の項を参照のこと。

演奏家によって、随分、差がある。グールドとエッセンバッハの差は2倍以上である。エッセンバッハは、a mollの情緒性を重んじた穏やかな演奏であり、グールドは、十六分音符の律動性を生かした動きのある演奏である。

筆者は、「Allegro ♩ = 100」というテンポをとる。軽く爽やかに演奏したい。

アーティキュレーション

原則的に十六分音符は *legato*、その他の音符は *ten.* のついた *non legato* とする。区切りを感じるところは (|) プレスがほしいところは () で示した。

装飾音

原典には、装飾音はない。筆者は、装飾音を新たに付け加える必要を感じない。

各部分における演奏解釈

- ①~②・ *mf* で出る。① 上声(T)は、① 最後のE音に向かって、少し *cresc.* する。このE音を(T)のクラマックスとする。② 上声は、最後のA音に軽く納める。
- ・ 下声は、上声を追いかけ、② 頭のC音に向かって、少し *cresc.* する。
- ③~④・ ①~②の(T)より、音量を落とした *mp* とし、少し情緒性を加える。
- ・ タイを意識し、タイのある八分音符は、*ten.* 気味にする。
- ⑤~⑥・ 上声は、シンコペーションを充分意識し、律動感を出す。ただし、音量を加えることはせず、⑥ 3拍めのC音に納める。
- ・ 下声は、上声との八分音符と十六分音符の掛け合いを楽しみ、これも、⑥ 3拍めのC音に納める。
- ⑥~⑧・ ⑥ 下声の(T)は、*mf* で出る。durであることと、低音であることを意識し、太い音にする。
- ・ 両声とも、ダイナミックは、①~②に準じる。ただし、⑧ 3~4拍は、*cresc.* し、⑨に持っていく。
- ⑨~⑩・ ⑨ 上声最初のC音を、第1部のクライマックスとし、深みのあるアクセントをつける。両声とも、上行する八分音符のアルペジオを、軽く *cresc.* する。
- ⑪~⑬・ ⑤~⑥に準じ、音量を下げ、*mp* にする。上声は、ここも、シンコペーションを充分意識し、律動感を出した上で、⑬ 3拍めのE音に、*dim.* しながら、ほんの少々 *rit.* して納める。
- ・ 下声は、⑤~⑥と違い、十六分音符のみの動きとなっている。その徐々に下降する動きにつれて、*dim.* し、⑬ 3拍めのE音に、上声同様納める。
 - ・ ⑬ 3~4拍の下声は、*a tempo* して、第2部への橋渡しをする。
- ⑭~⑰・ ⑭は、第2部の出だしとして、少し強めの *mf* で出る。下声の(c)部分は、上声の動きを受けけるようにする。小節毎に、段階的に *dim.* し、⑰には、少し弱めの *mp* にまでもっていく。
- ⑱~⑳・ ⑱ 上声から下声へと(T)の断片を *mf* で鳴らし、⑲で一気に *cresc.* する。⑳~㉑は、*dim.* し、*mp* に落ち着く。
- ㉒~㉓・ ㉒は、*mp* で出る。㉒ 下声の(a)の動きは、長いカデンツへの橋渡しの的にする。㉒ 上声の(a)は、(T)を回顧するように弾き、カデンツへの導入となるようにする。
- ・ ㉓は、上声の上昇する動きと、下声の下降する動きにそい、*cresc.* する。
 - ・ ㉔は、㉓の流れにそって、*cresc.* し、上声3拍めのH音までもっていく。このH音が、この曲の最大のクライマックスである。このH音を少し *ten.* した後、納める方向に向かう。
 - ・ ㉕は、両声ともテンポを緩めながら、*dem.* し、それぞれの最終音であるA音に、静かに納める。

おわりに

「Inventio 13」は、動機の組み合わせが「Inventio 1」と似ている。双方とも、十六分音符と八分音符の対比が美しい。「Inventio 13」には、短調の曲にありがちな情緒性が薄い。その点でも、長調の「Inventio 1」に似た感じを抱かせるのかも知れない。「Inventio 13」は、絶え間ない十六分音符のアルペジオの動きにより、エチュード的要素も強いが、和声の流れの中で、音色感の変化を楽しみたい曲である。

参考文献・参考楽譜・参考 CD

* 参考文献

市田儀一郎 1983年「バッハ・インヴェンションとシンフォニア」(音楽之友社)

山崎孝 1984年「バッハ・インヴェンションとシンフォニア」(ムジカノーヴァ)

* 参考楽譜

Johann Sebastian Bach 「Klavierbüchlein für Wilhelm Friedemann Bach」Urtext (Barenreiter-Verlag, Kassel 1979)

BACH 「Inventionen und Sinfonien」Urtext (Barenreiter-Verlag, Kassel 1972)

J. S. BACH 「Inventionen Sinfonien」Urtext (G. Henle Verlag, Munchen 1978)

J. S. Bach 「Inventionen und Sinfonien」Urtext (Musikverlag Ges. m.b. H & Co., K. G., Wien 1973)

BACH 「INVENTIÖNEN UND SINFONIEN」Urtext (Edition Peters, Berlin 1933)

Johann Sebastian Bach 「TWO- and THREE-PART INVENTIONS」Facsimile of the Autograph Manuscript (Dover Publications, Inc., New York 1978)

Johann Sebastian BACH 「TWO- PART INVENTIONS」Hans Bischoff (Belwin Mills Publishing Corp. N. Y.)

J. S. BACH 「15 INVENTIÖNEN」Hans Bischoff (Steingraber Verlag, Offenbach)

BACH 「TOW- and Three-Part Inventions」Ferruccio Busoni (G. Schirmer, New York 1967)

BACH 「INVENZIONI A DUE VOCI」Alfredo Casella (Editioni Curci, Milano 1982)

J. S. BACH 「Inventions à 2 et 3 voix」Durand S. A. (Editions Musicales, Paris 1957)

J. S. BACH 「ZWEISTIMMIGE INVENTIÖNEN」Edwin Fischer (Wilhelm Hansen, Musik-Forag, Copenhagen 1954)

JOH. SEB. BACH 「15 Zweistimmige Inventionen」Alfred Kreutz (Edition Schott, Mainz 1916)

BACH 「DVOUHLASE INVENCE A TRIHLASE SINFONIE」Vilém Kurz (Editio Supraphon, Praha 1981)

BACH 「15 INVENZIONI A 2 VOCL」Gino Enrico Moroni (Carisch S. p. A. Milano 1944)

BACH 「INVENZIONI A DUE VOCL」Bruno Mugellini (G. Ricordi & C., Milano 1983)

JOH. SEB. BACH 「ZWEI- UND DREISTIMMIGE INVENTIÖNEN」Julius Rötgen (Universal Edition, Hungary 1951)

BACH 「THE TWO-PART INVENTIONS」John Thompson (The Willis Music Company, Cincinnati)

長岡敏夫編「バッハ インヴェンションとシンフォニア」原典版(音楽之友社 1965)

角倉一朗校訂「バッハ・インヴェンションとシンフォニア」原典版(カワイ出版 1983)

全音楽譜出版社出版部編「バッハ インヴェンション」(全音楽譜出版社)

Hans Bischoff 角倉一朗訳「J. S. バッハ インヴェンションとシンフォニア」(全音楽譜出版社 1972)

Ferruccio Busoni 伊藤義雄訳「二声インヴェンション」(Breitkopf & Hartel, Frankfurt 1914)

井口基成「バッハ集 二声部インヴェンション 三声部インヴェンション 小前奏曲・小フーガ」(春秋社 1983)

千倉八郎編「バッハ インヴェンションとシンフォニア」(日音楽譜出版社 1983)

* 参考 CD

Aldo Ciccolini (Piano) 「J. S. BACH INVENTION」TOCE6601 (TOSHIBA EMI)

Christoph Eschenbach (Piano) 1979 「INVENTION & SINFONIA」F26G20323 (POLYDOR)

Glenn Gould (Piano) 1989 「BACH INVENTIONS & SINFONIAS」28DC5246 (CBS SONY)

Tatyana Nikolayeva (Piano) 1986 「J. S. Bach INVENTIONS AND SINFONIAS」VDC-1079 (VICTOR)

András Schiff (Piano) 1985 「J. S. BACH 2 & 3 PART INVENTIONS」FOOL-23100 (POLYDOR)

高橋悠治 (Piano) 1991 「インヴェンションとシンフォニア 他」COCO-7967 (NIPPON COLUMBIA)

田村宏 (Piano) 1989 「J. S. バッハ インヴェンション」CG-3722 (NIPPON COLUMBIA)

Kenneth Gilbert (Cembalo) 1985 「J. S. BACH INVENTIÖNEN UND SINFONIEN」POCA-2113 (ARCHIV)

Gustav Leonhardt (Cembaro) 1992 「バッハ：インヴェンションとシンフォニア」BVCC-1863 (BMG VICTOR)

Helmut Walcha (Ammer-cembaro) 1961 「J. S. バッハ / 2声部のためのインヴェンション & 3声部のためのシンフォニア」TOCE-7231 (TOSHIBA EMI)

譜2 「Inventio 13」 BWV 784 [1] ~ [25] (楽曲分析)

第1部 主題の提示

1

T

a

a:

3

a'

,q

a'

,q

a: → C:

b

a'

,q

a'

5

a''

b''

a''

b''

a''

K

主題

C:

b''

a''

b''

a''

b''

K

7

T

a

b'

a

b

b

a

C:

9

T

a'

,q

a'

,q

a'

,q

C: → e:

11

a'

b''

a''

b''

a''

b''

a''

b''

a''

K

e:

,q

a''

,q

a''

,q

a''

,q

a''

,q

K

e

第2部 間奏

14

e: → a:

16

e: → a:

間奏

18

a:

20

a:

22 終止

a:

24

a:

K

譜3 「Inventio 13」 BWV 784 ①~②⑤ (演奏解釈)

① Tのクライマックス

mf

Tのクライマックス

③ *mp*

⑤ *mf*

⑦ Tのクライマックス

Tのクライマックス

⑨ 第1部最大のクライマックス

⑪ *mp*

ほんの少しテンポをゆるめる *a tempo*

14

mf *dim.*

16

mp

18

mf *cresc.*

20

dim.

22

mp *cresc.*

24

この曲最大のクライマックス

f

少しテンポをゆるめる

豊橋創造大学短期大学部研究紀要第 15 号

Bulletin of Toyohashi Sozo Junior College 15

執筆者紹介（掲載順）

伊藤博文	本学秘書科専任講師
井戸一元	豊橋創造大学経営情報学部助教授
大森隆子	本学幼児教育科教授
佐野真一郎	本学幼児教育科専任講師
山本孝一	浜松短期大学助教授
浅野純一	本学秘書科教授
稲田充男	豊橋創造大学経営情報学部助教授
伊藤晴康	本学秘書科専任講師
小林憲之	本学ネットワーク担当者
伊藤康代	本学秘書科専任講師
小田壽典	豊橋創造大学経営情報学部教授
三木博	豊橋創造大学経営情報学部助教授
藤本逸子	本学幼児教育科教授

1997年度豊橋創造大学短期大学部研究紀要第 15 号編集委員

委員長	幼児教育科 大森隆子
委員	幼児教育科 佐野真一郎
委員	秘書科 伊藤博文
委員	秘書科 伊藤晴康

1998年3月15日発行

発行所： 豊橋創造大学短期大学部
〒440 8512 愛知県豊橋市牛川町字松下 20 1
TEL (0532) 54 2111
FAX (0532) 55 0803

交換事務取扱： 豊橋創造大学図書館

印刷所： 有限会社 三愛企画 TEL (0532) 88 0556(代)

BULLETIN of TOYOHASHI SOZO JUNIOR COLLEGE

No. 15

March 1998

CONTENTS

Articles

- Hirofumi ITO** : Law and Network Technology 1
Kazumoto IDO : Financial Reporting in the U.K. 19
Takako ŌMORI : A Study of Games for Early Childhood Education
Hanaichimonme, Part II 35
Shin'ichiro SANO, Takakazu YAMAMOTO :
On Information Literacy Education for the Students Taking Humanities Course 45

Brief Notes

- Jun'ichi ASANO** : A Study of the Concept of Money
The Men Caught by Magic of Money 59
Mitsuo INADA : Forest and Civilization II Sustainable Development 65

Materials

- Haruyasu ITO, Shin'ichiro SANO, Noriyuki KOBAYASHI** :
Initializing Personal Computer Toward a Smooth Class Administration 71
Yasuyo ITO : How Students Recognize "Beautiful Words" 77

Translation

- Juten ODA** : "*Religion und Gesellschaft im Uigurischen Königreich von Qočo*,
von P. Zieme" Translated into Japanese 85
Hiroshi MIKI : Über vergleichende Psychologie von W. Dilthey 99

Interpretation

- Itsuko FUJIMOTO** : An Analysis and Interpretation of J.S. Bach's
"Die Zweistimmige Invention" Inventio 13 A moll BWV784 129